

自然的文化財のマネジメント

— 平成23年度 遺跡等マネジメント研究集会(第1回)報告書 —

자연적 문화재의 매니지먼트

유적 등 매니지먼트 심포지엄(제1회)보고서

"Management of Natural Heritage as Cultural Properties"

The Reports of the Management Research Symposium for Cultural Sites (the 1st)

2012

独立行政法人 国立文化財機構

奈良文化財研究所

나라문화재연구소

Nara National Research Institute for Cultural Properties

自然的文化財のマネジメント

— 平成23年度 遺跡等マネジメント研究集会(第1回) 報告書 —

目次

凡例

I. 研究報告

文化財と自然	006
亀山 章 (東京農工大学/名誉教授)	
自然的文化財のマネジメントを考える	016
桂 雄三 (文化庁記念物課天然記念物部門/主任文化財調査官)	
韓国における自然遺産の現況及び最近の動向 —天然記念物・名勝—	020
李 偉樹 (大韓民国:前・国立文化財研究所/自然文化財研究室長)	
「コウノトリ悠然と舞う ふるさと」をめざして	032
松井 敬代 (豊岡市教育委員会文化振興課/主幹)	
韓国の「村の森」の概念と現況	038
張 美娥 (大韓民国:社団法人生命の森/専門委員)	
糸魚川ジオパーク —自然的文化財の保護と活用—	054
竹之内 耕 (糸魚川市教育委員会 博物館/副参事・学芸係長)	
「自然的文化財」について	060
平澤 毅 (奈良文化財研究所/遺跡整備研究室長)	
■開催状況	070
■プレゼンテーション画像	071

II. 資料

平成23年度遺跡等マネジメント研究集会(第1回)の開催成果について(平澤毅)	108
1. 開催概要(実績)	110
2. 参加者・事務局名簿	111
3. 記録	112
■参考資料	144

凡 例

- 1 本書は、平成24年(2012)2月16日(木)及び17日(金)に、平城宮跡資料館講堂において開催した「遺跡等マネジメント研究集会(第1回)『自然的文化財のマネジメント』」(以下、「研究集会」という。)の成果を取りまとめた報告書である。
- 2 「研究集会」は、「遺跡等の保存管理・整備等に関する調査研究」の一環として、奈良文化財研究所の文化遺産部遺跡整備研究室が企画・主催し、小野健吉・平澤毅・青木達司が担当した。参加者は、日本国内の地方公共団体職員・研究者・実務者のほか、韓国からの研究者等、70名余りであった。
- 3 「研究集会」においては、事前に日本語と韓国語によって『平成23年度遺跡等マネジメント研究集会(第1回) 自然的文化財のマネジメント 講演・報告資料集』(平成24年[2012]2月15日発行、奈良文化財研究所、50pp;以下、『資料集』という。)を準備した上で、日本と韓国の研究者から自然的文化財に関わる概念・保護・事例等について講演・報告され、会場に向けては日本語から韓国語への逐次通訳、韓国研究者に向けては韓国語から日本語への同時通訳により、適宜、発言内容の詳細が共有された。
- 4 本書において、研究報告については平成24年度に執筆依頼したものであるが、所属等については「研究集会」開催当時のままとした。
- 5 本書は「Ⅰ. 研究報告」と「Ⅱ. 資料」の2部構成とし、日本語と韓国語、英語によって編集した。
- 6 本書における日本語による記載上、「Ⅰ. 研究報告」では、「研究集会」における検討成果を踏まえ新たにとりまとめられた論考等を収録し、「Ⅱ. 資料」においては、「研究集会」開催の記録として、開催概要、参加者名簿のほか、「趣旨説明等(2月16日)」、「講演・報告の総括(2月17日)」、「総合討議(2月17日)」などを掲載した。なお、「Ⅰ. 研究報告」における張美娥氏の論考については、本人の日本語訳による。
- 7 本書における韓国語の記載上、「Ⅰ. 研究報告」においては、『資料集』に韓国語で掲載した各講演・報告者によるレジュメを基本として、一部修正等の上、収録し、「Ⅱ. 資料」においては、「研究集会」開催の記録として、開催概要・開催趣旨のほか、講演・報告(2月16・17日)及び総合討論(2月17日)の記録概要などを掲載した。なお、「Ⅰ. 研究報告」における李偉樹氏及び張美娥氏の2つの論考のほかは、日本語から韓国語に翻訳したものである。
- 8 また、「Ⅱ. 資料」においては、参考のため、日本の文化財保護制度における「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」の定義を示した文化財保護法第2条第1項第4号～第6号、日本の文化財保護体系、並びに、名勝と天然記念物の指定基準、重要文化的景観と重要伝統的建造物群保存地区の選定基準、登録記念物の登録基準、そして、世界遺産条約第I章の「文化遺産及び自然遺産の定義」(第1条～第3条)を、日本語・韓国語・英語によって掲載し、注釈を加えた。
- 9 本書における日本語による記載上、「趣旨説明等(2月16日)」、「講演の総括(2月17日)」、「総合討議(2月17日)」については、録音から音声起こししたものを参照しながら、平澤毅がまとめ、各発言者の校閲を経たものである。各発言における言い回し等については、その趣旨の変更を伴わない範囲で修正を加えた部分がある。
- 10 目次は、日本語と韓国語の掲載部分に関して、それぞれに作成し、また、巻末には、英語によって目次と開催概要等を掲載した。
- 11 「研究集会」に関わる翻訳・通訳については、株式会社コングレの協力を得た。
- 12 本書の編集は平澤毅が行った。なお、韓国語記載の部分については、張美娥氏から監修を得た。

자연적 문화재의 매니지먼트

— 유적 등 매니지먼트 심포지엄 (제 1 회) 보고서 —

목 차

범 례

I. 연구보고

문화재와 자연	014
가메야마 아키라 (도쿄농공대학 명예교수)	
천연기념물이라는 문화재	018
가쓰라 유조 (문화청 기념물과 천연기념물부문 주임문화재조사관)	
한국의 자연유산 현황 및 최근 동향 —천연기념물 • 명승—	026
이 위수 (전 · 국립문화재연구소 자연문화재연구실장)	
황새가 유유히 춤추는 고향	036
마쓰이 다카요 (도요오카시 교육위원회 문화진흥과 주간)	
한국의 ‘마을숲’의 개념과 현황	046
장 미아 (사단법인 생명의숲 전문위원)	
이토이가와 지오파크의 자연적 문화재의 보호와 활용	058
다케노우치 코 (이토이가와시 교육위원회 박물관 부참사 · 학예계장)	
“자연적 문화재”에 대하여	066
히라사와 츠요시 (나라문화재연구소 유적정비연구실장)	
■개최상황	070
■프레젠테이션 화면	071

II. 자 료

a . 개최개요 (실적)	140
b . 개최취지	141
c . 심포지엄의 구성과 토론 개요	142
■참고자료	144

범 례

- 1 본 보고서는 2012년 2월 16일 (목) 및 17일 (금)에 헤이조궁 [平城宮] 유적자료관 강당에서 개최된 [유적 등 매니지먼트 심포지엄 (제1회) <자연적 문화재의 매니지먼트>] (이하 심포지엄)의 성과를 정리한 보고서이다.
- 2 심포지엄은 [유적 등 보존관리 및 정비 등에 관한 조사연구]의 일환으로 나라문화재연구소 문화유산부 유적정비연구실의 기획 및 주최로 오노 겐키치, 히라사와 츠요시, 아오키 다쓰지가 진행하였다. 심포지엄에는 일본의 지방자치단체 직원, 연구자, 실무자 등과 한국의 연구자 등 70여 명이 참가하였다.
- 3 심포지엄에서는 일본어와 한국어로 만든 [2011년도 유적 등 매니지먼트 심포지엄 (제1회) 자연적 문화재의 매니지먼트 강연·보고 자료집] (2012년 2월 15일 발행, 나라문화재연구소, 50pp; 이하 '자료집')을 준비하였고, 일본과 한국의 연구자들이 자연적 문화재와 관련된 개념, 보호, 사례 등의 강연과 보고를 하였으며, 당일 현장에서는 일본어가 한국어로 순차 통역되었고, 한국 연구자의 강연 및 보고는 한국어를 일본어로 동시통역하면서 자세한 발언 내용을 적절히 공유하였다.
- 4 본 보고서는 2012년에 원고 집필을 의뢰한 것으로 소속 등에 관해서는 심포지엄 개최 당시를 원칙으로 기재하였다.
- 5 본 보고서는 I.연구보고와 II.자료 등 총2부로 구성되었으며, 일본어·한국어·영어로 편집되었다.
- 6 본 보고서의 일본어 부분에서 I.연구보고의 내용은 심포지엄의 성과를 토대로 새로 정리된 논고 등을 수록하였고, II.자료에서는 심포지엄 개최 기록, 개최 개요, 참가자 명단, 취지 설명 (2월 16일), 강연·보고의 총괄 (2월 17일), 종합 토론 (2월 17일) 등을 수록하였다. I.연구보고의 장미아 (존칭 생략)의 논고는 본인이 직접 일본어로 작성한 것이다.
- 7 본 보고서의 한국어 부분에서 I.연구보고의 내용은 자료집 한국어 부분에 수록된 강연자 및 보고자의 레쥬메를 기본으로 일부분 수정을 가한 후 수록하였고, II.자료는 심포지엄 개최 기록으로 개최의 개요 및 취지 외에도 강연과 보고 (2월 16일·17일), 종합토론 (2월 17일) 등들의 요지를 수록하였다. 참고로 I.연구보고의 이위수·장미아 논고 이외는 일본어를 한국어로 번역한 것이다.
- 8 II.자료에서는 참고용으로 일본의 문화재보호법의 '기념물', '문화적 경관', '전통적 건조물군'의 정의를 제시한 제2조 제1항 제4호~제6호를 수록하였고, 그 외에도 일본의 문화재 보호 체계, 명승과 천연기념물의 지정 기준, 중요문화경관 및 중요전통건조물군 보존지구 선정 기준, 등록기념물의 등록 기준, 그리고 세계유산협약 제I장 '문화유산 및 자연유산의 정의 (제1조~제3조)'를 일본어·한국어·영어로 게재하고 주석을 달았다.
- 9 본 보고서의 일본어 부분 중 취지 설명 (2월 16일), 강연 총괄 (2월 17일), 종합토론 (2월 17일)에 대해서는 녹음음을 글로 옮긴 문장을 참조하면서 히라사와 츠요시가 정리하였고, 강연자 및 발언자 본인의 교열 작업을 거쳤다. 각 발언의 표현 등에 대해서는 발언 취지가 변하지 않는 범위 내에서 수정을 가한 부분이 있다.
- 10 목차는 일본어와 한국어로 각각 작성하였고, 권말에는 영어로 목차, 개최 개요 등을 게재하였다.
- 11 심포지엄과 관련된 번역·통역은 (주) 콘그레의 협력을 받았다.
- 12 본 보고서의 편집은 히라사와 츠요시가 담당하였다. 한국어 기재 부분은 장미아의 감수를 받았다.

I. 研究報告

연구보고

文化財と自然

亀山 章（東京農工大学／名誉教授）

1. はじめに

本稿では、「文化財と自然」と題して、それらが一体不可分であること、および両者を包括的に保護することの意義について論じる。具体的には、「自然的文化財の特徴」と「地域における文化財の総合的把握のあり方」の2つをテーマとして論じる。前者は、長野県の上高地を事例として、自然的文化財をどのように理解し、評価するのか、あるいは、その文化性はどのようなものであるのかに触れ、後者は、東京都日の出町の歴史文化基本構想における検討を事例として、関連文化財群を景観として捉える視点などを提示したい。

2. 自然的文化財の特徴

そもそも、自然（ネイチャー／nature）と文化（カルチャー／culture）とは対立する概念である。「自然的文化財」のように自然を文化財と考えるようになるのは19世紀後半のドイツの「自然記念物」（ナトゥアデンクマール／Naturdenkmal）や、アメリカの「国立公園」national parkと「ナショナル・モニュメント」national monumentなどの制度が嚆矢であり、近代のことである。

このうち、ドイツのNaturdenkmalを日本に導入して「天然記念物」と名づけ、明治時代末に、その保護を法制度化するよう尽力したのは植物学者の三好學である。その取組の結果、大正8年（1919）に「史蹟名勝天然記念物保存法」が制定され、日本で初めて自然を保護対象とする制度が運用されるようになった。

景観生態学において景観の構造を捉えるときに、パッチpatchとマトリックスmatrixの用語が使われる。パッチは絵画における「図」に相当し、マトリックスは「地」に相当する。かつては自然がマトリックスとして基盤をなしており、その基盤の上で人間活動がパッチやそれをつなぐコリドーcorridorになっていたが、近代化がすすむと都市などの人工的な空間がマトリックスとなり、自然がパッチやコリドーとしてみられるようになってきた。そこに、パラダイムの転換がある。

パッチとマトリックス、コリドーは、自然と人との関

係を示すランドスケープを考える上で重要な観点であり、景観生態学の基礎的概念を成している。

「自然的文化財」についての明確な定義はないが、用語の輪郭は示しておく必要がある。文化財保護法における「名勝」を例にすると、庭園や公園などの人文的名勝に対して、峡谷や瀑布などは自然的名勝とされる。自然的文化財は、この自然的名勝に代表されるものと考えればよい。わが国の法制度に対応させると、文化財保護法の自然的名勝と天然記念物、自然公園法の国立・国定公園、および森林生態系保護地域などを想定するとよいであろうし、国際的な観点からすれば、世界自然遺産も含まれる。

自然的文化財には、名勝のように土地に直接的に結びついた属地的なものだけではなく、天然記念物にもみられるような絶滅危惧の動植物種なども含まれており、今後は生態系や生物多様性なども含まれていくであろう。

これらのすべてを含めた表現としては、「自然遺産」（ナチュラル・ヘリテージ／natural heritage）と呼ぶことが適切であろう。

「自然遺産」を含む「文化財」には、法律や条令で保護措置が講じられているものと講じられていないもの、すなわち、「指定文化財」と「未指定文化財」を区別する考え方があるが、本稿では、それらを区別することなく、総称して「文化財」として取り扱うこととする。

今日の世界においては、人為の影響が皆無な自然は存在し難くなっている。そのため、自然的文化財といっても人為の影響を排除して考えることはできない。また、人為と結びついたところに積極的な意味をもつものもある。名勝に指定された峡谷のなかには、自然のままの風景ではなく、天龍峡（長野県飯田市）のように峡谷を形成する奇岩に文字が彫られ、岩上に亭舎をつくるなどして人文化した風景をつくりだしているものもある。

自然的文化財は、史跡や建造物などのように意図的につくられたものや作品化されたものとは異なり、何を文化財とするか、という対象そのものへの論及が重要である。また、地域の自然環境に依存することが多い自然的文化財が、その風土に根ざして存在してきたことを、国

有の特徴として明らかにしていくことも求められる。遺産の地域性は、その地域に存在することの重要性を評価することであり、地域的に評価することは地域限定的に評価することとは異なる。むしろそれは、地域を相対化してみる視点として大事なことである。

ここでは、自然文化財について、事例的に論じるために、日本の中部地方に所在する「上高地」(長野県松本市)について取り上げる。

3. 自然的文化財をどのように理解するか —上高地を事例として—

上高地は長野県西部に位置する飛騨山脈(北アルプス)の梓川上流の谷底の平坦地のことであり、文化財の指定地としては、奥穂高岳や槍ヶ岳を含む北アルプス南部の広い地域を指している。

梓川にかかる河童橋は、標高が1,500mであり、正面に見える穂高連峰は標高が約3,000mであることから、河童橋からは標高差で1,500mの風景が一望されることになる(図-1)。

河童橋から上は亜高山帯の針葉樹林が一面に覆っており、その上に高山帯が見えている。梓川の渓谷美のうち、渓谷の部分だけを上高地ということもあるし、文化財で指定している名勝と天然記念物は、ここから見える風景全部を「上高地」という。すなわち、奥穂高岳の山頂部まで「上高地」として指定している。

自然的文化財としての上高地は、どのように扱われているかを考えると、1番目は、中部山岳国立公園の利用の中心としての上高地というのが一般によく知られている。2番目は、この風景全部が特別名勝に指定され、そこにある動物・植物・地質鉱物が天然保護区域として特別天然記念物に指定されている。いうなれば、国宝級の風景と環境を備えているということが出来る。さらに3番目として、これはあまり知られていないと思われる



図-1. 河童橋から望む上高地の風景

が、上高地は国有林であり、風致の保護などを目的とした保護林に指定されている。

いずれもすぐれた自然的文化財としての取扱いを示しているが、この3つの自然的文化財の知名度は、法律で指定されている順序とは逆であり、歴史的には、保護林が最初で、次が文化財、最後に国立公園という順で指定されてきた。

(1) 森林美の保護

森林の美しさを論じる森林美学は、林学の重要な一分野であるが、これがドイツから導入されたのは、明治20年(1887)代にドイツに留学した川瀬善太郎と本多静六によるとされている。大正4年(1915)の山林局長通牒「保護林設定ニ関スル件」によって生まれた保護林は、「学術又ハ森林施業上ノ考証」、「風致ノ保護助長」を目的とするものであり、上高地は大正5年(1916)に北アルプス南部の広い地域として指定されている。

「学術又ハ森林施業上ノ考証」とは、将来に向けて森林をつくっていく上で参考になる天然の森林を確認し、それを見本として保護し、研究することで、造林の模範を示そうということである。「風致ノ保護助長」とは、特別に美しい風景を形成している森林を保護しておく必要性を強調したものである。

この山林局長の通牒に基づいて、北アルプス南部の広い地域が「上高地」という名前で指定されている。森林美を保護するために保護林に指定した際の名称が「上高地」ということである。

(2) 天然記念物と名勝

三好學がドイツのNaturdenkmalを紹介して、日本にも同様に「天然記念物」の制度を創設するべきであると熱心に説き、その結果として、史蹟名勝天然記念物保存法が制定されたのが、大正8年(1919)である。上高地が「天然記念物及名勝」に指定されたのは昭和3年(1928)で、自然保護を目的とした天然記念物と、風景保護を目的とした名勝という2つの分野の自然的文化財に重複して指定された。

三好學は植物学者であったので、特に植物や森林に対して熱心に天然記念物の指定を説いているが、三好の考え方の根底にあるのは「絶滅危惧」という発想であった。今から約100年前の当時、絶滅危惧、つまり、なくなってしまうような「自然物」を保護しようというのが根底にある考え方であった。

上高地は、昭和25年(1950)制定の文化財保護法に基づき、名勝と天然記念物の双方において、特に重要なものとして、昭和27年(1952)に「特別名勝及び特別天然記念物」に指定された。天然記念物は、自然物や自

然地の保護を目的としたものであり、名勝は、風景の保護を目的とするものである。上高地は、美しい風景と原始的な自然地という意味で、2つの文化財に重複して指定されているのである。

(3) 国立公園

国立公園という考え方は、アメリカにおいて1872年に指定されたイエローストーン国立公園に始まる。アメリカの西部開拓の対象であった原始地域がしだいに少なくなっていく。それを保護して、国民がそれを見に行く。そうすると、アメリカの国土というのは、こういった原始地域が開発されて今日があるのだということがわかる。イエローストーン国立公園の指定が意味するのは、そうした考え方である。すなわち、国立公園は、原始地域の保護と国民の利用の両方を目的とした制度である。

アメリカの国立公園の制度に倣って、日本の国立公園法が制定されたのは昭和6年(1931)であり、上高地を含む中部山岳国立公園が指定されたのは昭和9年(1934)のことである。上高地は、自然風景の保護とその利用を目的とした自然的文化財に位置づけられたのである。

(4) 自然的文化財の多義性

こうして考えると、「上高地」は4重の自然的な文化財として把握されていることになる。これは、「上高地」の保護の意義を考える上で大事なことであるが、その管理の調整はなかなか容易ではない。上高地の保護に深くかかわってきた経験から、そのことについて考えることが多い。

そこには、自然的文化財の多義性という重要な観点があり、分野の境界を明確に規定することは難しいという本質が示されている。わが国の国立公園のなかには名勝や天然記念物の指定が多く含まれているように、さまざまな遺産の概念を許容できるところに自然的文化財の特徴がある。また、名勝と天然記念物のように、どちらか片方に限定するのが難しいこともある。

一方、このように、さまざまな遺産の概念を相互に補完するのが自然的文化財の特徴ともいえる。

(5) 文化財指定の役割と意義

もう1つ大事なことは、なぜ文化財に指定するのかということ、すなわち、文化財に指定することの役割や、その意義について考えておく必要があることである。

「上高地」は、昭和2年(1927)に日本新八景に選ばれた。その選定は、現在の毎日新聞社の前身である東京日日新聞と大阪毎日新聞が主催したものであり、山岳、溪谷などの8の分野ごとに、すぐれたものを国民からの葉書の投票で選定しようとした一大イベントであった。投票で溪谷の部の第1位は天龍峡で、上高地は11位であったが、

文人、学者等の名士による審査で、最終的に、溪谷の部の第1位には上高地が選ばれたのである。すなわち、上高地は意図的につくられた自然的文化財であり、その意図に上述した4重の文化財指定の役割があったといえる。

実は、大正時代から昭和初期にかけては、自然保護という自然観、あるいは、原始風景という風景観という新しい観念が芽生えた時期であり、従来の日本の自然観や風景観にかわって新しい欧米の自然観や風景観を国民に根付かせようとした意図があったことがわかる。

自然保護という自然観については、天然記念物の制度を提唱した三好學が、絶滅に瀕しているものは大事であるとしたように、そういう自然観で地域を指定するという考え方である。もうひとつの、アメリカで始まった国立公園の原始風景、つまり人がかかわっていない風景はすばらしいものだという風景観、この2つは従来なかったものである。そういうものを国民に根付かせようとした意図があったといえる。

自然的文化財の評価には、それぞれの時代の風景観や自然観が強く反映されており、近年、自然公園法が改正されて、国立・国定公園が自然の風景地の保護だけではなく、生物多様性の保全にも資するようにされるなど、行政に求められた社会的ニーズも強く反映している。

大正時代から昭和初頭には、欧米に倣って近代国家、すなわち近代文明の国家をつくらうとする意図があったと考えられる。なかでも文化行政は重要であり、文化の指針を示す、あるいは価値観を示すという役割を担っている。そういった文脈で、何が大事なものを国民に示そうとしていた。特に、将来を見据えて国民に大事なものを示していくというのが、文化行政の中で大事なことといえる。

そのときに、従来の根底にあった中華趣味の風景観、そこから育ってきた和風の風景観、そういうものから脱して、新しい欧米風の風景観を根付かせようとした、というところに大事なものがあって、それが、この時代の特徴であるとみることができる。ちょうど日本が近代国家として列強に並ぼうとしていた時代の出来事でもあった。文化財を指定するときに、そういった時代的な要請があったということも大切なこととして知っておく必要があるという点で、上高地の指定は、重要な示唆を提供してくれる。

4. 自然的文化財の評価とその文化性

(1) 自然的文化財の評価の視点

こうした歴史的過程の上に、自然的文化財を考えるときに、その評価の視点はいくつかあると思われるが、つ

ぎの3つに整理できると考えられる。

1つは、「自然性」であり、先に触れた原始性や希少性、あるいは絶滅危惧といったことに関連する視点である。2つめは、「歴史性」であり、それは、文化性であったり、ある場合には史実性ということであったりする。3つめは、「審美性」であり、風景美や様式美、そして、ここにも希少性に関連する。

さらにもう一つ付け加えるとすれば、「地域性」、あるいは、地域の固有性を念頭において、それらの総合が自然的文化財を評価する視点となる。

「自然性」の評価としての原始性は、人為の影響がない状態であり、希少性や絶滅危惧性を内包することが多い。天然記念物は、自然性の評価に基づいて指定されることが多く、三好學が指定した奈良の特別天然記念物春日山原始林はその典型的な事例といえる。

今日、人為の影響が皆無な、限りない自然は存在し難くなっている。そのため、自然的文化財といっても人為の影響を排除して考えることはできない。むしろ、人為と結びついたところに積極的な意味をもつものもある。名勝に指定された峡谷のなかには、自然のままの風景ではなく、天龍峡のように峡谷を形成する奇岩に文字を彫り、岩上に亭舎をつくるなど、風景を人文化したものもある。視点場を舟においた舟下りも、風景の人文化した楽しみ方である。中国では、昔から人文化した風景が大事な風景だとされてきた。その影響が、こういうところに強くあらわれていると考えられなくはない。舟下りは、視点場を船に置いている。これも風景の人文化であるが、水の上に浮かんで見る風景は通常はあり得ないが、そういったかたちで風景を人文化して楽しむこともあるという好例である。

「歴史性」の評価という文化性は、文化史の背景のもとに評価されるものであり、名所や歌枕の名勝は代表的なものである。また、史実性は、人々によく知られた歴史的事実に基づいて評価されるものであり、史跡と結びついた名勝にその好例をみることができる。

「審美性」の評価という風景美は、名勝の構成要素として重要であり、この点においては、自然公園も同様である。また、様式美は、人文名勝に多く見られる評価の視点であり、さらに、希少性は、風景美とともに評価されることが多い。自然の風景で様式美とは、一例をあげれば、富士山の形は昔から日本人に好まれており、地域ごとに何々富士という名前で呼ばれている山がたくさんあることがその例である。

(2) 名勝保護の意図と意義

そうした自然的文化財の評価の視点を踏まえつつ、指

定の意図や意義について考える必要がある。どういう意図を持って、何を文化財に指定するのかというときに、歴史文化の方向性を示すという意義もあるし、新しい時代を意図して、これからの時代がどのように変わっていくかという時代を展望して価値観を誘導していくことが大事なことになる。自然保護や原始地域の保護は、今から80年以上前に取り入れられた価値観であり、生物多様性は、まさに現在、さまざまな分野で取り込まれている価値観である。

このような視点から、近年、国の自然名勝として指定されてきたものについて考えてみたい。

有明海の不知火が指定されている。不知火は、自然現象であり、同時に、ヤマトタケルノミコトの東征の伝承と密接に関連するものである。

和歌山県の和歌の浦は、万葉集の歌枕として歌われた場所であり、鹿児島県の坊津八景も名所の景観を指定したものである。平泉は、世界遺産の関係ではあったが、史実の景観に顕著な普遍的価値を認めたものであり、どちらかという、伝統的風景観を評価したものである。ピリカノカは、北海道のアイヌ民族にとっての聖地20カ所ほどを、順々に名勝に指定していこうという、これはどちらかという、地域性であり、地域の固有性を強調する事例である。

宮沢賢治の作品のモチーフとなった一連の場所を対象として、「イーハトーブの風景地」の名の下に、7つの名勝地を指定している。

不知火、和歌の浦、坊津八景、平泉は、いふなれば、伝統的な風景観にもとづく名勝であるが、ピリカノカは地域性を大事にした名勝である。そして、イーハトーブの風景地は作品のモチーフとなったものとして、これまでにない新しい風景の捉え方を提示した名勝であるといえる。

そうしたことを考えていくと、どういうものを保護していくか、ということが大事であることがわかる。名勝をどのように考えていくかという一つの方向性を示している。

(3) 自然的文化財の地域性

一般に、史跡や建造物などを限定的に歴史的・文化的遺産とする見方が根強くあり、天然記念物や自然名勝などの自然的文化財はそれらとは無関係な存在、あるいはそれらの背景としての自然環境の一部とみられてきた。

しかし、自然的文化財は、自然のなかから資産として切り取られ、切り出されたものであり、そこには人間の意思が強くはたらいっていることから、すぐれた文化的遺産であるといえよう。その意味では、文化的遺産は自然的なものや建造物などの人工的・人文的なものの2つに

大別されるのではなく、いずれも歴史的文化財であり、それが人の手で作られたものであるか、自然の所産ではあるが、それが意図的に守られて残されてきたものであるかの違いがあるだけである。

重要なことは、それらが地域のなかに存在している、という視点である。

5. 地域における文化財の総合的把握のあり方 一日の出町の取組を事例として一

近年、文化財は地域の自然と歴史の遺産として総合的に把握することが求められており、文化財の総合的把握に基づいた「歴史文化基本構想」がまちづくりの大きな柱とされるようになってきている。

文化財は、地域の環境の中で、人々の営みや長い歴史によって価値が見出され、守り伝えられてきたものであり、単独で存在するようにみえる文化財でも、周辺環境や他の様々な文化財と関連性を保ちながら存在している。そのため、関連する文化財と周辺環境を含めて総合的に把握し、一定のテーマをもつ「関連文化財群」の枠組みに基づいて新たな価値を見出し、文化財の保存活用を図っていくことが制度化されている。

ここでは、筆者が関わった東京都日の出町の事例をもとに文化財の総合的把握について考えてみたい(図-2)。

(1) 日の出町における文化財の総合的把握の考え方

日の出町は東京の西郊にある山村であり、かつては、林業の村であったところで、現在は墓地に建てられる卒塔婆の全国70%を生産している。また、石灰岩の採掘とセメントの生産が主産業であった時代もあり、セメン

ト産業を主とした近代化遺産にも恵まれる。

そうした日の出町において、「文化財の総合的把握」に取り組むに当たっては、史跡や建造物のように歴史的・文化的遺産として強く認知されているものと、本来、一体であるはずの天然記念物や自然名勝といった自然的文化財を総合的に把握する視点が必要とされることから、人間と自然の関係を「景観」として捉える観点を重視することとした。

武蔵野台地の西端に位置する日の出町は、河川沿いの低地から台地、丘陵地、山地へと変化に富んだ地形をもち、その標高差は約760mある。平井川とその支流の北大久野川はその源流を町内に発し、概ね北西から南東へと流れ、上流の渓谷から、広い河原をもつ流れへと変化している。平井川の上流のすぐ先にある御岳山は、武蔵野台地の要の位置にあることから、武蔵野台地の守り神でもある御嶽神社が祀られている。かつて、御岳山を信仰の対象とした登拝においては、平井川の谷沿いが登山ルートとなっていた(図-3)。

土地利用では河川の上流に森林、谷沿いに畑地が展開し、低地には水田が開ける。町域の大部分は森林であって、平井川の下流の右岸側に集落があり、そこに農地が集まっている、というのが全体の概況である。

人間が自然とかがわりあって歴史的に作りあげてきた地表面の総体が景観であり、景観は地域の自然と文化の歴史的遺産である。

(2) 景観の中の文化財

もともと「景観」という用語は、三好學がドイツに留学したときにドイツ語の「Landschaft」(ランドシャフ



図-2. 日の出町歴史文化基本構想

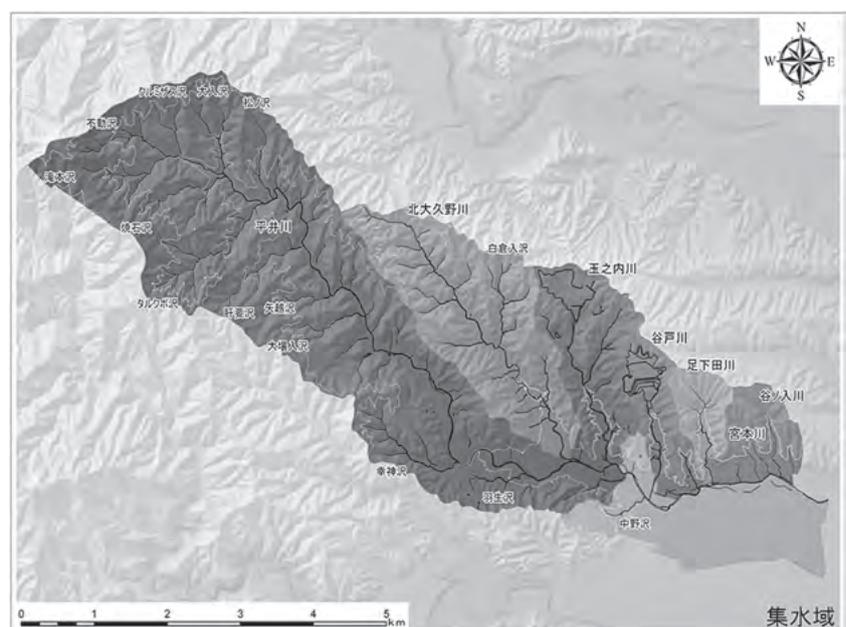


図-3. 日の出町の地形と河川の流域区分

ト)に与えた訳語で、地域概念として用いたものである。

一般に「景観」は見た目のように思われることが多いが、空間的にも視覚的にも認識可能なものである。

ドイツでは州によっては、ランドシャフトという地域の単位があり、そこに行政組織としてランドシャフト・フェアバンド (Landschaft Verband) がおかれている。直訳すれば景観の団体ということであるが、実際には地域の役所の意味であり、日本で言えば県庁と同じようなものである。ランドシャフトというのは、そういう地域的な概念である。

文化財を景観の中で捉えることで、関連が認識されにくかった文化財の相互の関係が再認識される。また全体のつながりを見ることで、文化財の特徴を把握しやすくなり、今までとは異なる観点から価値を見出すことができるようになる。

社寺、家並み、なりわい、生活、伝統的な行事は地域のなかに、あるいは景観のなかに存在するものであり、景観を構成する要素として存在する。景観のなかに人の意識が強くはたらいてきた部分があり、それが歴史の経過とともに残されて、資産としての価値を高めてきたものが文化財として保護の対象となっている。

その意味で、文化財は、地域の「景観」を構成する重要な要素であると考えられる (図-4)。

(3) 日の出町における関連文化財群の捉え方

「関連文化財群」とは、地域に存在する有形・無形の文化財を、歴史的・地域的な関連性に基づいて「相互に関連性のある一定のまとまり」として捉え、地域の歴史文化を語る重要な資産として、総合的に保存活用すると

いう考え方である。

従来は、文化財を、それを取りまく周辺環境を含めて保護することは難しかった。そこで、文化財の関連性を総合的に把握して一定の空間的・時間的なつながりを明確にし、一つの空間的なまとまりを「関連文化財群」として捉えることで、保護を可能にするというものである。

日の出町には、自然的文化財として、植物のシダレアカシデやフジ、スギ、ヒイラギ、ヒメザゼンソウなどがあり、また、歴史的な文化財としては、寺院の境内、建物あるいはその中に納められている仏像などが主なものとして把握される。

文化財の総合的な把握では、関連文化財群を景観と関連づけ、①清流平井川、②丘陵里山の自然と歴史的景観、③山地景観と土地利用、④御嶽参道と信仰、⑤卒塔婆産業、⑥セメント産業と近代化遺産、の6つの関連文化財群を提示した (図-5)。

①清流平井川は、人々の暮らしと川の流れ、をテーマにした、人々の生活を支えた平井川に関わる護岸石積の景観や可動堰、昭和前半のコンクリートの橋梁など、各時代の平井川と人の関係を示す歴史遺産である。②丘陵里山の自然と歴史的景観は、宿場と暮らしを支えた多様な森、をテーマにした谷戸と雑木林の自然から成る景観であり、文化財としてのトウキョウサンショウウオやモリアオガエル、ヒメザゼンソウ、大久野のフジ、シダレアカシデなどがある。木の文化の村落で、植物を大切にしてきた人々の生活が反映している。③山地景観と土地利用は、山地特有の土地利用と石積み、をテーマにしており、平井川沿いの斜面を成す地形に独特の巨石の石積

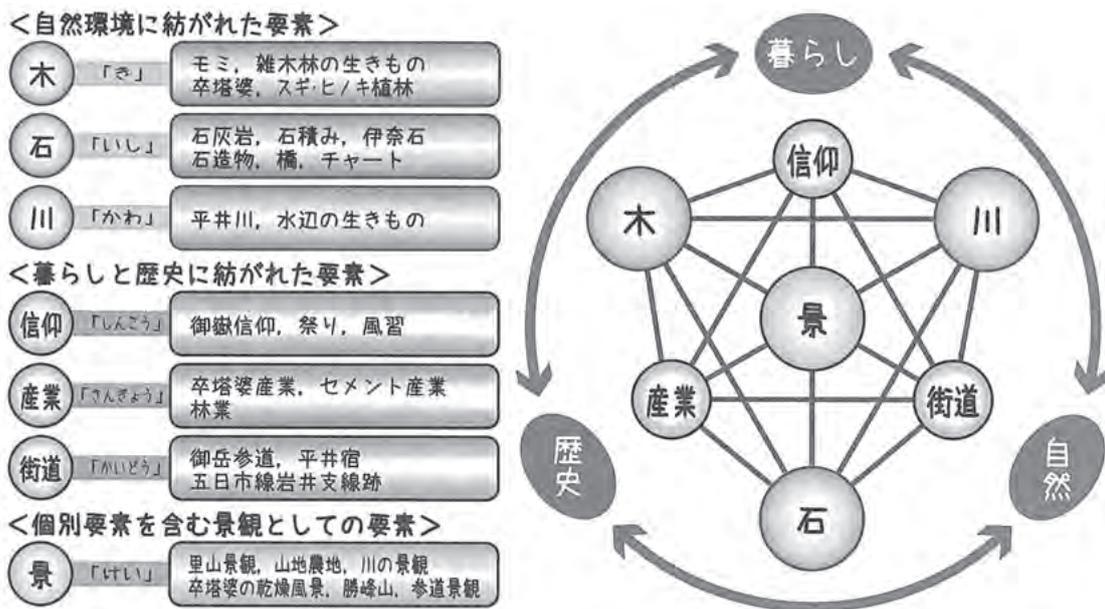


図-4. 日の出町の関連文化財群を捉える視点と要素^{文献2)}

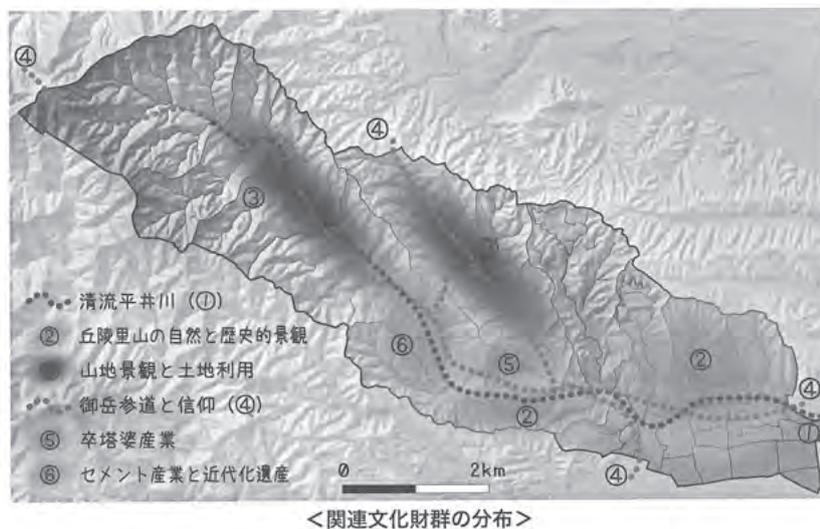
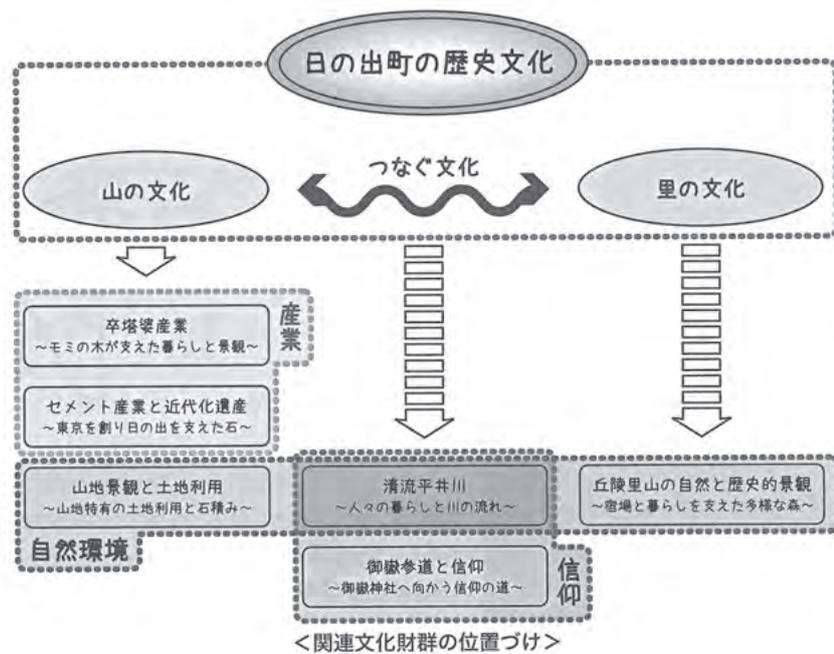


図-5. 日の出町の関連文化財群の位置づけと分布^{文献2)}

みを構築して、巧みに土地を活用している様子が伺われる(図-6)。④御嶽参道と信仰は、御嶽神社へ向かう信仰の道、をテーマにしており、御嶽信仰に関連する登拝路を中心とした景観で、宿場町の発展とも深く関わるものである。登拝路沿いには、稲村岩(図-7)と呼ばれる巨石、江戸時代中頃まで御嶽山の御師を務めていた久保田家の住宅、一の護王神社、馬頭観音や道祖神などの石造物や石塔などが所在して、信仰のランドスケープを特徴付けている。⑤卒塔婆産業は、モミの木が支えた暮らしと景観をテーマにして、この地域に多く生育しているモミ林(図-8)に依存した景観であり、モミを材料とした卒塔婆の生産に関連する諸要素が織り成す景観をテーマとしている。モミは木肌が白くて、木目が美しいことから、神仏に捧げる法具をつくるための用材とし

に使われている。最近では減少しているが、棺桶はモミの木でつくられてきた。映画「おくりびと」の中では、日の出町でつくられたモミの棺桶が使われていたし、総理大臣であった田中角栄氏の棺桶も日の出町のモミの木でつくられたものであるという。羽生家は、山林を所有すると同時に、卒塔婆も生産してきたが、その住宅の佇まいは、伝統産業と結びついて独特である(図-9)。⑥セメント産業と近代化遺産は、東京をつくり日の出町を支えた石、をテーマにしており、昭和30年代まで行われてきた石灰岩の採掘事業とこれに関わる輸送路としての鉄道と駅舎、セメント工場の職員社宅や往時の床屋などの商店、石灰岩の切り出しによって露頭した岩肌(図-10)などが一連の文化財群として把握することができる。



図-6. 山地里山の住宅に見る巨石の石積み



図-7. 稲村岩

6. おわりに 一地域の自然と文化の特色一

地域の文化の特色は、その場所の地形や地質、気候、生物、人、そしてそれらの相互の働きの結果として、長い年月の間に形作られる。それは、地域の土地利用や竹まい、あるいはなりわいとして、長い歴史の中で引き継がれてきたものである。近代化や効率化の中で、それらの特徴を意図的に、あるいは意識することなく消し去ってきた地域があるなかで、現在も歴史文化が息づき、人々の生活にとけ込んでいる地域もある。

豊かな自然のなかで、人々は太古より住みはじめ、住居跡などの遺跡を残しながら、自然への信仰と自然を大切にすることを育み、暮らしてきた。丘陵地では、二次的自然の薪炭林をつくり、沢水を利用して水田にするなど、暮らしの中で自然と共存してきた。人手が入ることによって多様な環境が維持されていた里山では、天然記念物になる豊かな動植物や生態系を育んできた。古くから信仰の対象となった山、暮らしを支えた森、川に育まれた生活などが、豊かな歴史文化をつくってきた。



図-8. モミ林



図-9. 羽生家住宅



図-10. 石灰岩の採掘跡

文化財を守るには地域的な取組が大切である。個々の文化財は、それぞれが時間的・空間的な幅をもちながら相互に深いつながりを持っている。そして、つながりのある文化財を景観として捉えることで、関連が認識されにくかったものが再認識される。また全体のつながりを見ることで、文化財の特徴を把握しやすくなり、今までとは違った観点から価値を見出すことができるようになる。

【文献】

- 1) 亀山 章 (2011): わが国の自然的ランドスケープ遺産の特質と評価の視点; ランドスケープ研究, 74 (4), p.p.274-276
- 2) 特定非営利活動法人地域自然情報ネットワーク編 (2011): 『日の出町歴史文化基本構想』; 73pp, 日の出町

문화재와 자연

가메야마 아키라 (도쿄농공대학 명예교수)

이 강연은 자연적 문화재의 특징에 대해 이야기하고, 사적이나 건조물 등의 역사적 문화재를 포함한 지역에서 문화재를 종합적으로 파악하는 방법에 대해 고찰해 보고자 하는 것이다.

1. 자연적 문화재의 특징

자연과 문화재는 원래 대립되는 개념인데 '자연적 문화재' 같이 자연을 문화재로 생각하기 시작한 것은 19세기 후반 독일의 '자연기념물', 미국의 '국립공원' 또는 '내셔널 모뉴먼트' 등의 제도가 효시로서 근대부터 시작된 것이다.

경관생태학 분야에서는 경관구조를 설명할 때 패치(patch)와 매트릭스(matrix)라는 용어를 사용한다. 패치는 회화의 '그림 [圖形]'에 해당되고, 매트릭스는 '바탕(地)'에 해당된다. 과거에는 자연이 매트릭스로

서 바탕에 해당되었고, 인간의 활동은 패치나 패치를 연결하는 코리더(corridor)에 해당되었지만, 근대에 들어서면서 도시와 같은 인공적인 공간이 매트릭스가 되었고, 자연이 패치 또는 코리더에 해당되기 시작했다. 이러한 점에서 패러다임이 전환되었다고 할 수 있다.

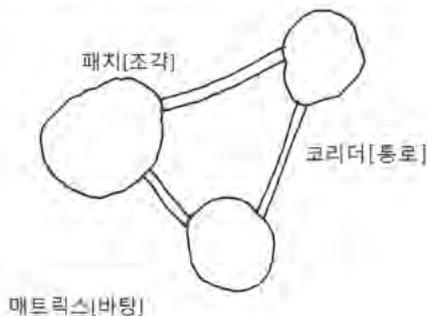
자연적 문화재에 대한 명확한 정의는 없으나 용어의 윤곽에 대해서 언급해 둘 필요가 있다. '문화재보호법'의 명승을 예로 들면 정원이나 공원 등은 인문적 명승이라 하고, 계곡이나 해변 등은 자연적 명승이라 한다. 자연적 문화재는 자연적 명승으로 대표된다고 할 수 있다. 일본에서 법률로 지정하고 있는 것 중에서 문화재의 자연적 명승과 천연기념물, 국립·국정공원 등의 자연공원, 삼림생태계 보호지역 등이 자연적 문화재의 범주에 들어갈 수 있고, 세계자연유산도 포함된다. 자연적 문화재는 명승과 같이 토지와 직접적으로 연결된 것뿐만 아니라 천연기념물과 같이 절멸위기의 동식물종도 포함된다.

오늘날 전세계 어디에도 인위적 영향이 전무한 상태에서 존재하는 자연은 보기 어렵다. 그 때문에 자연적 문화재라 해도 인위적 영향을 배제할 수는 없다. 그뿐만 아니라 인위적인 관계가 적극적인 의미를 갖는 것도 있다. 예를 들어 명승으로 지정된 협곡 중에는 자연 그대로의 풍경이 아닌 곳도 있는데 텐류큐[天龍峽]의 경우 협곡을 형성하는 기암(奇巖)에 문자를 새기고, 암석 위에 정자를 짓는 등 인문화된 풍경이 중요한 의미를 갖는다. 시점장(視點場)을 배에 두는 유람선도 풍경의 인문화된 즐거움을 느끼기 위한 것이다.

자연적 문화재는 사적·건조물 등과 같이 의도적으로 조성된 것이나 작품화된 것들과는 다르고, "무엇을 문화재로 할 것인가"라는 대상 그 자체의 논의가 중요하다. 또한, 지역의 자연환경에 의존하는 대부분의 자연적 문화재가 그 지역 풍토에 뿌리 박혀 존재해 온 사실을 지역의 고유한 특징으로서 명확히 인식하여야 한다. 유산의 지역성은 그 지역에 존재한다는 것을 중요하게 평가하는 것으로 지역적으로 평가한다는 것은 지역한정적 평가와는 그 의미가 다르다. 오히려 지역을 상대적으로 평가해야 한다는 시점이 중요한 의미를 갖는다.



경관요소 (landscape elements)



2. 문화재의 종합적 파악 방법

일반적으로 사적이나 건조물 등을 역사적·문화적 유산으로 보는 시각이 강하고, 천연기념물이나 자연명승 등의 자연적 문화재는 문화재와 관련이 없는 존재, 또는 사적이나 건조물의 배경으로서 자연환경의 일부로 간주되어 왔다.

그러나, 자연적 문화재는 자연의 일부를 자산으로 의미를 부여하고 추출된 것으로서 인간의 의지가 강하게 표현된 우수한 문화적 유산이라 할 수 있다. 그러한 의미에서 문화적 유산은 자연적인 것과 인공적·인문적인 것으로 대별되는 것이 아니라, 두 가지 모두 역사적 문화재로서의 의미를 가지면서 인간의 손에 의해 창조된 것 또는 의도적으로 보호되어 온 것이라는 차이점이 존재할 뿐이다. 중요한 것은 역사적 문화재는 어떤 지역의 어떤 장소에 존재한다는 점이다.

근년, 문화재는 지역의 자연 및 역사적 유산으로서 종합적 파악이 요구되고 있으며, 문화재의 종합적 파악을 바탕으로 하는 '역사문화 기본구상'이 지역활성화의 커다란 기둥이 되고 있다.

문화재는 지역환경 속에서 사람들이 그들의 일상생활과 오랜 역사를 통해서 만들어낸 가치를 보전하면서 다음 세대에 전해 온 것이다. 단독으로 존재하는 것처럼 보이는 문화재라도 주변 환경이나 다른 문화재와 관련을 맺으면서 존재한다. 따라서 다양한 문화재와 주변환경도 포함하여 종합적으로 파악되어야 하고, 일정한 테마를 갖는 '관련 문화재군'을 기반으로 새로운 가치를 창조하면서 문화재의 보존활용에 노력해야 한다는 내용이 제안되었다.

지역의 문화적 특색은 어떤 장소의 지형·지질·기후·생물·사람 등의 요소와 각각의 요소들이 상호 작용의 결과로서 오랜 세월 동안 형성된 것이다. 그것은 지역의 토지이용, 사람들의 생활방식 또는 생업으로서 오랜 세월 계승되어 온 것이다. 지역의 문화적 특색은 근대화 또는 효율화 속에서 사라지는 지역도 있고, 그 반대로 역사 문화가 계승되어 사람들의 생활 속에 스며들어 있는 지역도 있다. 풍요로운 자연 속에서 사람들은 태곳적부터 살기 시작하여 주거지 등의 유적을 남겼고, 자연에의 신앙과 자연을 소중하게 생각하는 마음을 키워 오면서 살아왔다. 구릉지에는 2차적 자연으로서 신탄림(薪炭林)을 조성하였고, 용수를 이용하여 논농사를 하는 등 생활 속에서 자연과 공존하여 왔다. 인간이 관리하면서 다양한 환경이 유지되어 온 사토야마는 천연기념물인 동식물과 생태계를 키워왔다. 오래 전부터 신앙의 대상이 된 산, 인간생활을 지탱해주는 숲, 강에 의해

형성된 생활 등이 풍부한 역사와 문화를 만들었다. 이것들은 사원, 취락, 생업, 생활, 전통적 행사나 관습 속에 계승되어 지금도 지역 사람들에 의해 소중하게 지켜오고 있다. 이들은 지역 속에 존재하거나 또는 경관 속에 존재하고, 경관을 구성하는 요소이다. 경관 속에 사람들의 의식이 강하게 작용한 부분이 역사의 흐름과 함께 남게 되어 자산으로서의 가치가 높아진 것이 문화재로서 보호의 대상이 된 것이다.

인간이 자연과 관계를 맺으면서 역사적으로 만들어진 지표면의 총체가 경관이며, 경관은 지역의 자연 및 문화의 역사적 산물이다. 경관은 역사적으로 형성되어 온 사람과 자연의 관계로서 공통의 요소와 유사 패턴을 갖는 결과물로 공간적으로도 시각적으로도 인식 가능한 것이다.

문화재 보호에는 지역적 검토가 중요하다. 개별 문화재는 각각의 시간적·공간적인 넓이를 가지면서 서로 깊은 관계를 맺고 있다. 예를 들면 어떤 건물은 그곳에 살던 사람들의 생활, 주변의 토지이용, 지역의 역사와 문화, 자연 관련 문화재와 깊은 연관성을 맺고 있다. 그래서 연관성 있는 문화재를 경관으로 다루게 되면 연관성을 인식하기 어려운 문화재가 재인식되기 시작한다. 더불어 전체적인 관련성을 검토하게 되면 문화재의 특징을 더욱 파악하기 쉽게 되고, 지금까지와는 다른 시점에서 가치를 찾아낼 수 있게 된다.

【참고문헌】

- 1) 가메야마 아끼라 (2011): 일본의 자연적 랜드스케이프 유산의 특질과 평가의 시점, 랜드스케이프 연구, 74 (4), p.p.274-276, 일본조원학회
- 2) 특정비영리활동법인 지역자연정보네트워크 편집 (2011): 『히노테쵸 (日の出町) 역사문화 기본구상』; 73pp. 日の出町



自然的文化財のマネジメントを考える

桂 雄三（文化庁記念物課天然記念物部門／主任文化財調査官）

1. 《3. 11》と私たちの立ち位置

平成23年3月11日東北日本太平洋沖地震（東日本大震災）が起こり、死者行方不明19,386人もの壊滅的な津波被害をもたらした。

震災後様々な復興プランが動き出している。高台への移住、低地での避難タワーの整備、瓦礫を利用した海岸林の整備、震災復興公園構想等々。

手元に、岩手県から提供頂いた陸前高田市の縄文時代から近世までの遺跡の分布と津波の侵入範囲を重ね合わせた地形図がある。今回の津波の侵入範囲を縁取るように分布する遺跡が印象的である。津波被害で壊滅的打撃を受けた市街地の大部分は、縄文時代以降の沖積作用で埋め広められた低地と、近世以降の埋立てで広がった低地に展開してきたことが分かる。

千年に一度ともいわれる災害を目の当たりにして、絶えず心にとめておかねばならなかったはずの、私たちの立ち位置としての風土、そして来し方行く末を再確認することを迫られた思いである。

防災に対する技術が編み出され、移動手段が発達し、情報のやり取りが容易になったとはいえ、私たちの暮らしの基礎が地域固有の風土に根ざしたものであるべきであることを再認識させられた。

2. 日本列島とそこに育まれてきた文化

ユーラシア大陸の東縁に位置する日本では、東から太平洋プレートが沈み込み、付加する地層により列島が成長し、脊梁山脈の隆起を促してきた。太平洋岸では海溝型の巨大地震、内陸部ではいわゆる直下型地震と、地震災害の記録は有史以来枚挙にいとまがないし、沈み込むプレートの圧力は、列島を細かな地形単位に分けている。

さらに沈み込むプレートがもたらす水により溶融した岩石が、火山として噴火するとともに、豊富な温泉や火山湧水といった恵みももたらしてくれる。

一方、東アジアモンスーンに規定され四周を海に囲まれた風土は、鮮やかな四季の移ろいととも、豊富な降水量による上流域での活発な浸食作用と下流域での堆積

作用をもたらし、細かな地形単位にさらに変化を与えるとともに、多様な土壌の形成を促してきた。地域ごとに異なる土壌は、多様な植物相そして、それに対応した多様な動物相をもたらし、われわれヒトもその一員である。

寺田寅彦の随筆「日本人の自然観」に、『人類もあらゆる植物や動物と同様に長い長い歳月の間に自然のふところにはぐくまれてその環境に適応するように育て上げられて来たものであって、あらゆる環境の特異性はその中に育って来たものにとえわずかでもなんらか固有の印銘を残しているであろうと思われる。』と言う件がある。

好むと好まざるとによらず、古来私たちは、地震、噴火、気象災害を始めとした自然の影響を強く受け、あるいはやり過ごす中で、地域で歴史を重ね文化を醸成してきた。我々は、こうした仕組みを知ることが必要で、過去の歴史の中での自然とのつきあい方に学びながら、現在をそして将来の暮らしぶりを選択してゆくことが肝要かと思う。

我が国では、90年間にもわたり、古生代の化石から集落の伝統的な祭りまで、およそ森羅万象と言って良いような多様な対象を文化財として保護してきた。文化財は、地域で自然と共に生きてゆく知恵、風土や土地柄に対する知恵や知識を呼び起こすための拠となるものとして、保存されてきたのではないか。

言い換えれば文化財は、こうした仕組みの節目にあたる事物を保存することにより、背後に潜む知恵や知識を継承する拠として機能すべきものと考えられる（図-1）。

また一つの文化財は、切り口により多彩な表情を見せし、多様な文化財たちは、時空を越えて複雑に絡み合い、様々なストーリーに展開する。天然記念物もこうした文化財たちの一類型として、単に学術上貴重な自然物や自然現象を保存するだけでなく、自然と人との関わり方や生業、暮らしに関わる事柄をも伝えてくれる。

3. 自然的文化財のマネジメント

3. 11の大津波の際に再認識させられたのは、私たちの暮らしが、過去も現在もそして将来も、自然環境（風土）の圧倒的な影響の下でしか展開し得ないということ

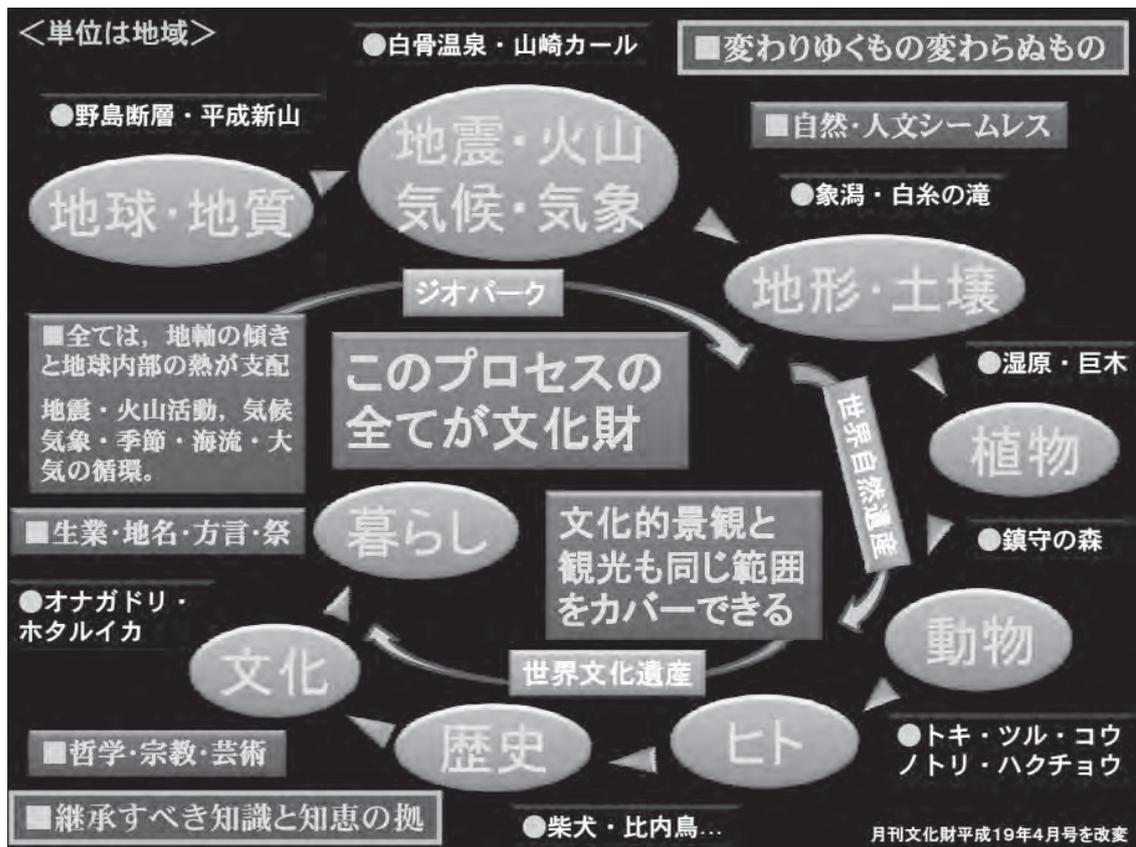


図-1. 私たちの暮らしとその仕組みを伝える文化財たち

であろう。また津波により惹起された原発事故は、産業革命以降突き進んできた、様々な分野での分業化と分析的な動きと専門の分化、それにより失われた総合的視点の欠落への警鐘でもあった。

自然的文化財の定義や、マネジメントというテクニカルな事柄に入る前に、まずは地域にある文化財個々のもつ多面的意味合いの理解が前提となるべきであり、その際、私たちがとるべきスタンスは、以下のようにまとめられるだろう。

- ①自然は文化の醸成に影響を及ぼす。
- ②自然と文化の相互作用の時系列として歴史が展開する。
- ③地域の成り立ちや仕組み（知識&知恵）は、文化財たちの物語で了解できる。
- ④地域の物語を共有し、他地域の物語から学び尊重する。
- ⑤文化財を保存しその意味を理解し、日々の暮らしと地域の将来の選択の拠とする。

そもそも、地域では、様々な個別文化財（未指定も含む、地域資源でも良いかも知れない）が境目なく存在しており、有機的に結びついている。個々の文化財のもつ意味と、それらが相まって示される物語の意義は、暗黙の内に了解され、残し活かされてきた。

こうした地域で継承されてきた物語とそれに基づく地域のあり方の再認識の重要性の喚起こそが、文化財の総合的把握という考え方の提案の動機であり、歴史文化基本構想の根本精神である。これはまた、文化財のマネジメントが、単に個別文化財の取扱マニュアルでもなく、従来型の文化財の保存活用の枠を越えて、文化的景観、世界遺産、ジオパークや本来の意味での観光、地域振興とも通じるという視点の提案でもある。

グローバリズムの名の下に、搾取と格差を科学技術や虚構といってよいシステムにより、カモフラージュし突き進んできた近代という時期の評価と進むべき方向。文化財たちは、その道行きを指し示してくれるし、「自然的文化財」という考え方が、ともすれば忘れがちだった、私たちの暮らしの仕組みをリマインドしてくれるものならば、そのマネジメントは、単に文化財の保存活用といった枠から飛び出して、大きな力を持つことになるはずである。また、文化財（群）は保存することが目的ではない。その背後に秘められた物語（知恵）を伝えることが目的であることを忘れてはならない。

【文献】

桂 雄三 2007「天然記念物のめざすもの ―文化財保護行政の現場から―」,『月刊文化財』No.523, p.p.4-9

천연기념물이란 문화재

가쓰라 유조 (문화청 기념물과 천연기념물부문 주임문화재조사관)

2011년 3월 11일 동북 일본 태평양 지진 (동일본대 지진) 이 일어나 사상자가 19,386명에 이르는 막대한 쓰나미 피해가 일어났다.

지진 후 다양한 복구계획이 세워지고 있다. 고지대로의 이주, 저지대의 피난타워 정비, 쓰레기를 이용한 해안림 정비, 지진복구공원 구상 등등...

이와테현에서 제공받은 리쿠젠다카타시 [陸前高田市]의 죠몬시대부터 근세까지의 유적 분포와 쓰나미 피해범위를 중첩시킨 지형도를 보면 이번 쓰나미의 피해 범위의 경계선에 위치하는 것 같이 분포하고 있는 유적이 인상적이다. 쓰나미 피해로 극심한 타격을 입은 시가지 대부분은 죠몬시대 이후 충적작용에 의해 형성된 저지대로서 근세 이후 매립이 진행되었던 곳이다.

천 년에 한 번 정도 일어날까 말까 하는 정도의 피해를 눈 앞에 두고, 끊임없이 마음에 새겨두어야 했던 우리가 살고 있는 풍토, 그리고 과거와 미래를 재확인해야 한다고 독촉 당한 느낌이다.

방제 기술의 고안, 이동수단의 발달, 정보교환의 용이 등 우리의 삶을 지탱시켜 줄 기술과학이 최상으로 발전하고 있지만, 우리들의 생활 기반은 지역 고유의 풍토에 뿌리 박혀 있어야 한다는 사실이 재확인되었다.

유라시아 대륙의 가장 동쪽에 위치하는 일본은 동쪽으로 태평양지각판이 침하하면서 부가 (付加) 하는 지층에 의해 일본열도가 성장하였고, 세키료우산맥 [脊梁山脈] 의 용기를 촉진하였다. 이러한 지형상의 특징으로 태평양 연안지역은 해구형 거대지진, 내륙지역은 직하형 지진이 발생하는데 이에 대한 지진피해의 기록은 유사 이래 일일이 셀 수도 없을 만큼 많고, 침하하는 지각판의 압력은 열도를 작은 지형 단위로 쪼개놓았다.

더구나 침하하는 지각판에 의해 생성된 물은 암석을 녹여 화산으로 분출시키면서 풍부한 온천과 화산 용수의 혜택을 주고 있다.

한편, 일본은 동아시아 몬순 지대에 속하고, 바다에 둘러싸여 사계가 분명하고, 강수량이 풍부하다. 이 때문에 하천의 상류 지역은 침식작용이 활발하고, 하류 지역은 퇴적작용이 활발한 특징을 갖게 되었다. 이러한 상대적인 침식작용과 퇴적작용은 작은 지형 단위를 갖는 일본 열도의 풍토를 더욱더 변화 무쌍하게 만들었고, 토양형성도 다양하게 촉진시켰다. 지역마다 다른 토양은 다양한 식물상과 그에 적응한 다양한 동물상을 만들었고, 인간도 그것의 한 부분이 되었다.

테라다 토라히코 (寺田 寅彦, 1878.11.28-1935.12.31)의 수필 『일본인의 자연관』을 보면 "인류도 식물이나 동물과 마찬가지로 오랜 세월 동안 자연에 의해 키워져 왔으며, 처해진 환경에 적응하면서 형성되었다. 모든 환경의 특이성에는 그 속에서 키워진 것이라 할지라도 어느 정도의 고유한 인명 (印銘) 을 남기고 있다고 생각된다."라고 적고 있다.

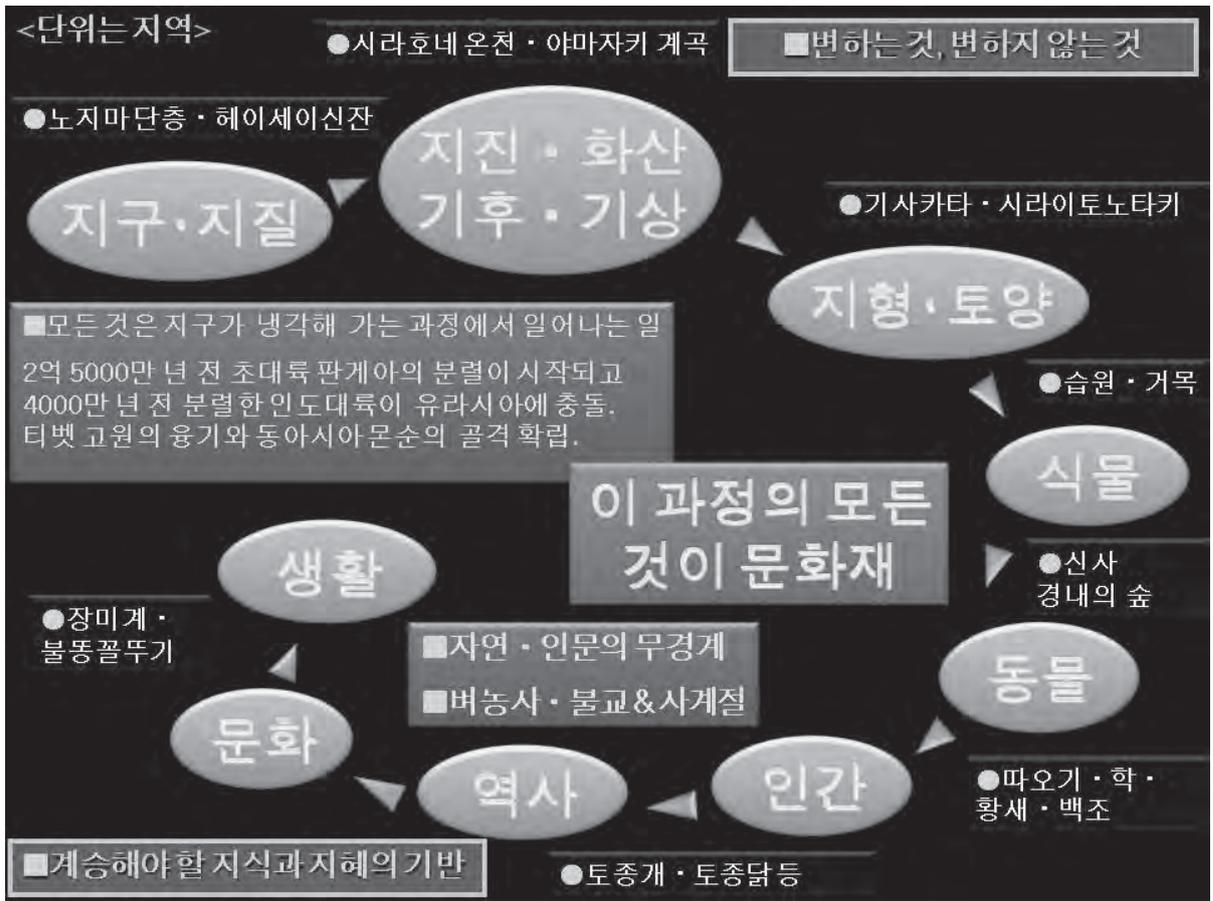
좋은 싫든 예부터 우리들은 지진, 분화, 기상 재해를 시작으로 자연의 영향을 강하게 받거나 별 피해 없이 지나가는 과정에서 각 지역의 역사 속에서 문화를 양성하여 왔다.

우리는 이러한 구조를 이해하는 것이 필요하며, 과거의 역사 속에서 자연과의 공존방법을 배우면서, 현재를

일본의 천연 기념물 지정 건수 (2012년 10월)

분류	건수
동물	194 (21)
식물	545 (30)
지질 광물	237 (20)
천연보호구역	23 (4)
합계	999 (75)

※괄호 안의 숫자는 특별 천연 기념물의 건수



우리의 삶과 그 구조를 전하는 문화재들

그리고 미래의 생활상을 선택해 나가는 것이 중요하다.

일본에서는 과거 90년 동안 고생대 화석부터 취락의 전통적 축제까지 삼라만상이라고 해도 될 만큼 다양한 대상을 문화재로 보호해 왔다. 문화재라는 것은 자연과 공생하는 지혜, 풍토와 지역색에 대한 지혜(지식)을 환기시킬 근거가 되는 것으로서 보존되어 온 것이 아닐까?

다시 말해 문화재는 우리들의 역사와 문화의 이정표에 해당되는 사물을 보존하여 그 속에 깃들여 있는 지혜 또는 지식을 계승하는 근거로서 기능해야 할 것으로 생각다. 또한 문화재는 그 절단면에 의해 다채로운 표정을 보여주며, 다양한 문화재는 시공을 초월하여 복잡하게 얽혀 각양각색의 스토리를 전개한다.

천연기념물도 이러한 문화재의 유형으로서 단순히 학술상 귀중한 자연물이나 자연현상을 보존한 것이 아닌 자연과 사람과의 관계성, 생업, 생활과 관련된 것임을 보여주고 있다고 할 수 있다.

【참고문헌】

가쓰라 유조 [桂 雄三] 2007 “천연기념물이 목표로 하는 것: 문화재 보호 행정의 현장에서”; 월간 문화재, 2007년 4월호 (통권 제 523호), 제일법규, p.p.4-9, ISSN 0016-5948



韓国における自然遺産の現況及び最近の動向

—天然記念物・名勝—

李 偉樹（大韓民国：前・国立文化財研究所／自然文化財研究室長）

1. 序

韓国の自然文化財保護制度は、1962年1月に「文化財保護法」が制定され、これに基づき98件の天然記念物が指定されることから始まった。当時韓国には自然保護に関するいかなる制度も存在せず、このため天然記念物は韓国の自然保護の代名詞となり、生物学・地質学等の自然科学者が中心となり生物学的又は地質学的価値に重点を置いて天然記念物を指定した。彼らは文化財保護の大命題のもと、国家による厳重な保存を追求した。当時文化財保護法は、文化財の保護に関連する場合に他の法律よりも最優先的に適用される特別法的な権威を持っていた。その権威は、例えば文化財委員会が審議する文化財指定区域内の現状変更行為の結果について、政府内のいかなる権力も侵害できないほどの威力を持っていた。

しかし、1990年代に環境汚染が深刻化し、これにより自然保護の重要性への認識が増した社会的ムードもあって、保健社会部環境局が環境庁、さらには環境部へ昇格するに至った。この頃環境部の官僚や市民運動家は、自然保護関連業務を環境部に一元化すべきとの議論を展開し、天然記念物も自然保護の観点から環境部に移管すべきと主張して、その後10年余りの間、社会的争点となった。結果的に天然記念物と名勝については、文化財としての存在価値が社会的に認められ文化財庁の所管業務として残ることとなったが、環境関連の法律による影響から、各種法律の制定・改定時に文化財の上位法的な概念を認めまいとする試みが現在まで続いている。

環境部との論争は、自然文化財についてのいくつかの重要な課題を残した。第一に、天然記念物や名勝として扱われる自然物が果たして文化財であるのかという疑問があり、これについての制度的改善が必要との認識が関連公務員や専門家の間に広がった。

第二に、これまで天然記念物と名勝についての政策は、指定及び毀損防止のための規制が中心であるのみで、科学的な調査研究に基づく管理政策は行われなかった。環境関連の専門家達はこの点を集中的に攻撃し、天然記念物と名勝の科学的な管理政策を策定することが重要

な問題として浮上した。

第三に、過去の権威的な指定と保護政策から脱却し、環境部及びその他関連部署との協力を図り、国民の参加と共感を極大化させる政策の必要性に迫られた。初期の文化財保存政策においては私有財産権についての規制は大きな問題とならなかったが、社会的認識の変化に伴い、私有財産権の損失に対する国民的共感そして国民参加なくしては文化財保存政策の施行が困難となり、関連各省庁の反対意見も取り入れなければならない状況となった。

2000年代に入り、上述したような諸問題を解決するための様々な試みが続けられている。天然記念物及び名勝に関する政策において、国民の被害を最小化し、住民参加を促す取り組みがなされており、他省庁との業務遂行上の差別化を図るべく努められている。このほか「文化財の不法輸出入及び所有権譲渡の禁止に関する条約」及び「世界遺産条約」等、国際的な趨勢に合致すべく自然文化財の制度を改善しようとの動きが活発化している。

2. 自然文化財の類型と指定状況

韓国において現在使われている自然文化財という用語は法的な概念ではなく、天然記念物と名勝を通称する用語として理解されている（表-2）。文化財保護法は、有形文化財、無形文化財、記念物、民俗資料として文化財を区分しており（表-1）、天然記念物と名勝は史跡と共に記念物の範疇に属する。

韓国における天然記念物は、1990年代初頭まで生物・地質・動物等の分野において文化・歴史等の人文的価値よりも自然科学的価値を優先して指定されてきたが、環境保全分野の領域が拡張されて以降、人文的価値が重要な価値として浮上した。韓国の天然記念物は現在419件指定されており、分野別の指定状況は表-3のとおりである。

名勝は2000年代以前までほとんど注目されることなく、その指定件数も9件に過ぎなかった。それまで文化財庁では、天然記念物の指定や管理についても、極めて貧弱な行政人材構造により、国家的な名勝政策の策定さえ不可能な状態にあった。また、文化財委員会にも景観

表－1. 文化財の種類

有形文化財	建造物、典籍、書籍、古文書、絵画、彫刻、工芸品等
無形文化財	演劇、音楽、舞踊、工芸技術等の無形遺産
記念物	史跡：寺跡、古墳、貝塚、城跡、窯跡、遺物包含層等
	天然記念物：動物、植物、鉱物、地質、天然保護区域、自然現象等
	名勝：伝統景観及び自然景観
民俗資料	衣食住、生業、信仰、風俗、慣習、衣服、器具、家屋等国民生活の推移を理解できるもの。

表－2. 自然文化財の種類

国家指定文化財		市・道指定文化財		埋蔵文化財	
天然記念物	名勝	市・道記念物	文化財資料	古生物資料	天然洞窟

表－3. 天然記念物の指定状況（2011年8月17日現在）

植物					動物										地質				天然保護区域			計
老巨樹	樹林地	希少植物	自生地	分布限界地	棲息地	渡来地	繁殖地	鳥類	哺乳類	魚類	昆虫類	爬虫類	海洋動物	飼育動物	地形・地質	化石	天然洞窟	岩石	山岳	海洋	島嶼	
168	46	19	13	13	9	6	14	26	7	4	3	1	2	4	30	20	18	5	4	2	5	419
259					76										73				11			

表－4. 名勝の指定状況（2011年8月17日現在）

歴史・文化景観	渓谷・瀑布景観	海岸景観	山岳景観	水界	島嶼	火山	河川	植生	計
36	11	9	8	5	4	3	2	2	80

表－5. 天然記念物の性格別分類（2011年8月17日現在）

文化歴史 天然記念物					生物科学 天然記念物							地球科学 天然記念物					天然保護区域		計
宗教性	民俗性	生活性	歴史性	記念性	分類学	分布学	遺伝学	生物相	特殊性	代表性	珍貴性	生物史	古生物	地質史	天然洞窟	自然現象	文化＋自然	自然科学	
19	82	43	11	35	4	45	17	28	3	17	22	7	20	36	18	1	7	4	419

に関する専門家がほぼ皆無で、関連各界においては名勝に対する関心が向けられることなく放置されていた。名勝は「史跡及び名勝」という名称で括られ、主に考古学・史学・古建築等に対する関心が高く、景観的要素は付加的なものとしてのみ扱われた。

2000年代に至り、名勝については指定のための全国的な基礎調査が実施され、指定基準を再整備する中で

「史跡及び名勝」を「史跡」と「名勝」とに分離した。

このように名勝の指定と管理を単一化することで専門家による参加の幅を拡げ、国民的な関心を高めた。その後、名勝の指定件数は毎年急増し、韓国的景観の保存という命題として推進された。

2011年8月現在、韓国の名勝は80件が指定されており、指定状況は表－4のとおりである。

3. 自然文化財の指定基準

(1) 天然記念物

韓国の天然記念物に指定された動物と植物は、1962年から1990年代初めまで生物学的価値、希少性、絶滅危機等の価値が優先視され指定された。しかし、1990年代中頃以降、環境保全の重要性が浮き彫りになり、環境部が設立される中で環境部の公務員や市民団体が天然記念物を環境関連分野に含めるべきと強く主張し、その後長期間にわたって論争が繰り返された。2006年度に至りようやく天然記念物を文化財として管理するのが妥当であるとの国レベルでの合意がなされた。

このような長期に及ぶ論争を経て、山林庁所管の絶滅危機に瀕する野生動植物に関する管理は環境部が担当することとなったが、文化財庁による天然記念物と環境部による絶滅危機野生動植物の指定が重複する問題は、今なお課題となっている。文化財庁ではこれら重複指定の問題を解決すべく多くの議論を重ね、その結果として絶滅危機と関連のない科学的な記念性を有するものや文化・歴史的な記念性を有するものを天然記念物に指定することで、環境部との重複指定の問題を解決すべく努めており、表-5のように分類方法の変更も試されている。

また、天然記念物の地質分野は、これまで洞窟・化石・岩石等、一部の分野について極めて少ない件数が指定されるのみで、国民的な関心を引くことができず、国家政策としても関心を得られなかった。これは文化財の指定基準がかなり曖昧に規定され、文化財担当者や国民の地質遺産に対する理解度が低かったことによる。文化財庁は2006年に地質文化財の指定基準を具体化し、明確に改正して地質文化財の指定を活性化させるべく努めている。

■韓国における天然記念物の指定基準

1. 動物

- ア. 韓国特有の動物として広く知られたもの及びその棲息地・繁殖地
- イ. 石灰岩地帯・砂丘・洞窟・乾燥地・湿地・河川・滝・温泉・河口・島等、特殊な環境で成長する特有の動物又は動物群及びその棲息地・繁殖地・渡来地
- ウ. 生活・民俗・衣食住・信仰等文化と関連して保存を要する希少動物及びその棲息地・繁殖地
- エ. 韓国特有の畜養動物とその産地
- オ. 韓国特有の科学的・学術的価値を有する固有の動物や動物群及びその棲息地・繁殖地等
- カ. 分布範囲が限られる固有の動物や動物群及びその棲息地・繁殖地等

2. 植物

- ア. 韓国の自生植物として広く知られたもの及びその生育地
- イ. 石灰岩地帯・砂丘・洞窟・乾燥地・湿地・河川・湖・沼・滝・温泉・河口・島嶼等の特殊地域や特殊環境で育つ植物・植物群・植物群落又は森
- ウ. 文化・民俗・観賞・科学等に関連する希少な植物であって、その保存を要するもの及びその生育地・自生地
- エ. 生活文化等に関連して価値が高い人工樹林地
- オ. 文化・科学・景観・学術的価値が高い樹林、名木、老巨樹、奇形木
- カ. 代表的な原始林・高山植物地帯又は希少な植物相
- キ. 植物分布の境界となる場所
- ク. 生活・民俗・衣食住・信仰等に関連する有用植物又は生育地
- ケ. 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」第2条による自然遺産に該当する場所

3. 地質・鉱物

- ア. 地殻の形成に関連し、又は韓半島の地質系統を代表する岩石と地質構造の重要分布地と地質境界線
 - 1) プレート移動の証拠となる地質構造や岩石
 - 2) 地球内部の構成物質と解釈できる岩石が産出される分布地
 - 3) 各地質時代を代表する典型的露頭とその分布地
 - 4) 韓半島の地質系統の典型的な地質境界線
- イ. 地質時代と生物の歴史解釈に関連する主な化石とその産地
 - 1) 各地質時代を代表する標準化石とその産地
 - 2) 地質時代の堆積環境を解釈する上で重要な示相化石とその産地
 - 3) 新属又は新種として報告された化石のうち保存価値のある化石の模式標本とその産地
 - 4) 多様な化石が産出される化石の産地又はその他学術的価値の高い化石とその産地
- ウ. 韓半島の地質の現象を解釈する上で重要な地質構造・堆積構造と岩石
 - 1) 地質構造：褶曲、段層、貫入、不整合、柱状節理等
 - 2) 堆積構造：漣痕、乾裂、斜層理、雨痕等
 - 3) その他特異な構造の岩石：枕状溶岩 (Pillow lava)、魚卵岩 (Oolite)、球状構造や球果状の構造を有する岩石等
- エ. 学術的価値の高い自然地形
 - 1) 構造運動により形成された地形：高位平坦面、海岸段丘、河岸段丘、滝等

- 2) 火山活動により形成された地形：単成火山、火口、カルデラ (Caldera)、寄生火山、火山洞窟、環状複合岩体等
 - 3) 侵蝕及び堆積作用により形成された地形：砂丘、海浜、干潟、陸繋島、蛇行川、潟湖、カルスト地形、石灰洞窟、甌穴 (Pothole)、侵蝕盆地、峡谷、海蝕崖、扇状地、三角洲、砂洲等
 - 4) 風化作用と関連する地形：岩塔 (Tor)、タフォニ (Tafoni)、岩塊流等
 - 5) その他韓国の地形の現象を代表する典型的な地形
- オ. その他学術的価値の高い地表・地質の現象
- 1) 氷穴、風穴
 - 2) 泉：温泉、冷泉、鉱泉
 - 3) 特異な海洋現象等

- イ. あずまや・楼等の造形物又は自然物からなる眺望地として村・都市・伝統遺跡等を眺望できる有名な場所
4. 歴史文化景観的価値の優れた名山、峡谷、海峡、岬、急流、深淵、滝、湖沼、砂丘、河川の発源地、洞天、台、岩石、洞窟等
 5. 有名な建物又は庭園及び重要な伝説地等であって、宗教・教育・生活・レジャー等に関連する景勝地
 - ア. 庭園、園林、池、貯水池、耕作地、堤防、港、旧道等
 - イ. 歴史・文学・口伝等によって伝わる有名な伝説地
 6. 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」第2条による自然遺産に該当する場所のうち、観賞又は自然の美観的に著しい価値を有するもの

4. 天然保護区域

- ア. 保護すべき天然記念物が豊富又は多様な生物・地球科学・文化・歴史・景観的特性を有する代表的な一定の区域
- イ. 地球の主な進化段階を代表する一定の区域
- ウ. 重要な地質学的過程、生物学的進化及び人間と自然の相互作用を代表する一定の区域

5. 自然現象

観賞的・科学的・教育的価値が顕著なもの

(2) 名勝

韓国の名勝は、1970年度に初めて指定されて以降2000年度までその数が9件に過ぎず、国家政策上の位置付けは皆無であった。文化財庁は2001年度全国名勝目録作成のための基礎調査を初めて実施し、この調査に基づき名勝指定基準をあらためて定めると同時に名勝の指定を積極的に推し進め、2011年現在、全国の名勝の指定件数は80件に達している。

■韓国における名勝の指定基準

1. 自然景観の優れた山岳・丘陵・高原・平原・火山・河川・海岸・河岸・島等
2. 動物・植物の棲息地で景観の優れた場所
 - ア. 美しい植物の有名な群落地
 - イ. 審美的価値の優れた動物の有名な棲息地
3. 有名な景観の展望地点
 - ア. 日の出・日の入り及び海岸・山岳・河川等の景観眺望地点

4. 韓国の自然文化財をめぐる懸案

(1) 「文化財」用語についての議論

文化財保護法は、天然記念物と名勝を法の制定当時から文化財に含めて保護・管理してきた。しかし、環境論者は、文化財は文化的産物であるとの認識に立ち、1990年代中頃から2000年代中頃まで天然記念物と名勝のような自然物は文化財よりは「環境財」の概念として扱うのが妥当であると主張した。結果的に、天然記念物と名勝は、多くの社会的議論を経て、文化財として管理するのが妥当であり世界的な趨勢とも合致するとの論理が説得力を得るようになった。

しかしながら、天然記念物及び名勝関連の専門家達は、自然物を「文化財」と呼称することに一部不適切な側面もある点を認め、そのような不適切性が文化財政策の発展の妨げになるとの判断から、環境財と区分する用語を定める必要があると主張している。これにより「文化財」を文化遺産と自然遺産を含む「国家遺産」という用語に変更するよう求め、文化財庁は優先的に文化財の名称を「Cultural property」から「Cultural heritage」に変更し、財貨としての概念が強い「文化財 (Cultural property)」という用語を「遺産 (Heritage)」の概念に変更することで、天然記念物と名勝のような自然遺産を含め、「世界遺産条約」等の国際的な趨勢に合致する「Heritage」政策を推進している。

(2) 国家政策としての位置付け

現在、韓国の国家指定文化財である天然記念物と名勝は、文化財保護法の指定基準さえ満たしておらず、市・道文化財の指定も活発ではない。したがって全体としての自然文化財の指定件数は極めて少なく、国民的関心が

低く、国家政策として占める位置も低いのが実情である。指定件数が少ない理由は次のとおりである。

第一に、天然記念物と名勝の指定基準が明確でないため、国民的な関心を低下させている。自然文化財の指定基準が広範囲かつ包括的であるため、担当公務員だけでなく関連の専門家達もどのようなものが自然文化財の対象となるのか明確には理解できておらず、素晴らしい自然文化財資源があってもこれを文化財として認識できない結果を招いている。文化財庁は自然文化財の指定基準を明確にすべく法律改正を継続的に進めており、このような努力により、現在、地質と名勝分野においては多大な成果が得られている。また、動物と植物の分野においては文化的・科学的背景を強化した指定基準が含まれるようになった。

第二に、地方自治体の文化財担当は行政職又は建築関連技術職が担当している場合が多く、自然文化財についての理解度が低いという点がある。さらに循環補職制による頻繁な人事異動により各担当者が自然文化財について理解を深める時間がなく、これを補完できる制度的仕組みもなかった。これを受け文化財庁は、2000年代初めから地方自治体の文化財担当者達の非専門性を補完すべく、各市・道に自然文化財関連の市・道文化財委員会の設置を奨励しており、市・道文化財委員会では市・道記念物の指定を活発化させ、国及び地域の自然文化財指定件数を拡大させており、自然文化財に対する市民の関心を高める役割を果たしている。

第三に、ほとんどの文化財委員会委員は、天然記念物を環境的・生物的側面からのみ理解し文化的要素を考慮しない専門家らで構成されており、天然記念物及び名勝の指定の多様性を損ねる要因となっている。このため文化財庁は、自然文化財の指定基準を細分化し、文化・歴史・自然史を含む遺産概念の指定基準を強化し、観光・歴史・地理学等の様々な分野の専門家達が文化財委員会に含まれるようにした。これにより自然文化財の分野が多様化し、指定件数が拡大する結果をもたらした。文化・歴史分野の導入は、生物中心の環境政策との差別化がなされ、省庁間の摩擦を最小化し、国家政策としての位置付けを確保する上で一助となった。

(3) 住民及び地方自治体による参加と活用政策の強化

韓国では、1980年代初めまで全国土の開発が本格的に進まず、文化財の指定による私有財産の侵害は大きな問題にならなかった。しかし、地方自治体の権限が強化され、都市産業化が活発となる中で私有財産の侵害に対する国民的な反発が高まり、2000年代初め以降、私有財産の侵害を伴う文化財の指定はほぼ不可能となった。



図-1. 春川オルミ村の森の文化財指定に対する住民反発

それまで韓国の文化財保存は絶対保存という概念で管理され、都市産業化が活発でなかった頃は住民の反対がほとんどなかった。しかし、都市産業化が進み、私有財産の価値が上昇し、開発利益に対する期待が増すにつれ、天然記念物や名勝だけでなく、あらゆる文化財の指定時に利害関係者の敵対的な反発を招くこととなった。文化財担当者らは住民による嘆願を憂慮して指定することを避け、また、地方自治体の各種開発計画を意識して指定を妨害するケースまで発生するようになった。この流れから、自然文化財についての政策は、絶対規制の政策から住民が恩恵を受ける政策への転換なくては自然文化財の保存そのものが困難な環境となった。それ以前は、国が自然文化財を指定する際、財産権に関係なく指定できていたが、現在は、文化財の指定時に私有財産権を保護するため土地を買収又は各種のサービス施設を設置する等、利害関係者の同意を得る努力がなされている。あわせて、自然文化財の指定管理時に地域住民に利益をもたらす事業計画の策定、観光要素の開発等、各種住民支援事業を実施して地域住民による活用及び支持を高めるべく努力している。一例として、名勝に指定された南海郡の棚田村では指定当時、住民による強い反対があったが、棚田を維持する事業を住民が直接行うことで住民に恩恵がもたらされるようにし、各種生產品の販売及び観光事業等を支援することで、住民の誇りを高め文化財指定に対する不満を解消した。

(4) 国家自然遺産保存のための研究体系の構築

韓国では、天然記念物と名勝が文化財に指定されはじめた1962年以降、40年余りの間、自然遺産についての調査・研究を行える機関が存在せず、自然文化財の科学的な管理が不可能であった。1990年代中頃以降、天然記念物と名勝についての社会的条件の変化により天然記



図-2. 大田市に所在する天然記念物センター

念物と名勝の科学的・体系的な管理政策の策定が必要となった。これを受け文化財庁は2006年4月、国立文化財研究所内に自然文化財研究室を設立し、天然記念物センターを運営することとした。

天然記念物センターは全国の天然記念物と名勝を調査研究し、自然遺産についての国民向けPR、展示、教育プログラム等を運営し、国家指定文化財と市・道指定文化財の管理に必要な各資料を提供している。

天然記念物センターでは地方自治体による協力のもと全国の天然記念物に指定された動物の死体を収集しており、獣医科学研究所、大学研究所等と協力して各種自然遺産関連の研究を行っている。

また、化石等の地質分野研究の結果物や各種工事の過程で発見された化石も埋蔵文化財保護法の規定により収集しており、これらは天然記念物センターの研究資料及び展示資料として活用されている。

天然記念物センターは現在24名の研究員と13名の施設管理要員、27名のボランティアスタッフによって運営されており、今後国立自然遺産研究所に特化して文化財庁の自然遺産政策研究機関として発展させるべく計画が進められている。

5. むすび

韓国の初期自然文化財は主に生物学的な価値、絶滅危機についての現状、自然科学的価値により指定されてきたが、1994年の環境部設立等政府機能の変化もあり、現在は自然の記念物、原生的文化遺産、歴史の実証物、自然史の証拠物、郷土的象徴物、生物学的・文化的代表性等、科学的・人文的に学術価値の高いものを対象に保存するための努力がなされている。

韓国の天然記念物と名勝の性格は次のとおり定義され、環境的概念の自然物と差別化されている。

- 一、感歎と驚異の対象であって、自然の記念物である。
- 二、民族文化及び精神生活の母体である。
- 三、祖先の生活の様子がうかがえる歴史の実証物である。
- 四、地球の生成過程等自然史を解き明かす証拠物である。
- 五、住民の故郷への郷愁を呼び覚ます郷土的象徴物である。
- 六、地域的象徴性を有し、自然科学と文化的代表性を有している。

現在、韓国における自然遺産保存の目標は、文化・教育・科学等の文化及び自然史資料の保存、自然文化財を通じた文化享受の機会拡充、伝統景観の保存による国土景観の特性化及び活用基盤の構築、自然文化財関連専門分野の学問的な発展促進、伝統文化生物資源の保存及び活用基盤の構築に置かれている。

また、管理政策においては、規制一辺倒であった過去の政策から脱却し、全国の自然遺産についての研究を強化し、住民及び地方自治体によるより多くの参加を促し、自然遺産の保存に対する国民的な共感の輪を広げる方向で管理政策を策定している。

例えば、天然記念物に指定された老巨樹は伝統的に住民の生活と共にあった文化要素であるが、文化財に指定された瞬間から住民から隔離される結果を招いてきた。これは住民から文化財を隔離させ、住民に誇りはおろか、むしろ思いもよらぬ負担となって文化財指定に対する住民の激しい反発だけを招いた。これに対し文化財庁は、老巨樹の周辺を町の公園として整備するなど、町の整備事業を支援する等住民の心が天然記念物から離れないよう絶えず努力を傾けている。これは、政策担当者達が、国民の支持を得られない文化財は、結局、国の遺産になり得ないという哲学的基盤に立ちかえり、発想の転換を図ったことによるものである。

【参考文献】

- 1) 文化財庁 (2011): 天然記念物指定現況
- 2) 文化財保護法訓令 (2009): 天然記念物の老巨樹とその保存管理指針
- 3) 李偉樹 (2009): 韓国名勝の現況と展望: 『国際学術シンポジウム〈名勝の現況と展望〉資料集』, (韓国) 国立文化財研究所, p.p.291-320

韓國의 自然遺産 現況 및 最近 動向 — 天然記念物 · 名勝 —

李 偉樹 (前 · 國立文化財研究所 自然文化財研究室長)

1. 序

韓國의 自然文化財 保護制度는 1962年 1月 『文化財 保護法』이 制定되고, 그에 따라 98件의 天然記念物이 指定되면서 始作되었다. 當時 韓國에는 自然保護와 關聯된 어떠한 制度도 存在하지 않았기 때문에 天然記念物은 韓國의 自然保護의 代名詞가 되었으며, 生物學 · 地質學 등 自然科學者들이 中心이 되어 生物學的 또는 地質學的 價値에 重點을 두고 指定하였다. 이들은 文化財 保護의 大命題 下에 國家에 의한 嚴格한 保存을 追求하였다. 당시 文化財保護法은 文化財 保護와 關聯된 경우 다른 法律보다 最優先的으로 適用되는 特別法의 權威를 갖고 있었다. 그 權威는, 예를 들어 文化財委員會가 審議하는 文化財 指定區域 內의 現狀變更行爲의 結果를 政府 內의 어떠한 權力도 侵害하지 못할 만큼의 威力을 갖고 있었다.

그러나 1990년대 環境汚染의 深化에 따른 自然保護의 重要性이 浮刻되는 社會的 霧圍氣의 힘을 입어 保健 社會部 環境局이 環境廳을 거쳐 環境部로 昇格되기에 이르렀다. 이 때 環境部 官僚 및 市民運動家들은 自然保護 關聯 業務를 環境部로 一元化 시키려는 論議를 全開하였고, 天然記念物도 自然保護의 觀點에서 環境部로 移管시켜야 한다고 主張하여 그 후 10여 년간 社會的 이슈가 되었다. 結果的으로는 天然記念物과 名勝은 文化財로서의 存在價値가 社會的으로 認定되어 文化財廳 所管 業務로 남게 되었으나, 環境 關聯 法律들에 의해 挑戰을 받는 餘波로 각종 法律들의 制 · 改定 時 文化財의 上位法의 概念을 認定하지 않으려는 試圖는 現在까지도 이어지고 있다.

環境部와의 論爭은 自然文化財에 대한 몇 가지 重要한 課題를 남겨 놓았다. 첫째, 天然記念物과 名勝에서 다루고 있는 自然物이 과연 文化財인가 하는 疑問이고, 이에 대한 制度的 改善이 必要하다는 認識이 關聯 公務員 및 專門家 사이에 널리 퍼지게 되었다.

둘째, 그 동안 天然記念物과 名勝에 대한 政策은 指定 및 毀損防止를 위한 規制가 中心이었을 뿐 科學的 調查 研究에 基盤을 둔 管理 政策은 施行되지 않았다. 環境關

聯 專門家들은 이점을 集中的으로 攻擊하였고, 天然記念物과 名勝의 科學的 管理 政策을 堅立하는 것이 重要한 問題로 浮上되었다.

셋째, 過去의 權威的 指定과 保護 政策에서 脫皮하여 環境部 및 其他 關聯 部署들과의 共助를 꾀하고, 國民들의 參與와 共感을 極大化시키는 政策의 必要性이 提起되었다. 初期의 文化財 保存 政策은 私有財產權에 대한 規制가 크게 問題되지 않았으나 社會的 認識 變化에 따라 私有財產權 損失에 대한 國民의 共感 및 參與 缺이는 文化財 保存 政策이 施行되기 어렵게 되었고, 關聯 部處들의 反對 意見도 收斂해야 되는 狀況이 되었다.

2000年代에 들어서면서 위와 같은 問題들을 解決하기 위한 試圖들이 계속되고 있다. 天然記念物 및 名勝에 關한 政策에서는 國民的 被害를 最小化하고, 住民參與를 誘導하고자 努力하고 있으며, 他 部處와의 業務 遂行上 差別化를 꾀하고자 努力하고 있다. 그밖에도 “文化財 不法 搬出入 및 所有權 讓渡의 禁止에 關한 協約” 및 “世界遺産協約” 등 國際的인 趨勢에 符合되도록 自然文化財 制度를 改善하려는 움직임이 活潑하다.

2. 自然文化財의 類型과 指定現況

韓國에서 現在 使用되고 있는 自然文化財란 用語는 法의 概念은 아니며, 天然記念物과 名勝을 通稱하는 用語로 理解되고 있다 (표 2). 文化財保護法에서는 有形文化財, 無形文化財, 記念物, 民俗資料로 文化財를 區分하고 있으며, 天然記念物과 名勝은 史蹟과 함께 記念物의 範疇에 屬한다 (표 1).

韓國의 天然記念物은 1990년대 初까지 生物 · 地質 · 動物 등의 分野에서 文化 · 歷史 등의 人文學的 價値보다는 自然科學的 價値를 優先으로 하여 指定되어 왔으나, 環境保全 分野의 領域擴張 以後 人文學的 價値가 重要한 價値로서 浮上하게 되었다. 韓國의 天然記念物은 現在 419건이 指定되고 있으며, 分野別 指定現況은 표 3과 같다.

名勝은 2000年代 以前까지 거의 注目을 받지 못하였고, 그 指定 件數도 9건에 不過하였다. 그때까지 文化財廳에서는 天然記念物의 指定과 管理에도 턱없이 不足

표 1. 文化財의 類型

有形文化財	建造物, 典籍, 書籍, 古文書, 繪畫, 彫刻, 工藝品 等
無形文化財	演劇, 音樂, 舞踊, 工藝技術 等 無形遺産
記念物	史蹟: 寺址, 古墳, 貝塚, 城址, 窯址, 遺物包含層 等
	天然記念物: 動物, 植物, 礦物, 地質, 天然保護區域, 自然現象 等
	名勝: 傳統 景觀 및 自然 景觀
民俗資料	衣食住, 生業, 信仰, 風俗, 慣習, 衣服, 器具, 家屋 等 國民生活의 推移를 理解할 수 있는 것.

표 2. 自然文化財의 類型

國家指定文化財		市·道指定文化財		埋藏文化財	
天然記念物	名勝	市·道 記念物	文化財資料	古生物資料	天然洞窟

표 3. 天然記念物 指定現況 (2011年 8月 17日 現在)

植 物					動 物										地 質				天然保護區域			計
老巨樹	樹林地	稀貴食物	自生地	分布限界地	棲息地	渡來地	繁殖地	鳥類	哺乳類	魚類	昆蟲類	爬蟲類	海洋動物	飼育動物	地形·地質	化石	天然洞窟	岩石	山岳	海洋	島嶼	
168	46	19	13	13	9	6	14	26	7	4	3	1	2	4	30	20	18	5	4	2	5	419
259					76										73				11			

표 4. 名勝 指定現況 (2011年 8月 17日 現在)

歷史·文化景觀	溪谷·瀑布景觀	海岸景觀	山岳景觀	水界	島嶼	火山	河川	植生	計
36	11	9	8	5	4	3	2	2	80

표 5. 天然記念物의 性格別 分類 (2011年 8月 17日 現在)

文化歷史天然記念物					生物科學天然記念物							地球科學天然記念物					天然保護區域		計
宗教性	民俗性	生活性	歷史性	記念性	分類學	分布學	遺傳學	生物相	特殊性	代表性	珍貴性	生物史	古生物	地質史	天然洞窟	自然現象	文化+自然	自然科學	
19	82	43	11	35	4	45	17	28	3	17	22	7	20	36	18	1	7	4	419

한 行政人力 構造 때문에 國家的 名勝 政策은 堅立조차 하지 못한 狀態였다. 또한 文化財委員會에서도 景觀과 關聯된 專門家가 거의 없어 制度圈 內에서 名勝은 無關

心 속에 放置되어 있었다. 名勝은 “史蹟 및 名勝” 이란 名稱으로 묶여있어 主로 考古學·史學·古建築 등에 대한 關心이 높았고, 景觀의 要所는 附加의으로만 取扱되

었다.

2000年代에 이르러 名勝은 指定을 위한 全國的 基礎 調査가 實施되었고, 指定基準을 再整備하면서 “史蹟 및 名勝”을 “史蹟”과 “名勝”으로 分離하였다. 이렇게 名勝의 指定과 管理를 單一化함으로써 專門家들의 參與幅을 넓혔고, 國民的 關心도를 높였다. 그 후 名勝의 指定件數는 매년 急増하였고, 韓國的 景觀의 保存이라는 命題로 推進되었다. 2011年 8月 現在 韓國의 名勝은 80件이 指定되었으며, 指定現況은 표 4와 같다.

3. 自然文化財 指定基準

(1) 天然記念物

韓國의 天然記念物로 指定된 動物과 植物은 1962년부터 1990년대 初盤까지 生物學的 價値, 稀貴性, 滅種危機 등의 價値가 優先視되어 指定되었다. 그러나 1990年代 中盤 以後 環境保全의 重要性이 浮刻되고, 環境部가 設立되는 過程에서 環境部 公務員들과 市民團體들은 天然記念物을 環境關聯 分野에 包含시켜야 한다고 強力히 主張하였고, 그 후 長期間에 걸친 論爭이 벌어졌다. 결국 2006年度에 이르러서야 天然記念物은 文化財로 管理하는 것이 妥當하다는 國家次元의 合意가 이루어 졌다.

위의 論爭 過程을 거치면서 山林廳 所管이던 滅種危機의 野生動植物에 관한 管理는 環境部에서 擔當하게 되었으나, 文化財廳의 天然記念物, 環境部의 滅種危機 野生動植物의 重複 指定問題는 아직까지 남아있는 實情이다. 文化財廳은 이들 重複指定 問題를 解決하기 위해 많은 論議를 進行하였으며, 그 結果 滅種危機와는 관련이 없는 科學的 記念性을 가지거나 文化·歷史的 記念性을 가진 것들을 天然記念物로 指定하여 環境部와의 重複 指定 問題를 解決하려고 努力하고 있으며, 표 5와 같이 文化性과 自然物의 記念的 價値를 浮刻시키려는 天然記念物 分類方式의 變化도 試圖되고 있다.

또한 天然記念物의 地質分野는 그 동안 洞窟·化石·岩石 등의 一部分野에서만 극히 적은 件數가 指定되어 國民的 關心을 끌지 못하였고, 國家政策으로서도 關心을 받지 못하였다. 이는 文化財 指定基準이 매우 模糊하게 規定되어 있어 文化財 擔當者들과 國民들의 地質遺産에 대한 理解도가 낮았기 때문이다. 文化財廳은 2006년 地質 文化財의 指定基準을 具體化하고, 明確하게 改正하여 地質 文化財의 指定을 活性化하고자 努力하고 있다.

■韓國의 천연 기념물의 지정 기준

1. 動物

- 가. 韓國 特有의 動物로서 著名한 것 및 그 棲息地·繁殖地
- 나. 石灰岩地帶·砂丘·洞窟·乾燥地·濕地·河川·瀑布·溫泉·河口·島 等 特殊한 環境에서 生長하는 特有한 動物 또는 動物群 및 그 棲息地·繁殖地·渡來地
- 다. 生活·民俗·衣食住·信仰 등 文化와 關聯되어 保存이 必要한 珍貴한 動物 및 그 棲息地·繁殖地
- 라. 韓國 特有의 畜養動物과 그 產地
- 마. 韓國 特有의 科學的·學術的 價値가 있는 固有의 動物이나 動物群 및 그 棲息地·繁殖地 등
- 바. 分布範圍가 限定되어 있는 固有의 動物이나 動物群 및 그 棲息地·繁殖地 등

2. 植物

- 가. 韓國 自生植物로서 著名한 것 및 그 生育地
- 나. 石灰岩地帶·砂丘·洞窟·乾燥地·濕地·河川·湖水·늪·瀑布·溫泉·河口·島嶼 等 特殊環境에서 자라는 植物·植物群·植物群落 또는 숲
- 다. 文化·民俗·觀賞·科學 등과 關聯된 珍貴한 植物로서 그 保存이 必要한 것 및 그 生育地·自生地
- 라. 生活文化 등과 關聯되어 價値가 큰 人工樹林地
- 마. 文化·科學·景觀·學術的 價値가 큰 樹林, 名木, 老巨樹, 奇形木
- 바. 代表的 原始林·高山植物地帶 또는 珍貴한 植物相
- 사. 植物分布의 境界가 되는 곳
- 아. 生活·民俗·衣食住·信仰 등에 關聯된 有用植物 또는 生育地
- 자. 『世界文化遺産 및 自然遺産의 保護에 관한 協約』 제 2 조에 따른 自然遺産에 該當하는 곳

3. 地質·鑛物

- 가. 地殼의 形成과 關聯되거나 韓半島 地質系統을 代表하는 岩石과 地質構造의 重要分布地와 地質境界線
 - 1) 地板 移動의 証拠가 되는 地質構造나 岩石
 - 2) 地球內部的 構成物質로 解釋되는 岩石이 產出되는 分布地
 - 3) 各 地質時代를 代表하는 典型的의 路頭와 그 分布地
 - 4) 韓半島 地質系統의 典型的인 地質 境界線
- 나. 地質時代와 生物의 歷史 解釋에 關聯된 主要 化石과 그 產地

- 1) 各地質時代를 代表하는 標準化石과 그 產地
- 2) 地質時代의 堆積環境을 解釋하는데 主要한 示相化石과 그 產地
- 3) 新屬 또는 新種으로 報告된 化石 중 保存 價値가 있는 化石의 模式標本과 그 產地
- 4) 多樣한 化石이 產出되는 化石 產地 또는 그 밖에 學術的 價値가 높은 化石과 그 產地

다. 韓半島 地質 現象을 解釋하는 데 主要한 地質構造·堆積構造와 岩石

- 1) 地質構造 : 褶曲, 斷層, 貫入, 不整合, 柱狀 節理 등
- 2) 堆積構造 : 漣痕, 乾裂, 斜層理, 雨痕 등
- 3) 그 밖에 特異한 構造의 岩石 : 베개熔岩 (Pillow lava), 어란암 (Oolite), 球狀構造나 球果狀構造를 갖는 岩石 등

라. 學術的 價値가 큰 自然地形

- 1) 構造運動에 의하여 形成된 地形 : 高位平坦面, 海岸段丘, 河岸段丘, 瀑布 등
- 2) 火山活動에 의하여 形成된 地形 : 단성화산체, 화구, 칼데라 (Caldera), 寄生火山, 火山洞窟, 환상 복합암체 등
- 3) 侵蝕 및 堆積 作用에 의하여 形成된 地形 : 砂丘, 海濱, 갯벌, 陸繫島, 蛇行川, 潟湖, 카르스트 地形, 石灰洞窟, 돌개구멍 (Pothole), 侵蝕盆地, 峽谷, 海蝕崖, 扇狀地, 三角洲, 砂洲 등
- 4) 風化作用과 關聯된 地形 : 토르 (Tor), 타포니 (Tafoni), 암괴류 등
- 5) 그 밖에 韓國의 地形 現象을 代表할 수 있는 典型的 地形

마. 그 밖에 學術的 價値가 높은 地表·地質現象

- 1) 얼음골, 風穴
- 2) 샘 : 溫泉, 冷泉, 鑛泉
- 3) 特異한 海洋 現象 등

4. 天然保護區域

가. 保護할 만한 天然記念物이 豊富하거나, 多樣한 生物·地球科學·文化·歷史·景觀의 特性을 가진 代表的인 一定한 區域

나. 地球의 主要한 進化段階를 代表하는 一定한 區域

다. 重要한 地質學的 過程, 生物學的 進化 및 人間과 自然의 相互作用을 代表하는 一定한 區域

5. 自然現象

觀賞的·科學的·教育的 價値가 顯著한 것

(2) 名勝

韓國의 名勝은 1970年度에 처음으로 指定된 이후 2000년도 까지 9件에 불과하여 國家政策으로서의 位相을 전혀 갖추지 못하고 있었다. 文化財廳은 2001年度 全國 名勝目錄 作成을 위한 基礎調査를 처음으로 實施하고, 이 調査를 基盤으로 名勝指定基準의 再定立과 함께 積極的으로 名勝指定을 推進하여 2011年 現在 全國 名勝의 指定件數는 80件에 이르고 있다.

■韓國의 명승의 지정 기준

1. 自然景觀이 뛰어난 山岳·丘陵·高原·平原·火山·河川·海岸·河岸·島 등
2. 動物·植物의 棲息地로서 景觀이 뛰어난 곳
가. 아름다운 植物의 著名한 群落地
나. 審美的 價値가 뛰어난 動物의 著名한 棲息地
3. 著名한 景觀의 展望地點
가. 日出·落照 및 海岸·山岳·河川 등의 景觀眺望地點
나. 亭子·樓 등의 造形物 또는 自然物로 이룩된 眺望地로서 마을·都市·傳統遺跡 등을 眺望할 수 있는 著名한 場所
4. 歷史文化景觀의 價値가 뛰어난 名山, 峽谷, 海峽, 串, 急流, 深淵, 瀑布, 湖水와 늪, 砂丘, 河川의 發源地, 洞天, 臺, 岩石, 洞窟 등
5. 著名한 建物 또는 庭園 및 重要한 傳說地 등으로서 宗教·教育·生活·慰樂 등과 關聯된 景勝地
가. 庭園, 園林, 연못, 貯水池, 耕作地, 堤防, 浦口, 옛길 등
나. 歷史·文學·口傳 등으로 전해지는 著名한 傳說地
6. 世界文化 및 自然遺産의 保護에 관한 協約 제2조에 따른 自然遺産에 該當하는 곳 중에서 觀賞的 또는 自然의 美觀的으로 顯著한 價値를 갖는 것

4. 韓國의 自然文化財 懸案

(1) “文化財”用語에 대한 論議

文化財保護法은 天然記念物과 名勝을 法制定 當時부터 文化財로 包含하여 保護·管理해 왔다. 그러나 文化財는 文化的 產物이라는 認識에 따라 1990年代 中盤부터 2000年代 中盤까지 環境論者들은 天然記念物과 名勝과 같은 自然物은 文化財보다는 “環境財”의 概念으로 다루는 것이 妥當하다고 主張하였다. 結果적으로 天然記念物과 名勝은 많은 社會的 論議를 거쳐 文化財로서 管理하는 것이 妥當하며, 世界的 趨勢와도 符合된다는

論理가 說得力을 가지게 되었다.

그렇지만 天然記念物 및 名勝 關聯 專門家들은 自然物을 “文化財”로 부르는 것이 一部 不適切한 側面도 있다는 점을 認定하고, 그러한 不適切性이 文化財 政策의 發展에 도움이 되지 않는다고 判斷하여 環境財와 區分될 수 있는 用語를 定立할 必要性이 있다고 主張하고 있다. 그리하여 “文化財”를 文化遺産과 自然遺産을 포함하는 “國家遺産”이란 用語로 變更할 것을 要求하였고, 文化財廳은 優先적으로 文化財의 名稱을 “Cultural property”에서 “Cultural Heritage”로 變更하여, 財貨의 概念이 강한 “文化財 (Cultural property)”란 用語를 “遺産 (Heritage)”의 概念으로 變更함으로써 天然記念物과 名勝과 같은 自然遺産을 包含시키고, “世界遺産協約” 등의 國際의 趨勢와 符合되는 “Heritage” 政策을 推進하고 있다.

(2) 國家政策으로서의 位相定立

現在 韓國의 國家指定文化財인 天然記念物과 名勝은 文化財保護法에 있는 指定基準 조차 充足시키지 못하고 있으며, 市道文化財의 指定도 活性化되어있지 못하다. 따라서 全體 自然文化財의 指定件數는 매우 적어 國民의 關心도가 낮고, 國家政策으로서의 位相도 낮은 實情이다. 指定件數가 적은 理由는 다음과 같다.

첫째, 天然記念物과 名勝의 指定基準이 不分明하여 國民의 關心도를 低下시키고 있다. 自然文化財 指定基準이 廣範圍하고 包括的이라서 擔當公務員뿐만 아니라 關聯 專門家들도 어떤 것이 自然文化財의 對象이 되는지 明確하게 理解하고 있지 못하고 있기 때문에 훌륭한 自然文化財 資源이 있어도 이를 文化財로 認識하지 못하는 結果를 招來하고 있다. 文化財廳은 自然文化財의 指定基準을 明確히 하고자 持續적으로 法律改正을 推進하고 있으며, 이러한 努力으로 現在 地質과 名勝 分野에서는 커다란 成果를 거두고 있다. 또한, 動物과 植物分野에서는 文化的·科學的 背景을 強化한 指定基準이 包含되게 되었다.

둘째, 地方自治團體의 文化財 擔當은 行政職 또는 建築 關聯 技術職이 맡고 있는 境遇가 많아 自然文化財에 대한 理解도가 낮다는 것이다. 더욱이 循環補職制가 갖는 잦은 人事移動으로 擔當자들이 自然文化財에 대한 理解를 深化시킬 時間이 없으며, 이를 補完할 수 있는 制度的 裝置도 없었다. 이에 따라 文化財廳은 2000년대 初盤부터 地方自治團體 文化財 擔當자들의 非專門性を 補完하고자 各 市道에 自然文化財 關聯 市道文化財委員會의 設置를 勸奨하고 있으며, 市道文化財委員會에서는 市道記念物의 指定을 活性化하여 國家 및 地域의 自然文化財 指定件數를 擴大시키고 있으며, 自然文化財에 대

한 市民의 關心을 增大시키는 役割을 하고 있다.

셋째, 文化財委員會 委員 大部分은 天然記念物을 環境의·生物的으로만 理解하고 文化的 要所를 考慮하지 않는 專門家들로 構成되어 있어 天然記念物 및 名勝의 指定 多樣性を 低下시키는 要因이 되고 있다. 이에 따라 文化財廳은 自然文化財 指定基準을 細分化하여 文化·歷史·自然史를 포함하는 遺産概念의 指定基準을 強化하였고, 觀光·歷史·地理學 등의 多様な 分野의 專門家들이 文化財委員會에 包含될 수 있도록 하였다. 이로서 自然文化財의 分野가 多樣化되었고, 指定件數가 擴大되는 結果를 가져왔다. 文化·歷史 分野의 導入은 生物 中心의 環境政策과 差別化되어 部處 간 摩擦을 最小化하였고, 國家政策으로서의 位相을 確保하는 데 도움이 되었다.

(3) 住民 및 地方自治團體 參與와 活用政策의 強化

1980년대 初盤까지 韓國은 全國土의 開發이 本格的으로 進行되지 않은 狀態에서 文化財 指定에 따른 私有財産의 侵害는 큰 問題가 되지 않았다. 그러나 地方自治團體의 權限이 強化되고, 都市産業化가 活潑해지면서 私有財産의 侵害에 대한 國民의 反撥이 深化되어 2000년대 初盤부터는 私有財産의 侵害를 통한 文化財 指定은 거의 不可能하게 되었다. 그전까지 韓國의 文化財 保存은 絶對保存이라는 概念으로 管理되어왔고, 都市産業化가 活潑하지 않았을 때에는 住民反對가 거의 없었다. 그러나 都市産業化가 進行되며, 私有財産의 價値가 上昇하고, 開發利益에 대한 期待가 增加됨에 따라 天然記念物과 名勝뿐만 아니라 모든 文化財의 指定 시 利害關係者들로부터 敵對的 反撥을 불러일으키게 되었다. 文化財 擔當者들은 民願을 憂慮하여 指定을 回避하거나, 地方自治團體의 各種 開發計劃을 意識하여 指定을 妨害하는 境遇까지 發生하게되었다. 이에 따라 自然文化財에 대한 政策은 絶對規制 政策에서 住民에게 惠澤이 가는 政策으로 轉換하지 않으면 自然文化財 保存自體가 어려운 環境이 되었다.

過去 國家에서는 自然文化財 指定時 財産權에 關係없이 指定하면 되었으나, 現在는 文化財 指定時 私有財産 權 保護를 위해 土地를 買入하거나, 各種 便宜施設을 設置하는 등 利害關係者들의 同意를 얻는 努力을 하고 있다. 이와 함께 自然文化財 指定管理時 地域住民에게 利益이 갈 수 있도록 하는 事業計劃 堅立, 觀光要素 開發 등 各種 住民 支援 事業을 實施하여 地域民들의 活用 및 呼應도를 높여 나가하고자 努力하고 있다. 事例로 名勝으로 指定된 南海 다랑이논마을은 指定 當時 住民들의 積極的인 反對가 있었으나, 다랑이논을 維持하기 위한 事業을 住民들이 直接 施行하게 하여 住民들에게 惠澤이

갈 수 있도록 하였고, 各種 生産品 販賣 및 觀光事業 등을 支援함으로써 住民들의 自矜心を 높여 文化財 指定에 대한 不滿을 解消하였다.

(4) 國家自然遺産 保存을 위한 研究體系의 構築

韓國에서 天然記念物과 名勝이 文化財로 指定된 1962年 以後 40餘 年間 自然遺産에 대한 調査·研究을 할 수 있는 機關이 없었기 때문에 自然文化財의 科學的 管理는 不可能하였다. 1990年代 中盤 以後 天然記念物과 名勝에 대한 社會的 與件의 變化에 따라 天然記念物과 名勝의 科學的·體系의 管理政策의 堅立이 必要해 졌다. 이에 따라 文化財廳은 2006年 4月 國立文化財研究所 內에 自然文化財研究室을 設立하고, 天然記念物센터를 運營토록 하였다.

天然記念物센터는 全國의 天然記念物과 名勝을 調査 研究하고, 自然遺産에 대한 國民 弘報, 展示, 教育프로그램 등을 運營하며, 國家指定文化財와 市道 指定文化財의 管理에 必要한 資料들을 提供하고 있다.

天然記念物 센터에서는 地方自治團體의 協助를 통해 全國의 天然記念物로 指定된 動物死體들을 收集하고 있으며, 獸醫科學研究所, 大學研究所 등과 協助하여 各種 自然遺産 關聯 研究을 遂行하고 있다.

또한, 化石 등 地質分野 研究 結果物과 各種 工事過程에서 發見된 化石들도 埋藏文化財保護法의 規定에 따라 收集하고 있으며, 이들은 天然記念物센터의 研究資料 및 展示資料로 活用하고 있다.

天然記念物센터는 現在 24名의 研究員과 13名의 施設管理要員, 27名의 自願奉仕者들로 運營되고 있으며, 向後 國立自然遺産研究所로 特化하여 文化財廳의 自然遺産 政策研究機關으로 發展시켜 나갈 計劃을 推進하고 있다.

5. 맺음말

韓國의 初期 自然文化財는 주로 生物的 價値, 滅種 危機 與否, 自然科學의 價値에 따라 指定되어 왔으나, 1994年 環境部 設立 등의 政府機能의 變化로 現在는 自然의 記念物, 原生的 文化遺産, 歷史的 實證物, 自然史의 證據物, 鄉土의 象徵物, 生物學的·文化的 代表性 등 科學的·人文學的 學術價値가 높은 것들을 對象으로 保存하려는 努力을 기울이고 있다.

韓國의 天然記念物과 名勝의 性格은 다음과 같이 定義되며, 環境의 概念의 自然物과 差別化된다.

첫째, 感歎과 驚異의 對象으로서 自然의 記念物이다.
둘째, 民族文化 및 精神生活의 母體이다.
셋째, 先祖들이 살아온 모습을 담고 있는 歷史의 實證物이다.
넷째, 地球生成過程 등 自然史를 밝혀주는 證據物이다.
다섯째, 住民들의 故郷에 대한 鄉愁를 끌어내는 鄉土의 象徵物이다.
여섯째, 地域的 象徵性을 가지며, 自然科學과 文化的 代表性을 가지고 있다.

現在 韓國의 自然遺産 保存의 目標은 文化·教育·科學 등 文化 및 自然史 資料의 保存, 自然文化財를 통한 文化鄉愁 機會의 擴充, 傳統景觀의 保存을 통한 國土景觀의 特性化 및 活用基盤 構築, 自然文化財 關聯 專門分野의 學問的 發展 圖謀, 傳統文化 生物資源의 保存 및 活用基盤 構築에 두고 있다.

또한 管理政策에 있어서는 過去의 規制 一邊倒의 政策을 벗어나, 全國의 自然遺産에 대한 研究를 強化하고, 住民 및 地方自治團體의 參與를 높여 自然遺産 保存에 대한 國民의 共感帶를 높이는 方向으로 管理政策을 堅立해 나가고 있다.

예를 들어 天然記念物로 指定된 老巨樹는 傳統的으로 住民들과 함께 生活해온 文化要素지만, 文化財로 指定되는 瞬間 住民과 隔離되는 結果를 빚어왔다. 그것은 住民들로부터 文化財를 隔離시키고, 住民들에게 自矜心を 주기는커녕 엄청난 골칫거리로 남게 하여 文化財 指定에 대한 住民들의 極烈한 反撥만을 낳게 되었다. 이에 따라 文化財廳은 老巨樹 周邊을 마을公園化하거나, 마을整備事業을 支援하는 등 住民들의 마음이 天然記念物로부터 떠나지 않도록 不斷한 努力을 기울이고 있다. 이러한 發想의 轉換은 政策 擔當者들이 國民들에게 支持받지 못하는 文化財는 결국 國家의 遺産이 될 수 없다는 哲學的 基盤에 따른 것이다.

【참고문헌】

- 1) 문화재청 (2011): 천연기념물 지정현황
- 2) 문화재보호법 훈령 (2009): 천연기념물 노거수 및 보존관 리 지침
- 3) 이 위수 (2009): 「한국 명승의 현황 및 전망」, 『국제학술 심포지엄 - 명승의 현황과 전망』, 국립문화재연구소, p.p. 291-320

「コウノトリ悠然と舞う ふるさと」をめざして

松井 敬代（豊岡市教育委員会文化振興課／主幹）

1. はじめに

自然的文化財という用語は今回初めて耳にしたが、これに含まれると想定されるものとして、文化財保護法で定義されている渓谷や海浜、山岳などの自然系の名勝や天然記念物、また、国立・国定自然公園、森林生態系保護地域、また世界自然遺産などがあげられよう。

これらを豊岡市にあてはめてみると、指定文化財では国指定の特別天然記念物コウノトリ、特別天然記念物オオサンショウウオ、天然記念物玄武洞、県指定の栃本の溶岩瘤、絹巻神社の暖地性原生林、名勝切浜の「はさかり岩」など、50件以上ある。これらのうちいくつかは山陰海岸国立公園内に、また山陰海岸ジオパークのジオエリアに含まれており、このほか国内希少野生動植物種の生息地等保護区である大岡アベサンショウウオ生息地保護区、ラムサール条約登録湿地として円山川下流域・周辺水田が指定されるなど、自然環境がとても豊かな地域である。まず、これらを育む豊岡の位置と地形の特徴を押さえておきたい。

2. 母なる川、円山川とともに生きる

豊岡市は、兵庫県北部に位置する人口8万5千人〔平成24年（2012）4月現在〕のまちである。平成17年（2005）4月の市町村合併によって、兵庫県内最大の面積を誇る市となり、県全体の8.3%を占めている。北は日本海に面し、南には中国山地の東端である標高1,074.4mの蘇武岳を頂き、市のほぼ中央には円山川が北流して日本海に注ぐ。市域面積697.66㎡の79.3%を森林が占めており、山岳部は水ノ山後山那岐山国定公園に、海岸部は山陰海岸国立公園に指定され、多様な四季を織りなす自然環境に恵まれている。

豊岡市の中央を流れる円山川は、その河口から10km遡っても高低差がほとんどない特異な河川である。中下流域では、河川勾配が1/9,000とほぼ水平状態であるため、風のない日には川面が鏡のように静かで、潮の満ち干や海から吹き上げてくる風などで、上流に向かって水が逆流することも毎日のように見られる。したがって

円山川上流から勢いよく流れてきた水は、豊岡盆地に入ってスピードを極端に落とす。河口から6.5km、ちょうど玄武洞が位置する付近では両側の山が迫り、ボトルネック状の地形を呈していることから、大量にたまった水が日本海に吐き出されずに豊岡盆地に滞留して溢れ、たびたびのように水害を起こしてきた。

未だ記憶に新しい平成16年（2004）10月の台風23号では円山川本流だけではなく、その支流である出石川、稲葉川、太田川等も氾濫し、堤防の決壊による増水で死者を出すなどその流域に甚大な被害があった。その直後から始められた災害復興事業は、将来にわたり最小限の被害で食い止められるよう大規模な工事がおこなわれており、開始から6年以上経った現在でもまだ終わっていない。

有史以来、円山川の氾濫とのたたかいは、流域住民の苦悩の歴史そのものであった。近くでは明治43年（1910）から始まり、昭和9年（1934）まで25年間も続いた円山川大改修、古くは江戸後期に出石藩が行った出石川合流部での河畔林植林と大保恵堤の築造など、円山川の河川改修は幾度も繰り返し行われてきている。



図-1. 来日山からみた豊岡盆地
(写真左下に玄武洞が位置する。)

(1) 出石川のオオサンショウウオ

台風23号で被害の大きかった出石川では、農業用水確保のために築かれたいくつかの井堰直下で、遡上できなくなった特別天然記念物オオサンショウウオが多数発見された。出石川復旧工事の施工にあたった兵庫県豊岡土木事務所では、工事着工前にそれらを一時避難させ、工事終了後、生息環境が整ったうえで元の場所に戻すことにした。当時事業を直轄していた災害復興事業室では、研究者の指導のもと、区域内の小学生を対象にした「出石川ジュニア・リバーズ」を立ち上げ、オオサンショウウオの保護を主眼にしながら、体験学習として川やその周辺の生き物観察、環境教育などを実践した。「僕らの水辺再発見マップ」という環境マップを作成した高橋小学校は、国土交通省が設けた川の日制定10周年記念優秀賞を受け、体験学習発表会を開催する機会も与えられた。そのほか、オオサンショウウオを題材にした展示会や学習会が市内外で開催された。

災害復興事業室は、保護したオオサンショウウオにマイクロチップを埋め込み、放流後も個体追跡調査と共に環境生息調査も継続して行っている。災害復旧工事での捕獲数は500頭を超え、事業が完了して役目を終えた災害復興事業室が持っていたデータは、現在、豊岡市教育委員会にも引き継がれ、その後の生息調査の基礎資料としている。

出石川河川改良復旧工事には、オオサンショウウオも住める環境対策工法が積極的に取り入れられている。一例を挙げると、護岸に巣穴ブロックを設け、部分的に巨石を積み上げてオオサンショウウオが営巣しやすい環境とし、また井堰を緩傾斜階段式落差工に変更し、遡上できない落差を解消して一部には魚道を設けるなどの改良がなされた。このように、行政と教育の両面でオオサンショウウオを守っていく体制が整えられた意義は大きい。

(2) コウノトリとの約束

豊岡市では、めぎすまちの将来像を「コウノトリ悠々と舞う ふるさと」とし、それを実現するために、①安全と安心を築く②地域経済を元気にする③人と文化を育てるために、コウノトリを核とした先進的な取組を豊岡モデルとして世界に発信することを基本構想のテーマに掲げている。

ア) コウノトリ野生復帰

コウノトリは、日本では一度絶滅した鳥である。かつて円山川流域には多くのコウノトリが生息し、湿潤な土地を多く持つ豊岡盆地は、最後まで野生のコウノトリが営巣していた場所でもある。豊岡市でのコウノトリ野生

復帰の取り組みを紹介する有名な白黒のポスターには、ひとりの女性が5頭の但馬牛を水浴びさせる場面と、同じ場所で12羽のコウノトリが餌を探している様子とが映っている。昭和35年(1960)の円山川での一場面を切り取ったものだ。同じように「つるボーイ」といって、田んぼの稲を踏み荒らすコウノトリに危害を与えず追い払う農事や、コウノトリの営巣する松の木のそばに茶屋を設け、瑞鳥として絵葉書の題材にしてきたなど、コウノトリが日常風景の中に溶け込んでいた。

ところが、その後行われた圃場整備や農薬散布などによって生息環境が悪化し、見る間に数を減らして絶滅の危機に直面してしまった。昭和40年(1965)、絶滅の危機に瀕していたコウノトリを救う最後の手段として、野生のコウノトリを捕獲して人工飼育する道を選び、飼育下で繁殖を何度も試みるがうまくいかず、昭和46年(1971)には保護した野生個体がすべて死んで、野生のコウノトリはついに絶滅した。保護増殖センターで行っていた人工飼育もうまくいかず、孵化しない年月が20年続いたが、昭和60年(1985)にハバロフスクから贈られてきた6羽から孵化したヒナから25年目にしてようやく繁殖に成功し、以後増殖活動が軌道に乗って毎年ヒナが育って飼育数が増えていった。

100羽を超えたところで、かつてひとの都合で捕獲して繁殖させるといった手段をとり彼らの自由を奪った代わりに、必ずもう一度空を悠然と舞わせるというコウノトリとの約束を果たすため、平成17年(2005)に放鳥に踏み切った。放鳥したコウノトリのペアから生まれたヒナが初めて巣立つまでに、実に46年もの歳月が必要だった。現在では、野外で巣立った鳥を含め60羽のコウノトリが大空を舞っている。

イ) コウノトリとの共生

コウノトリが野外で生きていくためには、周辺環境を整えなければならない。そこで豊岡市では、コウノトリも住める豊かな環境をつくるために、「豊岡エコバレー」を目指して、豊かな森をつくり、多様な水辺を再生してネットワークさせ、農業をしながら生き物を育むことで、「自然環境」の保存・再生・創造を目指して進めている。間伐材をペレットに加工し、バイオマス燃料として利用する、円山川水系自然再生・湿地再生をする市民団体や地域団体を育てネットワーク化して情報共有する、冬季湛水田を増やし小中学生に田んぼの生きもの調査を実践するなど、様々な取組を進めている。

一方、ふるさとを見つめ直し学び楽しみ、楽しみながら省資源型の暮らしを再現し、コウノトリを支える豊岡の取り組み・歴史文化を紹介し、豊岡製品のブランド力



図-2. コウノトリの郷公園

を高めることによって、「文化環境」の保存・再生・創造も実践していこうとしている。生きもの共生の日を設け、子どもを自然に親しませる子どもの野生復帰大作戦、昔ながらの建築法を学ぶ施設豊岡エコハウス、東京都心に開店した豊岡市アンテナショップ、都心からの観光客を呼び込むためのツールのひとつコウノトリツーリズムや放棄水田をコウノトリが餌場にするジオトープに変身させた田結地区のガイド、案ガールズ、豊岡製品のブランド力を高めるコウノトリの舞・コウノトリ育むお米など、こちらも多様な取組を展開されている。

自然環境と文化環境を両輪に据えて、環境と経済が共鳴する『小さな世界都市』となることを目標に歩んでいる。まさに人とコウノトリとの共生をめざす試みである。

様々な努力と成果が認められて平成24年(2012)7月、「円山川下流域・周辺水田」560haが国際的に重要な湿地として、ラムサール条約登録湿地に認定されることになった。水田が湿地登録の対象になったのは、初めてのことである。「円山川下流域・周辺水田」では絶滅危惧種のコウノトリの生息環境を守るため、水田では環境創造型農業である「コウノトリ育む農法」に取り組む農家があり、環境市民団体が管理するコウノトリの繁殖する人口湿地「ハチゴロウの戸島湿地」など、様々なタイプの湿地が存在している。エリア内にはコウノトリ以外にも絶滅危惧種のヒメシロアサザ、在来種のオオアカウキクサなどの水生植物やメダカ・イトヨなどの魚類、ヒメマイトトンボなどの昆虫類などが生息しており、湿地が多様な生物相を支えている。

3. 玄武洞と山陰海岸ジオパーク

(1) 玄武洞とその整備

豊岡市周辺では江戸時代から玄武岩を採石し、目前を流れる円山川の舟運で、家の礎石や庭石、石垣などに利用してきた。身近には、どの家庭にも漬物石として玄武



図-3. 整備された玄武洞

岩を1個保有しているとも言われている。また、平安時代から二見浦として歌に詠まれるほど風光明媚な場所でもあった。江戸幕府の儒学者であった柴野栗山が、湯島(現在の城崎温泉)に向かう道中、ここに立ち寄り「玄武洞」と命名したといわれている。

明治44年(1911)には「玄武洞保勝会」が発足して採石を中止し、美しい柱状節理を見せる名勝地に生まれかわった。前年対岸に鉄道が敷設され玄武洞駅ができたことによって、隣駅であった城崎温泉からの観光客が押し寄せ、一大観光地に成長していった。また、大正8年(1919)に制定された史蹟名勝天然紀念物保存法に従って全国で行われた史蹟名勝天然紀念物調査によってその価値が認められると、さらに観光客が増加していった。

大正14年(1925)に起きた北但大震災によって、玄武洞が崩落し洞が埋まってしまったが、整備のため同じく壊滅的な被害があった城崎温泉街の中央を流れる大谿川の改修に再利用して川護岸とした。この護岸は弓形橋と共に、城崎温泉の景観を形作っている。その後の度重なる小崩落や経年変化によって少しずつ節理が埋まってきたため、玄武洞と青龍洞を平成16年(2004)度から6年かけて文化庁の国庫補助事業で整備を実施した。整備は、できるだけ柱状節理を見せるように埋まっている個所を掘り起こし、景観を遮る樹木や草木類の除去を中心に実施し、並行して指定区域外の白虎洞、南北朱雀洞も国交省の補助を受けて整備した。

(2) 山陰海岸ジオパークの活用

玄武洞の整備途上で、山陰海岸国立公園を核に鳥取県・兵庫県・京都府の1府2県で世界ジオパークの加盟認定を目指そうという機運があがった。山陰海岸国立公園は、砂丘や洞門、洞窟、奇岩などの岩石海岸のほか、足跡化石やポットホール(甌穴)などがあり、まさに「地形・地質の博物館」ともいわれている。兵庫県内では、国指定天然紀念物「玄武洞」「鎧の袖」、名勝「香住海岸」、名勝及び天然紀念物「但馬御火浦」をはじめ、多数の県

指定・市町指定文化財が一部となっている。

平成22年（2010）、晴れて世界ジオパークへ加盟認定された山陰海岸ジオパークには、豊岡市では山陰海岸国立公園内の玄武洞、日和山海岸、竹野海岸などのほか、内陸部の神鍋高原、円山川下流域の城崎温泉やハチゴロウの戸島湿地なども入れられた。行政と観光協会を始めとする民間団体、また市民団体が主体となってその保護や周知、ジオツーリズムを展開している。

4. コウノトリ悠然と舞うふるさとの姿とは

文化財保護法でいう天然記念物は、動物、植物、地質・鉱物をいい、それぞれ種や個体を対象にした保護が第一義である。豊岡市では現在、国2件、県12件、市21件の計35件の天然記念物が指定されており、自然系の名勝を併せると50件以上になる。それらを保護し、保全し、周知や公開などで活用を図っている。

一方、コウノトリとの共生やラムサール条約登録湿地の認定によって、自然環境保全や生物多様性への取り組み、環境経済戦略の推進などが行われている。ジオパークでは、日本海の岩礁が良好な漁場になり松葉ガニと呼ばれているズワイガニや紅ズワイガニの漁、火成活動の影響を受けた温泉資源である城崎温泉、地形を利用した高原リゾート神鍋山など人間の営みと深く結び付いて、それらの保護も大切にしながら、ネットワークやツーリズム、またそれに関わるさまざまな取り組みを総合的にやっている。

文化庁の指針として、平成19年（2007）度に「歴史文化基本構想」や平成20年（2008）度の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」など、地域における文化財の総合的な取り組みを推進していこうという方向性が示された。豊岡市でもコウノトリとラムサール湿地、ジオパークなどへの取り組みが先行しているように思われるが、遅ればせながら豊岡市独自の歴史文化基本構想の策定を目指すことになった。兵庫県下で一番広い面積を有し、多様な自然環境、文化環境を育んできた地域として、まず、文化財悉皆調査・詳細調査を実施して分析し、周辺環境も含めて総合的に把握して、豊岡市における空間的・時間的つながりを明確にしていきたい。そのなかから、今までと違った豊岡市像を見いだせる可能性にも期待したい。

振り返ってみるとコウノトリとの共生もラムサール登録湿地やジオパークなどの先行する取り組みも、閉塞感がある地方ではありがちなことだが、どちらかというところ行政主導で進めてきている。今はまだ自立が弱い、民間団体や市民団体などと、ともに考え、取り組み、まち

づくりに活かしていかなければ本物の観光振興や地域の活性化は図れないと考えている。

実は、豊岡市には2枚の観光鳥瞰図が知られている。1枚は「躍進の城崎温泉観光圖」で、昭和10年（1935）に描かれたものである。北但大震災から復興した城崎温泉に観光客を呼び戻すため、温泉の湯けむりがそこかしこに立ちのぼり、水上飛行場やスキー場で遊ぶ人々、玄武洞、東山公園などの観光地が強調して描かれている。もう1枚は「豊岡市鳥瞰図」で、昭和37年（1962）頃の豊岡市街地を中心に描かれたものである。絵中にはコウノトリの営巣地が描かれ、そのころ新設された病院や公共施設が、整然と配された街区とともに描かれている。どちらも今後も町が発展していくという希望をこめて描かれたものである。

また、北但大震災直後に、まちのシンボルとして最初に築かれたRC構造の豊岡町役場（現在の豊岡市役所本庁舎）を壊して新たな市庁舎を建造するのではなく、わざわざ曳家をして復興のシンボルとして残すことを選択した。しかも、のちに豊岡町から豊岡市になった時に増築した木造の3階も復元した。長い間に街の景観になっているからという理由からである。これはひとつの方向性を示唆しているといえよう。

豊岡市はめざすまちの将来像を「コウノトリ悠然と舞うふるさと」とし、自然や歴史、伝統や文化を大切に、そこから地域への深い愛着を感じ、夢と希望を描きながら元気と賑わいがあふれるまちをめざしている。そして、地方の小さな都市（まち）であっても、世界の人々から尊敬され、尊重される『小さな世界都市』となることを目標にしている。その素材は原石のようにたくさんころがっている。あとはそれを総合的に把握し、どう活かすかにかかっていると言えよう。

【参考文献等】

- 1) 『豊岡市史（上巻）』1991.3 豊岡市
- 2) 『豊岡市史（下巻）』1993.3 豊岡市
- 3) 『豊岡市総合計画（前期基本計画）』2007.3 豊岡市
- 4) 『豊岡市総合計画（後期基本計画）』2012.3 豊岡市
- 5) 『要覧』2004.3 豊岡市立コウノトリ文化館
- 6) 『平成23年度要覧』兵庫県立コウノトリの郷公園
- 7) 『コウノトリ再び空へ』2006.1 神戸新聞総合出版センター
- 8) 鷺谷いずみ編『コウノトリの贈り物』2007.11 地人書館
- 9) 小野泰洋・久保嶋江実『コウノトリ、再び』2008.8 エクスナレッジ
- 10) 『天然記念物玄武洞保存整備事業報告書』2010.3 豊岡市

황새가 유유히 춤추는 고향

마쓰이 다카요 (도요오카시 교육위원회 문화진흥과 주간)

1. 도요오카시의 위치와 지형

도요오카시는 효고현 북부에 위치하는 인구 8만 8천 명의 도시이다. 북쪽으로 동해에 면해 있고, 남쪽으로는 주고쿠산지 [中国山地] 동쪽 끝에 걸쳐있으며, 도시 중앙에는 마루야마강 [丸山川] 이 동해로 흐르고 있다. 시 전역은 79.3%가 삼림이고, 해안에는 산인 [山陰] 해안국립공원, 산악에는 효노센우시로야마나기산 [氷ノ山後山那岐山] 국경공원이 지정되어 있으며, 사계가 빛어 내는 다양한 자연환경의 혜택을 입고 있다.

(1) 만물의 근원인 강, 마루야마강 [丸山川]

도요오카시의 중앙을 흐르고 있는 마루야마강은 하구에서 10km 정도 상류로 거슬러 올라 가더라도 하구와의 낙차가 1m 밖에 나지 않는다. 마루야마강의 중하류 지역의 하구 구배는 1만분의 1 정도로 거의 수평상태이기 때문에 바람 없는 날에는 강 표면이 거울과 같이 고요하다. 마루야마강 상류부터 힘차게 흘러 내려온 물은 도요오카분지로 들어서면서 유속이 갑자기 떨어진다. 더구나 하구에서 6.5km 떨어진 겐부 [玄武] 동굴 근처에는 산이 강의 양쪽 하안까지 뻗어 내려와 병목 같은 지형을 형성하여 많은 양의 강물이 동해로 빠져나가지 못하고, 고여 있다가 넘쳐 종종 수해를 일으키고 있다.

그런데 저습지에 생육하는 키버들이 마루야마강에 번성하여, 키버들을 이용한 공예품이 도요오카의 주요 생산품이 되어 현재의 가방산업으로 발전하게 되었다.

(2) 마루야마강과의 싸움

2004년 태풍 23호 때 마루야마강 분류뿐만 아니라 지류인 이즈시강 [出岩江], 이난바강 [稲葉川], 오타강 [太田江] 등도 범람하여 큰 피해를 주었다. 7년 이상 걸린 피해복구사업은 지금도 일부에서는 진행하고 있다. 마루야마강의 범람을 방지하고자 하는 사업은 매우 이전부터 있었는데 다이쇼시대 (1912-1926) 후기부터 쇼와시대 (1926-1989) 초기에 걸쳐 마루야마강 개수를 시행하였고, 그전인 에도시대 후기에는 이즈시 [出岩] 번 [藩] 이 실시한 이즈시강 합류부의 오보에 [大保惠] 제방 축조 등이 있다. 이렇게 마루야마강 유역 주민은 강과의 싸움의 역사를 갖고 있다.

2. 일본장수도롱뇽과 황새의 복원

(1) 이즈시강 하천개량복구공사와 일본장수도롱뇽

태풍 23호 피해가 컸던 이즈시강에서 몇 곳의 보가 손상 되어 상류로 올라갈 수 없게 된 특별천연기념물인 일본장수도롱뇽 (*Andrias japonicus*) 이 다수 발견되었다. 복원공사를 담당하였던 효고현 도요오카토목사무소에서는 공사 착공 전에 일본장수도롱뇽을 다른 곳으로 대피시켰다가 공사 완료 후에 원래의 장소로 되돌리기로 하였다. 당시 사업을 담당하였던 시의 재해복구사무실에서는 구역의 초등학교와 연구자들과 함께 「이즈시강 유니버 리버즈」 를 계획하고, 일본장수도롱뇽 보호를 중심으로 초등학생 체험학습의 일환으로서 생물관찰과 조사를 실시하였다. 생포한 일본장수도롱뇽에는 마이크로칩을 삽입하였고, 방류 후 환경서식조사를 실시하였다. 그 수는 500마리를 넘는데 데이터는 현재 도요오카시교육위원회에서 보관·관리하여 서식조사의 기초자료로 삼고 있다. 이즈시강 하천개량 복구공사는 일본장수도롱뇽도 살 수 있는 환경대책공법을 적극적으로 도입하고 있다.

(2) 「황새가 유유히 춤추는 고향」 조성계획

도요오카시는 지역이 목표로 하는 장래상을 「황새가 유유히 춤추는 고향」으로 삼고, 이를 실현하기 위해 ① 안전과 안심의 구축 ②지역경제 활성화 ③사람과 문화의 육성을 위해 황새를 핵심으로 한 선진적인 시도를 도요오카 모델로서 널리 알리는 것을 기본구상의 테마로 삼았다.

1) 황새의 야생 복원

황새는 일본에서 한 번 절멸한 적이 있다. 1965년 절멸의 위기에 처해 있던 황새를 구하는 최후의 수단으로서 야생의 황새를 포획하여 인공사육하는 방법을 선택하였다. 40년 후인 2005년 최초로 방사에 성공하였으나, 그 동안 포획한 야생 개체가 죽어 인공사육이 순조롭게 진행되지 않아 인공 부화하지 못한 세월이 20년이나 계속되었다. 1985년 하바로브스크에서 기증된 6마리가 부화에 성공하여 성체로 성장하게 되었고, 제 2세대, 제 3세대를 거쳐 사육 두수가 100마리로 증가한 시점에서 황새와의 약속을 지키기 위해

방사를 하게 되었다. 현재는 야생에서 둥지를 튼 황새를 포함하여 약 48마리의 황새가 하늘을 누비고 있다.

2) 황새와의 공생

황새가 야생에서 살아가기 위해서는 주변 환경의 정비가 필요하다. 그래서 도요오카시에서는 황새가 살 수 있는 풍요로운 환경을 만들기 위해 숲을 울창하게 가꾸고, 다양한 수변을 재생시켜 네트워크화하였으며, 농업을 하면서 생물을 육성시키는 「자연환경」의 보존·재생·창조를 목표로 하고 있다. 한편으로는 지역을 돌이켜 보고, 배우고 즐기며, 즐기면서 자원 절약형의 생활을 재현하고 있다. 도요오카시의 황새 보호에 대한 여러 가지 시도와 역사·문화를 소개하고, 도요오카 산물의 브랜드력을 높이기 위한 '문화환경'의 보존·재생·창조를 실천하고 있다. 이들을 두 개의 축으로 삼아 환경과 경제가 공명하는 '작은 세계 도시'를 목표로 발전시켜나가고 있다. 실로 사람과 황새의 공생이라고 할 수 있다.

3. 겐부 동굴과 산인 해안 지오파크

(1) 겐부 [玄武] 동굴의 정비

도요오카시 일대는 에도시대부터 현무암을 채석하여, 마루야마강을 이용한 수운으로 가옥의 초석, 정원석, 돌담장 등을 운반하여 왔다. 이것은 매우 유명하여 어떤 집이라도 도요오카산 현무암 1개 정도는 있을 정도라고 했다. 또한 헤이안시대(794~1192) 부터 문인들이 후타미노우라 [二見浦] 라고 부르며 시를 지어 예찬할 정도로 훌륭한 풍광을 자랑하던 곳이었다. 메이지시대 말기 현무암 채석을 중지하고, 아름다운 주상절리를 보여주는 관광지로서의 정비계획이 세워졌다. 때마침 건너편 강가에 철도가 부설되어 겐부동굴역이 생기고, 이웃 역인 기노사키 [城崎] 온천의 관광객이 몰려와 일대가 큰 관광지 되었다. 그 후 호쿠탄 [北但] 대지진과 침식변화에 의해 조금씩 절리가 없어지는 경우가 발생하여 겐부동굴과 세류동굴 [靑龍洞] 을 2003년부터 6년간 문화청 국고보조사업으로 정비를 실시하였다. 동시에 문화재로 지정 받지 않은 밧코동굴 [白虎洞], 남쪽 북쪽의 슈자큐동굴 [朱雀洞] 도 국토교통성의 보조를 받아 정비되었다.

(2) 산인 [山陰] 해안 지오파크의 활용

겐부동굴 정비공사 진행 중에 산인해안국립공원을 핵심으로 하는 도토리현, 효고현, 교토부 등 1부 2현이 세계지오파크 가맹 인증을 받자는 분위기가 고조되었다. 산인해안국립공원은 사구·동굴입구·동굴·기암 등의 암석 해안 외에도 발자국 화석·포트홀 (pot hole) 등의 다양한 요소들이 존재하여 '지형·지질의 박물관'이라 불리고 있다. 또한 효고현내에서는 국가지정천연

기념물인 '겐부동굴', '요로이노소테 [鎧の袖] 절벽', 명승인 '가즈미 [香住] 해안', 명승 및 천연기념물인 '다지마미호노우라 [但馬御火浦] 해안'을 비롯한 다수의 현(縣) 지정 및 시정(市町) 지정문화재가 분포하고 있다.

2010년 세계지오파크 가맹인정된 산인 해안 지오파크는도요오카시의 경우 산인해안국립공원에 위치한 겐부동굴, 히요리야마 해안, 다케노 해안 외에 내륙의 간나베 고원, 마루야마강 하류역의 기노사키 온천, 하치고로노도시마습지 등이 포함되어 있다. 행정·관광협회를 비롯한 민간단체 또는 시민단체가 주체가 되어 지오파크의 보호와 홍보, 지오투어리즘을 전개하고 있다.

4. 천연기념물과의 공존, 활용에 대하여

문화재보호법의 천연기념물의 개념은 동물, 식물, 지질·광물을 말하며, 각각의 종이나 개체를 대상으로 한 보호를 우선으로 하고 있다. 도요오카시에서는 현재, 국가지정 2건, 현지정 12건, 시지정 21건 등 총 35건의 천연기념물이 있으며, 자연형의 명승 3건이 지정되어 있다. 지정된 문화재에 대해서는 보호, 보전, 홍보, 공개 등의 활용계획이 수립되어 있다. 한편으로 황새와의 공생이나 지오파크는 보호를 우선시하면서 네트워크, 투어리즘, 이들과 관련 있는 다양한 사업을 종합적으로 실시하는 것에 주안점을 두고 있다.

정부는 2007년 '역사문화 기본구상', 2008년 '지역의 역사적 풍치의 유지 및 향상에 관한 법률' 등을 제정하여 지역의 문화재를 종합적으로 검토하여 추진해 가고자 하는 방향을 제시하였다.

도요오카시에서는 황새와 지오파크 관련 검토가 선행되고 있는 것처럼 보이지만 일부를 제외하고는 현재 행정 주도로 진행되고 있다. 민간단체나 시민단체 등과 함께 생각하고, 대처하며, 창조해 나가지 않으면 지속가능한 관광 진흥과 지역 활성화로 이어지지 못할 것이다.

【참고문헌】

- 1) 『도요오카 시사(市史) 상권』, 1991.3, 도요오카시
- 2) 『도요오카 시사(市史) 하권』, 1991.3, 도요오카시
- 3) 『도요오카시 종합계획(전기 기본계획)』, 2007.3, 도요오카시
- 4) 『도요오카시 종합계획(후기 기본계획)』, 현재 진행 중
- 5) 『요람』, 2004.3, 도요오카시립황새문화관
- 6) 『2011년도 요람』, 효고현립 황새의 고향 공원
- 7) 『황새여 다시 창공으로』, 2006.1, 고베신문종합출판센터
- 8) 와시타니 이즈미 편, 『황새의 선물』, 2007.1, 지인서관
- 9) 오노 하스히로, 구보시마 에미, 『황새여 다시』, 2008.8, 익스날리지
- 10) 『천연기념물 겐부동굴 보존정비사업 보고서』, 2010.3, 도요오카시

韓国の「村の森」の概念と現況

張 美娥（大韓民国：社団法人生命の森／専門委員）

1. はじめに

本稿では、韓国の天然記念物として新しい取組の一つである「村の森¹⁾」を取り上げ、その概念と現況について論じる。

韓国には現在500ヶ所にも及ぶ「村の森」がある²⁾といわれる。「村の森」は、古記録に林藪・洞藪・邑藪などと記され、現地ではスプ・水口マギ（水口塞）・スプジェンイなどと呼ばれている。このように様々な呼び方を総括する意味で「村の森」という言葉が1990年代に提案され³⁾、それ以後、主に地域に残るものに対して「村の森」と呼ぶようになった。

「村の森」は、人々の暮らしに関わって生活の場の周辺に形成された林⁴⁾であり、特別な目的や用途などをもって造成または管理されてきた森⁵⁾である。それらは、長い間、村民によって保護されてきた特徴があり、現在もその伝統が続いている。「村の森」の歴史は、韓半島の三国時代⁶⁾にも遡るといわれ、現存するものの中には、約500年～600年の歴史を持つものも多い。

1970年代に始まった経済発展事業によって「村の森」は農耕地や道路などに開発され、数多くの森が失われてきた。また、農村における人口激減・高齢化によって「村の森」の管理まで手が回らず、天然林のように鬱蒼として、その本来の姿は衰退するようになった。

以上のように「村の森」は消滅しつつあるが、1990年代から大気汚染の深刻化による都心部内の緑地拡充政策の影響を受けて学問的・社会的関心が高まった。学問的には歴史的緑地文化の一つとして多くの論文が出され、また生物多様性や生態系機能などの研究対象としても注目されてきた。2000年代には民間団体⁷⁾が自然保護の一環として「村の森」の保全運動を始めた。

そのような流れのなかで、文化財庁では2003年に「村の森」の文化財指定のための政策的な取組として、『村の森に関する文化財資源調査』を推進してきた。この調査は、2006年まで4年間継続され、多くの「村の森」の現況が明らかにされたが、こく一部を除いて文化財指定までには至っていない。

近年「村の森」は土地利用の変化に伴う消失が多いことから、現在のところ、文化財としての保護が有効といえるが、個人財産権の制限のため地域住民の反対が激しく、その指定は活発な状況とはいえない。

一方、山林庁では2004年から「緑色基金」を設けて「村の森」の復元事業を行っている。その内容は非常に実効的なもので、公募や推薦などを通じて復元対象になる「村の森」を選定し、森の整備や植樹などを行っている。

2. 「村の森」とはなにか

「村の森」は上述したように人々の生活の場の周辺にある目的を持って形成されたものである。

「村の森」の形成は、村民が防風林や保安林などの目的で人工的に植林した場合と、天然林を農耕地に開拓せずに、森の整備や部分的植林などを施して形成したものがある。それらは、村民によって森が維持できるよう代々管理されてきた。

2003年に文化庁が刊行した報告書⁸⁾には「村の森」をその機能や用途によって6つに分類している。その類型は、「城隍林」・「護岸林」・「魚付林」・「防風林」・「補害林」・「歴史林」である。

「城隍林」は、村を守る神々を祭る城隍堂の周りに形成された森である。その森は、人工的に植林されたものと、自然に形成された森に対して境域を定め保護したものとがある。

「護岸林」は、村の周りに流れる川に堤防を築き、そこに土固めのために植林したものである。「魚付林」は、主に海岸に造成されるもので魚群誘致や漁場保護などを目的で植林したものである。

「防風林」は、冬場の冷たい北風や夏場の台風などの風害を防ぐために設けた森である。「補害林」は、風水地理論に基づく村の地形的欠陥を補うために設けられた森のことである。「歴史林」は、村に伝わる伝説などと関わる森のことである。

一方、山林庁の国立山林科学院の報告書⁹⁾には、「堂

山林（城隍林）」・「学術林」・「景観林」・「風致林」・「防風林」・「護岸林」などに分類されている。

「村の森」はそれが位置する場所、すなわち村における空間的位置がある程度決まっているという特徴がある。

その位置は、村の入口である洞口、村の周りを囲む山¹⁰や稜線上、村の前方を流れる川沿いまたは海岸沿い、村の街道沿いなどである。



図－1．城隍林の例（江陵市邱井面邱井里）



図－4．防風林の例（江原道春川市神銅洞）



図－2．魚付林の例（慶尙南道南海郡三東面勿巾里）



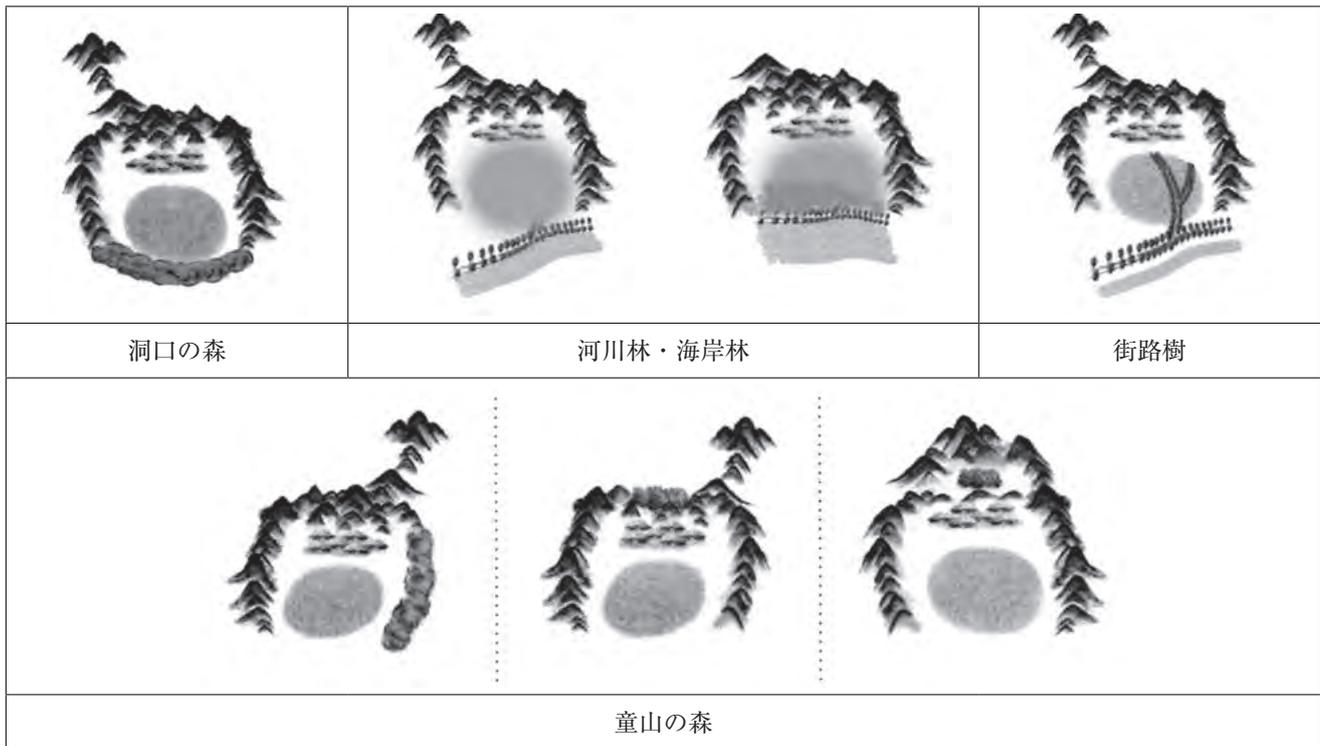
図－5．補害林の例（慶尙南道固城郡馬巖面章山里）



図－3．護岸林の例（全羅南道和順郡同福面蓮屯里）



図－6．歴史林の例（慶尙南道咸陽郡咸陽邑大德里）



図－7. 「村の森」の位置（※図版出典：社団法人「生命の森」リーフレット）

3. 「村の森」の文化財指定現況

韓国の文化財として指定されている「村の森」の大部分は天然記念物/植物/樹林地のなかに入っている。天然記念物は現在総計419件数であり、そのなかで植物が62%である259件数指定されている。

天然記念物の植物は5つに細分されている。それらは老巨樹・樹林地・珍貴植物・自生地・分布限界地などに分けられている。そのなか樹林地は総計46件数、樹林地のなかで「村の森」は20件数指定されている（表－1・2・3参考）。現在、文化財として指定されている「村の森」は、現存する「村の森」に比べてごく一部である。

表－2. 天然記念物における植物分野の指定現況
(2011年8月17日現在)

区分	指定件数	計
老巨樹	168 (65%)	259 (100%)
樹林地	46 (18%)	
珍貴植物	19 (7%)	
自生地	13 (5%)	
分布限界地	13 (5%)	

表－1. 天然記念物の指定現況 (2011年8月17日現在)

植物					動物									地質			天然保護区域			計		
259 (62%)					76 (18%)									73 (17%)			11 (3%)			419 (100%)		
老巨樹	樹林地	珍貴植物	自生地	分布限界地	棲息地	渡来地	繁殖地	鳥類	哺乳類	魚類	昆虫類	爬虫類	海洋動物	飼育動物	地形・地質	化石	天然洞窟	岩石	山岳		海洋	島嶼
168	46	19	13	13	9	6	14	26	7	4	3	1	2	4	30	20	18	5	4		2	5

表-3. 天然記念物（樹林地）として指定されている「村の森」

番号	指定番号	指定名所	所在地	指定日	規模	分類	造成時期	植生	樹齢
1	029	南海彌助里常緑樹林	慶尙南道南海郡彌助面彌助里	1962.12.07	3,441 m ² (1,042坪)	防風林・魚付林	未詳	タブノキ・カゴノキ・ヤブニッケイ・モチノキ・サカキなど	100年以上
2	040	莞島禮松里常緑樹林	全羅南道莞島郡甫吉面禮松里	1962.12.07	58,486 m ² (17,723坪)	防風林・魚付林	約300年前	アカガシ・ウラジロガシ・タブノキ・スタジイ・ツバキ・クスノキ・ハマビワ・ネズミモチ・ハマヒサカキ・オオハグミなど	100年以上
3	082	務安清川里エノキ・イスドクサ林	全羅南道務安郡青溪面清川里	1962.12.07	11,969 m ² (3,626坪)	防風林 補害林	約500年前	エノキ（約60株）・イスドクサ（約20株）・ケヤキ（3株）	約500年
4	093	原城城南里城隍林	江原道原州市神林面城南里	1962.12.07	63,877 m ² (19,360坪)	城隍林	約100年前	オニメグスリ・ハリギリ・コナラ・ミズキ・アムールシナノキ・ヤチダモ・エゾノウワミズサクラなど	約100年
5	108	咸平郷校里ケヤキ・エノキ・イスドクサの林	全羅南道咸平郡大洞面郷校里	1962.12.07	14,917 m ² (4,520坪)	補害林	約400年前	エノキ（10株）・イスドクサ（52株）・ケヤキ（15株）・ムクノキ・クロマツ・ハリエンジュ	約350年
6	150	南海勿巾里防潮魚付林	慶尙南道南海郡三東面勿巾里	1962.12.07	25,091 m ² (7,603坪)	防風林・魚付林	約300年前	ヤマモモ・タブノキ・アカメヤナギ・ウリノキ・ダンカウバイ・ヒトツバタゴ・ヌツデなど	約300年
7	241	海南緑雨壇カヤ林	全羅南道海南郡海南邑蓮洞里	1972.08.02	29,700 m ² (9,000坪)	補害林	約500年前	カヤ単純林	約500年
8	309	釜山龜浦洞堂林	釜山広域市北區龜浦洞	1982.11.09	1,286 m ² (389坪)	城隍林	未詳	エノキ・アカマツなど	約500年
9	339	莞島美羅里常緑樹林	全羅南道莞島郡所安面美羅里	1983.08.23	26,097 m ² (7,908坪)	防風林・城隍林	未詳	クロマツ・スタジイ・クリ・ネズミモチ・タブノキなど	100年以上
10	340	莞島孟仙里常緑樹林	全羅南道莞島郡所安面孟仙里	1983.08.23	9,628 m ² (2,917坪)	防風林・魚付林	未詳	ツブラジイ・アカガシ・ヤブニッケイ・ヒサカキなど	100年以上
11	374	濟州坪垈里カヤ林	濟州道北濟州郡舊左邑坪垈里	1993.08.19	448,165 m ² (135,807坪)	城隍林	未詳	カヤ単純林（約2,600株）	約300～600年
12	375	濟州納邑里暖帯林	濟州道北濟州郡涯月邑納邑里（錦山公園内）	1993.08.19	34,000 m ² (10,303坪)	城隍林	未詳	タブノキ・ヤブニッケイ・アカガシ・アオキ・サンゴジュ・ツバキ・ツブラジイ・ヤブコウジ・キツタ・テイカカツラなど	100年以上
13	403	星州京山里城外林	慶尙北道星州郡星州邑京山里	1999.04.06	38,944 m ² (11,801坪)	補害林	約500年前	アカメヤナギ（59株）	約300～500年
14	404	永川慈川里五里長林	慶尙北道永川市華北面慈川里	1999.04.06	69,647 m ² (20,958坪)	防風林・護岸林・城隍林	約500年前	アベマキなど（12種280株）	約350年
15	405	義城沙村里横林	慶尙北道義城郡點谷面沙村里	1999.04.06	37,164 m ² (11,261坪)	防風林	約600年前	クヌギ・ケヤキ・エノキなど（10種500余株）	約300～600年
16	469	醴泉金塘室松林	慶尙北道醴泉郡龍門面上金塘里	1906.03.28	21,864 m ² (6,625坪)	防風林・護岸林	未詳	アカマツ単純林	約30～300年
17	473	安東河回村萬松亭林	慶尙北道安東市豊川面河回里	1906.11.27	145,219 m ² (44,005坪)	補害林	約400年前	アカマツ単純林	約200年
18	476	英陽做土村ハリゲヤキ・ノニレの林	慶尙北道英陽郡石保面做南里	1907.02.21	18,594 m ² (5,634坪)	防風林・護岸林・城隍林	約400年前	ハリケヤキ・ノニレ	100年以上

番号	指定番号	指定名所	所在地	指定日	規模	分類	造成時期	植生	樹齢
19	480	寶城全日里 エノキ林	全羅南道寶城郡會泉 面全日里	1907.08.09	799 m ² (242坪)	防風林・ 補害林	約400年 前	エノキ単純林 (19株)	約200～ 400年
20	514	盈徳道川里 道川林	慶尙北道盈徳郡南亭 面道川里	1909.12.30	19,064 m ² (5,776坪)	補害林・ 城隍林	約400年 前	ケヤキ・チョウセンミズ キ・ハリケヤキ・ヒトツ バタゴなど	約400年

4. 「村の森」の事例－醴泉・金塘室の松林

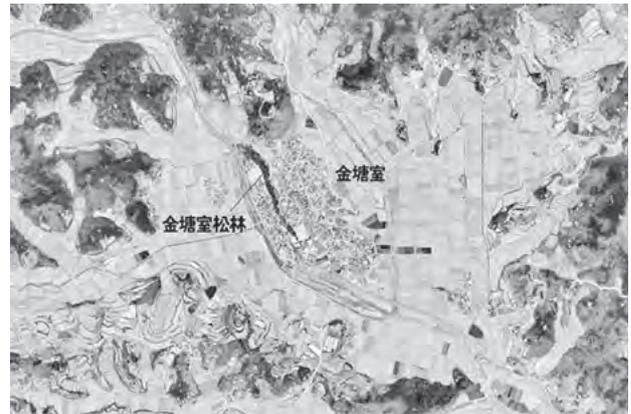
ここに具体的事例として紹介する「村の森」は、2006年3月28日に天然記念物第469号として指定された「醴泉・金塘室の松林」である。

金塘室松林は、韓国・東南部の慶尙北道醴泉郡龍門面に位置している。そこは、世界文化遺産に登録された河回村・良洞村から近く、儒教的伝統が強く残されている村である。2000年から始まった『慶尙北道儒教圏整備事業』の対象地に選ばれ、古宅や石／塀小路などが整備された。金塘室は、家々や町並み、周辺の山川、松林などが調和した非常に美しい村である。

金塘室は、四方が海拔高度300～850m程度の山に囲まれた盆地である。山の谷から発源された大きい河川を中心に、慶尙北道では珍しい大平野地帯が広がっており、古くから経済的に豊富な地域である。

金塘室は、今から600年前の15世紀初頭に、文献という人が開拓し、文献の孫・文柳磬の婿である朴從鱗(1496～1553)と邊應寧(1518～1586)が住み始めてから、文・朴・邊の後孫が繁盛し、大きな村が形成されたと伝える。

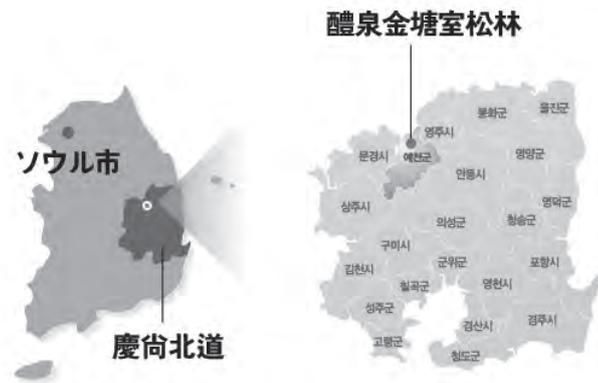
金塘室は、朝鮮時代の太祖(1代目の王)が新都地として全国から選んだ「十勝地¹¹⁾」の1つであったと記録されている。「十勝地」とは、戦争や天災地変などの被害を受けない安心できる地域のことで、実際に金塘室は一度も戦火の被害を受けてないことで有名である。



図－9. 醴泉・金塘室松林の衛星写真



図－10. 金塘室の全景と松林



図－8. 醴泉・金塘室松林の位置



図－11. 金塘室松林の全景

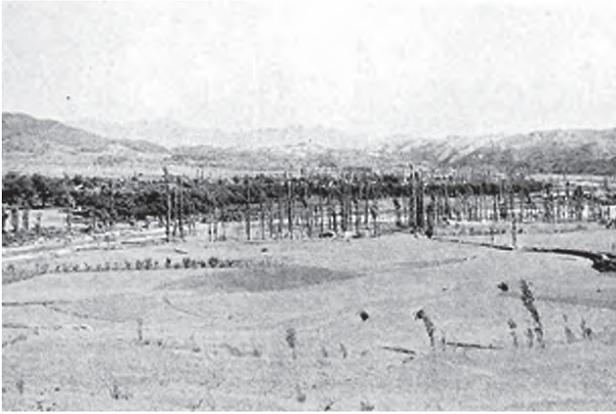


図-12. 金塘室松林の1938年度全景



図-13. 金塘室松林の2005年の全景



図-14. 松林内部



図-15. 松林外観

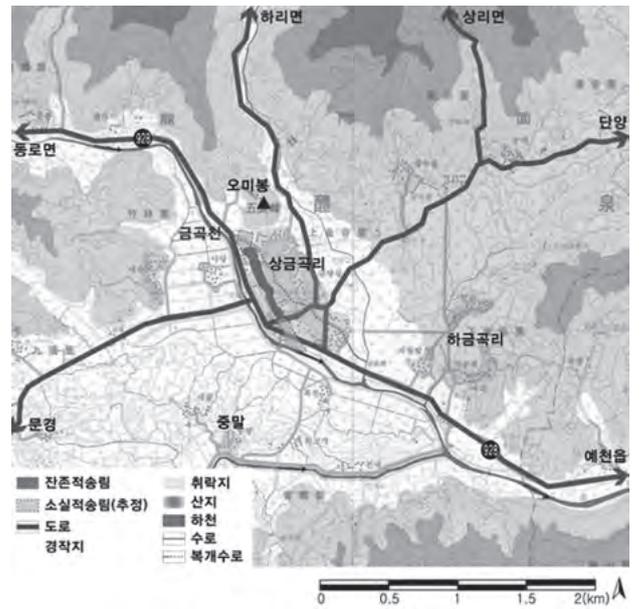


図-16. 金塘室の周辺地形と松林の位置

これによって、全国から人々が集まり、100年前までは人口1万8千人を超える大きな町であったが、現在はわずかに500人が住む平凡な村になり、その大部分は高齢人口である。

金塘室という地名は、前述の朴從麟と邊應寧の命名によるものである。金塘室の「金」は、村近くの河川から砂金が採集されていたことによるものであり、「塘」は金塘室の地形が風水論でいう「蓮花浮水形」に該当することから蓮花が咲く意味の「塘」を付して、「金塘室」としたと伝えられている。

金塘室は、朝鮮時代の伝統家屋と迷路のような石塀小路が蛇行して続く韓国の伝統村の様子をよく残している数少ない村である。また、朝鮮時代の両班（ヤンバン）文化を守ってきたところとしても有名である。

金塘室に残る伝統建造物としては、「金谷書院」、朴氏の入郷祖・朴從麟の祭室である「追遠齋」、邊氏の入郷祖・邊應寧の祭室である「四槐堂」のほか、朝鮮時代中期の高位官僚・金賓の邸宅である「伴松齋」など、数多くの古宅が位置している。

以上の伝統建造物は『慶尚北道北部儒教圏事業』によって整備され、民宿や伝統生活体験・伝統礼法教育などの場として活用されている。

古宅には空き家は少なく、大部分は子孫が住み続けており、それ以外の場合であっても、賃貸していたり、管理人が住んでいたりと、管理状態は良好である。



図-17. 金谷書院



図-21. 進士堂



図-18. 追遠齋



図-22. 進士堂の内棟 (アンチェ)



図-19. 四槐堂



図-23. 清谷堂の舎廊棟 (サランチェ)



図-20. 伴松齋



図-24. 屏岩亭

金塘室から南東側に1 km離れた亭子山には屏岩亭が位置する。その亭子は、19世紀末金塘室に落郷してきた法務大臣・李裕寅が村の中に99間にも及ぶ大邸宅を建てたあと亭子山の絶壁上に造営したものである。屏岩亭の下には、金塘室の西境をなす金谷川が流れて来て沼をつくり、名勝をなしている。かつては、この辺まで金塘室の松林が続いていたとされる。

金塘室の松林は、村の西境をなす金谷川と並行する形で北西から南東に向けて帯状に造成されている。松林を構成する樹木の樹齢は、最古のものが約300年、近年補植されたもので30年ほどである。

金塘室の松林の文化財指定区域は21,864 m² (6,625坪)で、そのうち樹林の生育空間の面積は約15,000 m² (4,545坪)である。現在の規模は、延長500 m、幅30~40 mであるが、1938年出版された文献¹²⁾によると、延長800 m、幅30~50 mと記されている。村の形成初期には、村の北側にある五美峰から南東側の亭子山まで約2 kmにわたってつながっていたとされる。

口伝によると、金塘室の松林は、冬季の冷たい風を防ぐ防風と、夏季に金谷川の氾濫被害を緩和して家屋の浸水防止や水田保全などを目的として造成されたとされており、また、水口マギ（水口塞）であるとされる。水口マギとは、村の幸運が村の外へ抜けないようにするものであり、樹木や樹林、石塔などをもって水口マギにするところが多い。金塘室松林は、樹林を造成して水口マギとする好例である。

金塘室松林は、村の形成初期に造成されて400年以上守られてきたが、1892年に起こった歴史的事件によって伐採されるようになった。村民が神聖な境域として崇める五美峰を、政府と金鉱採掘契約を結んだロシア鉱山会社が、金の採集のため山を崩し始めた。それに驚いた村民たちが鉱山会社の従業員らと衝突し、従業員2人が死亡する事件が起こった。死亡した2人の賠償金を村民が共同で支払うことにしたが、費用充当には松林の大木を伐採・売却するしかなかった。そのため、数百年も守られてきた松林の姿が消えるようになったのである。

その後、京城から落郷していた楊州大監・李裕寅が「四山松契」を結び、松林を復原することを提案した。彼は自ら大金を出し、村民と一緒に力を合わせて樹林を造成し始めた。残存する松の幼木を保護し、新しい松を植え、樹林を形作ってから現在まで、金塘室松林は規模を縮小しつつも、良好な状態を維持しながら守られている。

また、金塘室松林は、村民の端午やお盆などの節句の行事の場として、また日常生活における休憩の場、親睦会の場など、色々と活用されてきた。

今日、金塘室松林の規模は1/4程度に縮小されたが、2006年に天然記念物として国家指定された。指定後には、醴泉郡が管理保護を担当し、松林の病虫害管理や枯木除去、後継木の植樹などを行っている。

醴泉郡が管理保護を担当してから、村民の自発的管理参加がなくなり、それに伴って村民の松林に関する関心も薄くなっている。村民の老齢化による人口減少と、新しい帰農人口の流入などで村の構造が変化していく今日、村の歴史と文化のなかで生きてきた「村の森」の価値が後代に継承され難しくなっている。その原因の一つは、醴泉郡が行政上の便利を図るため形式的に管理保護を行い、松林に対する村民の意見聴取や管理参加への誘導などをまったく行われていないことが上げられる。

「村の森」は、管理主体としての村民が彼らの生活のなかで持続的に関係を持ちながら新しい伝統を作っていくことで、その価値が生き残る。

今後、文化財指定後の行政中心の管理体系を改善していくことが必要である。

【注および文献】

- 1) 「村の森」は、ハンゲルの「マウルスプ」を著者が直訳したものである。「マウルスプ」の「マウル」は「村」の意味であり、「スプ」は「林」あるいは「森」の意味をもつ（英語ではgroveの意味）。
- 2) 李道元ほか3名（2007）：『伝統的村の森の生態系サービス』、ソウル大学出版部、p.p.43-45
韓国における「村の森」に関する総合的調査研究は、現在山林庁の国立山林科学院と国立ソウル大学校の環境研究所が共同で進行している。来年にその結果をまとめる予定である。
- 3) 「マウルスプ」の言葉が本格的に使用されるようになったのは、1994年出版された『マウルスプ-韓国伝統部落の堂スプ（堂林）と水口マギ（水口塞）』（金学範・張東洙共著）からである。その前、1980年代から論文などで「マウルスプ」という言葉が使われている。
- 4) 森と林の違いは、その形・立地・管理などの側面での意味が異なるが、ハンゲルの「スプ」は森と林の意味を合わせ持っている。このことから、本文では、森と林を混用することにする。
- 5) 「村の森」には、人工的に植林して造成したものと、天然林をある目的に合わせて形造ったものがある。
- 6) 高句麗・百済・新羅が並立していた時代である。B.C. 3世紀または2世紀に国家として成立し、A.D.668年、新羅によって統一された。
- 7) 代表的な民間団体として「(社) 生命の森」が挙げられる。特に「村の森」については復元事業も行っている。
- 8) 文化財庁（2003）：『村の森における文化財資源調査研究報告書』、ソウル、p.p.4-5
- 9) 林業研究院（1995）：『韓国の伝統生活環境保全林』、ソウル、山林庁。林業研究院は2004年国立山林科学院に改称した。
- 10) 村を囲む小山のことを童山または東山という。
- 11) 「十勝地」は、普通名勝地として風光がもっとも優れたところを指す言葉であるが、風水論でいう地気のよい場所を指す言葉としても使われる。ここでは、後者の意味をもつ。
- 12) 朝鮮総督府（1938）：『朝鮮の林藪』、京城

韓國의 “마을숲”의 概念과 現況

장 미아 (사단법인 생명의숲 전문위원)

1. 序論

본고에서는 천연기념물의 새로운 분야로 손꼽히는 마을숲에 대하여 보고하고자 한다. 현재 한국에는 500개소에 이르는 마을숲이 존재한다고 알려져 있다¹. 마을숲은 고기록에 林藪, 洞藪, 邑藪 등으로 기록되어 있고, 현지에서는 숲, 수구막이, 숲쟁이 등으로도 불리고 있다. 마을숲이란 용어는 1990년대에 제안²된 용어로 다양한 명칭을 통괄하는 의미가 있다.

마을숲은 사람들의 생활과 관련하여 취락 근처에 형성되는 숲으로서 특별한 목적이나 용도에 의해 조성되거나 관리되어 온 숲이다. 마을숲은 마을주민에 의해 오랜 동안 보호되어온 특징이 있으며, 지금도 그러한 전통이 이어지고 있다. 마을숲의 형성기원은 삼국시대까지 올라가지만 현존하는 마을숲은 오래된 것이 500년~600년의 역사를 갖는 것이 대부분이다.

1970년부터 시작된 경제개발사업과 새마을사업에 의해 마을숲은 농경지나 도로 등으로 개간되었고, 많은 숲이 소실되었다. 또한 농촌의 인구감소, 노령화는 마을숲에 대한 관리를 소홀히 하게 되는 결과를 초래하여 숲이 천연림처럼 변하여 원래의 모습을 잃어버리거나 쇠퇴하게 되었다.

마을숲은 점점 사라지고 있지만 1990년도부터 꺼꾸로 학술적, 사회적 관심이 높아지고 있다. 대기오염 등이 심화되면서 도시녹지확충문제가 사회적 관심사로 떠오르자 전통적 녹지문화로서 마을숲에 대한 관심이 높아졌다. 또한 마을숲은 생물다양성이나 생태계 기능분야의 연구대상으로서도 각광을 받기 시작하였다.

2000년대에 들어서는 민간단체에서 자연보호운동의 일환으로 마을숲의 보전운동을 시작하였다. 이러한 사회적 분위기 속에서 문화재청에서는 마을숲의 문화재지정을 위한 <마을숲 문화재 자원조사>를 시행하였고, 정책적으로 다루기 시작하였다. <마을숲 문화재 자원조사>는 2006년까지 4년간 계속되었는데 이 보고서에 의해 마을숲의 현황이 종합적으로 정리되었다.

그러나 이 조사에 의해 밝혀진 마을숲에 대해서는 극히 일부분을 제외하고 문화재 지정에는 이르지 못하

였는데 사유재산권 침해를 우려한 해당 지역 주민의 반대가 극심하였기 때문이다.

현재 점점 사라지고 있는 마을숲은 토지전용에 의한 소실이 가장 많은데 현 단계에서는 문화재지정에 의한 보존이 마을숲 보호에 최우선책이라 할 수 있기 때문에 문화재지정이 활발하지 못한 점이 매우 아쉽다.

한편 산림청에서는 2004년부터 『녹색기금』에 의한 마을숲 복원사업을 시행하고 있다. 산림청의 사업내용은 매우 실효적인 것으로 공모 또는 추천을 통해 복원대상인 마을숲을 선정하여 숲의 정비와 후계목을 심는 등의 사업을 추진하고 있다.

2. 마을숲의 概念과 類型

마을숲은 앞에서 서술한 바와 같이 사람들이 생활하는 장소 주변에 특별한 목적을 갖고 형성된 숲이다. 마을숲의 형성은 마을주민이 방풍이나 홍수피해 등을 완화하려는 목적으로 인공적으로 조성한 숲, 또는 천연림을 농경지로 개척하지 않고, 목적에 맞게 정비하거나 부분적으로 나무를 심어 형성한 것 등이 있다. 마을숲은 마을이 형성될 당시에 조성되는 경우도 있는데 이런 경우에는 마을주민이 대대로 관리하여 온 경우가 많다.

2003년 문화재청이 발간한 보고서³에는 마을숲을 기능이나 용도에 의해 성황림, 호안림, 어부림, 방풍림, 보해림, 역사림 등 6개로 구분한 유형이 나온다. 성황림은 마을을 수호하는 신에게 제사 지내는 성황당 주변에 형성된 숲으로 인공적으로 나무를 심은 경우와 자연적으로 형성된 숲을 경역을 정하여 예부터 보호하여 온 경우가 있다. 호안림은 마을의 전방 또는 측방을 흐르는 하천의 양안에 제방을 만들고, 홍수가 날 때 제방의 흩이 떠내려가는 것을 방지하고자 제방에 나무를 심어 숲을 조성한 것이다. 방풍림은 겨울철의 북서풍이나, 여름철의 태풍 등 풍해를 방지하려는 목적으로 조성한 숲이다. 보해림은 풍수지리설에 의한 것으로 지형적인 결함을 보충하려는 비보적인 숲, 또는 풍수적으로 좋지 않은 지형상의 특이점을 감추기 위한 숲 등을 말한다. 역사림은 마을에

전해내려 오는 전설 등과 관련된 숲으로 마을주민들이 대대로 보호해오는 숲을 말한다. 이 외에도 산림청 국립산림과학원의 보고서⁴에는 당산림, 학솔림, 경관림, 방풍림, 호안림 등으로 분류되어 있다.

마을숲은 위치하는 장소 즉 마을의 공간적 위치가 어

느 정도 정형화되어 있다. 마을의 입구인 동구, 마을 주변 동산이나 능선, 마을 전방을 흐르는 하천가 또는 해변가, 마을의 주도로선 상의 가로숲 등이 그것이다.



도면 1. 성황림의 예 (강원도 강릉시 구정면 구정리숲)



도면 4. 방풍림의 예 (강원도 춘천시 신동동)



도면 2. 어부림의 예 (경상남도 해안군 삼동면 물건리)



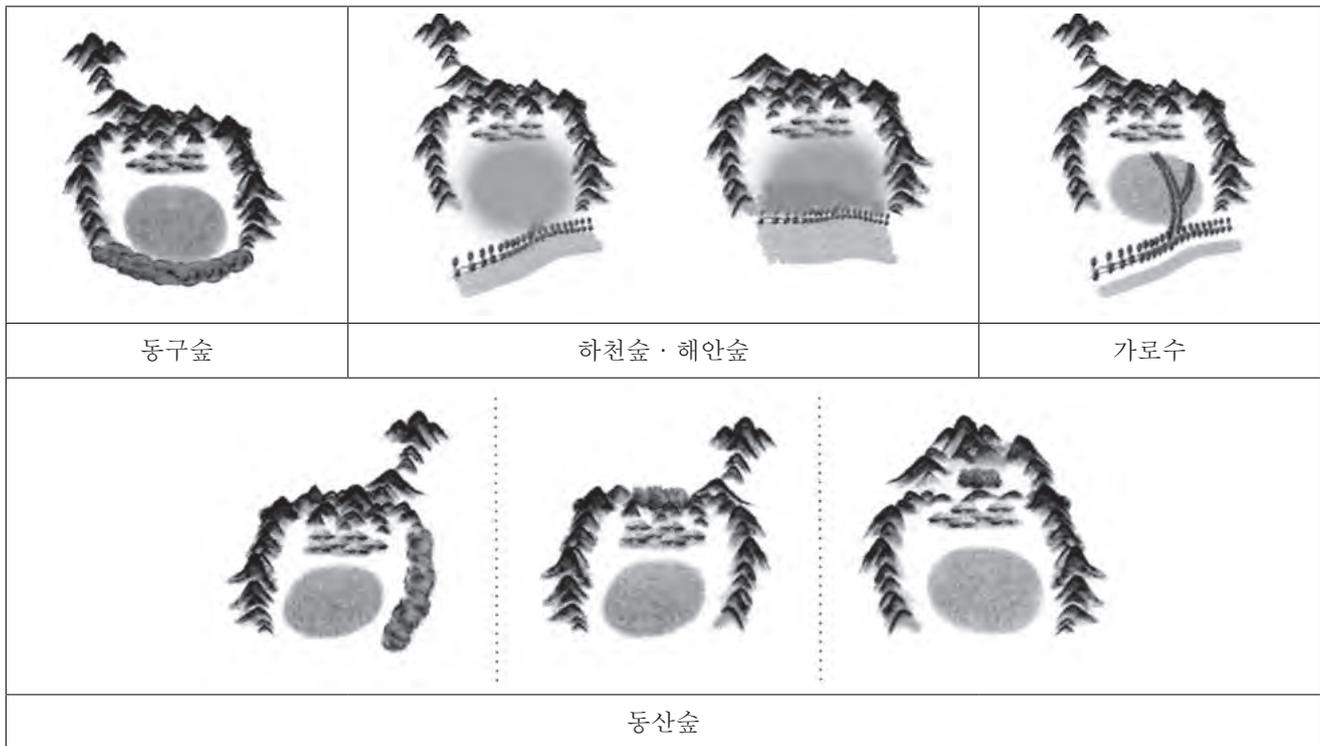
도면 5. 보해림의 예 (경상남도 고성군 마암면 장산리)



도면 3. 호안림의 예 (전라남도 화순군 동북면 연둔리)



도면 6. 역사림의 예 (경상남도 함양군 함양읍 대덕리)



도면 7. “마을숲”의 위치 [※도면인용 : (사)생명의숲 리플렛]

표 1. 천연기념물 지정현황 (2011년 8월 17일 현재)

식물					동물									지질				천연보호구역			계	
259 (62%)					76 (18%)									73 (17%)				11 (3%)			419 (100%)	
노거수	수림지	희귀식물	자생지	분포한계지	서식지	도래지	번식지	조류	포유류	어류	곤충류	파충류	해양동물	사육동물	지형·지질	화석	천연동굴	암석	산악	해양		도서
168	46	19	13	13	9	6	14	26	7	4	3	1	2	4	30	20	18	5	4	2		5

표 2. 천연기념물 식물분야 지정현황 (2011년 8월 17일)

구분	지정건수	계
노거수	168 (65%)	259 (100%)
수림지	46 (18%)	
희귀식물	19 (7%)	
자생지	13 (5%)	
분포한계지	13 (5%)	

3. 마을숲의 文化財 指定 現況

문화재로 지정되어 있는 마을숲의 대부분은 천연기념물/식물/수림지에 속해 있다. 천연기념물은 현재 총 419건이 지정되어 있고, 그 중에서 식물은 62%인 259건이 지정되어 있다. 천연기념물 식물은 5분야로 구분되어 있는데 노거수, 수림지, 희귀식물, 자생지,

분포한계지 등으로 그 중 수림지는 총 46건이 지정되어 있다. 수림지 중에서 마을숲은 총 20건이 지정되어 있다(표 1, 2, 3 참조). 현재 문화재로 지정되어 있는 마을숲은 현존하는 마을숲에 비해 매우 일부분만이 지정되어 있는 것이다.

표 3. 천연기념물 (수림지) 로 지정되어 있는 마을숲 목록

번호	지정번호	명칭	소재지	지정일
1	029	남해미조리상록수림	경상남도 남해군 미조면 미조리	'62.12.07
2	040	완도에송리상록수림	전라남도 완도군 보길면 에송리	'62.12.07
3	082	무안청천리팽나무개서어나무숲	전라남도 무안군 청계면 청천리	'62.12.07
4	093	원성성남리성황림	강원도 원주시 신림면 성남리	'62.12.07
5	108	함평향교리느티나무팽나무개서어나무숲	전라남도 함평군 대동면 향교리	'62.12.07
6	150	남해물건리방조어부림	경상남도 남해군 삼동면 물건리	'62.12.07
7	241	남해녹우당비자나무숲	전라남도 해남군 해남읍 연동리	'72.08.02
8	309	부산구포동당숲	부산광역시 북구 구포동	'82.11.09
9	339	완도미라리상록수림	전라남도 완도군 소안면 미라리	'83.08.23
10	340	완도맹선리상록수림	전라남도 완도군 소안면 맹선리	'83.08.23
11	374	제주평대리비자나무숲	제주도 북제주군 구좌읍 대평리	'93.08.19
12	375	제주남읍리난대림	제주도 북제주군 애월읍 남읍리	'93.08.19
13	403	성산경산리성막숲	경상북도 성주군 성주읍 경산리	'99.04.06
14	404	영천자천리오리장숲	경상북도 영천시 화북면 자천리	'99.04.06
15	405	의성사촌리가로숲	경상북도 의성군 점곡면 사촌리	'99.04.06
16	469	예천금당실송림	경상북도 예천군 용문면 상금곡리	'06.03.28
17	473	안동하회마을만송정숲	경상북도 안동시 풍천면 하회리	'06.11.27
18	476	영양주사골시무나무비슬나무숲	경상북도 영양군 석보면 주남리	'07.02.21
19	480	보성전일리팽나무숲	전라남도 보성군 회천면 전일리	'07.08.09
20	514	영덕도천리도림숲	경상북도 영덕군 남정면 도천리	'09.12.30

4. 마을숲의 사례

본고에서 사례지로 꼽은 예천 금당실 송림은 2006년 3월 28일 천연기념물 제469호로 지정된 숲이다.

금당실 송림은 한국의 동남부 경상북도 예천군에 위치하는데 이곳은 세계문화유산으로 지정된 하회마을·양동마을과 가깝고, 유교적 전통이 강하게 남아있는 지역으로 『경상북도 북부 유교권 사업』이 실행되어 마을 정비가 이루어져 전통적인 고택과 마을숲이 아름다운 경관을 자아내고 있다.

금당실 송림이 자리한 마을의 지형을 보면 사방이 높은 산들로 둘러싸여 있고, 계곡에서 발원한 큰 하천을 중심으로 경북지방에서는 보기 드문 큰 평야지대를 형성하고 있어 예부터 경제적으로 풍족한 지역에 속한다.

금당실은 지금으로부터 600여 년 전 15세기 초에 감천 문씨인 문헌(文獻)이 정착하여 살면서 집성촌을 형성하였고, 그 뒤 입향조 문헌의 손자 문부경의 사위인 박종린과 변응녕이 금당실로 들어와 살게 되면서 문씨, 박씨, 변씨의 후손들이 번성하여 큰 마을을 형성하게 되었다고 전한다.

금당실은 조선 태조가 새로운 도읍지를 정하고자 전국의 좋은 땅을 살폈을 때 10승지 안에 손꼽혔던 곳이라고 전한다. 10승지는 전쟁이나 천재지변에도 안심할 수



도면 8. 예천 금당실 송림의 위치



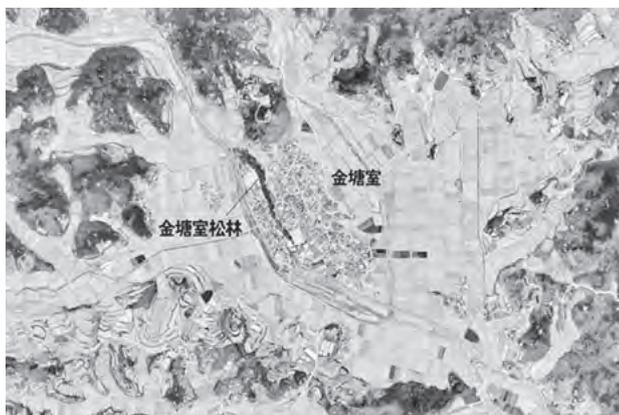
도면 10. 금당실 전경



도면 11. 금당실 송림 전경



도면 12. 금당실 송림의 1938년도 전경



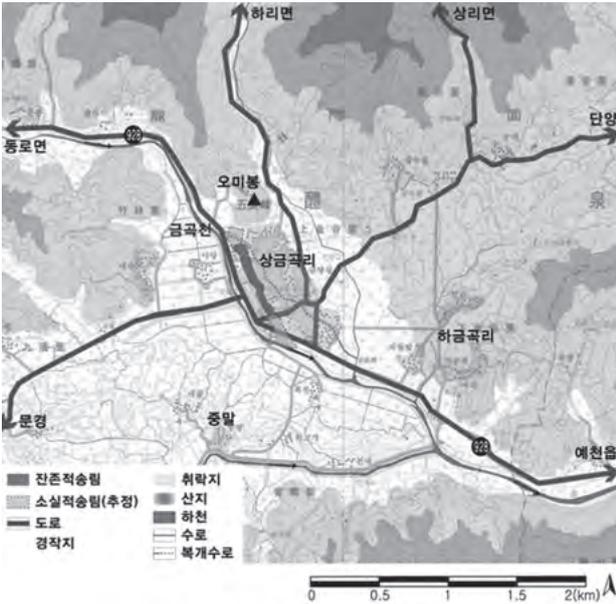
도면 9. 예천 금당실 송림의 위성사진



도면 13. 금당실 송림의 2005년도 전경



도면 14. 숲 내부의 소나무 전경



도면 15. 금당실 송림의 주변 토지 이용 현황

있는 땅으로 실제로 임진왜란 때에도 전화의 피해를 입지 않았던 곳으로 유명하다. 이러한 풍수지리적 영향으로 한 때는 인구 1만 8천명의 큰 마을이었으나 현재는 약 400가구 인구 500명 정도가 사는 마을로 거의 노령 인구가 살고 있다.

금당실이란 지명은 박종인과 변응영이 마을의 지형을 풍수지리론으로 풀이하여 연화부수형(蓮花浮水形)에 해당하는 형국이므로 연못을 상징하는 당(塘)을 붙여 금당실이라 명명하였다고 전한다.

금당실마을은 조선시대 고가옥과 미로로 연결되어 있는 돌담길이 양반문화를 그대로 간직한 전통마을로서 역사, 문화, 전통이 강한 곳이다.

함양 박씨 3인을 모신 금곡서원, 함양박씨 입향조 박종린을 숭모하여 재향 올리는 추원재, 원주 변씨 변응영을 기리는 사괴당 고택, 양주대감 이유인의 99칸 고택터, 조선 숙종 때 도승지 김빈을 추모하는 반송재 고택

등 이외에도 많은 고택들이 위치하고 있다.

현재고택들은 『경상북도 북부 유교권 사업』에 의해 정비되어 민박, 전통생활체험, 전통예절교육 등의 장소로 활용되고 있으며, 거의 모든 고택이 후손 또는 소유자가 거주하고 있어 관리상태가 매우 좋은 상황이다.

금당실 마을에서 남동쪽 1km 떨어진 곳에 병암정이 위치하는데 1898에 양주대감 이유인이 금당실마을에 99칸 집을 짓고 동시에 옥소정이라는 이름으로 이 정자를 지었다고 전한다. 금당실마을 서쪽 경계를 흐르는 금



도면 16. 금곡서원 전경



도면 17. 추원재 전경



도면 18. 사괴당 전경



도면 19. 양주대간 99 칸 고택터



도면 23. 청곡당 사랑채



도면 20. 반송재



도면 24. 병암정 전경



도면 21. 진사당 전경



도면 22. 진사당 안채

곡천이 정자가 위치한 절벽에서 소를 만들면서 흘러 자연스러운 연못이 형성되었는데 현재는 주변이 논으로 변하면서 연당으로 조성하여 놓았다. 1920년 무렵 예천 권씨 문중에서 옥소정을 매입해 이름을 '병암정'으로 고쳐 오늘에 이른다.

금당실 송림은 마을의 서쪽을 흐르는 금곡천과 평행한 모양으로 북서에서 남동쪽으로 뻗어있는 띠모양의 숲이다. 예천읍 용문면 상금곡리로 소나무 단순림으로 구성되어 있다. 이곳 나무의 나이는 최고가 약 300년, 최저가 최근에 심은 나무로 약 30년 정도이다

이곳은 문화재 지정구역이 21,864㎡(6,625坪)이지만 실제 숲의 면적은 약 15,000㎡(4,545坪)이다. 금당실 송림은 현재의 규모는 연장길이 500m, 숲의 폭이 30~40m이지만 1938년도에는 연장길이는 800m, 숲의 폭이 30~50m에 이르렀다고 한다⁵. 현재의 숲은 축소되어 있는 상태이다.

마을 구전에 의하면 금당실 송림은 겨울철 북서풍의 찬바람을 막는 방풍의 목적과 여름철 금곡천의 범람피해를 완화하여 마을을 보호할 목적으로 마을이 형성될 당시 조성되었다고 전한다. 또한 마을 서쪽 경계를 흐르는 금곡천의 수구막이의 기능을 하었는데 수구막이란 마을의 좋은 기운이 밖으로 빠져나가는 것을 막는 것을 뜻하

는데 마을 주변의 나무, 돌담 등을 이용하였다. 특히 마을 주변을 흐르는 하천의 하류 부분이 마을에서 직접 보이는 것을 금기시하였는데 이런 곳에 대규모의 숲을 조성한 곳이 많았다. 금당실 송림도 이런 수구막이의 기능을 한 것으로 전한다.

금당실 송림은 금곡천을 따라 금당실 마을의 북쪽 오미봉에서 남동쪽 병암정까지 약 2km에 걸쳐 금곡천을 따라 조성되어 있었다고 전한다.



도면 25. 금당실 송림의 현황

금당실 송림은 마을 형성 초기에 조성되어 400년 이상 이어져 내려 오다 1982년 역사적 사건에 의해 모두 별채되게 되었다. 마을에서 신성하게 보호하고 있는 주산인 오미봉에서 국가와 계약을 맺은 러시아광산회사 작업자가 금광을 채굴하려 산을 파헤치자 마을주민과 심하게 충돌하였다. 그 결과 광산종업원 2명이 사망하는 사건이 발생되었다. 이때 사망한 자들에 대한 배상책임을 마을에서 하기로 하고, 마을 공동소유의 송림의 아름다워 소나무를 별채하여 목재로 팔아 배상금을 충당하게 되었다. 이 사건으로 수백 년 동안 지켜오던 송림이 그 모습을 잃게 되자, 마침 마을에 낙향해 있던 양주대감 이유인이 사산송계를 결성하여 송림을 복원할 것을 권유하고, 스스로 비용을 내고, 마을주민들이 힘을 합쳐 마을숲을 조성하기 시작하였다. 잔존하던 어린 소나무를 보호하고, 새로운 나무를 식목한 이래 120년 간 금당실

송림은 잘 보존되어 왔으며 마을주민들이 단오절의 그네뛰기, 추석절의 씨름, 등의 절기행사와, 일상생활 상의 휴식장소, 동창회 모임, 친목회 모임 등에 이용하는 공간이었다

120여 년이 지난 오늘날 숲의 규모는 1/4 정도 밖에 남지 않았으나 2006년 문화재로 지정되어 예천군이 관리보호를 담당하게 되었다.

금당실 송림은 문화재 지정과 함께 수목병충해 관리 및 고사목 제거, 후계목 식목 등의 수목관리를 예천군에서 담당하고 있다.

그러나 문화재로 지정되면서 마을주민들의 관심과 자발적 참여에 의한 숲의 관리의식이 점점 희박해지는 문제점이 발생되고 있다. 마을주민들의 노령화에 의한 인구감소와 함께 새로운 귀농인구에 의해 마을구조가 바뀌고 있는 시점에서 마을주민들의 역사와 문화에 오래 동안 녹아있는 마을숲에 대한 가치가 희미해지 있으며, 예천군의 형식적인 관리보호에 마을주민들을 배제시킴으로서 마을숲이 마을주민들의 삶과 유리된 채 박제화되어 가는 현상이 발생되고 있다.

마을숲의 가치는 마을주민들의 관심과 참여로 생활 속에서 지속적으로 가꾸고 이용함으로써 본래의 가치가 계승되는 것으로 문화재 지정의 행정 중심의 관리체계를 개선해나가야 할 필요가 있다.

【참고 및 문헌】

- 1) 이도원 외 3인 (2007): 『전통마을숲의 생태계서비스』, 서울대학출판부, p.p. 43-45.
마을숲에 관한 종합적 조사연구는 현재 산림청의 국립산림과학원과 국립서울대학교 환경연구소가 공동으로 진행하고 있다.
- 2) 마을숲이란 용어가 본격적으로 사용되게 된 것은 1994년도에 출간된 『마을숲 - 한국전통부락의 당숲과 수구막이』 (김학범·장동수 공저) 에서부터이다. 그러나 1980년대의 논문 등에서도 간혹 「마을숲」이란 용어가 사용되고 있다.
- 3) 문화재청 (2003): 『마을숲 문화재 자원조사 연구보고서』, 서울, p.p. 4-5.
- 4) 임업연구원 (1995): 『한국의 전통생활환경보전림』, 서울, 산림청. 임업연구원은 2004년 국립산림과학원으로 개칭되었다.
- 5) 조선총독부 (1938): 『조선의 입수』, 서울

糸魚川ジオパーク

—自然的文化財の保護と活用—

竹之内 耕（糸魚川市教育委員会 博物館／副参事・学芸係長）

1. はじめに

自然と歴史・文化を示すもの、すなわち文化財の保護や活用の施策は、文部科学省とそれに対応した自治体の部局が関わりながら行われており、文化財は、日本人にとって身近なものになってきている。一方で、文化財個々に対するイメージはお宝的でそれぞれ独立した自然の、あるいは歴史的な価値を発信しているようにみえる。活用という視点からいうと、文化財をお互いの関連の中で、あるいはシステムの中で位置づけて示すことが求められるのかもしれない。

文化財の保護と活用が、ジオパークの中で重要なこととしてとらえられている。詳しくは後述するように、ジオパークは、自然と歴史・文化を見学対象とするジオツーリズムによって、持続可能な社会を実現しようとする学習公園である。ジオパークは、文化財さらには自然公園がもつ要素を包括するもので、自然と歴史・文化を融合させる展示ツールともいえる。2007年以降、日本各地でジオパークの建設と活動が始まっている。ここでは、新潟県糸魚川市の糸魚川ジオパークにおける文化財の保護と活用の取り組みを報告する。

2. ジオパークとは

ジオパークはユネスコが支援する取り組みであり、「大地の公園」と訳される。ここでいう大地には、後述するように、地形や地質のほか動植物や歴史・文化も含まれている。保護が目的の世界遺産に、積極的な学習機能を付加したものがジオパークである。ジオパークは持続可能な社会を実現するための啓蒙ツールであり、世界遺産で弱いとされる学習機能を補完しながら21世紀前半に成長する取り組みではないかと期待されている。

(1) ジオパークに必要な素材と活動

ジオパークについて、ユネスコが示した世界ジオパークガイドラインやPatzak and Missotten (2007) を参考にまとめると以下ようになる。

ア. 素材の三要素

ジオパークは大地を学習する場所であるので、素材（学習教材）が必要である。これらには、①大地（ここでは狭義、地形や地質を指す）だけでなく、②動植物や③人々の歴史・伝統・文化などに関する素材が含まれることに注意しなければならない（図-1）。ジオパークの目的は、持続可能な社会を実現するための基礎知識、

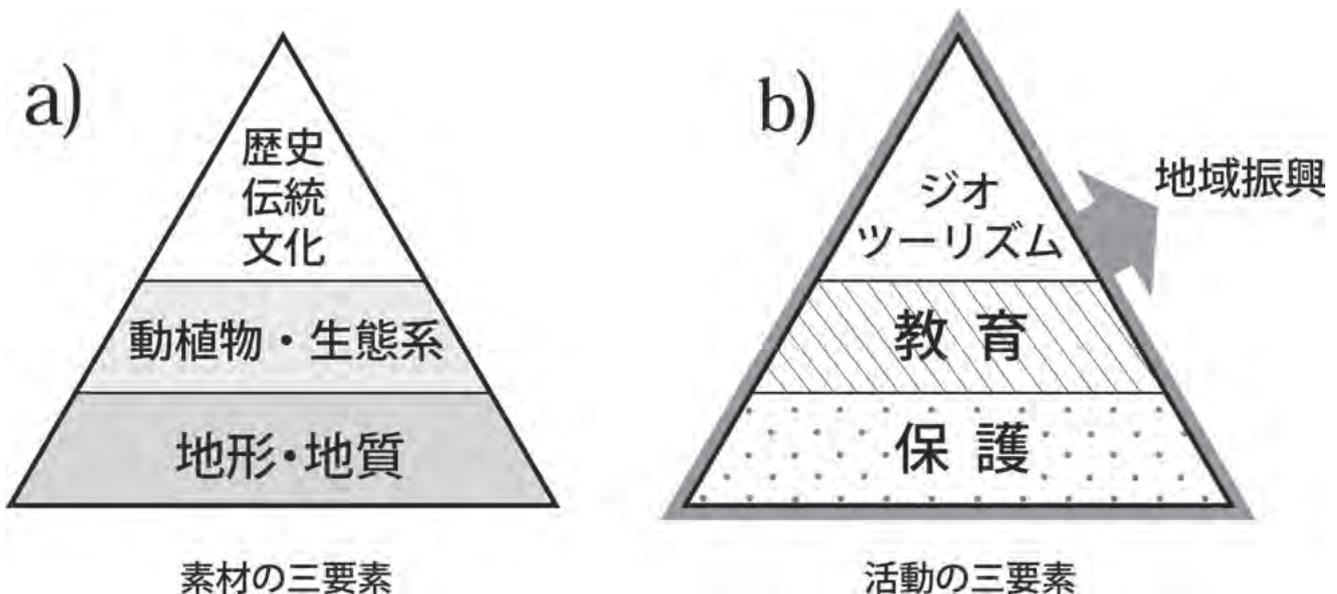


図-1. ジオパークの素材と活動の三要素

すなわち、地球と人からなるシステムとその変遷を学んでもらうことにあるので、これら三要素間の相互作用や関連などがわかるように示される必要がある。地形や地質の要素が全くなければ、従来の自然公園や歴史公園の範疇であり、これらの三要素の素材がそろってはじめてジオパークといえることになる。

イ. 活動の三要素

①保護、②教育、③ジオツーリズム（学習観光）が活動の三要素である（図-1）。これらの三要素がうまく実践されると地域振興につながるという。保護は、ジオパーク運営の基礎である。素材の消滅は学習教材の減失を意味し、ジオパークが存続不能になる。教育は、ジオパークのメッセージを伝える方法であり、その実践である。具体的には、ツアーガイド、教育プログラム、野外解説板、ガイドブック、体験学習などが求められている。ジオツーリズムは、ジオパークのメッセージを不特定多数の人々に伝えるための装置である。ジオツーリズムという新しい旅行スタイルが人々の中に定着することで、ジオパークに大勢のジオツーリストが訪れる。その結果、経済振興がなされて持続可能なジオパークが実現し、将来にわたり持続可能な社会を探求・学習できる場所が保障される。

3. 世界と日本のジオパークの現状

世界ジオパークの活動は、世界ジオパークネットワーク（以下、GGN）によってユネスコの支援を受けながら推進されている（渡辺、2011）。GGNは各国の世界ジオパークから構成されており（現在、26ヶ国に92地域、2012年11月現在）、世界ジオパークの認定は、すなわちGGNへの加盟でもある。世界ジオパーク認定のためには、書類審査と現地審査をへる必要がある。

日本では、日本ジオパーク委員会が定める基準を満たすと「日本ジオパーク」を名乗れる。現在、以下の25地域が認定されている（2012年10月現在）。

白滝（北海道）、洞爺湖有珠山（北海道）、アポイ岳（北海道）、男鹿半島・大潟（秋田県）、八峰白神（秋田県）、ゆざわ（秋田県）、磐梯山（福島県）、茨城県北（茨城県）、糸魚川（新潟県）、下仁田（群馬県）、秩父（埼玉県）、南アルプス（中央構造線）（長野県）、銚子（千葉県）、箱根（神奈川県）、伊豆大島（東京都）、伊豆半島（静岡県）、白山手取川（石川県）、恐竜渓谷ふくい勝山（福井県）、山陰海岸（京都府・兵庫県・鳥取県）、隠岐（島根県）、室戸（高知県）、島原半島（長崎県）、天草御所浦（熊本県）、阿蘇（熊本県）、霧島（宮崎県・鹿児島県）であるが、このうち、洞爺湖有珠山、糸魚川、山陰海岸、室

戸、島原半島の5つが世界ジオパークである。

GGN加盟申請書を提出するには、まず、日本ジオパークになって日本ジオパークネットワーク（以下、JGN）に加盟することが条件である。JGN加盟も、世界ジオパークの審査と同様、書類審査と現地審査がある。

JGNは、日本にジオパークを定着・発展させて行くための組織でもある。お互いの情報交換、ジオパーク活動のノウハウの共有、情報発信などを行っている。一つのジオパークが活動を暗中模索するのではなく、JGNとしてお互いにバックアップし合う体制がある。また、JGNはGGNの傘下組織として、世界のジオパークの活動ノウハウを共有できるようになっている。

4. 素材がつながり新たな価値が生まれる

(1) 糸魚川ジオパーク

糸魚川ジオパークは、フォッサマグナや糸魚川-静岡構造線で代表されるような変動帯にあり、日本最大のヒスイ産地でもある。糸魚川の大地には、古生代・中生代・新生代の岩石がそろい、岩石の形成環境も多様である。日本列島形成の5億年以上におよぶ大地の歴史がある。また、日本海から北アルプスへおよぶ高度変化（標高0m~2,766m）があつて地形変化に富み、それらに対応した動植物も多様である。さらに、糸魚川地域は東西文化の境界地域とされ、人々と大地の結びつきも強い。世界最古のヒスイ文化、大断層・糸魚川-静岡構造線（以下、糸静線）に沿ってできた塩の道、地すべりと棚田、活火山と温泉・火山砂防などもある。糸魚川ジオパークには、24ヶ所のテーマとストーリーをもったジオサイトがあり、それぞれのジオサイトには、複数の見学地が用意されている。

(2) ストーリーで価値を高める

ジオパークで旅行者が見るべきものは、先述した三要素に加え、郷土料理、お酒、農水産物、お土産なども含まれる。楽しんで知らず知らずのうちに学んでいるのがジオパークのめざすところである。その初めとして地域にあるさまざまな素材の関連性を一つのストーリーとして提示することが求められている。地元の人々がなげなく普段から見慣れている山並み、崖、古城の遺跡、古道、祭事などが融合すると新たな価値が生まれ、ジオパークへと旅行者を引きつけることも可能になるというものである。次に、糸魚川ジオパークの代表的なジオサイトである「糸静線と塩の道ジオサイト」のストーリーを紹介する。このストーリーに沿ってガイド付きツアーが行われている。



図-2. 塩の道



図-3. 糸魚川-静岡構造線の断層



図-4. 塩の道資料館

5. 大断層と塩の道のストーリー

塩の道（国指定文化財、図-2）は、戦国時代に越後の上杉謙信が、甲斐の敵将・武田信玄に塩を送ったと伝えられる古道である。ここから「敵に塩を送る」という言葉が生まれた「義塩の道」である。この道は、越後と信州を結ぶ重要な交易路であり、越後からは塩や海藻などの海産物が、信州からはタバコや穀類が往来した庶民の生活の道であった。城山と呼ばれる山には根知城跡（県指定文化財）があり、上杉配下の城であった。川中島の合戦の遠因になったとされる、上杉に助けを求めた信濃の武将・村上義清が城主となったとされ、ここは信州に対する越後の重要な最前線基地であった。

塩の道は、糸静線の断層経路をたどるように山間部

に続いている。この断層（市指定文化財、図-3）は、フォッサマグナパークで見学できる。大断層が通過することによって周囲には幅の広い断層破碎帯ができて脆弱になり、そこが選択的に侵食されて低地帯ができあがった。結果的に、その低地に沿って塩の道がつけられたことになる。山間部を深く刻む姫川溪谷は、土石流をたびたび流す暴れ川であり、姫川に沿って道をつくることは困難であった。

古道沿いには、石仏、道標、茶屋跡などが残り、季節ごとに色が変わってゆく雑木林の中を道がたどる。荷を運んだボッカの運搬道具（国指定文化財）が塩の道資料館（図-4）で展示され、往時の運搬の苦労が偲ばれる。ボッカは積雪期でも荷役を積極的に買って出たとされ、農閑期のよい副収入になったという。文政年間、ボッカ宿（発



図－5. 奴奈川姫と建御名方命

掘されて基礎が展示)が雪崩に襲われ、犠牲になったボッカを供養する白池地蔵が道のわきにたたずんでいる。

塩の道が続く新潟・長野県境部には、今も県境が設定されておらず、国土地理院発行の地形図(縮尺:25000の1)にも図示されていない。これは江戸時代から続く国境争いの結果である。この国境地域の杉の大木に長野県・諏訪大社の神官が鎌を打ち込む薙鎌の神事(長野県指定文化財)が7年に一度行われている。この神事は国境の確認の意味があるとされる。一方、諏訪大社の祭神は建御名方命であり、古事記に登場する奴奈川姫(糸魚川にいたとされる)と大国主命の子とされ(図-5)、望郷の念を含む神事かもしれない。

6. ストーリーを伝えるために

今まで、個々の文化財を組み入れストーリーとして組み立てる利点を述べた。ここでは、人々にストーリーを伝えるための取り組みを述べる。先述したジオパーク活動の三要素の具体的な例である。

(1) 保護活動

素材については、既存の法律等によって保護されることになる。ジオパークになったからといって、法的な保護の網が新たにかかるわけではない。貴重なものや区域は文化財保護法や自然公園法によって、あるいは行きすぎた開発を抑える海岸法や河川法などとともに、それぞれ保護されているのが現状である。また、自主的な保護意識の醸成もジオパークの重要な役割だと考えている。ジオパーク来訪者に保護意識をもってもらうように、ジオパークガイドの解説の中で、あるいは、野外解説板やリーフレットなどで呼びかけている。

(2) 教育活動

ジオサイト見学用に用意された野外解説板、リーフレット、マップなどのほかに、生涯学習や学校教育の分

野での活動を紹介する。

ジオパークの特徴は、ガイド付きツアーが充実していることである。このため、市民がジオパークガイドになるための研修制度、試験制度がつけられている。また、市民のふるさとを知る意欲の継続のため、ジオパーク検定(初級・上級・達人)が行われている。さらに、飲食業や宿泊業施設、理髪店などの経営者・従業員を対象としたジオパークマスターの講習会も実施しており、受講すると「ジオパークマスターのいる店」というのぼりを立てることができる。地域の公民館活動でもジオサイト見学会が行われるようになっている。

学校教育では、ジオパーク学習を積極的に理科、社会科学、総合学習に取り入れている。教員向け研修や副読本づくりも行われている。今年度は小学校理科のための副読本が作成中で、来年度以降、中学校理科、総合学習のための副読本の出版が予定されている。香港ジオパーク(世界ジオパーク)と姉妹提携が結ばれ、昨年度から中学生の交流が始まっている。

(3) ジオツーリズム

ガイドツアー(定期観光バス「ジオま〜る号」)が実施されている。また、個人来訪者にも予約制でガイドをつけることができる。来訪者の輸送や宿泊・案内、また、食やお土産の開発、イベント開催なども快適なツアーを支えるものであり、改善のための努力を行っている。ジオパークを契機に駅レンタカーが開業し、タクシーによるジオサイトめぐりコースも新たに開設された。「断層かまぼこ」、「ブラック焼きそば(イカ墨を使用)」などが開発され、ジオサイトに関連した居酒屋メニューも登場した。農産物、海産物などのブランド化もすすめられている。

7. おわりに

文化財の保護と活用の取り組みを、ジオパークを例に述べた。文化財はジオパークに必要な不可欠なものであり、文化財をマネジメントしている組織とジオパーク組織がもっと接近すべきであると思う。お互いの成果や利益が期待できるよいパートナーになる可能性は十分すぎるほどあると思われる。

【文献】

- 1) Patzak, M. and Missotten, R. (2007): ユネスコのジオパーク活動; 地質ニュース, 635, p.p.21-24
- 2) 渡辺真人 (2011): 世界ジオパークネットワークと日本のジオパーク; 地学雑誌, 120, p.p.733-742

이토이가와 지오파크의 자연적 문화재의 보호와 활용

다케노우치 코 (이토이가와시 교육위원회 박물관 부참사 · 학예계장)

1. 지오파크의 의미

지오파크는 유네스코가 지원하는 사업으로 '대지의 공원'이라고 번역된다. 여기서 말하는 '대지'는 후술하는 동식물과 역사문화도 포함된다. 보호가 주목적인 세계유산에 적극적으로 학습기능을 부가시킨 것이 지오파크라고 하면 이해하기 쉬울 것이다. 지오파크는 지속 가능한 사회를 실현시키기 위한 계몽 수단으로, 세계유산의 기능을 보완하면서 21세기 전반기에 성장하는 사업으로서 기대되고 있다.

2. 지오파크에 필요한 소재와 활동

지오파크는 유네스코가 제시한 세계지오파크 가이드라인과 Patzak and Missotten (2007) 을 참고로 하여 다음과 같이 정리할 수 있다.

(1) 소재의 3 가지 요소

지오파크는 대지를 학습하는 장소이기 때문에 소재(학습교재)가 필요하다. 여기에는 ①대지 (여기서는 협의의 지형이나 지질을 지칭한다) ②동식물 ③사람, 역사, 전통, 문화 등에 관한 소재 등도 포함된다. 지오파크의 목적은 지속 가능한 사회를 실현하기 위한 기초적 지식, 즉 지구와 인간으로 이루어진 시스템과 그 변천을 이해하는 데 있다. 이들 3 가지 요소 간의 관련성을 이해하는 것이 중요하다. 대지의 요소가 전혀 없다면 종래

의 자연공원이나 역사공원의 범주에 머물러 지오파크라고는 말할 수 없게 된다.

(2) 활동의 3 가지 요소

①보호 ②교육 ③지오투어리즘 (학습관광) 3 가지 요소가 활동이다. 이들 3 가지 요소가 서로 잘 실천된다면 지역진흥으로 이어질 수 있다. 보호는 지오파크 운영의 기초이다. 소재의 소멸은 학습소재의 멸실을 의미하는 것으로 지오파크의 존속이 불가능하다. 교육은 지오파크의 메시지를 전달하는 방법과 실천을 뜻하는 것으로 구체적으로는 가이드, 교육프로그램, 야외해설판, 가이드북, 체험학습 등이 필요하다. 지오투어리즘은 지오파크의 메시지를 불특정 다수의 사람들에게 전달하기 위한 장치를 뜻한다. 지오투어리즘이 사람들 속에 새로운 여행 방식으로서 자리잡게 되면 지오파크에 수많은 지오투어리스트가 방문하게 된다. 그 결과 경제 진흥이 이루어져 지속 가능한 지오파크가 실현되고, 앞으로 지속 가능한 사회를 학습할 수 있는 장소가 보장되게 된다.

3. 세계와 일본의 지오파크

세계지오파크 활동은 세계지오파크 네트워크 (이하 GGN) 가 유네스코의 지원으로 추진하고 있다 (와타나베, 2011). GGN은 각국의 세계지오파크로 구성되어 있으며 (현재 27 국가 87 개소), 세계지오파크의 인정은 GGN의 가입을 의미한다. 세계지오파크 인정을 위해



"소재의 3 가지 요소" 및 "활동의 3 가지 요소"

서는 서류심사와 현지심사가 필요하다.

일본에서는 일본지오파크위원회가 정하는 기준을 충족하면 '일본지오파크'로 명명할 수 있다. 현재 20개소가 인정되어 있다.

시라타키펙포 (홋카이도), 도야호우스산 (홋카이도), 아포이다케폭포 (홋카이도), 오가반도·오가타 (아키타현), 반다이산 (후쿠히마현), 이바라키현 북부 (이바라키현), 이토이가와 (니가타현), 시모니타 (군마현), 지치부 (사이타마현), 미나미알프스 (주오구조선, 나가노현), 이즈오시마 (도쿄도), 하쿠산데도리가와강 (이시카와현), 공룡계곡 후쿠이가쓰야마 (후쿠이현), 산인행안 (교토부, 효고현, 돗토리현), 오키 (시마네현), 무로토 (고치현), 시마바라반도 (나가사키현), 아마쿠사고쇼우라 (구마모토현), 아소 (구마모토현), 기리시마 (미야자키현·가고시마현)가 인정되었었는데 이들 중 도야호우스 산, 이토이가와, 산인행안, 무로토, 시마바라반도 등의 5개소가 세계지오파크이다.

GGN 가맹신청서를 제출하려면 우선 일본 지오파크로 인정을 받은 다음 일본 지오파크네트워크 (이하 JGN)에 가맹해야 한다. JGN가맹도 세계지오파크심사와 마찬가지로 서류심사와 현지심사가 있다.

JGN은 일본에 지오파크를 정착 발전시키기 위한 조직이기도 하다. 상호 정보교환, 지오파크 활동의 노하우 공유, 홍보 등의 일을 하고 있다. 하나의 지오파크가 활동을 암중모색하는 것이 아니라 JGN으로서 서로 지원하는 체계를 갖추고 있는 것이다. 또한 JGN은 GGN의 산하 조직으로서 세계지오파크의 활동 노하우를 공유할 수 있다.

4. 이토이가와 지오파크의 활동

이토이가와 지오파크는 Fossa Magna, 이토이가와-시즈오카 구조선으로 대표되는 변동대에 위치하며, 일본 최대의 비취 산지이기도 하다. 이토이가와 대지에는 고생대·중생대·신생대 암석을 모두 볼 수 있고, 암석의 형성 환경도 다양하다.

5억년 이상에 걸친 일본열도의 대지의 역사를 볼 수 있다. 또한 동해부터 북알프스에 이르는 고도변화 (해발 0~2,766 m) 때문에 지형 변화가 매우 풍부하고, 이에 적응한 동식물도 다양하다. 그 뿐만 아니라 이토이가와 지역은 동서문화의 경계 지역으로서 사람들과 대지의 결합도가 매우 강하다. 세계 최고의 비취문화, 이토이가와-시즈오카 구조선을 따라 형성된 소금의 길, 산사태와 다랑이논, 활화산과 온천·화산사방도 있다. 이토이가와 지오파크에는 24개소의 테마와 스토리를 가진 지오사이트가 있으며, 각각의 지오사이트에는 다양한 견학장소가 준비되어 있다.

(1) 보호활동

지오파크의 소재는 기존의 법률로 보호된다. 지오파크로 인정되었다고 새로운 법적 보호를 받는 것은 아니다. 보호해야 할 귀중한 대상 및 구역은 문화재보호법이나 자연공원법의 적용을 받고, 과도한 개발을 억제하기 위한 해안법·하천법이 있다. 또한 자주적 보호의식의 양성도 지오파크의 중요한 역할이다. 지오파크 방문자에게 보호의식을 갖도록 호소하기 위해 지오파크 가이드 해설, 해설판, 리플렛 등을 이용하고 있다.

(2) 교육활동

지오사이트 견학용으로 준비된 해설판, 리플렛, 지도 외에도 생애학습과 학교교육 활동 등이 있다.

지오파크의 특징은 가이드 동반투어의 내용이 매우 충실하다는 것이다. 이를 위해 시민 지오파크 가이드 연수 제도, 시험제도를 만들었다. 또한 시민들이 고향에 대한 지적 호기심을 지속적으로 유지시켜주기 위해 지오파크 검정 (초급·상급·달인)이 시행되고 있다. 그 뿐만 아니라 요식업, 숙박업, 이발소 등의 경영자·종업원을 대상으로 지오파크 마스터 강습회를 시행하고 있으며, 수료하면 '지오파크 마스터의 집'이라는 명판을 달수 있게 하였다. 지역 사회복지관 활동에서도 지오사이트 견학회가 개최되고 있다.

학교 교육에서는 지오파크 학습을 이과, 사회과, 종합 학습에 적극적으로 도입하고 있다. 교원 연수나 참고서 등을 만들고 있다. 올해에는 초등학교 이과용 참고서를 작성 중이며, 내년 이후에는 중학교 이과, 종합학습용의 참고서 출판이 예정되어 있다. 홍콩지오파크 (세계지오파크)와 자매결연을 맺고 올해부터 중학생의 교류가 시작되었습니다.

(3) 지오투어리즘

가이드 투어 (정기관광버스 '지오마루호')가 실시되고 있다. 또한 개인방문자도 예약제로 가이드를 이용할 수 있다. 쾌적한 투어를 위한 방문자 수송, 숙박안내, 먹거리와 기념품 개발, 이벤트개최 등의 개선 노력도 추진되고 있다. 지오파크를 계기로 기차역 렌트카 회사가 개업하였고, 택시를 이용한 지오파크 탐방코스가 개발되었다. '단층어묵', 오징어먹물을 이용한 '블랙볶음면' 개발, 지오사이트와 관련된 술집메뉴도 등장하였다. 그밖에 농산물, 해산물 등의 브랜드화도 진행되고 있다.

【참고문헌】

- 1) Patzak, M. and Missotten, R. (2007), 지질뉴스, 635, 21-24.
- 2) 와타나베 마히토 (2011), 지학잡지, 120, 733-742.

「自然的文化財」について

平澤 毅（奈良文化財研究所／遺跡整備研究室長）

1. 「自然的文化財」ということの企図

遺跡や名勝地、動物・植物・地質鉱物など、土地に定着し、又は、風土とともに育まれ、そして、風土そのものを構成するような種類の文化財は、その土地の自然や国土の成り立ち、ひいては、地球環境そのものを基盤として存在している。そのようなことは、すべて元を辿れば、さまざまな地域に固有の民俗に関わる文化財のほか、有形文化財や無形文化財など、あらゆる種類の文化財についても通じることといえる。

包括的な意味での「文化財」は、広く人間の精神的・身体的な活動による所産であり、その物質的諸要素の人工によるものか天然によるものかによる概念ではない。そこには、人間を取り巻き、あるいは、あらゆる人間の生活を支えるものとしての環境に対する理解や、そこからどのような作用を蒙っているのか、また、どのような働きかけをしているのか、などということも含まれているといえる。しかし、「文化財」に、ほとんど自然的な諸要素によってのみ構成されているように見えるものが含まれていることへの「違和感」は、比較的一般的感覚として存在しているものと思われる。

奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室が企画し、平成24年（2012）2月16日（金）・17日（土）に開催した遺跡等マネジメント研究集会（第1回）のテーマ設定において、「自然的文化財」という、おそらく、ほとんど使われたことのないような言葉を提示したのは、このような「違和感」を超えたところで、特に、自然環境保護に関わる取組や運動・活動の対象として分別されがちな傾向にあって、また、各地の文化財担当者等の多くが考古学や歴史学を学問的背景としていることなどから何となく倦厭されがちな「天然記念物」や「自然的名勝」などを、「文化財」として認識することの顕著な重要性を強調したい気持もあり、さらに、この度の研究集会での検討対象を明示したいという考えからであった。

本稿では、そういったことをもう少し立ち入って検討しつつ、研究集会の成果を踏まえ、改めて「自然的文化財」ということを考えてみたい。

2. 「文化財」に対する認識

一般に、「文化財」というと、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書など、人の手によってつくられたモノのイメージが強いのではないだろうか。あるいは、芸能や工芸、民俗などに関わる有形・無形の所産のことがイメージされるのではないだろうか。

「文化財」という言葉は、「文化」の（あるいは「文化的」な）「財（財産）」と理解されるのが普通であろう。「文化」という言葉には、人間が成し遂げてきた業績や、それをさらに将来に向かって実現していく人間の能力との関わりのほか、人間が自らの生活を向上していくことなどが強く印象づけられていたりしている。そして、「文化財」は、そのような「文化」の作用による「財産」と直感して、多分に人間が芸術や学問・道徳・宗教などを通じて何かを作り出すこと、あるいは、その優れた成果であると理解したりするものと思われる。しかも、日本における近現代の歴史的過程を通じて、いまや私たちは、「文化」と「自然」との対比を常套のものとして、あたかも、「人工」（人の手を加え、また、人力で作る出すこと）と「天然」（人為の加わらない状態）との対比に等しいかのようにも感じられてはいないか。

このことは、文化財の類型を示すときに、「有形文化財」や「無形文化財」、「民俗文化財」などといい、また、文化財保護法において指定する場合において「重要文化財」（あるいは、「重要無形文化財」、「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」）や「国宝」と呼称することなどにも大きく影響されているかも知れない。これら有形・無形・民俗の文化財の類型が対象としているのは、人間の創造的活動の成果としてのモノであり、また、創造的活動の発露それ自体であり、また、それらを支える人間の風俗慣習の表象である。一般の人々が、「保護」する「文化財」を何と呼称するかと問われた時には、まず「重要文化財」あるいは「国宝」の言葉が浮かんでくるのは用語の順当な道理ともいえるし、それら「重要文化財」に指定されているのは、建造物、絵画、工芸品、考古資料や歴史資料など、人為によって製作されたものである。

一方で、文化財保護法の適用上、「天然記念物」をはじめとして、「名勝」や「重要文化的景観」のほか、「史跡」を構成する土地や「重要伝統的建造物群保存地区」において歴史的風致を形成する範囲、「重要文化財」の建造物が所在する敷地においても、いわゆる〈自然環境〉がそれらの内容や価値の重要な要素となっているのは、決して特殊な場合ではなく、むしろ普遍的であるといえる。

いわゆる「文化」と「自然」は、Kultur〔ドイツ語〕／culture〔英語〕とNatur〔ドイツ語〕／nature〔英語〕の訳語として、明治時代半ばから大正時代にかけて日本に定着してきたものといわれるが、一般に、それらは対立する概念として普及されてきたものである。

そのような立場からすると、その内容と構成が、多く自然の要素から成る名勝や天然記念物などが「文化財」であるということに、相当に違和感があるのも当然のことと思われる。また、日本語の「文化財」は「文化」と「財」という2つの言葉の複合語に見えるので、対する「自然財」という概念もあるようにも感じられる。日本語の「文化財」は、英語で‘cultural property’、ドイツ語で‘Kulturgut’、韓国語で‘문화 재’というから、「文化」（あるいは、「文化的」）という言葉と「財産」という言葉の組合せで表現されるが、日本語・韓国語でも、英語・ドイツ語でも、あるいは、おそらく他の言語圏でも、「自然」という言葉と「財産」という言葉を組み合わせた「自然財」などという概念、あるいは、少なくともそのような表現の使用は、一般的とはいえないであろう。

また、「文化」にも「自然」にも、それぞれ連用・連体をなして相性の結構を成す言葉がある。例えば、「文化価値」「文化国家」「文化圏」などであり、「自然界」「自然災害」「自然保護」などである。そして、一般に「文化主義」と「自然主義」とは、それ自体、対立する概念としては取り扱われない。あるいは、高度に発展し、組織化された人間社会やそれを豊かなものとする物質面を強調する「文明」(civilization〔英語〕／Zivilisation〔ドイツ語])に対する「文化」(culture〔英語〕／Kultur〔ドイツ語])は、地球上に暮らすさまざまな人間の生活の様式や技術、芸術や学問など、精神面での創造性を強調するものであるというように、むしろ、「文化」は「文明」との関係において理解される概念として定着してきたものといえる。一方、「自然」概念に対する認識も、「文明」の度合いが進むにつれて失われることに対して高まってきたものといえる。すなわち、「文化」と「自然」は対立するというよりも、対「文明」ということにおいて、むしろ、私たちの精神(心)と身体(物)との関係のように理解すべき概念と考えるべきではないかと思われる。

画期的な技術革新と世界的な産業経済の急速な発展に象徴される20世紀の文明の飛躍的な進歩とそれがもたらしたさまざまな影響を通じて、私たちは、将来に向けていかにして自分たちが暮らすこの世界をどう保全するのかという問題を明確に認識し、いまや「持続可能性」sustainability、あるいは、そのことに取り組むときに極めて重要な「多様性」diversityや「循環型社会」Society with an Environmentally-Sound Material Cycleなどの言葉は、あらゆる分野において、最重要のキーワードとまでなっている。その取組の対象は、さまざまな世界観を成す民族・集団等¹⁾の「文化」であり、その有形・無形の表象たる「文化財」であり、そして、私たちが未だ知覚どころか予感することすら出来ないことを含んだ地球上のすべての場所の「自然環境」である。そこに掲げられているテーマは、いわば、「人工」と「天然」という対立する(もしくは、少なくとも対立しているように見える)現象の調和であり、一体性であるといえる。

この度の研究集会においても、「自然」と「文化」の一体性が論じられたのはもちろんのこと、「自然的文化財」(あるいは、「自然文化財」という用語への違和感も重ねて表明され、また、地域における「自然」と「文化」、あるいは、それらから成る環境・歴史と住民の生活・生業などは密接不可分な関係にあることが、さまざまな観点と具体的な事例から示された。

この研究集会において「自然的文化財」という用語を掲げたことは、結果的にそのような「違和感」に対するアンチテーゼとなったようにも思われ、「文化財」が、複合語としてではなく、人間との関係において、人工の所産も天然の所産も含めた総体として理解する「文化」形態のひとつであるということ、さらに強力な印象を伴いながら改めて確認・共有することができたものと思う。

3. 文化財における自然の重要性

かつて、文化的景観としての森林を論じる中で、日本における文化財と森林の関わりに触れた。今回の研究集会における趣旨説明で提供した「文化財における自然の重要性」の話題は、その時の整理を基本としている。

この中で、まず前提としたのは、文化財保護法に規定する6つの文化財のいずれについても、森林と無関係でいられるものは存在しない、ということであった。

日本や韓国をはじめとする東アジア地域(東洋)の際立った特徴として挙げられるのは、西洋が「石の文化」であるのに対して「木の文化」と表現されるということである。特に日本においては、国土の約7割が山岳地形であり、また、国土面積の3分の2を森林が占めていて、

国土とその歴史、文化、自然、そして、それらの成り立ちなどについて考える上で、森林との関係を検討することは不可欠のことである。日本において、自然と「文化財」とが如何なる関係にあるのかということを検討する場合には、この森林との関係の検討が重要な示唆を与えてくれると考えられたことから、「自然的文化財」との関連で「木の文化」の文化財における自然の重要性ということを考える際にも援用することとした。

ここでは、若干の表現を調整して示すこととするが、日本の「文化財」として、「自然」は、

- ①文化財の素材を生み出す《根源》として、
- ②文化財の材料を調達する《場所》として、
- ③文化財としての価値を有する《対象》として、
- ④文化財と一体を成す《環境》として、
- ⑤有形・無形の文化財を生み出す人々が生活・生業を営む《土地》として、

重要なものであるとしてみたところである。

その基本的な考え方は、保護すべき文化財として文化財保護法の規定に示された「文化財」の例示をもとにしたもので、包括的であるのか否かについて未だ深く検討を加えていないため、必ずしも十全なものとはいえないかも知れないが、保護制度の便宜上規定される「文化財」類型との対応関係については、次のように考えてみた。

すなわち、①と②は建造物や彫刻などの「有形文化財」、③は峡谷・海浜・山岳その他観賞上の重要性を有する自然の「名勝地」や「動物・植物・地質鉱物」など学術上の重要性を有する天然の所産、④は古墳・城跡・寺社境内・庭園などの「遺跡」等の内外や建造物の周辺環境、あるいは、「伝統的建造物群」において一体をなして歴史的風致を成す環境、⑤人々の生活・生業とその背景となる風土そのもの、あるいは、それらの関連性に着目した「文化的景観」、などである。ここでは、「文化財」の認識との関わりで、特に①と②について考えてみたい。

「文化財」は、これまで人々が積み重ねてきた歴史と伝統の上に成り立つもので、洋の東西を問わずに、その材料は自然環境から調達されてきたものであり、もちろん、①には石材や土などの素材も含む。それを、例えば、日本の建造物について見れば、構造・造作材（用材）としてのスギ（杉）・ヒノキ（檜）・アカマツ（赤松）・サワラ（樺）、塗装材・接着剤としてのウルシ（漆）、屋根葺材としてのカヤ（茅）・ヨシ（葭）、あるいは、左官材・屋根葺材・化粧材としてのタケ（竹）、畳材としてのイグサ（藎草）などの「植物性資材」や、瓦・レンガ・叩き土・壁土の材料となる粘土類、漆喰の材料となる石灰や貝灰、内外壁・床用仕上げ材や擁壁・木造基礎やコンクリートの骨

材としての石材などの「鉱物性資材」がある。このようなことは、建造物に限らず、彫刻や工芸品その他の有形文化財や、無形文化財に使用する道具についても同様であるし、さらには、絵画や芸能・工芸など、創造的活動の契機をもたらし、その発露を促す素材の多くも含め、直接・間接に自然を《根源》とするものである。

一方、そのような自然から得られる素材から作り上げられたカタチ有る文化財は、それぞれに固有である。それらを構成する素材のうちには、限られた地域においてのみ調達が可能で、また、限られた伝統的技術によってのみ資材としての加工が可能なものも少なくない。限られた天然の素材を加工し、伝統の技術を駆使してつくられる「和紙」や「顔料」なども、固有の風土に育まれた自然環境に支えられているのである。物質的に構成される有形文化財も、精神の働きを淵源とする無形文化財も、風土に根差した有形・無形の民俗文化財も、永久不変ではなく、保護上の観点からは、それぞれの文化財を固有に構成する材料の更新等が必要となってくる。すなわち、それらの維持には、固有の材料を調達する特定の《場所》にある自然の存在が深く関連しているのである。

しかし、文明の進展に伴う価値観の変化や生活の環境・習慣の推移に伴い、これらの《根源》や《場所》は急速に変化し、また、失われつつある。日本における文化財保護行政において、修理用資材の確保やそれらに関わる固有の伝統的技術の継承が喫緊の課題として認識されてきたのは、1970年代であり、文化財保存のための伝統的な技術・技能の継承については、1975年の文化財保護法の一部改正により、「選定保存技術²⁾」の制度を創設し、また、特に建造物については、修理用資材需給等実態調査を行って、その対策の検討に取り組んできた。

そして、この建造物の分野においては、定常的に取り組まれる修理事業に必要な資材を継続的に確保するため、全国各地に資材別の「ふるさと文化財の森³⁾」を設定するとともに、「研修・普及啓発施設の整備」、「体験学習・生涯学習」、「ボランティア活動」、「技能者の研修」などを一連の体系とする『ふるさと文化財の森システム推進事業』が取り組まれている。それぞれの文化財の起源や誕生の理からすれば当然のことであるが、このように有形文化財においても、これを将来にわたって継承するためには、さまざまな関わりでそれらを支える自然を育てていく必要がある。工業製産による経済論理に載りにくいこのような修理用資材確保の取組は、人間と自然との伝統的な結びつきを再確認し、現代の社会構造においてその関係を再構築する中で、文化財と自然環境が密接不可分であるとの認識をより一層深めさせている。

4. 「自然的文化財」とそのマネジメント

「自然的文化財」については、研究集会における冒頭の趣旨説明で《自然の環境又は要素、若しくは、人の手が加わった自然的な環境又は要素が文化的資産としての本質的価値、あるいは、その一部を構成する文化財》とする整理に言及した。ここにいう「自然的な環境又は要素」ということについては、これまでの「文化財」の取組から、里山・里海や庭園、家畜・家禽や栽培植物とそれらの飼育地・栽培地など、天然の営為と人工の行為とが一体となって作用して形成されてきたもの（あるいは、現象）などを念頭に置いたものであった。そして、そのマネジメントにおいては、「自然の文化性」「地域の自然と歴史」「現在と将来におけるひとと自然の関係」などをどのように理解し、行動していくのかを考えたいとした。

一方で、この地球上には、もはや人為の影響を受けていない自然環境は存在しないとも言われている。

それは、人口爆発や森林破壊、環境汚染に伴う生物多様性への脅威、あるいは、いわゆる温室効果ガスの大量放出に伴う地球温暖化とその諸々の影響などに代表されるように、自然環境の自浄作用を超えて人為の影響力が増大してきたからである。しかも、その威力の傾向は、不可逆的過程の中にあるといってもよい。

「自然」や「天然」には、人為が加わらないということのほか、人の力を凌駕する森羅万象や人知を超えた神の存在、あるいは、人の力ではどうすることもできないことの意味も含まれている。そして、当然のことながら、〈自然環境〉の方では、諸要素や諸現象が、いちいち、人工のものであるか、天然のものであるかを区別しないので、すべて、自然のこととして推移する。私たち人類は、言語や社会、文化の発展とともに、世界を分別・分割することで世界を認識し、その中で生きてきたが、世界は自らの意思を以て何ら自らを分けたりしない。

そうしたことがさまざまに明らかにされ、普及する中で、私たちは「文化財」と社会にあるさまざまな諸問題との関連性を深く認識するようになり、いまや、それらの成り立ちの背景にも普通に目が向くようになってきた。

「文化財」は、私たちが生きる世界と私たちとの関係をよく知り、感じるための象徴であり、代表であり、私たちが、よりよい将来を築くための礎である。私たちは、「自然」対「文化」という言葉の罫にはまって、私たちの現在と将来のために保全し、継承しようとしている「文化財」に対する取組の本質を見誤ったりしてはならない。

「文化財」は、私たちとの関係にあって、私たちが将来に伝えるものとして絶え間なく見出され続けるものの実

態であり、その要素が自然的であるか、文化的であるかということとは関係が無いことをここに再確認し、その総体としてのマネジメントのための具体的な方策を追求していかなければならないことを改めて強調したい。

【註】

- 1) 近年では、SNS (Social Network Service) 上などに構築された仮想社会の構成員から成る集団なども含まれる。
- 2) 文化財保護法第147条の規定に基づき、2012年9月1日現在、文化財の修理のほか、修理に必要な道具や材料の製作に係る技術・技能について、68件が選定されており、保持者46件52人及び保存団体29件31団体（重複選定があるため実際の団体数としては29団体）が認定されている。
- 3) 参考文献17) によれば、近年40ヵ所余り設定されている。

【参考文献】

- 1) 社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟 (2002):『文化財週利用資材「畳」調査報告書』;社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟,平成14年5月,58pp
- 2) 武内和彦 編 (2010):『火山噴火罹災地の歴史的庭園復元・自然環境変遷とランドスケープの保全活用』;東京大学大学院農学生命科学研究科緑地創成学研究室,126pp
- 3) 鳥取環境大学浅川研究室 編 (2010):『文化的景観としての水上集落論 ―世界自然遺産ハロン湾の地理情報と居住動態の分析―』;鳥取環境大学,112pp
- 4) 平澤毅 (2009):重要文化的景観としての森林;第120回日本森林学会大会講演集,J12,*テーマ別シンポジウム『『文化的景観』としての森林の将来像』資料
- 5) 平澤毅 (2009):日本における文化遺産としての風致景観の保護と保全 ―特にその歴史と「名勝」の保護について―:『国際学術シンポジウム〈名勝の現況と展望〉資料集』,(韓国)国立文化財研究所,p.p.71-268,ISBN 978-89-6325-185-1
- 6) 平澤毅 (2010):『文化的資産としての名勝地』:独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所,357pp
- 7) 平澤毅 (2011):造園学が取り組むべき『遺産』について:ランドスケープ研究,74(4),p.p.268-270
- 8) 平澤毅 (2011):奈良時代までの庭園 ―平安時代庭園検討の前提として―:『平安時代庭園の研究 ―古代庭園研究Ⅱ―』,奈良文化財研究所学報,第86冊,p.p.9-39
- 9) 平澤毅 (2011):日本における名勝の保護 ―保存と活用、その方策と動向―:『韓・中・日 国際ワークショップ〈名勝保存と活用〉』資料集,(韓国)国立文化財研究所,p.p.33-164,ISBN 978-89-6325-693-1
- 10) 平澤毅 (2011):地域と遺跡・遺産 ―『総合的マネジメント』について―:『地域における遺跡の総合的マネジメント』,独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所,p.p.54-86
- 11) 文化庁 (1978):『文化財建造物修理用資材需給等実態調査報告書(1)(植物性資材)』;文化庁,昭和53年12月,41pp
- 12) 文化庁文化財保護部建造物課 (1982):『文化財建造物修理用資材需給等実態調査報告書(2)(鉱物性資材)』;文化庁,昭和57年12月,137pp
- 13) 文化庁文化財保護部建造物課 (1985):『文化財建造物修理用資材需給等実態調査報告書(3)(和紙)』;文化庁,昭和60年12月,129pp
- 14) 文化庁文化財保護部建造物課 (1987):『文化財建造物修理用資材需給等実態調査報告書(4)(顔料)』;文化庁,昭和62年12月,103pp
- 15) 文化庁文化財部記念物課 監修 (2005):『日本の文化的景観 ―農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書―』,同成社,323pp,ISBN4-88621-334-0
- 16) 文化庁文化財部 監修 (2007):特集 天然記念物のめぐすもの:月刊文化財,平成19年4月号(通巻第523号),第一法規,p.p.4-27,ISSN 0016-5948
- 17) 文化庁参事官(建造物担当) (2011):ふるさと文化財の森システム推進事業:月刊文化財,平成23年8月号(通巻第575号),第一法規,p.p.46-51,ISSN 0016-5948

【参考】日本の国語辞典にみる「自然的文化財」に関する用語について

日本における「文化財」という言葉の普及は、1950年の文化財保護法制定を大きな契機としている。この「文化財」という言葉が自然との関係において、どのように日本人の一般に理解されるのかを確認するために、日本語の国語辞典に示された説明を見てみたい。この中で、例えば、世界遺産条約に象徴される「遺産」というものが「文化」と「自然」の遺産として理解されているのに対して、「自然遺産」の語は、いまだ国語辞典には反映されていないことなどがある。また、「文化財」の用語は、大正時代以来、ドイツ哲学における「文化価値」という概念との関係において説明されてきた面もある。そのようなことも踏まえながら、関連する言葉として「文化」「自然」なども含め、一部に註を付して参照してみた。[平澤 毅]

■「広辞苑」(第六版, 2008, 岩波書店)より参照

●ぶんかざい【文化財】

文化活動の客観的所産としての諸事象または諸事物で価値を有するもの。文化財保護法の対象としては有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物(埋蔵文化財と史跡名勝天然記念物)^{註1)}・文化的景観・伝統的建造物群の六種がある。

●ぶんか【文化】

- ①文徳で民を教化すること。
- ②世の中が開けて生活が便利になること。文明開化。
- ③(culture) 人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果。衣食住をはじめ科学・技術・学問・芸術・道徳・宗教・政治など生活形成の様式と内容を含む。文明とほぼ同義に用いられることが多いが、西洋では人間の精神的生活にかかわるものを文化と呼び、技術的發展のニュアンスが強い文明と区別する。←→自然。

●しぜん【自然】

- ①⑦(ジネンとも) おのずからそうなっているさま。天然のままて人為の加わらないさま。あるがままのさま。
- ④(副詞的に) ひとりでに。
- ②⑦【哲】(physisギリシア・naturaラテン・natureイギリス・フランス) 人工・人為によりなつたものとしての文化に対し、人力によって変更・形成・規整されることなく神の、おのずからなる生成・展開によって成りいたった状態。超自然や神の恩寵に対していう場合もある。
- ④おのずからなる生成・展開を惹起させる本具の力としての、ものの性^た。本性。本質。
- ②山川・草木・海など、人類がそこで生まれ、生活してきた場。特に、人が自分たちの生活の便宜からの改造の手を加えていない物。また、人類の力を超えた力を示す森羅万象。「—破壊」「—の猛威」「—の摂理に従って生きる」
- ⑤精神に対し、外的経験の対象の総体。すなわち、物体界とその諸現象。
- ④歴史に対し、普遍性・反復性・法則性・必然性の立場から見た世界。
- ②自由・当為に対し、因果的必然の世界。
- ③人の力では予測できないこと。
- ⑦万一。
- ④(副詞として) もし。ひょっとして。

●じんこう【人工】

人の手を加えること。また、人力で作り出すこと。

●てんねん【天然】

- ①〔後漢書 賈逵伝〕人為の加わらない自然のままの状態。また、人力では如何ともすることのできない状態。自然。「—の美」「—アユ」←→人工。
- ②造物主。造化。
- ③〔史記 主父偃伝〕本性。天性。

●いさん【遺産】

- ①死後に遺した財産。すなわち人が死亡当時もっていた財産。所有権・債権などの権利のほかは債務をも含む。相続財産。「父の—」
- ②比喩的に、前代の人が遺した業績。「文化—」

●ぶんかいさん【文化遺産】

将来の文化的発展のために継承されるべき過去の文化。

●ぶんかかち【文化価値】

- ①ある物が文化財として持っている価値。生活理想の実現にとつての価値。
- ②新カント学派の用語としては、文化財を判定する基準となる価値。真・善・美・聖など。

註1) 文化財保護法第2条第1項に規定する当該法律上の「文化財」は、同項第1号から第6号に示された6つの類型(それぞれ、同条同項以下にあって、「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」と呼称すると規定されている。)であって、「埋蔵文化財」の用語は、同法第92条第1項に「土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。))との規定に基づくもので、第2条第1項に規定された「文化財」が「土

地に埋蔵されている」場合のことであると理解しなければならぬ。なお、この場合、「無形文化財」のほか、「民俗文化財」のうちの無形のものも直接に「土地に埋蔵されている」状態は想定できないが、それらに関連する道具類などの物件が「埋蔵文化財」に含まれるべきものと考えられることができる。また、「埋蔵文化財」に関する対応は、考古学的遺跡に関わる場合が極めて多く、文化庁における所管は、記念物保護行政と一体のものとして記念物課が担当していることから、このような誤解も生じやすいということであろうか。また、昭和29年(1954)の文化財保護法改正において、従前、文化財保護法による指定の法的処分の有無に拘わらず「史跡名勝天然記念物」と呼称していたものにつき、第2条第1項に同法上の「文化財」の規定を設けることによって、未だ指定されていない物件を「記念物」、そのうち史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを「史跡名勝天然記念物」と総称することとなったものである。現行の文化財保護法では、第109条の規定には、「文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。」とある。すなわち、同法第2条第1項第4号に規定する「記念物」を母集団として、その母集団に含まれる遺跡や名勝地、動物、植物、地質鉱物を、それぞれの特質等に応じて、史跡、名勝又は天然記念物に指定することとなり、それら指定物件を総称して「史跡名勝天然記念物」とするものである。「広辞苑」(第六版, 2008)で、恐らく注釈上の便宜から「記念物(埋蔵文化財と史跡名勝天然記念物)」と記載しているが、これは、「記念物」の中に「埋蔵文化財」と「史跡名勝天然記念物」が含まれるものと誤解される恐れがあるので適切ではなく、文化財保護法上の「文化財」の類型を示すに当たって、「有形文化財」や「無形文化財」などとの並列する場合にあっては、単に「記念物」とのみ記載するべきである。なお、注釈としての()書きを付すとすれば、「記念物(遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物) などとするのが適切であろう。

■「精選版 日本国語大辞典」(初版^{註2)}, 2006, 小学館)

【日本国語大辞典】(第二版, 2002, 小学館)より参照

●ぶんかざい【文化財】

- ①文化活動によってつくり出された事物・事象で文化的価値を有するもの^{註3)}。
- ②特に、文化財保護法の定める有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群の総称^{註4)}。

●ぶんか【文化】

- ①権力や刑罰を用いなくて導き教えること。文徳により教化すること。
- ②世の中が開けて進んで、生活内容が高まること。文明開化。
- ③自然に対して、学問・芸術・道徳・宗教など、人間の精神の働きによってつくり出され、人間生活を高めてゆく上の新しい価値を生み出してゆくもの。
- ④(他の語の上に付いて) 便利である、ハイカラ・モダンである、新式であるの意を表わす語。「文化産」「文化住宅」「文化村」など。

□江戸時代、光格・仁孝両天皇の代の年号。享和四年(一八一四)二月一日に改元、文化一五年(一八一八)四月二日に至って次の文政となる。外国船が樺太、長崎などに盛んに出没するようになり、爛熟した江戸文化の開花期。

【語註】(1) 漢籍に見られる語だが、明治時代に「文明」とともに civilization の訳語として使用され、当初は「文明」とほぼ同じ意味であった。「文明」が「文明開化」という成語の流行によって明治時代初期から一般的に使用されていたのに対して、「文化」が定着したのは遅れて明治二〇年前後である。(2) 明治三〇年代後半になると、ドイツ哲学が日本社会に浸透し始め、それに伴い「文化」はドイツ語の Kultur (英語の culture) の訳語へと転じた。それによって、次第に「文化」と「文明」の違いが強調されるようになった。大正時代には、「文化」が多用され、「文明」の意味を包括することとなった。

●しぜん【自然】

□①(形動) 山、川、海、草木、動物、雨、風など、人の作為によらずに存在するものや現象。また、

すこしも人為の加わらないこと。また、そのさま。

それらを超越的存在としてとらえることもある。

②(形動) あることがらが、誰にも抵抗なく受け入れられるさま。また、行為・態度がわざとらしくないさま。

③天から受けた性。物の本来の性。天性。本性。

④「しぜん(自然)の事」、または「しぜん(自然)の時」の略。

□多く「しぜん」と「しぜんに」の形、または単独で副詞的に用いる。物事がおのずから起こるさまを表わす。

①ひとりでになるさま。おのずから。また、生まれながらに。

②そのうち何かの折に。いずれ。

③物事がうまくはかどるさま。

④物事が偶然に起こるさま。ぐうぜん。

⑤異常の事態、万一の事態の起こるさま。もし。もしかして。万一。ひょっとして。

【語註】(1) 古代、漢籍ではシゼン、仏典ではジネンと発音されていたものと思われるが、中世においては、「日葡辞書」の記述から、シゼンは「もしも」、ジネンは「ひとりでに」の意味というように、発音の違いが意味上の違いを反映すると理解されていたことがうかがわれる。なお、中世以降、類義語である「天然」に「もしも」の意味用法を生じさせるなどの影響も与えたと考えられる。(2) 近代に入って、nature の訳語として用いられたが、当初は、「本性」という意味であったと言われており、後に、文芸思潮である「自然主義」などにも使われるようになる。(3) 「自然」と「天然」は、明治三〇年代頃までは、「自然淘汰」「天然淘汰」などの例があり、現代などとは違って、二語は用法において近い関係にあった^{註5)}。

●じんこう【人工】

自然物に人間の力が加えられること。また、人間がつくりだすこと。人のしわざ。人為。人造。

●てんねん【天然】

- ①(形動ナリ・タリ) 人の作為が加わっていないこと。天然のままであること。また、そのさま。また、人の力ではおよばないことやそのさま。自然。
- ②(形動ナリ・タリ) 生まれつきであること。それ本来の姿であること。また、そのさま。天性。
- ③(形動ナリ・タリ) 偶然に起こるさま。無意識のさま。
- ④造化の神。造物主。

●いさん【遺産】

- ①死者の残した財産。所有権、債権などの権利のほか債務も含む。
- ②比喩的に、前代の人々が残した業績や文化財などをいう。

●ぶんかいさん【文化遺産】

前の時代の文化財で、現在に伝わるもの。次の時代の発展のために継承される文化。

●ぶんかかち【文化価値】

- ①文化財としての価値。また、文化の面から人間社会をより豊かなものとする価値。
- ②(ドイツ Kulturwert の訳語) 新カント学派などで、自然の生命価値とは区別された。人間が創造した文化財に付着している価値。普遍的社会的価値。たとえば、文学、芸術、宗教、道徳、法律、経済、政治、科学などに付着している価値。

註2) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語事典編集部編「日本国語大辞典 第二版」は第1巻から第13巻に別巻を加えた全14巻から成り、2000年12月から2002年12月にかけて刊行された。一方、小学館国語事典編集部編「精選版 日本国語大辞典」は全3巻から成り、第一巻が2006年1月1日、第二巻が2006年2月10日、第三巻が2006年3月20日の発行で、上述した各用語は、「日本国語大辞典 第二版」をそのまま参照したものであるが、その異動は無い。

註3) 「日本国語大辞典 第二版」では、参照例として「*現代語大辞典(1932) (藤村作・千葉勉)「ぶんかざい 文化財」文化によって出来た産物のこと。学問・芸術・道徳・宗教など」と付記されている。

註4) 「精選版 日本国語大辞典」においては、その刊行以前

に生じた文化財保護法における2004年5月30日の一部改正の内容が参照されるべきであるが、反映されておらず、文法的景観に関する言及がない。

註5)「日本国語大辞典 第二版」においては、注記として、(一)「じねん(自然)」の補註、とあり、これを参照すると、《仏教関係では「じねん」とよむことが多い。また、中世以前では、「ひとり」で、おのづから」の意のときは「じねん」とよむことがふつうで、「万一、ひよっとしたら」の意のときは「しぜん」と読みわけていたといわれる。》とある。

■『大辞泉』(第一版, 1995, 小学館)より参照

●ぶんかざい【文化財】

- ①文化活動の結果として生み出されたもので、文化的価値を有するもの。
- ②文化財保護法で、保護の対象とされるもの。有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・伝統的建造物群の五種がある。

●ぶんか【文化】

- ①人間の生活様式の全体。人類がみずからの手で築き上げてきた有形・無形の成果の総体。それぞれの民族・地域・社会に固有の文化があり、学習によって伝習されるとともに、相互の交流によって発展してきた。カルチャー。「日本の——」「東西——の交流」
- ②①のうち、特に、哲学・芸術・科学・宗教などの精神的活動、およびその所産。物質的所産は文明とよび、文化と区別される。
- ③世の中が開けて生活内容が高まること。文明開化。多く他の語の上に付いて、便利・モダン・新式などの意を表す。「——住宅」

【関連】文化・文明「文化」は民族や社会の風習・伝統・思考方法・価値観などの総称で、世代を通じて伝承されていくものを意味する。◇「文明」は人間の知恵が進み、技術が進歩して、生活が便利に快適になる面に重点がある。◇「文化」と「文明」の使い分けは、「文化」が各時代にわたって広範囲で、精神的所産を重視しているのに対し、「文明」は時代・地域とも限定され、経済・技術の進歩に重きを置くというのが一応の目安である。「中国文化」というと古代から現代までだが、「黄河文明」というと古代に黄河流域に発達した文化に限られる。「西洋文化」は古代から現代にいたるヨーロッパ文化をいうが、「西洋文明」は特に西洋近代の機械文明に限っていうことがある。◇「文化」のほうが広く使われ、「文化住宅」「文化生活」「文化包丁」などでは便利・新式の意味となる。

●しぜん【自然】

- ①山や川、草、木など、人間と人間の手の加わったものを除いた、この世のあらゆるもの。
- ②人間を含めての天地間の万物。宇宙。
- ③人間の手の加わらない、そのもの本来のありのままの状態。
- ④そのものに本来備わっている性質。天性。本性。
- ⑤哲学で、⑦他の力に依存せず、自らの内に生成・変化・消滅の原理を有するもの。④精神とは区別された物質的世界。もしくは自由を原理とする本体の世界に対し、因果的必然的法則の下にある現象的世界。経験の対象となる一切の現象。

【形動】【ナリ】

- ①言動にわざとらしさや無理のないさま。「気どらない——な態度」「——に振る舞う」
- ②物事が本来あるとおりであるさま。当然。「こうなるもの——な成り行きだ」
- ③ひとりてにそうなるさま。「——にドアが閉まる」

【副】

- ①ことさら意識したり、手を加えたりせずに事態が進むさま。また、当然の結果としてそうなるさま。おのづから。ひとりてに。「無口だから——(と)友だちも少ない」「大人になれば——(と)わかる」
- ②「自然の事」の略。もしくは。万一。
- ③たまたま。偶然。

【類語】 ①(1) 天然・羅漢万象・天工・造化・天造・原始 / (2) 天地・あめつち・山河・山水・山川・草木・生態系・ネーチャー / (3) (1) 無為・素朴・有るがまま・ナチュラル / (2) (連用修飾語として) 自ずから・自ずと・ひとりてに

●じんこう【人工】

自然の事物や現象に人間が手を加えること。また、人間の手で自然と同じようなものを作り出したり、自然と同じような現象を起こさせたりすること。「——の湖」「——着色」↔天然。

●てんねん【天然】(名・形動)

- ①人為が加わっていないこと。自然のままであること。また、そのさま。「——の良港」「栄養不足で——に立ち枯れになった木の木の様なもので」(啄木・雲は天才である) ↔人工。

- ②うまれつき。天性。「——の美声」

●いさん【遺産】

- ①死後に残した財産。法的には、人が死亡当時持っていた所有権・債権・債務も含む全財産をいう。相続財産。
- ②前代の人が残した業績。「文化——」

●ぶんかいさん【文化遺産】

前代から現代に伝わってきた、また、将来継承されるべき文化・文化財。

●ぶんかかち【文化価値】

- ①ある物が文化財としてもっている価値。
- ②《ドイツ Kulturwelt》リッケルトらの用語。真・善・美・聖・幸福などのように先験的で普遍妥当的な価値。

■『角川国語辞典』(蔵書版, 1976, 角川書店)より参照

●ぶんかざい【文化財】名

- ①文化活動によって作りだされたもの。学問・芸術など。
- ②文化財保護法で、保護の対象となっているもの。有形文化財・無形文化財、ほかに天然記念物など。

●ぶんか【文化】名

- ①世の中が開け進むこと。
- ②学問・道徳で、民を教え導くこと。
- ③人間が本来の理想を実現していき活動の過程。その物質的所産である文明に対して、特に精神的所産の称。芸術・科学・道徳・宗教・文法など。「——史」「日本——」→ぶんめい(文明)

●しぜん【自然】

○名

- ①形動ダ
 - ◇天然のままの状態。
 - ◇人間の手を加えない、物事そのままの状態。
 - ◇人工。
- ②【哲】狭義では、山川草木。広義では、外界に実在するいっさいの現象。
- ③人類以外に存する外界。
- ④造化の作用。
- ⑤本性。天性。

○副 ひとりてに。

●じんこう【人工】名

- ひとのしわざ。ひとの力で作りだすこと。③自然。

●てんねん【天然】名

- ①人工の加わらない状態。自然。④人造。
- ②人力ではどうすることもできない状態。
- ③造物主。
- ④生まれつき。本性。「——の美質」

●いさん【遺産】名

- 死後に残した財産。
- ぶんかいさん【文化遺産】名

現代の文化の発展に力をあたえた過去の学問・芸術・道徳などの総称。

■『新潮国語辞典—現代語・古語—』(1965, 新潮社)より参照

●ブンカザイ【文化財】

- 文化活動によって生み出され、文化価値のあるもの。
- 文化財保護法で保護の対象として定められているもの。有形文化財(建造物・絵画・彫刻工芸品・筆跡・典籍・古文書・考古資料など)・無形文化財(演劇・音楽・工芸技術など)・民即資料・史跡名勝天然記念物の四種がある。

●ブンカ【文化】

- 権力や刑罰を用いずに導き教えること。
- 世の中が開け進むこと。
- 学問の進歩。
- (ド Kultur)【哲】人間が、自然に対して働きかける過程で作出した、物質的・精神的所産の総称。物質的所産を文明というのに対し、精神的所産(学問・芸術・道徳・宗教など)を文化という場合が多い。

●シゼン【自然】(「ジネン」も)

- 一(名)
 - 人力の加わらない本来の状態。
 - 人力で左右できない状態。
 - 造化の作用。また、それによって生じたもの。
 - 本性。もって生まれた性質。
 - 【哲】認識の対象となる一切の外界の現象。
- 二(副)
 - 万一。
 - おのづから。ひとりてに。

●ジニコウ【人工】

人間の力を加えること。人力で作出すこと。人間のしわざ。↔自然・天然

●テンネン【天然】

- 人工の加わらない状態。自然。
- 人力で自由にできない状態。
- 造物主。
- 本性。生まれつき。
- イサン【遺産】

故人が家族に残した財産。

●ブンカカチ【文化価値】

- 文化財としてもっている価値。
- 文化財を決める基準となる価値。
- 新カント学派などで、生活価値と異なった、真・善・美・幸福などの先験的で普遍妥当的な価値。

■『新訂版 大言海』(1956, 富山房)より参照

●ぶんか(名) 文化

- (一) 武力、刑罰ナドヲ用キズニ、教化スルコト。
- (二) 【獨逸語、Kultur・英語、Cultureノ譯語】自然ヲ純化シ、理想ヲ實現セムトスル人生ノ過程。即チ、人間ガ自然ヲ征服支配シテ、本来、具有スル究極ノ理想ヲ實現完成セムトスル過程ノ總稱。カカル過程ノ産物ハ、學問、藝術、道徳、宗教、法律、經濟、ナド是レナリ。
- (三) 俗ニ、西洋風ナルコト。又、新シガルコト。「文化住宅」「文化村」「文化的設備」

●しぜん(名) 自然

- (一) オノツカラ、然ルコト。天然。
- (二) 人力ヲ以テ左右スル能ハザル狀。勢ノ赴ク所。
- (三) 天ヨリ亨ケタル性。本性。天賦。
- (四) 萬一ノ事ノ、出来タル場合。一旦、緩急アル時。

●じんこう(名) 人工

人ノシワザ。人造。人為。(天工ニ對ス)

●てんねん(名) 天然

(然ハ、漢音ゼン、呉音ねんナリ、じねんジヨノ如シ)

- (一) 自ラ然ルコト。自然。
- (二) 本性。天稟。

●いさん(名) 遺産

人ノ死後ニノコリタル財産。又、ノコシタル財産。遺財。

註6)「文化財」の項は無い。

■『大辞典』(初版, 1936, 平凡社)より参照

●ブンカザイ 文化財

Kulturgüter 與へられた自然の事實を眞・善・美・聖等の理想に準って形成せる成果所産をいふ。

●ブンカ 文化

- 威力刑罰を用ひざる教化。
- 學問の進歩。
- (Kultur) 自然に対する語。與へられた自然を材として人間が一定の目的に従ってその理想を實現せんとする過程の總稱。
- 光格天皇御宇の年號。甲子革命により享和四年(皇紀二四六四)二月十一日改元。十五年四月二十二日文政と改む。

●シゼン 自然

- 天然のままて人力を須たないこと。人工の加はらぬさま。
- 人力では左右出来ぬ状態。當然の勢。
- 物の本性。天然の性質。もって生まれた性質。
- 萬一の事。重大事の發生すること。
- (nature) 國語 Naltur 國語の譯語。ギリシャ語 φύσις のラテン語 natura より近世語に轉譯さる。多様な意味に使用せらるるも主なるものを擧ぐれば、物の固有の性・素質・本質の意。生命の原理又は生産力の意、人為に對して非人為の意、人間理性的加工作用をうけぬものの意、恩寵又は啓示に對して吾人の本具する理知の意、内界と外界又は精神界と形體界の兩者に互って経験の対象の總體の意等に用ひらる。倫理學上も種々の意味に使用さる。

●ジニコウ 人工

人のしわざ。人造。天工の對。

●テンネン 天然

人為でないこと。人力によって左右し得ない状態。自然。天から授かったまま。自然^{註7)}。

●イサン 遺産

死者が生前に有した一切の財産。

●ブンカカチ 文化価値

國語 Kulturwerte 純粹なる價值そのものとして文化財より區別せらるるもの。即ち文化財の普遍妥当性を判定する標準、眞・善・美・聖をいふ。

註7)「天然」の説明に、「自然」の語が2回示されているが、同書における「ジネン 自然」の項を見ると「①人為の加はらない状態。おのづからさうあること。天然。自然(引用註:「しぜん」のルビあり)。自然界。②人為を是なれて法の自性としておのづから然ること。又、因がなくて自ら然ること。自爾、法爾運天然。③造化の力。自然。」とあるので、後者の方を「ジネン」と読むのかと思われる。

“자연적 문화재”에 대하여

히라사와 츠요시 (나라문화재연구소 유적정비연구실장)

1. ‘자연적 문화재’ 테마의 선정 이유

문화재는 유적이거나 명승지, 동물·식물·지질광물 등과 같이 토지와 밀착되어 있거나 또는 어떤 지역의 풍토 속에서 성립되어 풍토 그 자체를 구성하는 것이다. 문화재는 어떤 토지의 자연환경에서 국토 환경, 더 나아가서는 지구 환경을 기반으로 하여 존재한다. 이 같은 특징은 여러 지역에 존재하는 유형과 무형의 민속문화재, 유형문화재, 무형문화재 등 모든 문화재에 대하여 그 원류를 거슬러 올라가면 공통적으로 적용된다.

포괄적인 의미의 '문화재'는 인간의 정신적, 신체적 활동에 의한 소산이다. 다시 말해 '문화재'는 그 구성물질이 인공적인 것인지 천연적인 것인지에 따른 개념이 아니다. '문화재'의 의미에는 인간 또는 인간의 생활을 지탱시켜 주는 환경에 대한 이해와 인간과 환경의 상호작용도 포함하고 있다. 그러나 자연적 요소로만 구성된 자연물이 '문화재'에 포함되는 것은 일반적 문화재와는 다르기 때문에 '위화감'을 느낄 수 있다.

나라문화재연구소 문화유산부 유적정비연구실 기획으로 2012년 2월 16일(금)과 17일(토) 양일간에 걸쳐 개최된 「유적(기념물 포함) 등의 매니지먼트 심포지엄」의 제1회 테마를 설정하면서 지금까지 거의 사용되지 않았던 '자연적 문화재'라는 용어를 선택하게 되었다.

일반적으로 자연물을 대상으로 한다면 자연환경보호 운동을 떠올릴 것이다. 문화재로서 자연물을 대상으로 하다면 '위화감'마저 드는 것이 사실이다. 그럼에도 불구하고 이번 심포지엄에서 '자연적 문화재'를 다루고자 하는 것은 대부분의 문화재 담당자가 고고학이나 역사학 전공으로 '천연기념물'이나 '자연명승'에 대해서는 관심도 없고, 알려고 하지도 않는 경우가 많아 이번 심포지엄을 계기로 '천연기념물'과 '자연명승'에 대한 중요성을 공유하고, 이번 기회에 '자연적 문화재'에 대한 이정표를 세우고 싶기 때문이다.

본고는 '자연적 문화재'에 대한 의미와 중요성 등을 좀 더 구체적으로 검토한 것이다.

2. ‘문화재’의 인식

일반적으로 '문화재'는 건조물, 회화작품, 조각, 공예품, 서적(書跡), 전적, 고문서 등 인간의 손에 의해 만들어진 물건이라는 이미지가 강하다. 또한 예능, 공예, 민속 등과 관련된 유형, 무형의 소산을 떠올리기도 한다.

'문화재'는 일반적으로 '문화'(혹은 '문화적')의 '재(재산)'라고 이해된다. 그렇지만 '문화'라는 용어에는 인간이 성취해 온 업적을 미래에 계승시켜 발전시키려는 인간의 능력, 또 인간 생활을 향상시키려는 노력 등의 의미도 포함되어 있다. 그러나 일반적으로 '문화재'라는 것은 '문화'의 작용에 의한 '재산', 즉 예술, 학문, 도덕, 종교 등을 통해 만들어낸 것 또는 그 결과로 이해된다. 더구나 일본의 근현대화 과정에서 '문화'와 '자연'은 대비적인 개념으로 일반화되어 마치 '인공(사람에 의해 만들어진 것)'과 '천연(인위적 행위가 전혀 없는 것)'과 같은 의미로 이해되었다.

이러한 관념은 문화재의 유형을 '유형문화재', '무형문화재', '민속문화재'로 부르고, 문화재를 지정할 때도 '중요문화재'(또는 '중요무형문화재'), '중요유형민속문화재', '중요무형민속문화재'), '국보'라는 호칭을 사용하는 것과도 관련성이 깊다. 유형문화재, 무형문화재, 민속문화재는 인간의 창조적 활동의 결과물로서 창조 활동의 근원으로서도 작용하며, 인간의 풍속과 관습의 표상이다. 일반인들에게 “보호되고 있는 문화재를 무엇이라고 부르는가”라고 질문하면 제일 먼저 ‘중요문화재’ 또는 ‘국보’라고 대답한다. ‘중요문화재’로 지정된 것들은 건조물, 회화작품, 공예품, 고고자료, 역사자료 등 인위적으로 제작된 것들이다.

한편, 「문화재보호법」으로 지정되는 ‘천연기념물’, ‘명승’, ‘중요 문화적 경관’, 그밖에 ‘사적’을 구성하는 토지, ‘중요 전통적 건조물군 보존지구’의 역사적 풍치, ‘중요문화재’의 건조물 부지 등에서 ‘자연환경’이 배경으로써 중요한 가치를 지닌다는 것은 특수한 경우가 아니라 오히려 보편적으로 인식되어 있다.

‘문화’와 ‘자연’이란 용어는 Kultur(독일어)/culture(영어), Natur(독일어)/nature(영어)의 번역

어로서 메이지시대 중반부터 다이쇼시대에 걸쳐 일본에 정착되었는데 처음부터 대립되는 개념으로 널리 쓰여지게 되었다.

이 같은 견지에서 내용과 구성이 전혀 ‘문화재’ 같지 않은 명승과 천연기념물을 ‘문화재’로 취급하는 것은 당연히 ‘위화감’이 발생된다. 일본어의 ‘문화재’라는 단어는 ‘문화’와 ‘재’라는 두 단어를 합친 복합어로 판단되므로 그에 상응하는 ‘자연재’라는 단어를 사용할 수도 있을 것이다.

일본어의 ‘文化財’는 영어로 ‘cultural property’, 독일어로 ‘Kulturgut’, 한국어로는 ‘문화재’라 표기한다. 따라서 다른 나라의 경우에도 ‘문화’ (또는 ‘문화적’)와 ‘재산’을 조합시킨 단어를 사용하며, 일본어·한국어, 영어·독일어, 또는 다른 언어권에서도 ‘자연’과 ‘재산’을 합친 ‘자연재’라는 단어, 개념, 표현은 일반적이지 않다고 할 수 있다.

‘문화’와 ‘자연’이란 단어는 다른 단어와 조합될 때 어느 정도 사용되는 단어가 정해져 있다. 예를 들면 ‘문화가치’, ‘문화국가’, ‘문화주의’, ‘문화권’, ‘자연계’, ‘자연재해’, ‘자연보호’, ‘자연주의’ 등이다. 이 중에서 ‘문화주의’와 ‘자연주의’의 경우 대립되는 개념으로 이해하지 않는다. ‘문화’는 ‘문명’의 의미를 이해하고자 할 때 빈번히 등장한다. ‘문명’(영어 civilization/독일어 Zivilisation)은 인간사회가 물질적, 기술적, 사회조직적으로 고도로 발전하여 풍요로운 상태를 이룩한 것을 뜻하는 것으로 물질적인 면이 강조된 용어이다. 그에 반해 ‘문화’(영어 culture/독일어 Kultur)는 지구상에 살아 가는 인간들의 다양한 생활 양식, 기술, 예술, 학문 등의 정신적 창조성이 강조되어 있는 용어이다. ‘문화’는 어찌 보면 ‘문명’이란 용어를 이해하기 위한 개념으로 정착된 것이라고 할 수 있다. ‘자연’에 대한 개념도 ‘문명’이 발달함에 따라 소실되는 부분을 인식하게 되면서 형성되어왔다고 할 수 있다. 즉, ‘문화’와 ‘자연’은 서로 대립되는 개념이 아니라 ‘문명’에 대하여 인간의 정신(마음)과 몸(물체)으로 이해될 수 있는 것이다.

20세기에 들어서면서 인류는 획기적인 기술혁신과 세계적인 산업경제의 급속한 발전으로 문명의 비약적인 진보와 그에 따른 다양한 영향을 경험하였다. 인류는 생존 공간으로서의 지구를 앞으로 어떻게 보전해 나갈 것인가에 대한 문제를 인식하고, ‘지속가능성(sustainability)’이란 체계적 개념을 성립시켰다. 또한 그 실천 방안으로서 ‘생물다양성(diversity)’, ‘순환형 사회(Society with an Environmentally-Sound Material Cycle)’를 탄생시켰다. 전술한 용어들은 현재 거의 모든 분야에서 가장 중요한 키워드가 되고 있다. ‘생물다양성’이나 ‘순환형 사회’의 대

상은 첫 번째로 다양한 세계관을 갖는 민족과 집단¹⁾의 ‘문화’이다. 두 번째로는 유형·무형의 표상인 ‘문화재’이고, 마지막으로 우리가 아직도 지각조차 못하고 있는 지구상의 모든 곳의 ‘자연환경’이다. ‘지속가능성’이나 ‘생물다양성’, ‘순환형 사회’ 등의 개념에서 제기되고 있는 일관된 테마는 ‘인공’과 ‘천연’이라는 대립(또는 대립되어 보이는)된 개념들의 조화와 일체성이라고 할 수 있다.

이번 심포지엄에서도 ‘자연’과 ‘문화’의 일체성에 대한 논의가 있었던 것은 물론이고, ‘자연적 문화재(또는 자연문화재)’라는 용어에 대한 ‘위화감’도 여러 번 표명되었다. 또한 지역의 ‘자연’과 ‘문화’가 그곳의 환경과 역사, 주민들의 생활과 생업에 밀접하게 관련되어 있음을 여러 관점과 구체적 사례로 증명되었다.

본 심포지엄에서 ‘자연적 문화재’라는 용어를 사용함 결과 ‘위화감’의 안티테제(antithesis)로 작용하여 긍정적인 반향을 불러 일으켰고, ‘문화재’라는 용어는 ‘문화’의 한가지 형태로서의 인공적·천연적 소산과 인간과의 관계를 모두 포함하는 총체로서 이해되어야 한다는 사실을 다시 한번 확인하고 공유할 수 있는 장이 되었다.

3. 문화재와 관련된 자연의 중요성

이전에 문화적 경관으로서 삼림에 대한 논고에서 문화재와 삼림의 관련성에 대해 언급한 적이 있다. 이번 심포지엄 개최취지의 논제 중 하나인 ‘문화재와 관련된 자연의 중요성’은 앞의 논고 내용을 기본으로 하고 있음을 밝혀둔다.

내용 중 우선 전제로 한 것은 「문화재보호법」에 규정되어 있는 6가지 문화재가 모두 삼림과 밀접하게 관계를 맺고 있다는 것이다. 일본·한국을 비롯한 동아시아 지역, 즉 동양의 두드러진 특징 중의 하나는 서양의 ‘석조문화’에 대하여 ‘목조문화’를 형성하고 있다는 것이다. 특히 일본은 국토의 약 70%가 산악지형이고, 국토면적의 2/3가 삼림이다. 일본의 역사, 문화, 자연, 그리고 그들의 형성과정에서 삼림은 불가분의 관계를 맺고 있다. 따라서 자연과 ‘문화재’의 상호 관계를 논할 경우 삼림과의 관계성 검토가 중요한 시사점을 제시할 것으로 판단되므로 ‘자연적 문화재’와 관련된 ‘목조문화’ 문화재에서 자연의 중요성을 다룰 때에도 원용(援用)하기로 하였다.

본고에서 약간의 표현을 바꾸어 ‘일본의 ‘문화재’에 있어서 ‘자연’이란 어떠한 의미인가’에 대해 정리해 보면

- ①문화재의 소재를 만들어내는 “근원”
- ②문화재의 재료를 조달하는 “장소”
- ③문화재의 가치를 지닌 “대상”
- ④문화재와 일체화된 “환경”
- ⑤유형·무형의 문화재를 만들어 내는 사람들의 생활·생업을 영위하는 “토지”. 이렇게 정리할 수 있다.

위에서 열거한 항목들의 기본적인 사고방식은 「문화재보호법」에 규정된 ‘문화재’의 예시를 근거로 한 것이다. 위의 항목들이 문화재와 관련된 자연의 중요성을 얼마큼 포괄적으로 적용하고 있는지에 대해서는 앞으로 좀 더 검토가 필요하지만 「문화재보호법」에 편의상 규정된 ‘문화재’ 유형을 열거하자면 다음과 같다.

①과 ②는 건조물, 조각 등의 ‘유형문화재’, ③은 협곡·해변·산악, 그 밖의 관상의 대상으로 중요한 자연의 ‘명승지’, 학술상 중요한 ‘동물·식물·지질광물’ 등의 천연 소산 ④는 고분·성터·사원경내·정원 등 ‘유적’의 내외부, 건조물의 주변 환경, ‘전통적 건조물군’과 일체화된 역사적 풍치 환경 ⑤사람들의 생활과 생업의 배경이 되는 풍토 그 자체 또는 그들의 연관성에 착목한 ‘문화적 경관’ 등이다. 본고에서는 ‘문화재’의 인식과의 관련해서 특히 ①과 ②에 대하여 좀 더 자세히 언급하고자 한다.

‘문화재’란 지금까지 사람들이 쌓아 온 역사와 전통 위에서 성립된 것으로 그 재료는 동서양을 불문하고 자연환경에서 조달된다. 건조물을 예로 들면 구조재·용재로 쓰이는 삼나무·편백나무·소나무·화백나무, 도장재·접착제로 쓰이는 옻나무, 지붕재료로 쓰이는 억새·갈대, 미장재·지붕재·의장재로 쓰이는 대나무, 바닥 재료로 쓰이는 골풀 등의 ‘식물성 자재’를 들 수 있다. 또 기와·벽돌·바닥흙·벽흙의 재료로 쓰이는 점토류, 회반죽 재료에 쓰이는 석회·조개회, 내외벽·바닥용마감재·옹벽·목조기초·콘크리트골조로 쓰이는 석재 등의 ‘광물성 자재’ 등이 있다. 이들은 건조물뿐만 아니라 조각이나 공예품 등 기타 유형문화재, 무형문화재 등을 만드는 도구의 재료이며, 회화작품이나 예능·공예 등의 창조적 계기를 제공하거나 또는 아이디어를 유도하는 소재들이다. 이들은 모두 직접·간접적으로 자연을 “근원”으로 하고 있다고 할 수 있다.

자연에서 얻은 소재로 만들어 진 유형문화재는 하나하나가 모두 다르다. 유형문화재를 구성하는 소재 중에는 한정된 지역에서만 생산되는 것이 있고, 특수한 전통 기술에 의해서만 자재 가공이 가능한 것도 적지 않다. 제한된 천연 소재를 가공하여 전통 기술로 제작되는 ‘전통종이’ 또는 ‘염색안료’ 등은 고유한 풍토의 자연환경이 없으면 만들어지지 않는다. 이렇게 자연환경에 의존하는 특성을 가지는 문화재, 즉 물질적으로 구성되는 유형문화재, 정신적 연원으로 구성되는 무형문화재, 풍토와 밀접한 관계 속에 있는 유형·무형의 민속문화재 등은 한 번 만들어지면 영구히 보존할 수 있는 것들이 아니다. 이들을 보존하기 위해서는 각각의 문화재를 구성하고 있는 고유한 재료의 갱신이 필요하다. 즉, 이들을 유

지보존하기 위해서는 각각의 문화재가 필요로 하는 고유한 재료를 조달해야만 하고, 그러기 위해서는 고유한 재료를 조달할 특정한 “장소”, 즉 특정한 자연환경이 존재해야만 하는 것이다.

그러나 문명이 발전하면서 사람들의 가치관이 변하였고, 생활습관과 환경이 변하면서 “근원” 또는 “장소”의 역할을 하던 자연환경이 급속도로 상실되거나 변질되었다. 일본의 경우 문화재 보존에 필요한 수리용 자재 확보와 고유한 전통기술 계승이 시급한 과제로 인식된 것은 1970년대이다. 그 후 1975년 문화재 보존을 위한 전통기술·기능의 계승을 위해 「문화재보호법」을 일부 개정하였는데 이때 ‘선정보존기술²⁾’ 규정이 제정되었다. 특히 건조물에 관해서는 수리용 자재수급 등의 실태 조사를 실시하고 대책 마련에 주력해 왔다.

건조물 분야에서는 정기적인 수리에 소요되는 자재를 지속적으로 확보하기 위해 전국 각지에 수리 자재별 ‘지역 문화재 숲³⁾’을 설정하였고, ‘연수 및 보급개발시설의 정비’, ‘체험학습·평생학습’, ‘자원봉사 활동’, ‘기능자 연수’ 등을 중심으로 하는 “지역 문화재 숲 시스템 추진 사업”을 진행하고 있다. 이러한 시스템 구축은 각 문화재의 기원과 탄생의 연유를 생각하면 당연한 것이지만 유형 문화재의 보존과 계승을 위해서는 다양한 측면에서 문화재를 지탱시켜주고 있는 자연의 육성이 중요한 의미를 갖는다. 현대의 공업생산활동 경제논리에 비추어 보면 전혀 생산적이지 못한 문화재 수리 자재 확보를 위한 투자는 인간과 자연과의 전통적 결합관계를 재확인시키고, 현대 사회구조 속에서 인간과 자연의 관계를 재구축하는 계기가 되고 있으며, 그 과정에서 문화재와 자연환경이 밀접한 관계를 맺고 있다는 인식이 한층 더 굳건해 지고 있다.

4. ‘자연적 문화재’와 매니지먼트

‘자연적 문화재’의 정의를 심포지엄 개최취지에서 “자연 환경이나 요소 또는 사람의 인위적 행위가 더해진 자연적 환경이나 요소 등이 문화적 자산으로서의 본질적 가치나 그 일부를 구성하는 문화재”라고 정리하였다. 여기서 말하는 ‘자연적 환경이나 요소’란 지금까지 문화재보존 정책에서는 정원·사토야마(里山: 마을과 인접한 산)·사도우미(里海: 마을과 인접한 바다), 가축·가금·재배식물 등과 이들의 사육지·재배지 등 천연의 상태와 인공적 행위가 일체화되어 형성된 것(또는 현상)을 대상으로 하여 왔다. 이들을 매니지먼트 하는 과정에서는 ‘자연의 문화성’, ‘지역의 자연과 역사’, ‘현재와 장래의 인간과 자연의 관계’ 등을 어떻게 이해하고, 앞으로 어떻게 실천해 나가야 하는가에 대한 문제점에 부딪치게 되었다.

현재 지구상에는 인위적 영향을 받지 않은 자연환경이 존재하지 않는다는 견해가 일반적이다. 인구폭발, 삼림 파괴, 환경오염에 의한 생물 다양성 위협, 또한 온실가스의 대량 방출에 의한 지구온난화, 그 외에도 여러 가지 부정적 영향이 나타나고 있다. 이것들은 환경의 자연정화작용을 넘어 인위적인 영향력이 증대되었기 때문에 나타났다고 할 수 있다. 더구나 그 위력은 불가항력적인 상태에 있다고 할 수 있다.

‘자연’ 또는 ‘천연’의 의미에는 인위가 가해지지 않은 상태, 인간의 힘을 능가한 삼라만상, 인간의 지혜를 초월한 신의 존재, 인간의 힘으로는 어떻게 할 수 없다는 뜻이 포함되어 있다. ‘자연환경’에서는 자연의 여러 가지 요소 또는 현상이 인공적인 것인지 천연적인 것인지 일일이 따지거나 구분하지 않으므로 모두 자연스러운 것으로 받아들인다. 인류는 언어·사회·문화를 발전시키는 과정에서 세계를 분리하고 분할하면서 세계를 인식하고, 또한 그 범위 내에서 살아왔다. 그러나 세계는 어떠한 의도를 갖고 자기 자신을 스스로 구분 짓거나 하지 않는다.

자연환경에 대한 여러 가지 문제점들이 밝혀지고, 널리 알려지면서 ‘문화재’와 사회 전반의 문제점들이 서로 깊은 관계를 맺고 있음을 인식하게 되었다. 최근에는 문화재와 사회가 성립되게 된 배경에 대해서도 자연스럽게 관심을 갖게 되었다.

‘문화재’는 우리가 살아가고 있는 세계와 우리의 관계를 정립해 주는 상징이자 대변자이다. 또한 우리가 더 나은 장래를 구축해 가기 위한 초석이다. ‘자연’과 ‘문화’라는 대립되는 말의 함정에 빠져 우리의 현재와 장래를 위해 보존하고 계승해야 할 ‘문화재’에 대한 실천의 본질을 잘못 생각해서는 안 된다.

‘문화재’는 우리가 미래에 전해야 하는 매우 중요한 것으로서 부단하게 지속적으로 발견시켜야 할 대상의 총체이다. 그 요소가 자연적이던 문화적이던 관계없이 미래에 전해야 하는 것임이 틀림없다. 이러한 요점을 본고에서 재확인하였고, 총체로서의 매니지먼트를 위한 구체적인 방안을 세워나가야 한다는 점을 재차 강조하고 싶다.

【주】

- 1) 근년에는 SNS (Social Network Service) 상에 구축된 가상사회의 구성원으로 이루어진 집단도 포함된다.
- 2) 문화재보호법 제147조의 규정에 따라 2012년 9월 1일 현재 문화재의 수리 및 기타 수리에 소요되는 도구, 재료 제작에 관한 기술 및 기능에 대하여 68건이 선정되었는데 보유자 46건 52명, 보존단체 29건 31단체 (중복적으로 선정된 경우가 있으므로 실제 단체 수는 29단체)가 인정되었다.
- 3) 참고문헌 17)에 의하면 근년에 40여 개소가 설정되었다.

【참고문헌】

- 1) 사단법인 전국 국보 중요문화재 소유자 연맹 (2002): “문화재 수리용 자재 ‘타타미’ 조사보고서”; 사단법인 전국 국보 중요문화재 소유자 연맹, 2002년 5월, 58pp
- 2) 다케우치 가즈히코 [武内和彦] 편 (2010): “화산분화 이재지의 역사적 정원 복원 자연환경 변천과 랜드스케이프의 보전 활용”; 도쿄대학대학원 농학생명과학연구과 녹지창성학연구소, 126pp
- 3) 돗토리환경대학 아사카와연구실 편 (2010): “문화적 경관으로서의 수상(水上) 취락문-세계자연유산 하몽만의 지리정보와 거주 동태 분석-”; 돗토리환경대학, 112pp
- 4) 히라사와 츠요시 [平澤 毅] (2009): 중요문화적 경관으로서의 삼림; 제120회 일본삼림학회 대회강연집, J12, * 테마별 심포지엄 “문화적 경관”으로서의 삼림의 미래상” 자료
- 5) 히라사와 츠요시 [平澤 毅] (2009): 일본의 문화유산인 풍치 경관의 보호와 보전-특히 그 역사와 ‘명승’의 보호에 대하여-; “국제학술 심포지엄 ‘명승의 현황과 전망’”, (한국) 국립문화재연구소, p.p.71-268, ISBN978-89-6325-185-1
- 6) 히라사와 츠요시 [平澤 毅] (2010): “문화적 자산으로서의 명승지”; 독립행정법인 국립문화재기구 나라문화재연구소, 357pp
- 7) 히라사와 츠요시 [平澤 毅] (2011): 조원학이 주력해야 할 “유산”에 대하여; 랜드스케이프연구, 74(4), p.p. 268-270
- 8) 히라사와 츠요시 [平澤 毅] (2011): 나라 시대까지의 정원-헤이안 시대 정원 검토의 전제로-; “헤이안 시대 정원의 연구-고대정원 연구 II-”, 나라문화재연구소 학보, 제86권, p.p.9-39
- 9) 히라사와 츠요시 [平澤 毅] (2011): 일본의 명승 보호-보존과 활용, 그 대책과 동향-; “韓·中·日 명승보존과 활용방안 자료집”, (한국) 국립문화재연구소, p.p.33-164, ISBN 978-89-6325-693-1
- 10) 히라사와 츠요시 [平澤 毅] (2011): 지역과 유적·유산-“종합적 매니지먼트”에 대하여-; “지역에서의 유적의 종합적 매니지먼트”, 독립행정법인 국립문화재기구 나라문화재연구소, p.p.54-86
- 11) 문화청 (1978): “문화재건조물 수리용 자재수급 등 실태조사보고서 (1) (식물성 자재)”; 문화청, 1978년 12월, 41pp
- 12) 문화청 문화재보호부 건조물과 (1982): “문화재건조물 수리용 자재수급 등 실태조사보고서 (2) (광물성 자재)”; 문화청, 1982년 12월, 137pp
- 13) 문화청 문화재보호부 건조물과 (1985): “문화재건조물 수리용 자재수급 등 실태조사보고서 (3) (화지(일본 종이))”; 문화청, 1985년 1월, 129pp
- 14) 문화청 문화재보호부 건조물과 (1987): “문화재건조물 수리용 자재수급 등 실태조사보고서 (4) (안료)”; 문화청, 1987년 12월, 103pp
- 15) 문화청 문화재부 기념물과 감수 (2005): “일본의 문화적 경관-농림수산업과 관련된 문화적 경관 보호에 관한 조사연구보고서-”, 도세이사, 323pp
- 16) 문화청 문화재부 감수 (2007): 특집 천연기념물이 목표로 하는 것; 월간 문화재, 2007년 4월호 (통권 제523호), 제일법규, p.p.4-27, ISSN 0016-5948
- 17) 문화청 참사관 (건조물담당) (2011): 지역 문화재 숲 시스템 추진사업; 월간 문화재, 2011년 8월호 (통권 제575호), 제일법규, p.p.46-51, ISSN 0016-5948

開催状況／ 개최상황／ Symposium Scene



■ 文化財と自然 문화재와 자연 Cultural Properties and Nature	072
亀山 章／가메야마 아키라／KAMEYAMA Akira	
■ 天然記念物という文化財 천연기념물이라는 문화재 Cultural Property of Natural Monuments in Japan	079
桂 雄三／가쓰라 유조／KATSURA Yuzo	
■ 韓国における自然遺産の現況及び最近の動向 한국의 자연 유산의 현황 및 최근 동향 Recent Developments and Current Status of Natural Heritage in Korea	085
李 偉樹／이 위수／LEE Wi-Su	
■ コウノトリ悠然と舞う ふるさと 황새가 유유히 춤추는 고향 Our Homeland of the Oriental White Stork Flying Sedately	090
松井 敬代／마쓰이 다카요／MATSUI Takayo	
■ 韓国の「村の森」について 한국의 마을숲에 대하여 Forest in Village of Korea	093
張 美娥／장 미아／JANG Miah	
■ 糸魚川ジオパーク —自然文化財の保護と活用— 이토이가와 지오파크 -자연적 문화재의 보호 및 활용- Itoigawa Geopark; Preservation and Utilization of Natural Heritage	099
竹之内 耕／다케노우치 쿄／TAKENOUCHI Kou	

文化財と自然

2012年2月16日
東京農工大学名誉教授 亀山 章

自然的文化財の特徴

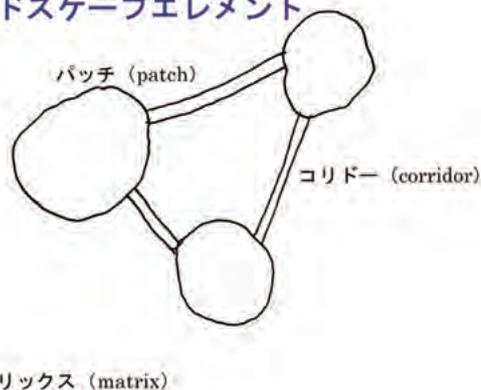
本来、自然(nature)と文化(culture)は対立する概念であり、「自然的文化財」のように自然を文化財と考えるようになるのは近代のことである。

19世紀後半のドイツの「天然記念物」(Naturdenkmal)や、アメリカの「国立公園」と「ナショナル・モニュメント」などの制度が嚆矢である。

景観の構造のパラダイムの転換

景観生態学において景観の構造をとらえるときに、パッチとマトリックスの用語が使われる。パッチは絵画における「図」に相当し、マトリックスは「地」に相当する。かつては自然がマトリックスとして基盤をなしており、その基盤の上で人間活動がパッチやそれをつなぐコリドーになっていたが、近代化がすすむと都市などの人工的な空間がマトリックスとなり、自然がパッチやコリドーとしてみられるようになってきた。そこに、パラダイムの転換がある。

ランドスケープエレメント



自然的文化財の用語

自然的文化財についての定義はないが、用語の輪郭を示しておく。

日本の法制度に対応させると、文化財の名勝と天然記念物、国立・国定公園などの自然公園、森林生態系保護地域などが想定され、世界自然遺産も含まれる。

名勝には、渓谷や海浜などの自然的名勝と、庭園や公園などの人文的名勝があり、自然的文化財には自然的名勝が含まれる。

指定文化財と未指定文化財

文化財には、法律や条令で指定された指定文化財と、指定されていない未指定文化財がある。

法指定文化財
条例指定文化財
未指定文化財

この講演では、これらを総称して文化財という。

自然的文化財の属地性

自然的文化財には、名勝のように土地に直接的に結びついた属地的なものだけではなく、天然記念物にみられるように絶滅危惧の動植物種なども含まれており、今後は生態系や生物多様性なども含まれていくであろう。

自然的文化財の対象と範囲

自然的文化財は、史跡や建造物などのように意図的につくられたものや作品化されたものとは異なり、何を文化財とするか、という対象と範囲への論及が重要である。また、地域の自然環境に依存することが多い自然的文化財が、地域の風土に根ざして存在してきたことを、地域に固有の特徴として明らかにしていくことも重要である。

9

自然的文化財の事例

自然的文化財について考えるときに、上高地は典型的な対象である。

上高地は長野県西部に位置する飛騨山脈（北アルプス）の梓川上流の谷底の平坦地のことであり、文化財の指定地としては、穂高岳や槍ヶ岳を含む北アルプス南部の広い地域を指している。



11

自然的文化財としての上高地

自然的文化財としての上高地は、一般には、①中部山岳国立公園の利用の中心として知られているが、②文化財としては特別名勝、特別天然記念物に指定されており、さらには、③風致の保護などを目的とした保護林にも指定されている。これらは、いずれも、すぐれた自然的文化財である。

12

自然的文化財の多義性

自然的文化財は多義的なものであり、分野の境界を明確に規定することは難しい。わが国の国立公園のなかには名勝が多く含まれているように、さまざまな遺産の概念を許容できるところに自然的文化財の特徴がある。また、名勝と天然記念物のように、どちらか片方に限定するのが難しいこともある。

13

文化財指定の役割と意義

上高地は、昭和2年（1927年）に日本新八景に選ばれた。選定は新聞社が主催したものであり、山岳、渓谷などの8の分野で、葉書の投票で選定しようとした国民的イベントであった。投票で渓谷の部の第1位は天竜峡であったが、文人、学者等の名士による審査で渓谷の部の第1位には上高地が選ばれている。上高地は意図的につくられた自然的文化財であり、指定の役割がある。

14

文化財の評価の時代背景

自然的文化財の評価には、それぞれの時代の風景観や自然観がうまく反映されており、近年、自然公園法が改正されて、国立・国定公園が自然の風景地の保護だけではなく、生物多様性の保全にも資するようにされるなど、行政に求められた社会的ニーズもよく反映している。

15

自然的文化財の評価の視点

自然的文化財の評価は、以下の3つの視点からなされる。

1. 自然性：原始性、希少性、絶滅危惧性
2. 歴史性：文化性、史実性
3. 審美性：風景美、様式美、希少性

16

自然的文化財と人為

今日、人為の影響が皆無な、限りない自然は存在しなくなっている。そのため、自然的文化財といっても人為の影響を排除して考えることはできない。むしろ、人為と結びついたところに積極的な意味をもつものもある。

名勝に指定された峡谷のなかには、自然のままの風景ではなく、天竜峡のように峡谷を形成する奇岩に文字を彫り、岩上に亭舎をつくるなど、風景を人文化したものもある。

視点場を舟においた舟下りも、風景の人文化した楽しみ方である。

17

指定の意図と意義

どのような意図をもって、何を指定するのか
 歴史文化の方向性を示す意義
 時代の展望と価値観の誘導

- 自然保護
- 原始風景
- 生物多様性

18

自然的文化財の歴史・文化性

自然的文化財は、自然のなかから資産として切り出されたものであり、そこには人間の意志が強くはたらいっていることから、すぐれた文化的遺産であるといえる。

その意味では、文化的遺産は自然的なものや建造物などの人工的・人文的のもの2つに大別されるのではなく、いずれも歴史的文化財であり、それが人の手で作られたものか、意図的に守られて残されたものであるかの違いがあるだけである。重要なことは、それらが地域のなかに存在している、という視点である。

19

文化財の地域性

文化財の地域性は、その地域に存在することの重要性を評価することであり、地域的に評価することは地域限定的に評価することとは異なる。

むしろそれは、地域を相対化してみる視点として大事なことである。そこに存在することの意義

20

日の出町の文化財の総合的把握

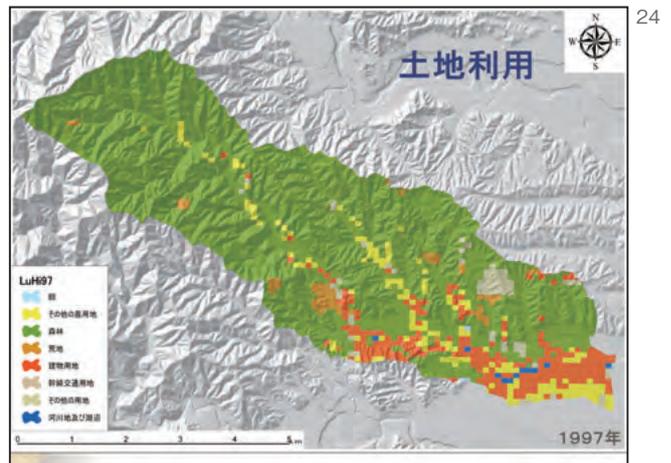
日の出町は東京の西郊にある山村であり、かつては、林業の村であり、現在は墓に建てられる卒塔婆の全国70%を生産している。石灰岩の採掘とセメントの生産が主産業であった時代もあり、近代化遺産に恵まれる。

21

文化財の総合的把握の視点

一般に、史跡や建造物などは歴史的・文化的遺産とする見方が強いが、天然記念物や自然名勝などの自然的文化財はそれらとは無関係な存在、あるいはそれらの背景としての自然環境の一部とみられてきた。そのため、両者を総合的に把握する視点が必要とされる。

それは、自然と人間の関係をとらえる景観の視点である。



25

歴史的遺産としての景観

人間が自然とかかわりあって歴史的につくりあげてきた地表面の総体が景観であり、景観は地域の自然と文化の歴史的遺産である。景観は、歴史的に形成された人と自然の関係であり、共通の要素と類似のパターンをもつまとまりとして、空間的にも視覚的にも認識可能なものである。

26

景観の中の文化財

文化財を景観の中でとらえることで、関連が認識されにくかった文化財が再認識される。また全体のつながりを見ることで、文化財の特徴を把握しやすくなり、今までとは異なる観点から価値を見いだすことができるようになる。

27

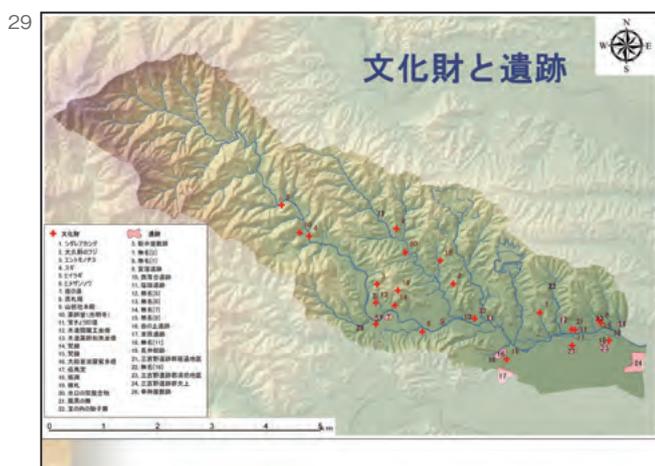
景観を構成する要素となる文化財

これらは、社寺、家並み、なりわい、生活、伝統的な行事やしきたりの中に受け継がれ、地域の人々によって大切に守られている。それらは地域のなかに存在する、あるいは景観のなかに存在するものであり、景観を構成する要素として存在する。景観のなかに人の意識が強くはたらいてきた部分があり、それが歴史の経過とともに残されて、資産としての価値を高めてきたものが文化財として保護の対象となっている。

28

関連する文化財群と周辺環境

文化財は、地域の環境の中で、人々の営みや長い歴史によって価値が見いだされ、守り伝えられてきたものであり、単独で存在するようにみえる文化財でも、周辺環境や様々な文化財と関連性を保ちながら存在している。そのため、関連する文化財と周辺環境を総合的に把握し「関連文化財群」としてとらえて新たな価値を見だし、文化財の保存活用を図っていくことが求められている。



30

関連文化財群の概念

地域に存在する有形・無形の文化財を、歴史的・地域的な関連性にもとづいて「相互に関連性のある一定のまとまり」として捉え地域の歴史文化を語る重要な資産として、総合的に保存活用するという考え方。従来は、文化財を取りまく周辺環境を含めて保護することは難しかった。そこで、文化財の関連性を総合的に把握して一定の空間的・時間的なつながりを明確にし、一つの空間的なまとまりを「関連文化財群」として捉えることで、保護を可能にする。

31

関連する文化財群と景観

文化財の地域性は、関連する文化財群として把握される。

- ・ 路の景観 ～路と御岳信仰～
- ・ 伝統的産業の景観 ～モミと卒塔婆づくり～
- ・ 丘陵里山の景観 ～谷戸と雑木林～
- ・ 山地里山の景観 ～傾斜農地と河川～
- ・ 石灰岩産業の景観 ～石灰岩とその運搬～

32

御嶽信仰と宿場の発展



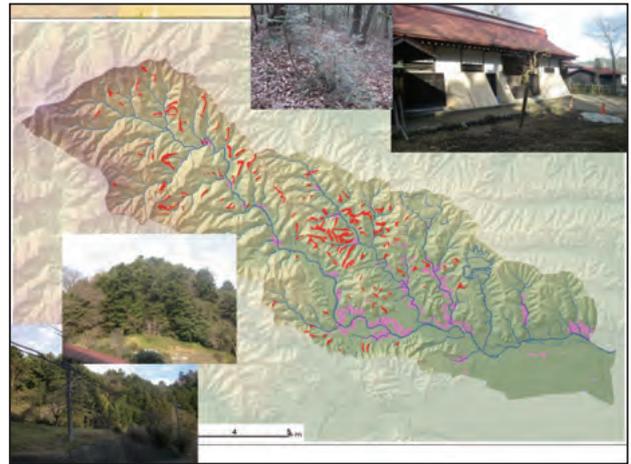
33



34



35



36



37



38



39



40



42

谷戸と雑木林の自然

天然記念物
トウキョウサンショウウオ
モリアオガエル
ヒメザゼンソウ
大久野のフジ
幸神社のシダレアカシデ
赤保谷家のヒイラギ
高原社のスギ



48

地域の文化の特色

地域の文化の特色は、その場所の地形や地質、気候、生物、人、そしてそれらの相互の働きの結果として、長い年月の間に形作られる。それは、地域の土地利用や佇まい、あるいはなりわいとして、長い歴史の中で引き継がれてきたものである。

49

地域の自然と歴史文化

近代化の中で、それらの特徴を消し去ってきた地域もあるが、現在も歴史文化が息づき、人々の生活にとけ込んでいる地域もある。

豊かな自然のなかで太古より住みはじめ、社寺や住居などの遺跡を残し、自然を大切にすることを育みながら、暮らしてきた。

文化財を守る地域的な取り組み

文化財を守るには地域的な取り組みが大切である。個々の文化財は、それぞれが時間的・空間的な幅をもちながら、相互に深いつながりを持っている。例えば、ある建物はそこに住む人の暮らし、周辺の土地利用、地域の歴史と文化、自然にかかわる文化財と深いつながりを持っている。

51

歴史文化基本構想



歴史文化保存活用区域の設定

1) 歴史文化保存活用区域の概念

関連文化財群や個々の文化財と一体となって価値をなす周辺の環境を、それらを核として文化的な空間を創出するための計画区域として位置づける。

この区域においては、文化財の保存活用を図りつつ、文化財を核とした文化的な環境を保護するという観点に立ち、都市計画法や景観法などに基づく制度を活用していくことが求められる。

53

2) 歴史文化保存活用区域における保護や整備の考え方

(1) 保護や整備の基本的考え方

歴史文化保存活用区域全体における保護や整備の基本的考え方

(2) 区域ごとの保護や整備の方針

各区域の保護の方針

文化財保護に向けた体制整備

1) 基本的考え方

文化財を周辺環境まで含めて保護していくためには、地域社会との連携が不可欠である。そのために方針を設定し、構想を推進する。

2) 基本方針

① 関連主体との連携

地域住民やNPO、企業などとの連携と行政関係部局内での調整

② 人材育成の推進

地域の文化財を保護していくための人材育成と民俗文化財の伝承者や支持層の育成方策

55

③ 文化財保護に必要な材料・用具の確保

文化財の保存のために必要となる原材料や用具の確保のための方策

④ 情報蓄積のためのしくみの構築

様々な文化財に係わる情報の更新と公開に係わるしくみと構築

3) 体制整備の枠組み

基本方針の内容を進めていくための枠組みと関連主体の役割

まとめ

1. 自然的文化財の特徴

- 1) 自然的文化財の多義性
- 2) 自然的文化財の評価の視点
- 3) 文化財評価の時代的背景

2. 文化財の総合的把握

- 1) 文化財の地域性
- 2) 文化財の総合的把握と景観
- 3) 関連文化財群
- 4) 歴史文化基本構想

1 自然的文化財ってなに

○自然的文化財とはなんだろう。天然記念物とか自然名勝、文化的景観の一部かな。でも、文化財というカテゴリーの一部でしょ。

○文化財は、大括りにしても、有形文化財・無形文化財・建造物・無形文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群・保存技術・埋蔵文化財と細かく分かれている。

○でも地域では、文化財として、一体のものとして大切にされてきたのじゃないのかな。

○専門性は大切だし、深い理解には欠かせないけど、木ばかり見ていると森の中にいることを忘れそうです。

○元来有機的に結びついていた、文化財群が醸し出すストーリーを伝えようというアプローチもあるんじゃない。

○分析と総合はバランス良く相補的でないといね。

2 天然記念物ってなに？

～地質屋さんがみた文化財～

～文化財がしめす地域の来し方、行く末～

Part I 文化財群が示す地域のあり方
Part II 災害痕跡を伝える文化財

0 前提と立ち位置
1 日本列島ってどんなところ？
2 文化財として天然記念物のいろいろ
3 文化財の多面性と繋がる文化財
4 負の遺産でも残してきた精神
5 物語で繋がる地域の文化財群
文化財を核とした地域のアイデンティティ
6 文化財のある暮らし

“自然的文化財のマネジメント”
平成23年2月16日 In 奈良文化財研究所



3 基本は熱かな？

①太陽の熱&地軸の傾き
→気候・気象、季節変化

②地球内部の熱→プレート移動、火山噴火



4 スタンス

①自然は文化の醸成に影響を及ぼす。
②自然と文化の相互作用の時系列として歴史が展開する。
③地域の成り立ちや仕組み（知識&知恵）は、文化財たちの物語で了解できる。
④地域の物語を共有し、他地域の物語から学び尊重する。
⑤文化財を保存しその意味を理解し、日々の暮らしと地域の将来の選択の際の拠にしませんか！

5

二 日本には気候、海流の多変多様な事
三 日本には水蒸気の多量なる事
四 日本には火山岩の多量なる事
五 日本には流水の侵蝕激烈なる事

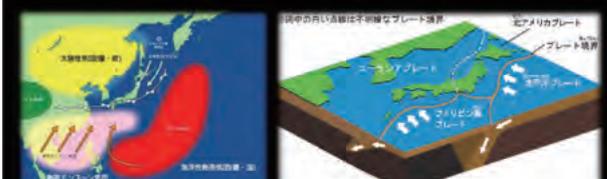
志賀重昂『日本風景論』(明治二十七年)目次より

1. 日本列島ってどんなところなの？

6 文化財って何なの？ その前に

■日本列島はどんなところか？ 世界の流水の南限となるオホーツクからサンゴ礁に縁取られた琉球列島、そして亜熱帯の海洋島である小笠原諸島まで。列島を二分する脊梁山脈による太平洋側と日本海側の対立。多様な気象・気候、四季の移ろい、長い歴史の中で醸成された多様な文化とそれを伝える文化財。

■日本列島の位置は？ ユーラシア大陸の東、太平洋の西岸の中緯度にあり、プレートの沈み込みにより、地震・火山活動が激しく、東アジアモンスーンの影響を強く受け、梅雨、台風、豪雪など各種災害には事欠かない。



7

森羅万象社寺仏閣、ありとあらゆるものが文化財のターゲットです。

2. 文化財のいろいろ

8 我が国の文化財の体系

文化財；6 類型に分けて保護
9 1年前から指定しています。

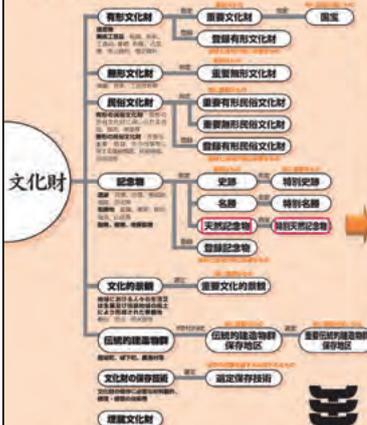
●天然記念物

■定義；動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）植物（自生地を含む）及び地質館物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で我が国にとって学術上価値の高いもの

■指定基準；学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの

■単なる学術的なサイトとも自然環境の保全とも違います

分類	件数
動物	201 (21)
植物	548 (30)
地質館物	239 (20)
天然保護区域	23 (20)
合計	994 (75)

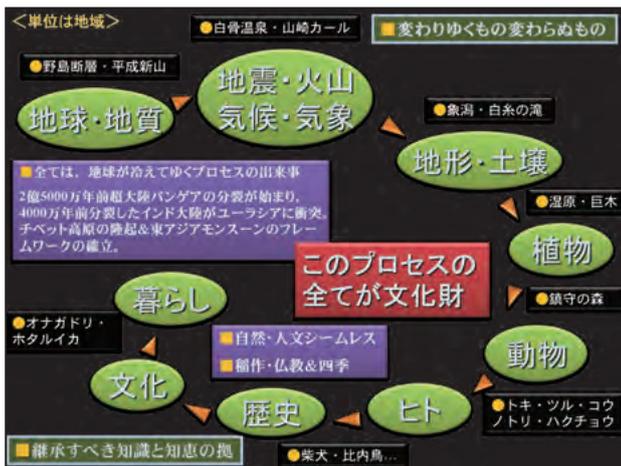




9



10



11

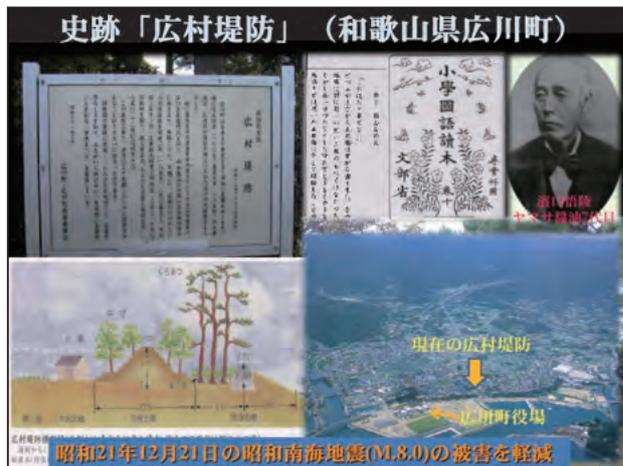
一つの文化財にも複数の顔があり、他の文化財と時空を越えて繋がっています。

3. 文化財の多面性と繋がる文化財
-切り口を替えてみると繋がる-

12



13



14



15



16

17 **平成新山（長崎県島原市・雲仙市）**

「雲仙温泉」 天「平成新山」
「島原湧水群」 「土石流被災家屋保存公園」

世界ジオパークです！
平成2年11月17日からの雲仙普賢岳の噴火で生成

18

ポジティブな優品だけではありませんし、文化財の防災だけでもありません。

4. 負の遺産でも残してきた精神

19 **天然記念物「野島断層」（兵庫県淡路市）**

淡路島 野島活断層
玉ねのハイ

平成7年1月17日阪神淡路大震災(M7.2)で生成

20 **天然記念物「見祢の大石」（福島県猪苗代町）**

明治21年(1888)の磐梯山の噴火に伴う岩屑なだれで生成

21 **郷村断層（京都府京丹後市）**

地震直後から保存してきました。80年以上を経ても変わりません。現在はリニューアルしています。

昭和2年3月7日北丹後地震(M7.2)で生成

22

行く川のながれは絶えずして、しかも本の水にあらず。よどみに浮ぶうたかたは、かつ消えかつ結びて久しくとどまることなし。世の中にある人とすみかと、またかくの如し(方丈記より)。

5. 物語で繋がる地域の文化財群
文化財を核とした地域のアイデンティティ

23 **平成16年10月24日 門山川破堤**

特別天然記念物 **コウノトリ** (兵庫県豊岡市)
世界ジオパークです！

2004台風23号・破堤
特天「コウノトリ」野生復帰 平成17年9月24日午後
重文・久々比神社

山山川と暮らす知恵 天「玄武洞」 マンホールの蓋も

24 **鳥海火山を中心に展開する象潟（秋田県にかほ市）**

史跡・由利波除石垣 上郷温水路群 天・獅子ヶ島裂原(あがりこ)

天・象潟 文化元年(1804年)6月に隆起 M7.3 芭蕉の見た象潟 元禄2年(1689年)6月

天・獅子ヶ島裂原(でつば) 舞形民族・チョウクライ口舞 プナの炭焼き釜(あがりこ)

文化財は、自然・文化・歴史・生業・暮らし、その仕組みや様々な知恵を伝えてくれています。地域でのあり方を考える基礎に据えませんか？

6. 文化財のある暮らし

25

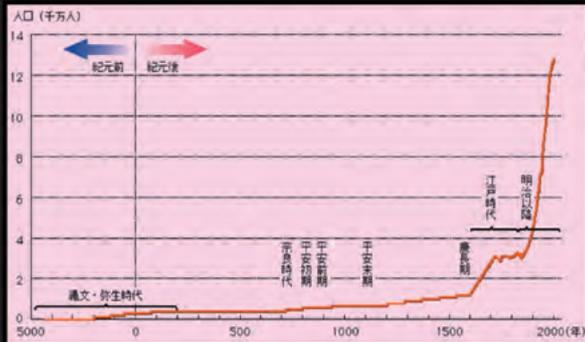
地域で暮らしてゆくこと

これから、どのように暮らしてゆくかを考えるには、現在の暮らしを考えてみる事が大切。時には、現在の暮らしを反省してみることも必要。暮らしている場所の仕組みを知ることも大切。昔から暮らしてきた人たちの知恵や知識が役立ちます。文化財は、暮らしている場所についての知識や、昔からの知恵や知識の宝庫です。様々な施策の基礎になる考え方を提案します。

でも昔のような暮らしをそのまますることも難しくなっています。

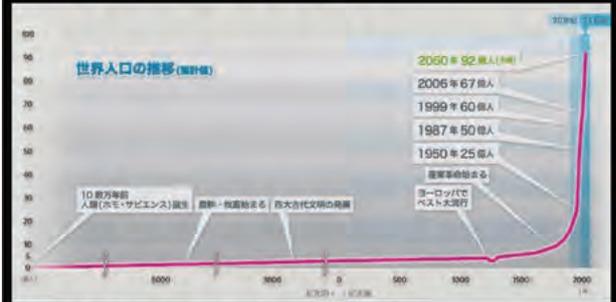
26

少子高齢化と、言われてますが増えてます



27

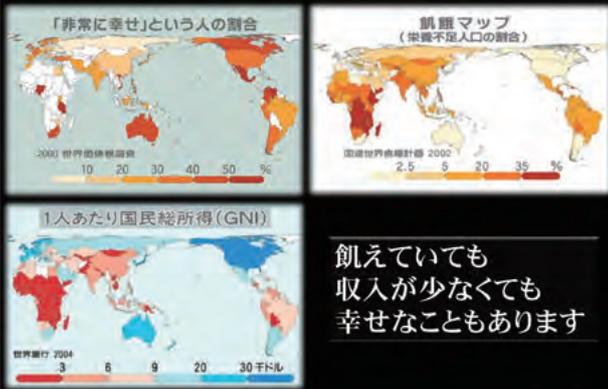
世界もトレンドは同じです
産業革命以降、劇的に増えてます



私が生まれてから43億人増えました

28

どうい暮らし方が良いの？



29

文化財のある地域の暮らし

月刊文化財平成23年10月号の西村論文を参照ください

■自然・歴史・文化・生業・暮らしのすべてを結ぶストーリーを紡ぎ出す、思い出す、気がつくことが大切です。文化財は、地域で暮らす知識や知恵を繋いでゆきますし、将来への行動や選択の指針です。正しい地域振興や本来の観光の拠り所としても大切です。地域計画の基本に据えませんか。

30

災害の記憶を伝える文化財

～文化財がしめす地域の来し方、行く末～

- Part I 文化財群が示す地域のあり方
- Part II 災害の記憶を伝える

“自然的文化財のマネジメント”
平成23年2月16日 in 奈良文化財研究所



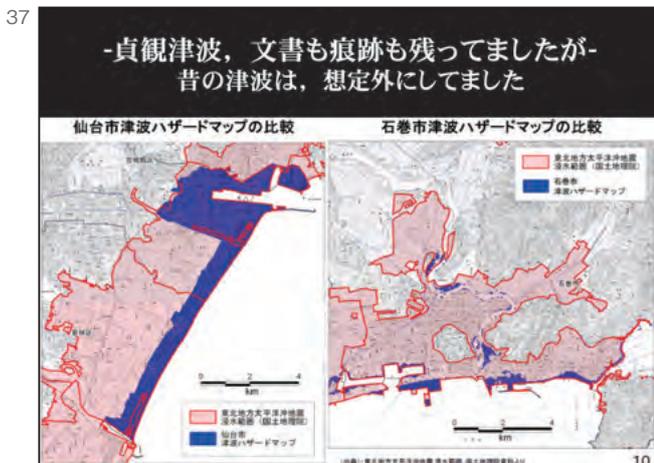
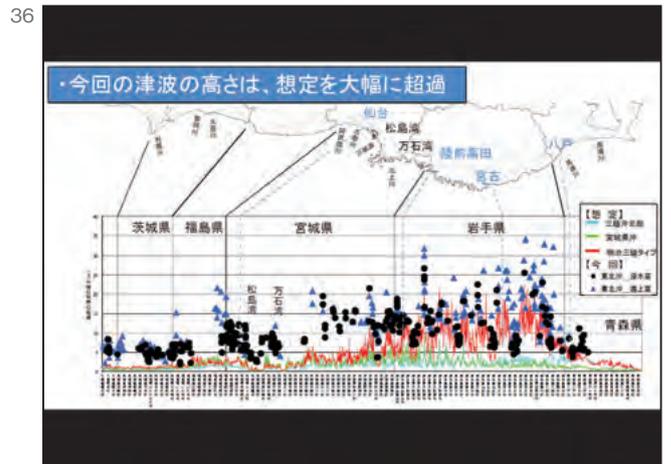
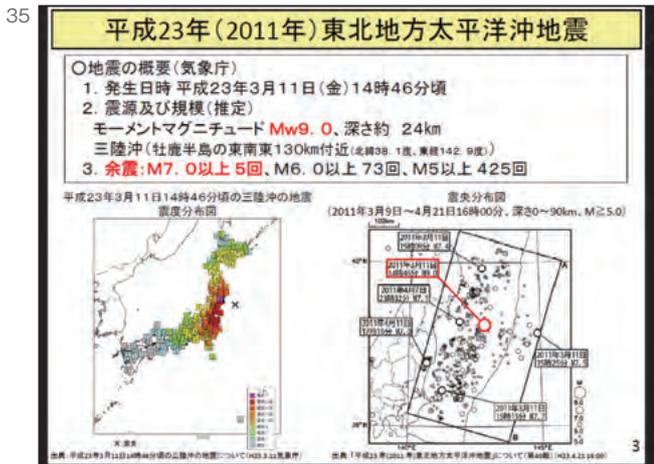
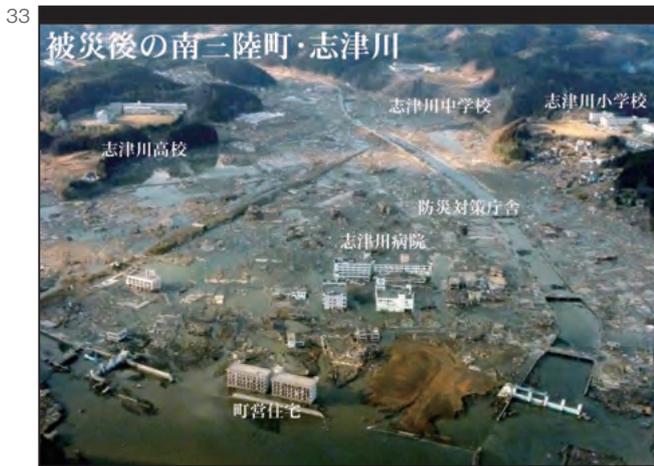
31

PART II

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震
—東日本大震災—

津波災害と痕跡の保存と継承

32



38 中央防災会議
「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」
中間とりまとめ
平成23年6月27日

「・・・過去に起きたと考えられる869年貞観三陸沖地震、1611年慶長三陸沖地震、・・・地震などを考慮の外においてきたことは、十分反省する必要がある。」

「・・・数千年オーダーでの大規模津波の発生を確認するためには、津波堆積物調査・・・の調査等、地震学だけでなく地質学、考古学、歴史学等の総合的研究の充実が重要である。」

「歴史的に地震や津波から逃れられない我が国において防災文化の継承が重要であり、今般の津波に関する調査を踏まえて、地震・津波災害に関する国民の理解を向上させるために、様々な場での総合的な教育プログラムの開発を進めることが重要である。」

- 39 災害痕跡は文化財として保存できないのか?
- 被災構造物：天然記念物（登録）
例）南三陸町防災庁舎、気仙沼市漁船、女川町倒壊建物
 - 津波堆積物：天然記念物（登録）
例）津波石、仙台平野、鳥の海
 - 過去の津波のモニュメント：史跡（登録）
例）津波慰霊碑など
 - 津波の防止に役立つもの：記念物、文化的景観
例）イグネ、貞山堀、名勝「高田松原」
 - 津波に関わる各種史資料：重文・歴史資料（登録）
例）貞観～昭和三陸津波
 - 津波に纏わる地名やサイト：記念物（登録）
例）末の松山、浪分神社
 - 津波に関わる民俗：有形・無形民俗文化財（登録）
例）寅舞などが津波に絡むならば



津波石 (琉球列島も)

巨石、津波で450メートル移動

宮古市田老の摺待(せつたい)川の河川敷横に、津波で摺待水門そばの川岸から約450メートルも陸側に運ばれてきた巨石が横たわる。津波は水門を破壊し石を動かしたばかりか、石から約360メートル上流側の下摺待集落も襲った。7戸のうち6戸が破壊され同集落住民3人を含む6人が犠牲に。発生から7カ月を過ぎてはなお、被災住民の記憶にはすざましい津波の威力が刻まれている。

巨石は高さ約3.5メートル、横約6メートル、奥行き約4メートル。石の種類は不明だが、重量は宮古の砂利業者の簡易推定で約143トン。震災前は水門陸側の摺待川右岸にあった。

巨石がある土地の持ち主とみられる男性(62)は現在、仮設住宅暮らし。「もともとは田だった土地。また作物を作りたいが、あんな巨石があれば耕作ができない。どうすればいいのか」と苦悩する。

【写真＝摺待水門(奥)のそばから約460メートル陸側に運ばれてきた巨石＝宮古市田老】

41

百人一首『契りきなかたみに袖を絞りつつ末の松山浪こさじとは』と貞観地震(貞観11年5月26日(869年))

歴史地理学者吉田東伍は、歴史地理学会の雑誌『歴史地理』(明治39年)に、歌に詠まれた『末の松山』は現在の多賀城市にあり、『末の松山』が貞観津波の際にも津波の侵入を免れたことを反映した歌であると述べている。

『末の松山』は、今回の東日本大震災でも、かろうじて津波の侵入を免れており、50mほど離れた、『沖の井(沖の石) (今回の津波で被災)』とともに多賀城市指定名勝となっている。

42

明治三陸大津波伝承碑

明治三陸大津波伝承碑 (大船渡市)

津波伝承碑 (宮古市)

津波記念碑 (釜石市)

明治三陸大津波の災害痕跡を伝えるもの

43

温故知新

津波災害の記憶をどう伝えてゆくのか
-方丈記そして寺田寅彦に学ぶ-

44

方丈記 『元暦の大地震』

(堅田断層を震源とするM7.4)

また元暦二年のころ、おほなるふること侍りき。そのさまよのつねならず。山くづれて川を埋み、海かたぶきて陸をひたせり。(略)おそれの中にふるるべかりけるは、たゞ地震なりけるとぞ覺え侍りし。(略)かくおびたゞしくふることは、しばしにして止みにしかども、そのなごりしばしば絶えず。(略)大かたそのなごり、三月ばかりや侍りけむ。(略)すなはち人皆あぢきなきことを述べて、いさ、か心のに、ごりももうすらくと見えしほどに、月日かきなり年越えしかば、後は言の葉にかけて、いひ出づる人になし。

45

寺田寅彦『津波と人間』(昭和8年5月：昭和三陸大津波の2ヶ月後に掲載)

昭和八年三月三日の早朝に、東北日本の太平洋岸に津浪が襲来して、沿岸の小都市村落を片端からなぎ倒し洗い流し、そして多数の人命と多額の財物を奪い去った。明治二十九年六月十五日の同地方に起ったいわゆる「三陸大津波」とほぼ同様な自然現象が、約三十七年後の今日再び繰返されたのである。

こんなに度々繰返される自然現象ならば、当該地方の住民は、とうの昔に何かしら相当な対策を考えてこれに備え、災害を未然に防ぐことが出来てもよきように思われる。これは、この際誰しもそう思うことであろうが、それが実際はなかなかそうならないというのがこの人間界の人的自然現象であるように見える。

災害直後時を移さず政府各方面の官吏、各新聞記者、各方面の学者が駆付けて詳細な調査をする。そうして周到な津浪災害予防案が考究され、発表され、その実行が奨励されるであろう。

さて、それから更に三十七年経ったとする。その時には、今度の津浪を調べた役人、学者、新聞記者は大抵もう故人となつてゐるか、・・・津浪に懲りて、はじめは高い処だけに住居を移していても、・・・やはりいつともなく低い処を求めて人口は移って行くであろう。そうして運命の一万数千日の終りの日が忍びやかに近づくのである。鉄砲の音に驚いて立つた海猫が、いつの間にかまた奇て来るのと本質的の区別はないのである (つづく)

1/2

46

・・・政府の法令によって永久的の対策を設けることは出来ないものかと考えてみる。ところが、国は永続しても政府の役人は百年の後は必ず入れ代わっている。役人が代わる間には法令も時々では代わる恐れがある。その法令が、無事な一万何千日間の生活に基だ不便なものである場合は猶更そうである。

災害記念碑を立てて・・・という説もあるであろう。しかし、はじめは人目に付きやすい処に立ててあるのが、道路改修、市区改正等の行われる度にちろちろと移されて、おしまいにはどこの山蔭の竹藪の中に埋もれないとも限らない。

・・・残る唯一の方法は人間がもう少し過去の記録を忘れないように努力するより外はないであろう。

科学が今日のように発達したのは過去の伝統の基礎の上に時代時代の経験を丹念に克明に築き上げた結果である。・・・二千年の歴史によって代表された経験的基礎を無視して他所から借り集めた風土に合わぬ材料で建てた飯小屋のような新しい哲学などはよくよく吟味しないと甚だ危ないものである。

津浪の恐れのあるのは三陸沿岸だけでは限らない、・・・それだから、今度の三陸の津浪は、日本全国民にとって人ごとではないのである。

・・・それで日本国民のこれら災害に関する科学知識の水準をずっと高めることが出来れば、その時にはじめて天災の予防が可能になるであろうと思われる。この水準を高めるには何よりも先ず、普通教育で、もっと立入った地震津浪の知識を授ける必要がある。

2/2

47

災害を防ぐために

<ハード防災&従来型ソフト防災 (IT情報提供)>

- 堤防嵩上げ、高地移転、避難タワー、携帯配信、ハザードマップ等々

も、とても大事だけれど

<本当のソフト防災>

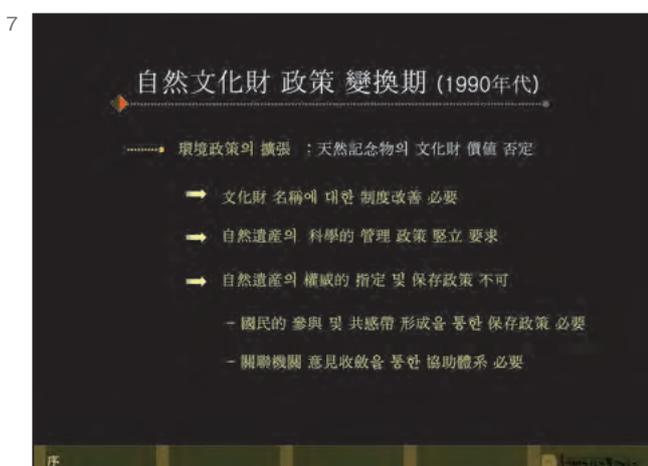
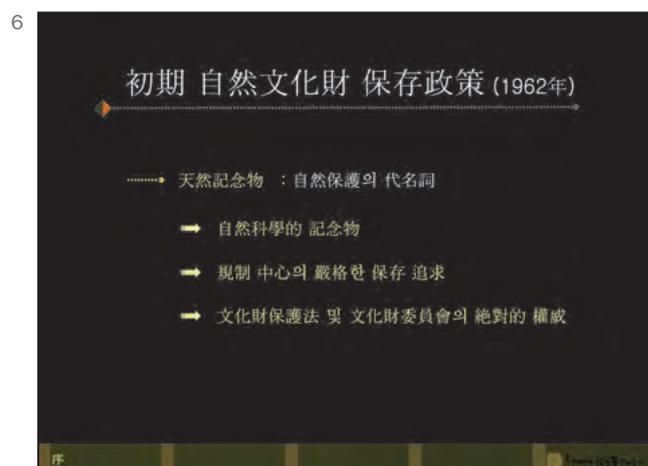
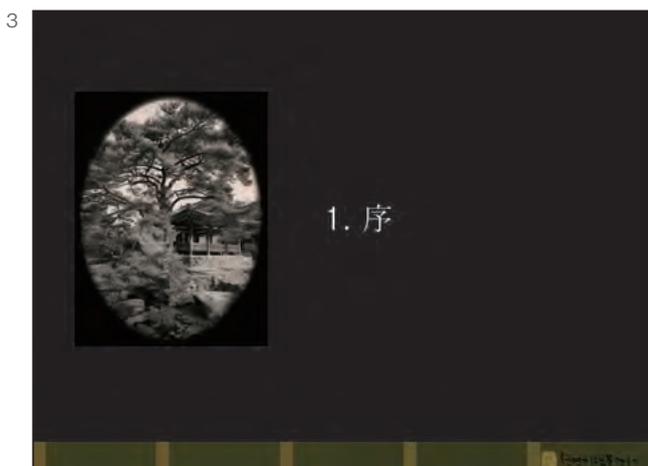
- 自らの風土の成り立ちを理解し、内なる防災力を高める

が伴わないと、機能しないし、対策の評価もできない

■災害列島に生きてきた民としての知恵の継承のシンボルとしての文化財の保存と総合的活用

を行い、近年になって失われた知恵を取り戻し、教育に活かす!

48



8

文化財保護法 vs 野生動植物保護法

	文化財保護法	野生動植物保護法
指定名稱	天然記念物	滅種危機野生 動植物
法 目的	國家遺産의 保存	生物 滅種豫防 및 環境保護
對 象	歷史·藝術·學術價值가 큰 動植物 - 老巨樹, 樹林地(文化·學術林等) - 韓國特有의 動植物 - 傳統 飼育 및 栽培 動植物	滅種危機에 처한 動植物 - 個體數 減少로 인한 滅種危機 野生動植物
性 格	- 珍貴性, 文化性, 歷史性 - 自然史 資料의 價値 - 人間과의 關係性(栽培, 飼育) - 滅種危機 與否 關聯 없음	- 文化性, 自然史 考慮 없음 - 栽培植物 및 飼育動物 除外 - 滅種危機 解消 時 解除

9

文化財로서의 役糧 擴充期(2000年代)

- 住民 參與 및 共感帶 形成을 통한 保存政策 堅立
- 環境部 等 他 部署와의 業務 差別化
 - 科學的·人文學的 記念物로서의 價値保存에 重點
- 國際的 趨勢와 附合되는 自然遺産 指定 및 保存體系 構築
 - 文化財不法搬出入 및 所有權讓渡의 禁止에 關한 協約
 - 世界遺産協約

10



2. 自然文化財의 類型과 指定現況

11

文化財의 類型

- 有形文化財
- 無形文化財
- 記念物(天然記念物·名勝)
- 民俗資料

12

有形文化財



建造物, 典籍, 書籍, 古文書, 繪畫, 彫刻, 工藝品 等

13

無形文化財



演劇, 音樂, 舞蹈, 工藝技術 等 無形遺産

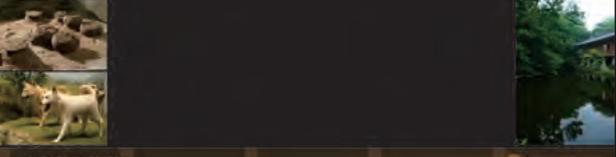
14

記念物

史蹟 : 寺址, 古墳, 貝塚, 城址, 窯址, 遺物包含層 等

天然記念物 : 動物, 植物, 礦物, 地質, 天然保護區域, 自然現象 等

名勝 : 傳統景觀 및 自然景觀



15

民俗資料



衣食住, 生業, 信仰, 風俗, 慣習, 衣服, 器具, 家屋 等 國民生活의 推移를 理解할 수 있는 것

16

自然文化財의 類型

國家指定文化財		市·道指定文化財		埋藏文化財	
天然記念物	名勝	市·道記念物	文化財資料	古生物資料	天然洞窟

17 天然記念物 指定現況(2011年 8月 17日 現在)

植物		動物							地質			天然保護區域		計								
老巨樹	樹林地	稀有食物	自生地	分布限界地	棲息地	渡來地	繁殖地	鳥類	哺乳類	昆蟲類	爬蟲類	海洋動物	剖育動物		地形・地質	化石	天然洞窟	巖石	山岳	海洋	島嶼	
16	46	19	13	13	9	6	14	28	7	4	3	1	2	4	30	20	18	5	4	2	5	419
	259				76							73			11							

自然文化財의 類型

18 性格別 天然記念物 指定現況

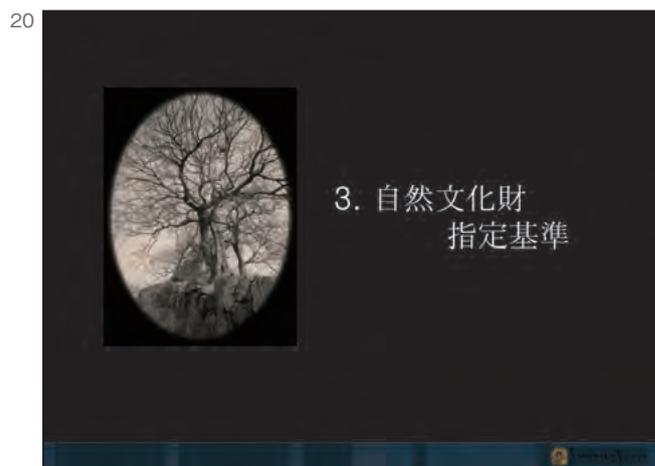
2011.8.17. 現在

文化歷史 天然記念物		生物科學 天然記念物				地球科學 天然記念物			天然保護區域		計								
宗教性	民俗性	生活性	歷史性	紀念性	分類學	分布學	遺傳學	生物相	特殊性	代表性		珍貴性	生物史	古生物	地質史	天然洞窟	自然現象	文化+自然	自然科學
19	82	43	11	35	4	45	17	28	3	17	22	7	20	36	18	1	7	4	419

19 名勝 指定現況 (2011年 8月 17日 現在)

歷史文化景觀	溪谷瀑布	海岸	山岳	水系	島嶼	火山	河川	植生	計
36	11	9	8	5	4	3	2	2	80

自然文化財의 類型



- 21 天然記念物 指定基準
- 動物
 - 植物
 - 地質・鑛物
 - 天然保護區域
 - 自然現象
- 自然文化財 指定基準

- 22 天然記念物 動物 指定基準
- 韓國 特有的 動物로서 著名한 것 및 그 棲息地・繁殖地
 - 石灰巖地帶・砂丘・洞窟・乾燥地・濕地・河川・瀑布・溫泉・河口・島嶼 等 特殊한 環境에서 生長하는 特有한 動物 또는 動物群 및 그 棲息地・繁殖地・渡來地
 - 生活・民俗・衣食住・信仰 등 文化와 關聯되어 保存이 必要한 珍貴한 動物 및 그 棲息地・繁殖地
 - 韓國 特有的 畜養動物과 그 産地
 - 韓國 特有的 科學的・學術的 價値가 있는 固有의 動物이나 動物群 및 그 棲息地・繁殖地 등
 - 分布範圍가 限定되어 있는 固有의 動物이나 動物群 및 그 棲息地・繁殖地 등
-
- 自然文化財 指定基準

- 23 天然記念物 植物 指定基準
- 韓國 自生植物로서 著名한 것 및 그 生育地
 - 石灰巖地帶・砂丘・洞窟・乾燥地・濕地・河川・湖水・窪・瀑布・溫泉・河口・島嶼 等 特殊地域이나 特殊 環境에서 자라는 植物・植物群・植物群落 또는 全
 - 文化・民俗・觀賞・科學 등과 關聯된 珍貴한 植物로서 그 保存이 必要한 것 및 그 生育地・自生地
 - 生活文化 등과 關聯되어 價値가 큰 人工樹林地
 - 文化・科學・景觀・學術的 價値가 큰 樹林, 名木, 老巨樹, 奇形木
 - 代表的 原始林・高山植物地帶 또는 珍貴한 植物相
 - 植物分布의 境界가 되는 곳
 - 生活・民俗・衣食住・信仰 등에 關聯된 有用植物 또는 生育地
 - 「世界文化遺產 및 自然遺產의 保護에 關한 協約」 제2조에 따른 自然遺產에 該當하는 곳
-
- 自然文化財 指定基準

- 24 天然記念物 地質・地形 指定基準
- 地殼의 形成과 關聯되거나 韓半島 地質系統을 代表하는 岩石과 地質構造의 重用分布地와 地質 境界線
 - 地質時代와 生物의 歷史 解釋에 關聯된 主要 化石과 그 産地
 - 韓半島 地質 現象狀을 解釋하는 데 主要한 地質構造・堆積構造와 岩石
 - 學術的 價値가 큰 自然地形
 - 그 밖에 學術的 價値가 높은 地表・地質現象
-
- 自然文化財 指定基準

25

天然記念物 天然保護區域 指定基準

- 保護할 만한 天然記念物이 豊富하거나, 多様な 生物·地球科學·文化·歷史·景觀의 特性을 가진 代表的인 一定한 區域
- 地球의 主要한 進化段階를 代表하는 一定한 區域
- 重要한 地質學的 過程, 生物學的 進化 및 人間과 自然의 相互作用을 代表하는 一定한 區域



自然文化財 指定基準

26

名勝 指定基準

- 自然景觀이 뛰어난 山岳·丘陵·高原·平原·火山·河川·海岸·河岸·島 等
- 動物·植物의 棲息地로서 景觀이 뛰어난 곳
- 著名한 景觀의 展望地點
- 歷史文化景觀의 價値가 뛰어난 名山, 峽谷, 海峽, 串, 急流, 深淵, 瀑布, 湖水和 壟, 砂丘, 河川의 發源地, 洞天, 臺, 巖石, 洞窟 등
- 著名한 建物 또는 庭園 및 重要한 傳說地 등으로서 宗教·教育·生活·遊樂 등과 關聯된 景勝地
- 世界文化 및 自然遺産의 保護에 관한 協約 제2조에 따른 自然遺産에 該當하는 곳 중에서 觀賞의 또는 自然의 美觀의 으로 顯著한 價値를 갖는 것



自然文化財 指定基準

27



4. 韓國의 自然文化財 懸案

28

韓國의 自然文化財 懸案

- 1) 「文化財」用語에 대한 論議
- 2) 國家政策으로서의 位相定立
- 3) 住民 및 地方自治團體 參與와 活用政策의 強化
- 4) 國家自然遺産 保存을 위한 研究體系의 構築

韓國의 自然文化財 懸案

29

「文化財」用語에 대한 論議

- ▶ 天然記念物 및 名勝 關聯 專門家
文化財 → 國家遺産
- ▶ 文化財廳
Cultural property → Cultural Heritage
- ▶ 文化財의 定義 條項新設
國家的·民族的·世界的 遺産

韓國의 自然文化財 懸案

30

國家政策으로서의 位相定立

- ▶ 自然文化財 指定基準의 明確化
→ 國民, 擔當公務員, 關聯專門家 理解度 上昇
地質 天然記念物, 名勝分野 큰 成果
- ▶ 市道文化財委員會 設置 勸奨
→ 市道 擔當公務員의 專門性 不足 緩和
自然文化財 指定活性化 및 地域民 關心增人
- ▶ 環境政策과의 差別化
→ 文化·歷史·自然史 등 遺産概念의 指定基準 強化
自然文化財 關聯 專門家의 多樣化(觀光, 歷史, 地理學 等)

韓國의 自然文化財 懸案

31

住民 및 地方自治團體 參與와 活用政策의 強化

- ▶ 私有財産의 侵害에 대한 國民의 反撥 深化
→ 私有財産의 侵害를 통한 文化財 指定 不可能
→ 地方自治團體의 非 協助
- ▶ 自然文化財 정책의 전환
絕對規制 政策 → 住民參與 및 受惠 政策 堅立

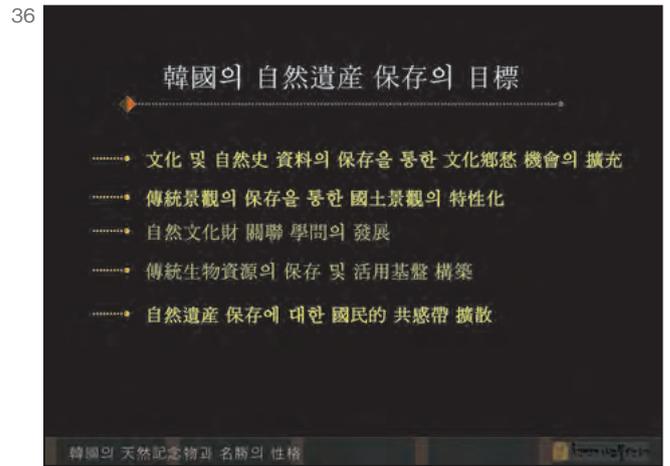
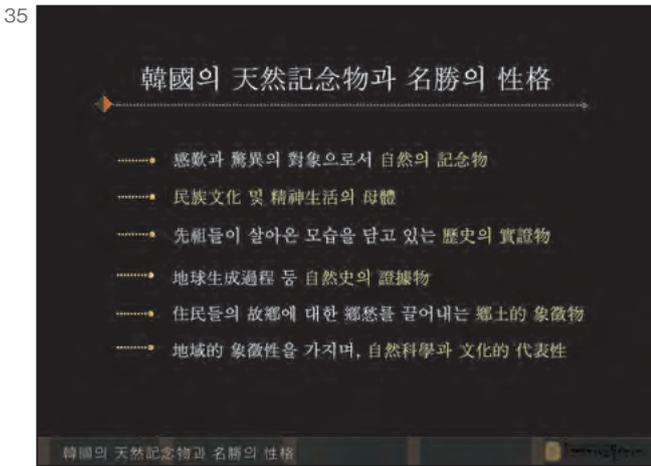
韓國의 自然文化財 懸案

32

國家自然遺産 保存을 위한 研究體系의 構築

- ▶ 天然記念物 Center 設立(2006年 4月)
- ▶ 機能
→ 全國 天然記念物 및 名勝 調查研究
→ 自然遺産에 대한 國民 弘報, 展示, 教育프로그램 運營
→ 國家指定 및 市道 指定文化財의 管理에 必要한 研究 및 資料 提供
- ▶ 運營: 研究員(24명), 施設管理要員(13명), 自願奉仕者(27명)
- ▶ 向後 目標: 自然遺産 政策研究機關으로 特化 推進

韓國의 自然文化財 懸案



1

遺跡等マネジメント研究集会（第1回）
自然的文化財のマネジメント

コウノトリ悠然と舞うふるさと

豊岡市教育委員会文化振興課 松井敬代

2

豊岡市のマスコット
玄さん・コーちゃん・オーちゃん

3

豊岡市とは

位置
兵庫県北部 日本海と中国山地に挟まれる
面積 697.66㎡(県内最大・県全体の8.3%)
人口8万5千人

自然環境
市域の79.3%が森林
円山川とその支流、竹野川など
標高 最高:1074.4m(蘇武岳) 最低:0m

- * 海岸部…山陰海岸国立公園
- * 山岳部…氷ノ山後山那岐山国定公園
- * 日本海型気候で、1年を通じて寒暖の差が比較的大きく、四季の移ろいを感じられる自然豊かなまち

4

母なる川 円山川

近畿の河川との勾配比較

円山川の特徴
円山川河口から10km上流までの高低差 1/9,000 (ほぼ水平状態)
河口から6.5km(玄武洞あたり)で、ボトルネック状の地形
豊岡盆地は、円山川上流から流れてきた大量の土砂で形成された盆地
⇒度重なる洪水 最近では台風23号(H16)の水害

茶臼山からみた豊岡盆地(左下が玄武洞)

5

出石川とオオサンショウウオ

特別天然記念物オオサンショウウオ
出石川河川改良復旧工事の際に発見されたオオサンショウウオ約500頭
＜兵庫県豊岡土木事務所 災害復興事業室＞
河川改良復旧工事
オオサンショウウオも住める環境対策工法の採用
出石川ジュニア・リバーズ
研修者とともに、区域内の小学生に体験学習・環境教育

- * 一時捕獲の際には、マイクロチップの埋め込みと観察票作成
- * 放流後に環境生息調査を実施
⇒データは、豊岡市教育委員会にて保管・管理し、生息調査の基礎資料としている。

6

出石川環境対策工法例

巢穴ブロックと巨石積護岸

緩傾斜階段式落差工と魚道

7

オオサンショウウオの放流

地元小学生による放流と放流したオオサンショウウオ

8

「川の日」制定10周年記念『僕らの水辺再発見マップ』優秀賞 高橋小学校4年生

9

体験学習と展示会



小学生による体験学習発表会



コウノトリ文化館での企画展



10

コウノトリとの共生

コウノトリ野生復帰の取り組み

- 1964 S.38 コウノトリを人工飼育で増殖させることを決定
- 1965 S.40 コウノトリ飼育場開設
- 1946 S.46 野生コウノトリが絶滅
- 1985 S.60 ハバロフスクから野生の幼鳥6羽贈られる
- 1989 H.1 初の繁殖に成功
- 2003 H.17 試験放鳥の開始
- 2005 H.19 放鳥コウノトリのヒナ誕生、巣立ち

- * コウノトリとの約束 「いつか、きっと空に帰す」
- * コウノトリも住める豊かな環境をつくる
- * 種の保存に関し、国際的な貢献を行う





11

最初の試験放鳥 平成17年9月24日




12

豊岡エコバレー



「自然環境」の保存・再生・創造
 豊かな森をつくる<地域参加の森づくり>
 多様な「水辺」を再生し、ネットワークさせる
 <円山川水系自然再生・湿地再生とネットワーク化>
 農業をしながら生きものを育む<田んぼの生きもの調査>

「文化環境」の保存・再生・創造
 豊岡産品のブランド力を高める<コウノトリの舞・コウノトリ育むお米>
 「コウノトリ」を支える豊岡の取組み、歴史、文化を紹介する
 <豊岡市アンテナショップ・コウノトリリズム・田結地区家ガールズ>
 楽しみながら省資源型の暮らしを実現する<豊岡市エコハウス>
 「ふるさと」を見つめ直し、学び、楽しむ
 <生きもの共生の日・子どもの野生復帰大作戦>

環境経済戦略 ~環境と経済が共鳴するまちをめざして~

13

豊岡エコバレー





コウノトリ育むお米の田植えとコウノトリ



「生きもの共生の日」写生会

14

天然記念物 玄武洞



玄武岩の柱状節理

玄武岩の採石場 円山川の舟運で近隣へ 礎石・石垣・庭石・漬物石
 平安時代から「二見の浦」として歌に詠まれていた
 『玄武洞』は、文化4年(1808) 柴野栗山が命名

採石場から観光地へ

明治44年(1911)に「玄武洞保勝会」が発足し、採石が禁じられた
 史蹟名勝天然記念物調査(大正14年(1925)3月)

天然記念物に指定

北但大震災による崩落(大正14年(1925)5月)
 松山基範博士による逆転磁場の発見(昭和4年(1929)発表)
 昭和6年(1932) 国天然記念物に指定 玄武洞と青龍洞

15



採石を続けていた青龍洞



整備直後の玄武洞(大正初期か)



観光絵葉書

玄武洞の渡しと採石舟(中央に玄武洞と茶屋 右手に採石中の青龍洞)



16

玄武洞の整備



玄武洞の整備 平成16~21年(2004~2009)

玄武洞(青龍洞)の整備 ← 文化庁
 白虎洞・南朱雀洞・北朱雀洞の整備 ← 国交省(まちづくり交付金)

- 管理掘り起こし
- 落石除去
- 洞の植生除去
- 園路整備
- 広場の整備
- 休憩所の活用
- 解説板・案内標識の整備など




玄武洞の整備

昭和初期  昭和50年頃 (1975)



整備後の玄武洞 整備後の青龍洞

山陰海岸ジオパーク



世界ジオパークネットワーク加盟認定 平成22年(2010)
 山陰海岸ジオパークの特徴
 日本海形成と日本列島誕生のドラマ・壮大な記録が残る地質遺産エリア
 山陰海岸国立公園を中心に、東西110km 南北最大30km
 京都府(京丹後市)兵庫県(豊岡市・香美町・新温泉町)鳥取県(鳥取市・岩美町)
 豊岡市のジオエリア
 竹野海岸エリア・神鍋エリア・円山川エリア
 ジオパークテーマ
日本海形成に伴う多様な地形・地質・風土と人々の暮らし



切浜のはさかり岩 波食罅穴群(猫崎半島)
 淀の洞門 竹野スノーケルセンター



神鍋高原とパラグライダー 城崎温泉(川護岸は玄武岩の石垣)
 稲葉川の溶岩流 コウノトリの郷公園

天然記念物と名勝

指定文化財一覧(名勝・天然記念物抜粋)	市	名勝	段の白滝と河床
国 天然記念物 鉱物 玄武洞(青龍洞)	市	名勝	白糸の滝
国 特別天然記念物 動物 オオサンショウウオ	市	天然記念物 植物	ハナモツガの群落
国 特別天然記念物 動物 コウノトリ	市	天然記念物 植物	網巻神社周辺の埋地性原生林
県 名勝	市	天然記念物 植物	畑上のトチノキ群
県 天然記念物 植物 網巻神社の埋地性原生林	市	天然記念物 動物	シメハルゼミの発生の地
県 天然記念物 鉱物 波食罅穴群	市	天然記念物 植物	温泉寺参道沿いの古木群
県 天然記念物 鉱物 宇日流紋岩の流理(流紋)	市	天然記念物 鉱物	神鍋山及び神鍋溶岩流
県 天然記念物 鉱物 標本の溶岩窟	市	天然記念物 植物	山神社社叢
	市	天然記念物 植物	井田神社社叢
	市	天然記念物 鉱物	清竜の滝
	市	天然記念物 鉱物	大塚山巨石群

* 指定文化財のうち、庭園・巨木は除く

自然的文化財とは

豊岡市の取り組み
 コウノトリの野生復帰がもたらしたもの
 自然環境保全
 生物多様性 ラムサール条約湿地(円山川下流地域が登録湿地に)
 環境経済戦略
 山陰海岸ジオパークとの関わり
 暮らしの中にある地質 日本海の岩礁は良好な漁場 **松葉ガニ・紅ガニ**
 火成活動の影響を受けた温泉資源 **城崎温泉**
 地形を利用した高原リゾート **神鍋山**(第四紀火山)

* 自然遺産と文化遺産は深く結び付いている

自然的文化財をどう活かすか



上段 「躍進の城崎温泉観光圏」 前田虹映 昭和10年(1935)
 下段 「豊岡市鳥瞰図」 吉田朝彦 昭和37年頃 (1962)

最後に ~シンボルとして残す選択~



豊岡市役所本庁舎の曳家
 本庁舎は、北但大震災後に建てられた建物
 建築年:昭和2年(1927)
 設計者:原科準平
 二階建RC構造 3階は木造で増築



目次

1. 마을숲의 概念과 特徵
2. 마을숲의 類型
3. 마을숲의 文化財 指定 現況
4. 마을숲의 事例 및 管理現況
 - (1) 慶尙北道 禮泉郡 上金谷洞 金蓮宮 松林
 - (2) 慶尙南道 南海郡 勿巾里 勿巾 勸善庵付林
 - (3) 江原道 原州市 城南里 原城 城南里 城隍林
5. 마을숲의 活用現況
6. 마을숲의 保存에 대한 마을 住民들의 對應

1. 마을숲의 概念과 特徵

(1) 概念

- 마을주민이 共同으로 所有·管理·保護·利用하는 숲으로
- 自然的으로 形成되거나 人工的으로 造成되어 마을 住民이 管理·保護·利用하는 숲
- 마을 共同敷地·門中土地·私有地·國有地 등에 마을 住民이 共同으로 造成하여 管理·保護·利用하는 숲

1. 마을숲의 概念과 特徵

(2) 特徵

- 마을의 地形·立地·社會構造 등을 反映하면서 形成되어 마을의 歷史와 마을住民들의 삶이 濃縮
- 마을住民들이 모이는 公共場所로서 마을 共同體 文化的 產物
- 마을의 發展과 安寧을 위한 洞祭가 행해지는 文化的 象徵物
- 風水害 被害 등을 緩和시켜 마을의 安寧을 도모하는 施設로서의 役割
- 動植物 棲息地 提供, 耕作地 綠肥 供給 등 環境生態學的 價値가 높음

02 | 마을숲의 類型

2. 마을숲의 類型

(1) 마을숲의 造成目的과 機能에 따른 類型

- 文獻「朝鮮의 林藪(朝鮮總督府 1938年 發刊)」掲載 內容

 1. 宗教的 目的: 堂山·墓地·風水地理 等
 2. 教育的 目的: 史跡名勝地·天然記念物 등
 3. 衛生的 目的: 公園·屋付林
 4. 風致的 目的: 峯터·神社·名所舊蹟·壇祠墓
 5. 交通的 目的: 街路樹·驛院林
 6. 保安的 目的: 水害·風害·潮害·飛沙 防止
 7. 農利的 目的: 農耕水路·밭두덕
 8. 獵牧的 目的: 狩獵·牧場
 9. 軍事的 目的: 城郭·關防·海防
 10. 供用的 目的: 船艦材·棺槨材·用材·官田·果樹園

2. 마을숲의 類型

(1) 마을숲의 造成目的과 機能에 따른 類型

- 林業研究院(現 國立山林科學院 1995年 / 6個 類型)

 1. 堂山林: 洞祭·堂山祭·城隍堂 등 土俗信仰과 關聯된 숲
 2. 學術林: 天然記念物
 3. 景觀林: 名勝古跡·史跡地 周邊 숲
 4. 風致林: 山水鑑賞의 對象
 5. 防風林: 바람막이
 6. 護岸林: 水害防止

2. 마을숲의 類型

(1) 마을숲의 造成目的과 機能에 따른 類型

- 文化財廳(2003年 / 9個 類型)

 1. 城隍林: 城隍堂 등 土俗信仰과 關聯된 숲
 2. 禱補林: 風水地理와 關聯된 숲
 3. 歷史林: 古事傳說·名勝古跡·史跡地 周邊 숲
 4. 造景林: 休養·休息을 위한 公園機能의 인 숲
 5. 景觀林: 寺院 周邊·名所 周邊 숲
 6. 交通林: 街路樹
 7. 保安林: 水害·風害·潮害 防止
 8. 軍事林: 城郭·關防·海防
 9. 生產林: 用材 生產

2. 마을숲의 類型

(2) 마을숲의 位置에 따른 類型



洞口林

河川林

海岸林

8

2. 마을숲의 類型

(2) 마을숲의 立地에 따른 類型



童山林(마을 周邊 山)

9

03 | 마을숲의 文化財 指定 現況

3. 마을숲의 文化財 指定 現況

(1) 天然紀念物의 植物分野 指定 現況(2011.08.17)

區分	指定件數	計
老巨樹	168(65%)	259(100%)
樹林地	46(18%)	
稀貴植物	19(7%)	
自生地	13(5%)	
分布限界線	13(5%)	

※ 마을숲은 樹林地에 包含. 指定件數 46件 중 20件이 마을숲

11

(2) 天然紀念物로 指定된 마을숲 目錄(2011.05.17)

番號	指定番號	名稱	所在地	類型(機能)
1	29	南津 梁助里 常綠樹林	慶尙南道 南津郡 梁助面 梁助里	防風林 魚付林
2	40	莞島 禮松里 常綠樹林	全羅南道 莞島郡 南西面 禮松里	防風林 魚付林
3	82	務安 清川里 螢나무 개서어나무숲	全羅南道 務安郡 務安面 清川里	防風林 補窟林
4	93	善城 城南里 城隍林	江原道 原州市 神林面 城南里	城隍林
5	108	咸平 禮松里 느티나무 명나무 개서어나무숲	全羅南道 咸平郡 大洞面 禮松里	補窟林
6	150	南津 勿巾里 防風魚付林	慶尙南道 南津郡 三東面 勿巾里	防風林 魚付林
7	241	南津 梁助里 비자나무숲	全羅南道 海南郡 海南邑 梁助里	補窟林
8	309	釜山 龜岩洞 당숲	釜山廣域市 北區 龜岩洞	城隍林
9	339	莞島 美羅里 常綠樹林	全羅南道 莞島郡 所安面 美羅里	防風林 城隍林
10	340	莞島 善仙里 常綠樹林	全羅南道 莞島郡 所安面 善仙里	防風林 魚付林
11	374	濟州 大坪里 비자나무숲	濟州道 南濟州郡 安德面 大坪里	城隍林
12	375	濟州 納色里 睡蓮林	濟州道 北濟州郡 逐月邑 納色里	城隍林
13	403	慶州 京山里 城隍宮	慶尙北道 慶州郡 慶州邑 京山里	補窟林
14	404	永川 慈川里 五里松林	慶尙北道 永川市 蘇北面 慈川里	防風林 種障林 城隍林
15	405	善城 沙村里 가리숲	慶尙北道 善城郡 影谷面 沙村里	防風林
16	468	禮泉 金塘室 松林	慶尙北道 禮泉郡 龍門面 上金谷里	防風林 障障林
17	473	安東 河回마을 葛松亭 숲	慶尙北道 安東市 曹川面 河回里	補窟林
18	476	英陽 鐵士窟 시무나무 미송나무숲	慶尙北道 英陽郡 石保面 鐵南里	防風林 障障林 城隍林
19	480	寶城 全白里 螢나무숲	全羅南道 寶城郡 曹泉面 全白里	防風林 補窟林
20	514	龜浦 蓮川里 도전숲	慶尙北道 龜浦郡 南亭面 蓮川里	補窟林 城隍林

13

3. 마을숲의 文化財 指定 現況

(3) 마을숲 消失과 文化財 指定

- 全國적으로 現存하는 마을숲은 500餘所가 넘을 것으로 推算 現存하는 全國 마을숲 중 文化財 指定 件數는 20件
- 現存하는 마을숲의 大部分은 農山漁村地域에 位置하는데 農山漁村의 人口減少·高齡化 등의 農村社會 構造의 變化는 代代로 마을숲의 維持 管理 즉 伐採·樺木·가지 整理등을 擔當해 오던 管理主體가 사라지는 結果를 招來하였고, 또한 地自體의 關心不足으로 마을숲의 消失이 顯著
- 마을숲 消失을 막는 方法 중 가장 強力한 手段인 文化財 指定은 生育環境까지 保護하는 效果가 있기 때문에 마을숲 保存에는 가장 有利하지만 私有財產權 侵害 때문에 마을 住民의 反對가 큼

13

04 | 마을숲 事例 및 管理 現況

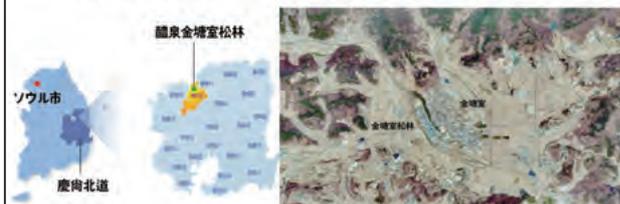
- (1) 慶尙北道 禮泉郡 上金谷洞 金塘室 松林
- (2) 慶尙南道 南津郡 勿巾里 勿巾洞 防風魚付林
- (3) 江原道 原州市 城南里 善城 城南里 城隍林

14

4. 마을숲의 事例 및 管理 現況

(1) 禮泉 金塘室 松林

- 位置 : 慶尙北道 禮泉郡 龍門面 上金谷里
- 名稱 : 金塘室 松林
- 指定 : 2006年 天然紀念物 第469號
- 規模 : 現在 延長500m 幅20~30m 1938年 調査 延長800m 幅30~50m 造成當時 延長 2km의 大規模 숲
- 沿革 : 200年 以前에 造成된 숲으로 마을 서쪽 들판에서 부는 바람을 막고, 마을서쪽 境界를 흐르는 河川의 氾濫止를 위해 湖岸에 소나무 植栽



16

17 4. 마을숲의 사례 및 管理現況
(1) 麗泉 金湖宮 松林



(左)文獻「朝鮮의 林畝(朝鮮總督府 1938)」掲載 寫眞 (右)2005年 現況寫眞



18 4. 마을숲의 사례 및 管理現況
(1) 麗泉 金湖宮 松林



19 4. 마을숲의 사례 및 管理現況
(1) 麗泉 金湖宮 松林

- 樹種
소나무 558주, 회화나무1주, 갈나무 2주, 밤나무1주, 호두나무1주, 고욤 나무1주, 뽕나무 1주 총 565 주
- 樹齡 : 40 ~ 200年
- 野生動物棲息現況
春18種125個體 夏12種67個體 秋9種 5個體 붉은배새매·파랑새·제비 등 여름철새가 8種, 쇠딱다구리·오색 딱다구리·직박구리·딱새 등 텃새가 14種
- 定期調査
文化財法에 의해 5年마다 定期調査 實施
文化財廳 國立文化財研究所 自然文化財研究室에서 擔當



20 4. 마을숲의 사례 및 管理現況
(1) 麗泉 金湖宮 松林

- 管理現況
마을에서는 1800年代 松契를 組織하여 松林을 管理해 움
文化財로 指定된 2007年 全數調査를 實施하여 나무마다 管理番號를 매기고 管理標札을 달아 個體의 生育狀態의 持續的인 모니터링을 통한 管理體系 確立
- 2010年 定期調査 樹 管理標札 30%가 消失되고 소나무가 補植되어 2007년 숲 모습과는 差이 많이 違아졌으므로 전면재 調査가 필요하다는 의견
- 地自體에서 소나무재선충豫防· 숲 입목파리防除· 生育環境改善· 無機 養料葉面施肥· 外科手術· 土壤改良 등을 實施

*引用 : 2011年 樹林地實態調査報告書 國立文化財研究所 發刊



21 4. 마을숲의 사례 및 管理現況
(2) 南海 勿巾里 防潮魚付林

- 位置 : 慶尙南道 南海郡 三東面 勿巾里
- 名稱 : 勿巾里防潮魚付林
- 指定 : 1962년 天然紀念物 第150號
- 沿革 : 約300年前 造成, 潮風海溢 등을 막아 農作物과 마을住民을 保護하고, 魚類에게 棲息環境 提供하여 增殖을 도모 漁獲量을 늘리고자 造成한 숲



22 4. 마을숲의 사례 및 管理現況
(2) 南海 勿巾里 防潮魚付林



(左)文獻「朝鮮의 林畝(朝鮮總督府 1938)」掲載 寫眞 (右)2007年 現況寫眞



勿巾里 防潮魚付林의 全景(2007年 撮影)

23 4. 마을숲의 사례 및 管理現況
(2) 南海 勿巾里 防潮魚付林

- 規模 : 延長750m 幅20~30m
1938년 調査時 延長 900m
- 樹種
31種의 다양한 樹種의 暖帶林, 팽나무, 푸조나무, 참느릅나무, 말채나무, 상수리나무, 느티나무, 이팝나무, 무환자나무, 소테나무, 두릅나무, 후박나무, 패죽나무, 가마귀베개, 구지뽕나무, 모감주나무, 생강나무, 초피나무, 쥐뚫나무, 뽕나무, 보리수나무, 예덕나무, 병꽃나무, 화살나무 청미래덩굴, 덩굴이덩굴, 계요동, 노박덩굴 사철나무, 송악, 마삭줄, 맥문동, 등 喬木만 2千餘 株
- 樹齡 : 40 ~ 200年
- 定期調査
- 文化財法에 의해 5年마다 定期調査 實施
- 文化財廳 國立文化財研究所 自然文化財研究室에서 擔當



24 4. 마을숲의 사례 및 管理現況
(3) 原城 城南里 城隍林

- 位置 : 江原道 原州市 神林面 城南里
- 名稱 : 原城 城南里 城隍林
- 指定 : 1962년 天然紀念物 第93號
- 沿革 : 天然林으로 마을 住民들이 100餘年前부터 雉岳山의 虎患으로부터 安全을 爲기 爲해 山神에게 祭祀 지내던 神林





文化財廳(天然紀念物) 國立公園特別保護區域(國立公園管理 公園) 山林廳(傳統마을會 復元支援事業地)



25



숲길 城隍堂



城隍堂과 聖域境界木 城隍堂과 天然紀念物 標石

26

마을회의事例 및 管理現況 (3) 原城 城南里 城隍林

- 規模 : 63,877㎡(19,356坪)의 童山
- 樹種
91種 전나무, 을나무, 소나무, 복자기나무, 층층나무, 느릅나무, 고로쇠나무, 졸참나무, 들메나무, 신갈나무, 들배나무, 말채나무, 피나무, 산벚나무 등 溫帶闊葉樹林
- 維持管理
- 生物學的 價値가 높은 韓半島 中部 溫帶闊葉樹林의 天然林 形態를 갖 추고 있다고 評價되며, 生物多樣性 또한 높은 숲으로 地自體에서는 주로 外來種 除去에 重點을 두고 있음
- 文化財廳에서는 天然紀念物에 대한 外科手術을 個體 保存 次元에서 널리 施行하고 있는데 이에 대한 反論이 生態學者·山林廳·市民團體 등에서 일어남

27



27

28

05 | 마을會 活用現況

29

5. 마을會 活用現況

(1) 傳統의 活用

- 民俗信仰의 場 : 洞祭(堂祭)·山神祭 等
- 餘暇의 場 : 涼蔭·避暑·休息·놀이 等

(2) 現代의 活用

- 教育의 場 : 會體驗·會紀行·自然環境·生態教育 等
- 行事的 場 : 글짓기 大會·그림그리기대회·傳統文化 公演(창소리와 춤 등)·傳統놀이 大會·장승깎기大會·植木日 記念植樹 等

30

5. 마을會 傳統의 活用 民俗信仰의 場

全羅北道 潭陽郡 潭陽邑 官防堤林 堂祭

全羅北道 南原市 朱川面 德峙里 노치마을 堂祭

31

5. 마을會 現代의 活用 教育의 場

全羅南道 和順郡 綾州面 白岩里 백암마을會 숲해설

全羅南道 和順郡 綾州面 白岩里 백암마을會 그림그리기대회

32

33 5. 마을숲 現代의 活用 行事的 場



慶尙北道 浦項市 興海邑 北松里
장승깎기행사

慶尙北道 浦項市 興海邑 北松里
親睦運動會

32

34 5. 마을숲 現代의 活用 行事的 場



全羅北道 南原市 山内面 大井里
매동마을 창소리公演

慶尙北道 安東市 豐川面 河回里
하회마을 下回탈춤

33

35 5. 마을숲 現代의 活用 傳統놀이의 場



慶尙北道 浦項市 興海邑 北松里
놀이 : 가래나무얼매 피리블기
(만슈우글리)

34

36 06 | 마을숲 保存에 대한 住民의 對應

35

37 6. 마을숲 保存에 대한 주민의 對應

(1) 마을 住民 發意에 의한 文化財 指定을 원하는 事例

- 全羅北道 任實郡 館村面 芳水里 長提茂林과 松垞白鳥의 境遇
- 現況 : 200年~300年 前 造成, 延長 約 2km, 樹種 개서어나무·느티나무·팽나무 등
- 經過 : 3개 마을에 걸쳐있는 매우 큰 規模의 水害防止林, 주변 산에 천연기념물 제387호 가침박달나무 群落과 제388호 산개나리 群落 位置 周邊 天然紀念物과 連繫하여 管理體系 一元化하는 것이 管理上 有利 芳水八景 중 二景(長提茂林·松垞白鳥) 名勝 指定 可能性과 弘報效果



37

38



37

39 6. 마을숲 保存에 대한 주민의 對應

(2) 文化財 指定 外에 다른 類型의 指定을 원하는 事例

- 江原道 江陵市 連谷面 松林里 솔밭의 境遇
- 現況 : 造成 100年 以前, 延長 約 500m, 樹種 소나무 單純林
- 經過 : 代代로 내려오던 마을숲으로 바다바람을 막는 防風林 과거 마을 地主가 私有地를 提供하여 松林 造成 2007年 後孫이 地上權을 造園業體에 買하여 소나무 屈就 시작 마을주민들이 소나무숲 保存을 위해 市廳 에 民願 市廳에서는 소나무숲의 公益의 價値를 들어 撤出 不許 後孫 行政訴訟 提起 및 勝訴, 마을 住民 言論 및 市民團體에 呼籲

소나무를 지키기 위한 方法으로 造園業體에 넘겨진 소나무 買入計劃 樹立 市民團體 全國的인 募金運動 展開 屈就 소나무 37株 買入(1株 약 7百萬円) 이후 市民團體와 마을住民들은 後孫에게 韓國NationalTrust 또는 自然 環境國民信託에게 托지를 寄附할 것을 持續的으로 協議 중임

38

40



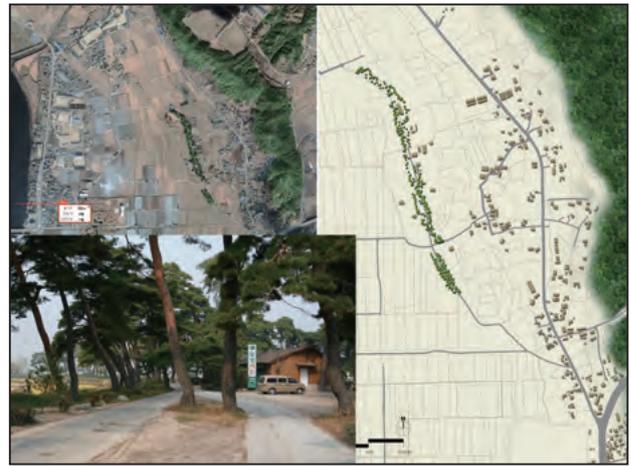
6. 마을숲保存到 대한 주민의 對應
 (3) 文化財 指定 外에 다른 어떤 指定 不可 事例

■ 江原道 春川市 神銅洞 심금술밭의 境遇

- 現況 : 造成 200年 以前, 延長 約 700m, 樹種 소나무 單純林
- 經過 : 江바람을 막는 防風林, 1950~1980年代까지 軍 駐屯地로 徵發 軍 移轉 後 마을숲 土地 一部 民間 賣却, 1990年代 以後 建物 矗立 舍 毀損이 深刻한 狀態로 2005年 調査 때보다 소나무가 100株 枯死 文化財로 指定하기 위한 多角度的 努力이 있었으나 住民이 強力히 反對 마을이 春川市의 市街化 區域과 가까워 住民들은 土地賣買에 대한 自由로 온 權利를 優先視, 마을숲에 대해서는 保存意志는 있으나 더 이상 枯死不 이 나오지 않도록 病蟲害 防除에 主力



41



42



43



44

■ **마치면서**

■ 韓國의 마을숲 保存에 대한 政府機關 및 市民團體 活動內容

- 政府機關
 - 山林廳 : 傳統마을숲復元事業
 2008년부터 地自體 推薦을 통해 選定된 歷史가 오래된 傳統마을 숲에 대한 支援事業. 주된 內容은 間伐·雜木除去·가지치기·土 壤改良·病蟲害 防除 등을 통한 마을숲의 生育環境改善
 - 文化財廳 : 文化財 指定 및 定期調査
 文化財 指定을 통해 保護區域을 設定하여 生育環境을 保全하고 定期調査를 통해 問題點을 把握하여 地自體의 管理保全 基準을 마련
 - 農林部
 2005년부터 景觀保全直接支拂制을 施行하면서 마을숲 整備支援

45

- 市民團體
 - 生命의會國民運動 : 마을숲 市民運動 및 教育프로그램
 1998년 設立된 NPO, 2002年~2007年 山林廳 委託으로 傳統 마을숲 復元事業 施行. 事業內容은 마을숲 生育環境改善 및 舍 後雜木 植栽, 이와 함께 全國의 市民參與運動으로서 「1사람 1 마을숲 運動」을 展開하여 一般人的 마을숲 維持管理 參與를 誘導
 - 自然環境國民信託
 自然遺産과 文化遺産의 永久保全을 目的으로 2005年 設立된 法人, 1평당사기 寄附金運動을 展開

46



1

糸魚川ジオパーク —自然的文化財の保護と活用—



竹之内 耕
(糸魚川市教育委員会博物館)

2

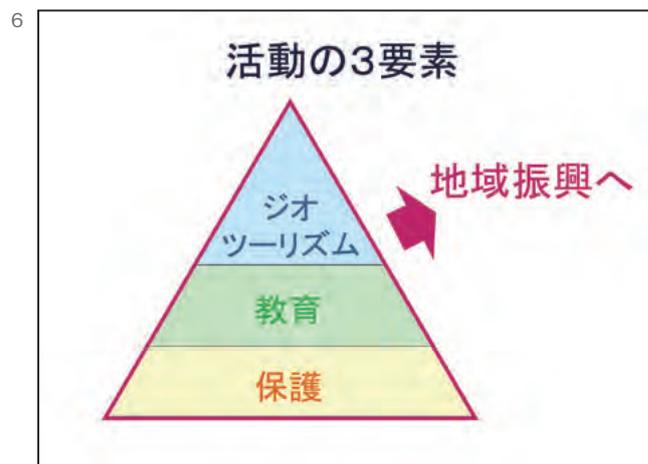
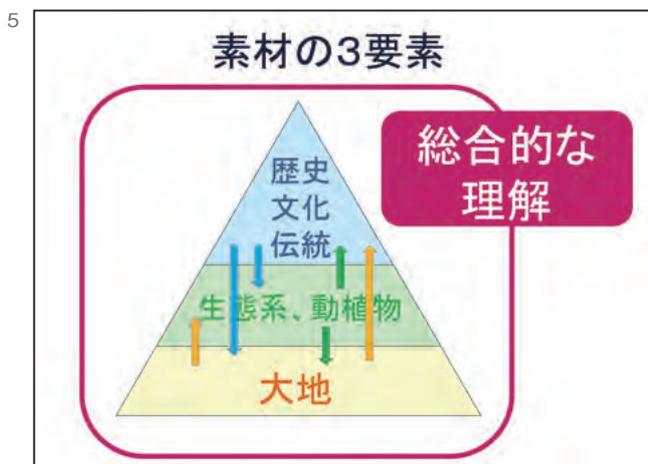
目 次

1. ジオパークの仕組み
2. 糸魚川ジオパーク
 - 2-1. 素材
 - 2-2. 活動

3

1. ジオパークの仕組み

- 4
- ### ■ジオパーク GEOPARK
- 大地の公園 ←文理融合
 - ユネスコ支援
 - 学習の場所(持続可能な社会)
 - 地域振興のツール

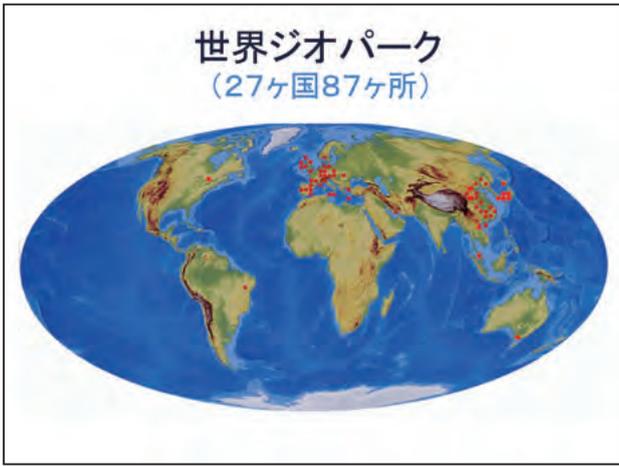


- 7
- ### ■なぜ地域振興か？
- つぶれないように
 - 地域振興の中身
 - ・経済(農林水産業・商工業・観光…)
 - ・教育(学校・地域・防災…)
 - ・生きがい、健康増進…
 - ジオパークが広がるために

8

■世界遺産との比較

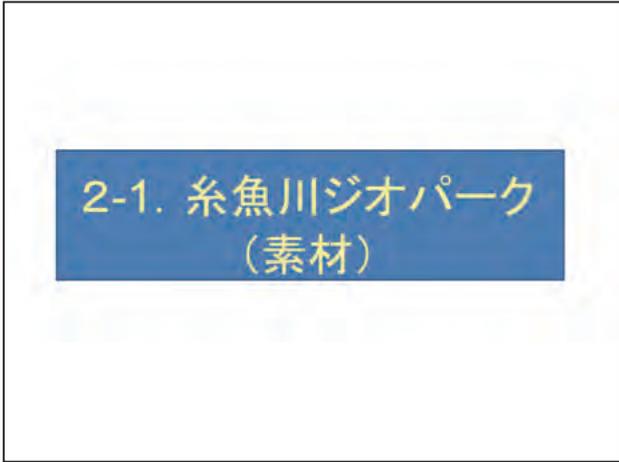
	世界遺産	ジオパーク
目的	保護	保護と活用
評価対象	モノ	モノとヒト
審査	一回	4年に一回



9



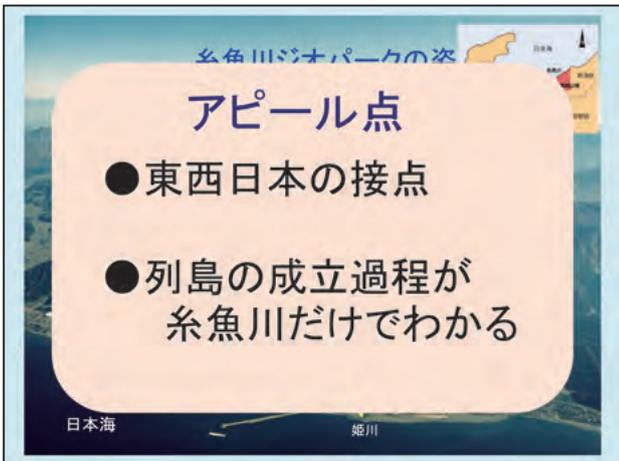
10



11



12



13



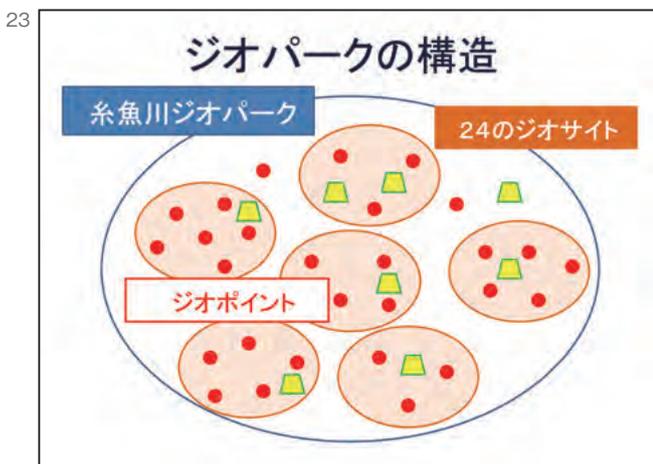
14



15



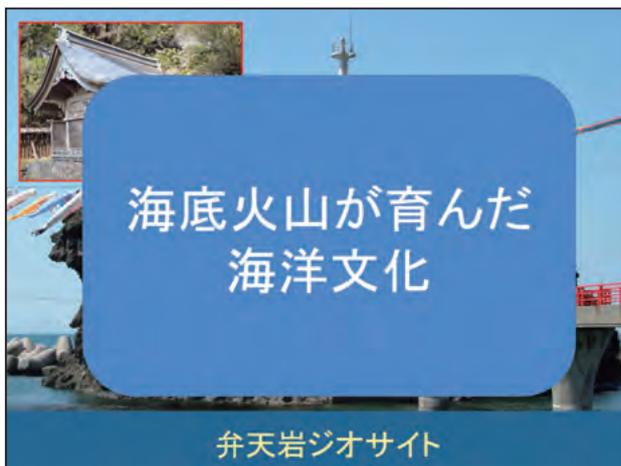
16





弁天岩ジオサイト

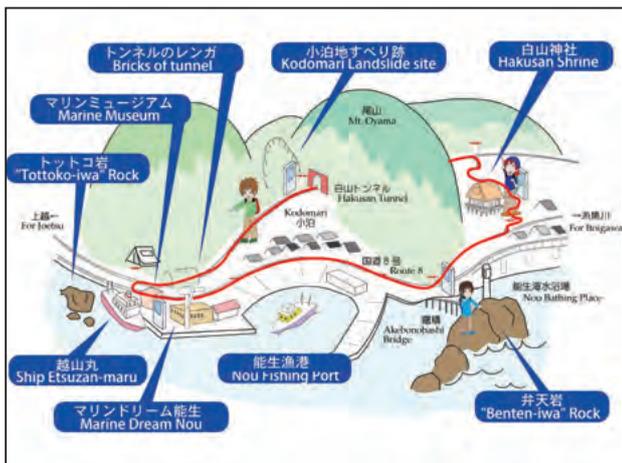
25



海底火山が育んだ
海洋文化

弁天岩ジオサイト

26



27



マリンドリーム

白山神社・社叢

能生漁港

ヒメハルゼミ

28



小泊地すべり(1963.3)

小泊地すべり

旧北陸線のトンネル

29



ガイドブック

遊歩道

案内標柱

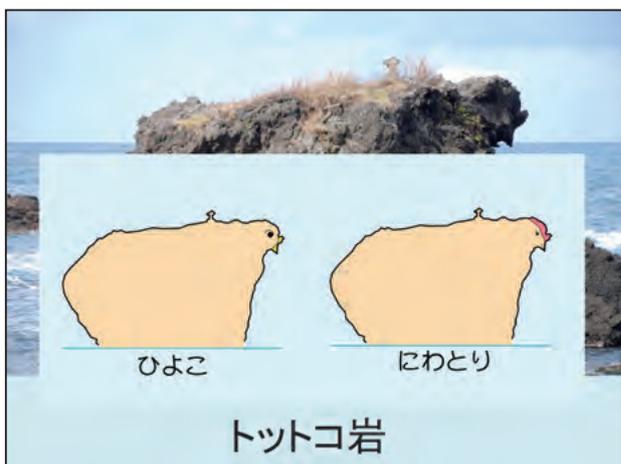
野外解説板

30



トットコ岩

31

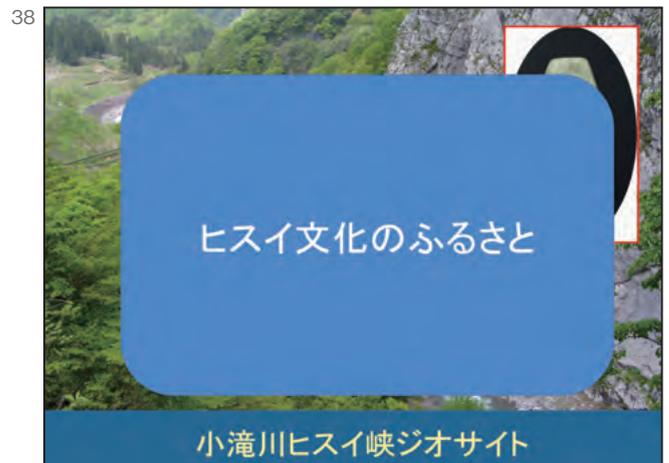


ひよこ

にわとり

トットコ岩

32





41



42



43



44



45



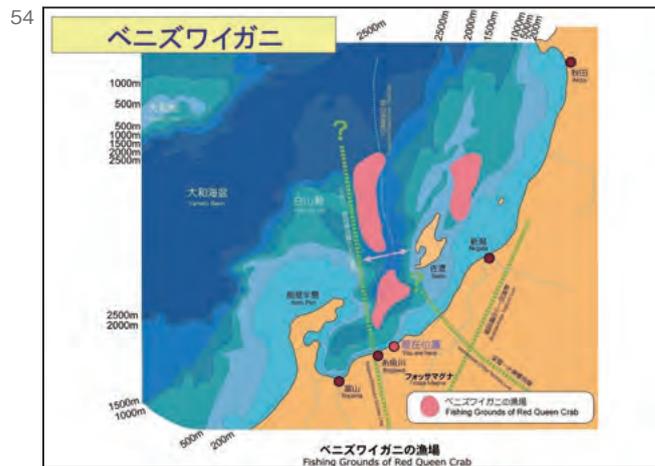
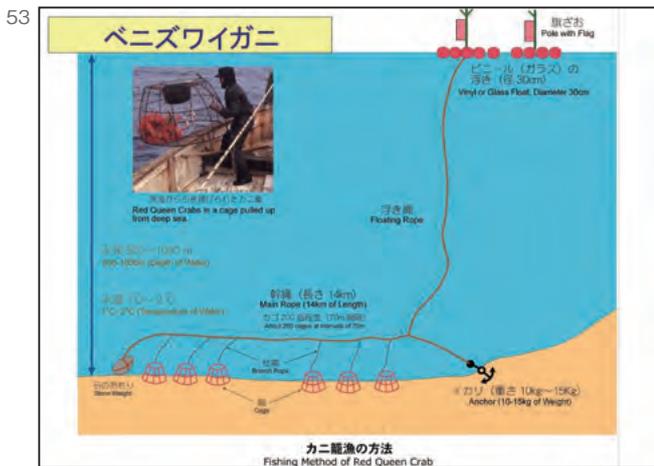
46



47



48





57



58



59



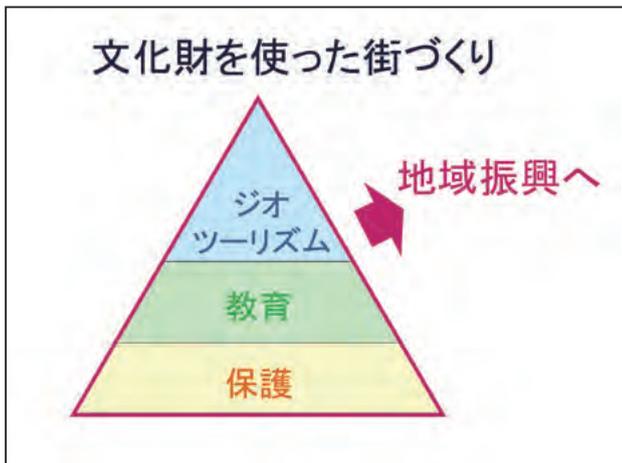
60



61



62



63



64

II. 資 料

資 料

1. はじめに

2012年2月16・17日に第1回を開催した『遺跡等マネジメント研究集会』は、『遺跡整備・活用研究集会』（2006～2010年度）での成果を受けつつ、遺跡をはじめとする記念物の保護について、総合的・包括的・横断的な観点からのマネジメントの在り方や具体的方策などを検討するものである。ここでは、その第1回の主題である「自然的文化財のマネジメント」の開催趣旨と成果、そして、今後の研究集会の方向性について述べたい。

2. なぜ「自然的文化財」なのか

近年、日本における文化財保護については、地域における総合的把握の文脈の下に、「歴史文化基本構想」や「歴史的風致維持向上計画」などの枠組みが定着しつつある。遺跡整備の諸課題についての検討も、もはや、遺跡そのものの保存やその活用ということにとどまらず、その地域にあって密接な関連を有する文化的・自然的な資産との総体において検討するのが一般的趨勢といえる。

しかし、文化財の総合的把握の具体的取組においては、史跡や文化財建造物など、いわゆる歴史的な遺産として認知されやすいものを主体として構成される事例が多く、地域がその成り立ちの根本的背景としてきた自然や、その風土を代表する自然的資産との関係が、ややもすると付随的に取り扱われることも少なくないように思われる。

一方、地域における自然的な資産の把握やその保全については、文化的な資産との密接な関連を念頭に、特に地域の持続可能性の観点からの国際的取組がさまざまに導入されるようになってきた。それは、『世界ジオパーク・ネットワーク』（Global Geopark Network / GGN）や『世界重要農業資産システム』（Globally Important Agricultural Heritage Systems / GIAHS：国連食糧農業機関 [FAO] の提唱による。）などの取組にも窺われる。

また、2010年の国際生物多様性年（International Year on Biological Diversity）において国際的議論が重ねられてきたように、生物多様性や自然環境と、地域の生活や文化（あるいは、その表象たる文化的資産）との密接な関わりは、世界的に重要なこととして極めて注目されている。

いまや、地域における文化と自然の保護に関する検討は、相互の関係を前提として検討されるべきであるという理解が普遍的に拡がりつつあるとしても過言では無い。

その背景にあるのは、例えば、世界の持続的発展を検討する上で極めて重要な生物多様性と文化多様性が本質的かつ密接な繋がりを有しており、地域の文化が地域の自然と不可分の関係にあるという認識である。

他方で、韓国においては、2000年代以降、文化財保護に関する包括的な議論が行われ、従来の文化財（Cultural

Property）を国家遺産（National Heritage）と呼称することとし、近年における国内外のさまざまな情勢や急速に変化する社会に応じた新たな枠組みを検討する中で、それらを文化遺産と自然遺産に大別することが合意された。文化財庁においては、特に文化遺産と自然遺産の架け橋となるべき重要な名勝の指定と保護に関する取組が強力に推進されている。また、このような流れを受け、国立文化財研究所においては、自然遺産に関する研究を重点的に推進するため、2006年に自然文化財研究室を新設するとともに、「天然記念物センター」（천연 기념물 센터 / Natural Heritage Center）を運営し、文化財の自然的側面に関するさまざまな取組を推進している。

なお、この研究集会シリーズの第1回において、「自然的文化財」という違和感のある言葉を主題に掲げたのは、以上のような観点によるものであり、いわば、その違和感によって、文化財における自然を鮮明に意識するべきと考えたからである。

3. 研究集会の構成

これらの動向を踏まえつつ、今回は、韓国やジオパークの事例を含め、3つの講演、3つの報告、そして、討論から構成した。韓国からは2名の研究者を招聘し、日本語・韓国語を併記した講演・報告資料集と通訳を備えて、意思疎通の万全を図った。

最初に、平澤から、開催趣旨として、「文化財」及び「自然的文化財」に関する視点のほか、文化財における自然の重要性として、材料及びその調達と文化財、自然そのものの在り方と文化財、人間／自然と文化財、史跡名勝天然記念物の保護、そして、自然的文化財のマネジメントなどについて述べ、本企画の方向性を提示した。

1日目（16日）は、「文化財と自然」（基調講演：亀山章／東京農工大学名誉教授）、「天然記念物という文化財」（講演1：桂雄三／文化庁文化財部記念物課天然記念物部門主任文化財調査官）、「韓国における自然遺産の現況及び動向」（講演2：李偉樹／前・韓国国立文化財研究所自然文化財研究室長）、の3つの講演を通じて基本的な考え方と姿勢が論ぜられた。

2日目（17日）は、「コウノトリ悠然と舞う ふるさと」（報告1：松井敬代／兵庫県・豊岡市教育委員会文化振興課主幹）、「韓国の『村の森』について」（報告2：張美娥／社団法人生命の森専門委員）、「糸魚川ジオパーク－自然的文化財の保護・活用－」（報告3：竹之内耕／新潟県・糸魚川市教育委員会博物館副参事・学芸係長）の3つの報告を通じ、動物・植物・地質鉱物の切り口を中心として、取組事例が示された。

基調講演では、「自然的文化財の特徴」について、名勝・天然記念物、自然公園、森林生態系保護地域の観点から、上高地を事例に取り上げ、さまざまな遺産の概念を許容できるところに自然的文化財の特徴があること、

そして、自然性・歴史性・審美性の観点からの評価などが論じられた。また、史跡や建造物などの歴史的文化財を含めた「地域における文化財の総合的把握」の在り方について、自然と人間の関係をとらえる景観の視点、そして、文化財の地域性の観点から、東京都西多摩郡日の出町を事例に取り上げ、地域の文化の特色は、その場所の地形や地質、気候、生物、人、そしてそれらの相互の働きの結果として、長い年月を通じて形成されることが論じられた。

講演1では、「文化財群が示す地域のあり方」として、地球・地質→地震・火山・気候・気象→地形・土壌→植物→動物→ヒト→歴史→文化→暮らしのあらゆる節目を記念する天然記念物の特徴が述べられ、すべての文化財の基礎は自然から成っていること、そして、そのような文化財の保護は、地域で暮らすための知識や知恵を伝え、将来にわたる私たちの行動や選択の指針となることが論じられた。また、先般の東日本大震災と関連することとして、「災害痕跡を伝える文化財」に関する様々な事例が示され、災害列島に生きてきた私たちの知恵の継承のシンボルとしての文化財の継承とそれらの総合的活用が論じられた。

講演2では、冒頭、韓国における自然文化財政策の変遷、特に1990年代以降における環境政策とのせめぎ合いの中で転換・拡充が図られてきたことが述べられた。そして、現在の自然文化財の類型として、天然記念物と名勝の指定・保護状況と課題に触れ、それらの懸案事項を踏まえつつ、自然文化財保護の目標として、文化・自然史資料の保存を通じた文化愛護機会の拡大、伝統的景観保全を通じた国土景観の特性の発揮、自然文化財関連学術分野の発展、伝統的生物資源に関する保存・活用基盤の構築、自然遺産に関する国民的コンセンサスの普及などが論じられた。

報告1では、兵庫県豊岡市における事例が報告され、出石川でのオオサンショウウオの保護と関連した取組、コウノトリとの共生の取組、玄武洞の整備、山陰海岸ジオパークの取組などを通じ、自然的文化財と地域振興との深い繋がりが紹介された。

報告2では、韓国における天然記念物保護の新たな動向である「村の森」について、その概念と特徴、類型のほか、3つの具体的事例を通じて、管理・活用の現状と地域住民の反応、政府機関（山林庁・文化財庁・農林部）の取組などが紹介された。

報告3では、大地を基礎とした地域の総合的な理解を地域振興へ繋げる「ジオパーク」の理念と仕組みが解説され、「素材」（大地・生態系・文化）と「活動」（保護・教育・ジオツーリズム）について、糸魚川ジオパークの取組が紹介された。

これらの講演・報告で示された考え方や事例に共通していたのは、自然と文化の遺産の密接な関係であり、地域の暮らしとの不可分な在り様であったといえる。その意味で、対象の天然と人工とに拘わらず、人との関係で文化財は存在するといえる。

4. 討論の論点・成果と今後の方向性

2日目午後の討論では、会場から寄せられた6つの質問票を基に、論者となる講演・報告者等と事前協議を行い、自然的文化財の把握と評価、調査研究と保護対策、活用の観点、管理運営等の体制などの論点を立て、検討することとした。

はじめに、各論者から講演・報告の全体を通じた所感を述べてもらった。そこに共有されたのは、文化財には自然と文化の両側面が含まれており、人と自然の繋がり、あるいは、一般の人々が地域に寄せる思いと関連して、総合的に取り扱うことが本来的であるとの認識であった。

次に、会場からの質問として寄せられた個別事項について、会場の質問者からの補足的なコメントを求めるかたちで、各論者に様々な観点から回答と追補を得た。

具体的には、自然的文化財の把握、絶滅危惧種の保護と自然的文化財（特に天然記念物）の保護との関係、ジオパークにおける資源の把握、動物の食害問題、巨樹・老木等の保存・活用、自然的文化財からの〈あやかりもの〉の取扱い、天然記念物・名勝保護と自然環境保護との行政的取扱いとその体制、などに関する事項であった。

この中で、絶滅危惧種と天然記念物の保護上の考え方の違いについては、日本においても韓国においても、前者は生息数によるものであるのに対し、後者は人との関係でその重要性が把握されるものであるもので、判断基準が異なることが明らかにされた。また、動物による食害の問題については、この半世紀の間に人口が爆発的に増加する中で、社会構造や生活環境が急速に変化してきたことによって、動物と人との関係の調和が乱れてきたことに本質的課題があることが強調された。

全体を通じた指摘として特に重要であったのは、①文化財としての自然は常に人の生活との関係において認知されること、また、②時代や社会の進展とともに、自然や文化に対する人々の見方が深化してきたことによって、背景を理解することでその価値を認知する傾向が定着しつつあること、そして、③日本や韓国において、歴史的には長く調和してきた人と自然との関係が、社会構造や生活環境が急速な変化によって大きく乱れていることに本質的課題があること、などであったといえる。

地域の自然は、地域における生活や文化の源であり、種々の遺産は地域の生活や文化とともにあってはじめて、それぞれの生命力を発揮する。

そのようなことを踏まえつつ、今後の『遺跡等マネジメント研究集会』において検討すべき事柄を考えたとき、ひとつには、遺跡をはじめとする文化と自然の遺産がどのように人々に認知され、その文化や関係しているのかという、遺産の公共性に関することがある。あるいは、それらの個別具体的な保存・活用、地域振興をはかるための計画の立案やその実施の体制、そして地域社会の将来に関わることなどが、重要な主題となるのではないかと考えている。

平澤 毅（奈良文化財研究所）

1 開催概要（実績）

- (1) テーマ：自然的文化財のマネジメント
- (2) 開催日時：平成24年(2012)2月16日(木) 13:30～17:15、17日(金) 9:30～16:15
- (3) 開催場所：平城宮跡資料館講堂(奈良市佐紀町)
- (4) 事務局：奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室
- (5) プログラム(実績)

平成24年(2012)2月16日(木)

- 開会挨拶 小野 健吉 (奈良文化財研究所／文化遺産部長)
- 趣旨説明等 「自然的文化財のマネジメント」について 平澤 毅
(奈良文化財研究所文化遺産部／遺跡整備研究室長)
- 基調講演** 文化財と自然 亀山 章 (東京農工大学／名誉教授)
- 講演①** 天然記念物という文化財 桂 雄三
(文化庁文化財部記念物課天然記念物部門／主任文化財調査官)
- 講演②** 韓国における自然遺産の現況及び最近の動向 李 偉樹
(大韓民国：前・国立文化財研究所／自然文化財研究室長)

平成24年(2012)2月17日(金)

- 報告①** コウノトリ悠然と舞う ふるさと 松井 敬代 (豊岡市教育委員会文化振興課／主幹)
- 報告②** 韓国の「村の森」について 張 美娥 (大韓民国：社団法人生命の森／専門委員)
- 報告③** 糸魚川ジオパーク 自然的文化財の保護と活用 竹之内 耕 (糸魚川教育委員会 博物館／副参事・学芸係長)
- * 講演・報告の要約 青木 達司 (奈良文化財研究所文化遺産部／主任研究員)

- 総合討議** 亀山 章 / 桂 雄三 / 李 偉樹
松井 敬代 / 張 美娥 / 竹之内 耕
司 会 : 平澤 毅

2 参加者・事務局名簿

(1) 参加者（五十音順、敬称・所属略）

秋田 典子	浅野 良治	栗野 隆	石神 教親	石坂 俊郎
和泉 大樹	市原 礎	井西 貴子	恵谷 真	遠藤 公洋
遠藤 聡	押井 正行	小野 芳朗	尾ノ上 憲司	片木 孝子
桂 英樹	キム ミンスク 金 玫淑	キム ミリン 金 美琳	草場 章徳	斎藤 綾
沢元 史代	清水 奈都紀	白取 茂	菅沼 裕	関 義則
高木 典子	高島 信行	高瀬 要一	高橋 智也	高山 茂樹
立花 正充	田中 哲雄	田中 弘樹	千葉 毅	土井 孝則
中川 郷子	中澤 勝	中西 広樹	林 文夫	日野 誠次
福田 祥子	藤原 テツヤ	増渕 徹	松井 直樹	三宅 博
村瀬 佐太美	村本 薫	森本 真司	八木 めぐみ	柳沢 伊佐男
山口 博	山中 鹿次	山村 薫	吉田 憲一	吉村 龍二

(2) 講演・報告者（講演・報告順、事務局を除く）

亀山 章	桂 雄三	イ 李 ウィス 偉樹
松井 敬代	ジャン ミア 張 美娥	竹之内 耕

(3) 事務局

奈良文化財研究所文化遺産部

小野 健吉 平澤 毅 青木 達司 清水 重敦 恵谷 浩子 松本 将一郎

高橋 知奈津（都城発掘調査部）

(1) 趣旨説明等(平成24年2月16日)	113
(2) 講演・報告概要(平成24年2月17日)	119
(3) 総合討論(平成24年2月17日)	120
■本討論の進め方と冒頭所感	120
■「自然的文化財」の把握と評価	123
■「自然的文化財」の調査研究と保護対策	130
■「自然的文化財」の活用	133
■「自然的文化財」の管理、運営等の体制	136
■「自然的文化財」のマネジメント	138

（1）趣旨説明等（平成24年2月16日）

【青木】 ただいまより平成23年度「遺跡等マネジメント研究集会」を開催いたします。今回のテーマは「自然的文化財のマネジメント」でございます。

全体の進行・司会につきましては、私、奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室の青木達司が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、奈良文化財研究所文化遺産部長小野健吉より開会のご挨拶を申し上げます。

【小野】 皆さん、こんにちは。奈良文化財研究所文化遺産部長の小野でございます。

本日は、年度末に近い大変忙しい時期、しかもこの寒さの中を、私どもの研究集会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本年度の研究集会は、「遺跡等マネジメント研究集会」ということで、これまでの「遺跡整備・活用研究集会」を衣替えしたものでございます。近年、文化財あるいは文化遺産というものの社会化といましようか、いかに現代社会の中に活かしていくかということが非常に重要視されるようになっております。そういう風潮の中で、遺跡あるいは文化財について包括的に考える必要があるだろうということで、遺跡整備に関わるこの研究集会も、これまでの成果を踏まえつつ、名称も含め、衣替えしたところでございます。

第1回である今回は、ここに掲げましたように、「自然的文化財のマネジメント」ということを取り上げました。日本の文化財保護法では、文化財としていろいろなジャンルがあるわけですが、自然的文化財といえ、植物、動物、地質鉱物などを中心とする天然記念物、あるいは山岳、溪谷、溪流、峡谷、海浜などの自然的な

勝、それらが自然的な文化財のカテゴリーに入るものではないかと思えます。

日本の文化財保護の中では、実はこういうカテゴリーというのは、これまで、どちらかというと、少しほかの文化財とは異質なものであるという取り扱われ方がしてきたのではないかと考えております。

しかしながら、近年は世界的な動向を見回してみましても、文化遺産あるいは文化財は、自然と文化の総体として取り扱われるべきものであるという認識が広く共有されるようになってきた、そういう状況ではないかと思っております。

そうした中、こうした自然的文化財を将来に継承していくことの意義、あるいはそのための多様な方法論というものを議論していくことが、きわめて重要であるとともに、非常に今日的な意義を持つものと考えているところでございます。

昨年の東日本大震災、もうほぼ1年近く前になりますけれども、2万人近い方の貴い人命が失われ、あわせて地域の人々の生きていく基盤となるさまざまなものが多く失われてしまいました。

そうした中で、皆さん、よくご存じのように、岩手県陸前高田市の名勝高田松原の松が1本だけ生き残って、人々に大変な勇気を与えたということは記憶に残っているところかと思えます。

自然には、人の力の到底及ばない、そういう部分が当然でございます。

一方で、人が細心の注意を向けることで守っていける自然があるのも確かでございます。

そういうことで、自然に対する「態度」としては、——ここでは「マネジメント」という言葉を使っていますが——謙虚な、あるいは敬謙なといってもよ



と思いますが、そうした姿勢を大切にしたい広い視野での取組こそが今日求められているのではないかと、私は思っております。

今回の研究集会では、基調講演をいただきます亀山先生をはじめまして、文化庁の桂さん、それから豊岡市の松井さん、糸魚川市の竹之内さんに講演あるいは報告をお願いしております。

また、自然的文化財の継承に、近年、大変積極的に取り組まれております韓国から、韓国国立文化財研究所の前の自然文化財室長の李偉樹さん、現在、韓国の社団法人「生命の森」に勤務なさっている張美娥さんにも講演と報告をお願いしております。

そして、あしたの午後には、これらの講演あるいは報告を受けて総合的な討論を企画しております。

2日間のこの研究集会が実り多いものになりますように、皆様方のご協力をお願いいたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

【青木】 プログラムの詳細などは、皆さんにお配りしましたこの資料集の表紙の裏に書かれておりますので、ご参照していただければと思います。

続きまして、今回の研究集会の趣旨につきまして、遺跡整備研究室長の平澤毅より、ご説明申し上げます。

【平澤】 皆さん、こんにちは。年度末のお忙しい中、これだけたくさんの方にお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

この研究集会のはじめに当たりまして、趣旨説明を私のほうからいたしたいと思っております。

これからお示しするスライドの多くは、レジユメ集の中にも掲載しておりますので、そちらもご参照ください。

昨年度の研究集会については報告書をお手元にお配りいたしましたけれども、この「遺跡整備・活用研究集会」は、去年までで計5回開催いたしました。その総括として、「地域」からの視点で遺跡や文化遺産、そういうものの総合的「マネジメント」ということについて検討いたしました。

その成果を踏まえつつ、今回から、「遺跡等マネジメント研究集会」というふうにタイトルを変えまして、新しいシリーズで開催していくことにいたしました。

特に前回、地域との関係を検討したわけですが、その最も基盤となる自然との関係の検討ということがあまり世間でされていないということを踏まえまして、第1回として「自然的文化財のマネジメント」というタイトルにいたしました。

そのことをお示しいたしました開催趣旨文につきまし

ては、資料集の冒頭に掲載しておりますので、そちらを参照していただければと思います。

ここでは、少し準備運動のようなことも兼ねてスライドでご説明をいたしたく存じます。

最初に、「文化財」という言葉について考えたいと思います。文化財保護法の第2条に文化財の定義として、文化財保護法上の、あるいは文化財保護行政上の定義が示されていますけれども、これを引用しない形での説明というのもございまして、日本の辞書とか辞典のたぐいを少し調べてみました。その一般的な理解を少し確認したいと思います。

新しい順に、日本では皆さんご存じの『広辞苑』、その2008年版にはこういうふうに書いてあります。「文化活動の客観的所産としての諸事象または諸事物で価値を有するもの」。それから、『大辞泉』の1995年版では「文化活動の結果として生み出されたもので文化的価値を有するもの」。それから、もっと遡って、1932年の『大辞典』では、「与えられた自然の事実を真・善・美・聖等の理想にならって、形成する成果所産をいう」、こういうふうになっています。

これらの説明は、人間が主体となって「活動」した結果のものとして、いずれも「人間がつくり出したものである」ということが強調されているように思います。ちなみに百科事典のほうでは、『平凡社百科事典』の1985年版に、少し違った書き方がされていて、これは文化財保護法での規定を引いたような記載で、「(日本においては、) 1950年制定の文化財保護法によって一般に用いられるようになった語で、cultural propertiesの訳語。同法では〈わが国の歴史、文化の正しい理解のため欠くことのできない〉また〈将来の文化の向上発展の基礎をなす〉貴重な国民的財産と定義している」となっています。このように一般に普及した理解から窺えるのは、「文化財」という言葉が歴史的、芸術的にすぐれた造形物としての有形文化財、それから伝統的にすぐれた芸能・工芸



などの無形文化財のイメージ、そういうイメージが広く普及しているというのが実際であるかと思います。

一方、今回の研究集会のテーマとしている「自然的文化財」ということについて、少し考えたいと思います。

先ほどの文化財のイメージと異なって、私たちが少なくともこの1世紀にわたって、今日いうところの「文化財」として取り扱ってきたものの中では、人間がつくり出したものではないものも相当に含まれているわけです。それが、今回多くの主題になっている名勝（特に、自然的なもの）や天然記念物など、そういう「文化財」の在り方に代表されています。

そして、今回のテーマの「自然的文化財」ということについては、概略、その出自において、要は、人間がつくり出したのか、自然がつくり出したのかと、そういうことではなくて、「文化的な存在として理解される自然」というように説明できるのではないかと思います。

日本の文化財保護行政上は、これに対応するような文化財の類型として、記念物のほか、伝統的建造物群の保存地区を含めた範囲、そして、文化的景観というものもを挙げることができます。

さて、この「自然」と「文化財」の関係をもう少し細かく見ていこうと思います。

ここには、仮に5つの視点を挙げてみました。「文化財の素材そのものを生み出す根源」としての自然、「材料を調達する場所」としての自然、「歴史上、観賞上、学術上の価値を有する対象」としての自然、「文化財を構成する、あるいは、それを取り巻く環境」としての自然、それから「地域の生活または生業及び当該地域の風土により形成された土地」としての自然、こういうものであります。

この趣旨説明においては、それぞれの観点に関連する文化財保護の動向について少し簡単に例示することで、「自然的文化財」という、今回企画させていただいたことの一番基本的なところの理解を共有しておきたいと思えます。

まず、1番目と2番目、「根源」とか「場所」の観点からは、いわば、「材料及びその調達」ということで自然の重要性を示すことができます。この「根源」と「場所」というのは、いわゆる先ほどご説明した一般に強くイメージされる文化財、特に有形文化財の類型と自然の密接な関わりを示しています。

文化財は、歴史的、伝統的なものでありますから、洋の東西を問わずに、その材料は古くは自然環境から調達されてきたということがあります。特に、日本や韓国をはじめとする東アジアにおける有形文化財、すなわち、



「ふるさと文化財の森システム」のイメージ©文化庁

美術工芸品や建造物などの多くは植物性素材から成っています。もちろん、それだけではなくて、石材や土なども重要な素材であるわけですが、ここでは特に、近年、文化庁において進められている「ふるさと文化財の森システム推進事業」について、簡単に触れたいと思います。

この「ふるさと文化財の森システム推進事業」では、特に文化財建造物の保存修理に必要な資材を確保するため、全国各地に資材別の「ふるさと文化財の森」を設定することを最も重要な柱としています。これは、日本も韓国も共通していると思いますが、社会環境や生活様式の急速な変化とともに調達が難しくなっている伝統的な材料と、それにかかわる技術などを維持して、歴史的、伝統的な建造物の保存修理を持続可能なものとするための事業です。

この事業では、用材を調達する森林のほか、檜皮とか茅とか漆、そういうものを調達する森として、現在約40カ所の森が全国に設定されています。文化庁が公開している事業のイメージを総括した図において、事業の柱として、「ふるさと文化財の森の設定」、そして、それに係る「研修・普及啓発施設の整備」、「体験学習・生涯学習」、それから、「ボランティア活動」、「技能者の研修」を挙げ、そういうものが一体となって全体の事業を構成していることが示されています。

このように、最も「文化財」的イメージが普及されている「有形文化財」をとってみても、将来にわたって、それらを継承するためには、それを支える「自然」を持続的に育てていく必要があります。

つぎに、3番目の「対象」、4番目の「環境」の観点についてです。「対象」の観点からは、今回の研究集会で主題とする、それと最も深く関連する名勝とか天然記念物の関係になります。

それから、「環境」の観点からですけれども、いわゆ



る「遺跡などの内外の環境を構成する要素」としての自然、「建造物周辺の環境」を構成する自然、それから「伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致をなす環境」としての自然、こういうものが挙げられます。

例えば、名勝といえば、こういうイメージになります。それから天然記念物はこういうイメージになります。このような名勝や天然記念物は、自然そのもの、あるいは、人の手が加わった自然を主体とする点で、自然的な要素から成る文化財というものの典型的、代表的なものとして位置づけられます。

それから、「環境」の観点ですけれども、遺跡や建造物などにかかわるものとして、ここでは富山県の越中五箇山の集落の事例をお示ししています。この集落は、写真からもよく窺われると思いますけれども、内外の自然環境、それから人間がかかわってつくってきた2次的な自然環境と密接な関係を有しております。少し極端に申し上げれば、これらを取り巻く自然環境とか2次的な自然環境、そういうものがなければ、文化財としての内容と価値も存立し得ない、そういう類のものだと言えます。これら越中五箇山の集落は、岐阜県の白川郷とともに世界文化遺産に登録されていますけれども、登録遺産の周辺の自然環境についても、自然公園のほか、地元地方公共団体がつくった文化的景観の保存に関する条例、こういうものによって広く保護措置が講じられてい

て、いわば広大な自然地域を一体のものとした文化遺産ということになります。

そして最後に、5番目の「土地」の観点です。これは、「文化的景観」と類型される文化財に代表されるものです。自然環境と人の生活・生業、そして、その背景となる風土との関連性、その関連性そのものに着目した文化財の考え方です。

この文化的景観 (cultural landscape) のような考え方というのは、比較的新しく議論されてきたもので、日本の国内、それから国際的にも、この二、三十年余りの間に相当認識が高まってきた文化的資産です。世界においては、特に、世界遺産の分野において、1980年代から、その内容と価値について、活発に議論が行われてきました。日本でも2004年に文化財保護法の一部を改正して、文化的景観の保護制度が創設されました。法改正翌年の2005年以来、現在までに30件余りが重要文化的景観に選定されていて、ここに挙げているのは、そのうちの9つの事例です。この文化的景観については、その取組が始められたばかりの重要な主題として、当研究所においても、別に研究集会を開いて開催していますので、ここでは詳しく触れませんが、自然的文化財ということを検討する上では、極めて重要な唆を含んでいます。ここでは、特に世界遺産におけるその考え方について簡単にご説明しておきます。

最初にご留意していただきたいのは、日本の文化的景観の保護制度と、それから世界遺産における文化的景観、ここでは日本の制度上の文化的景観と区別をして、「カルチュラル・ランドスケープ (cultural landscape)」ということでお話ししたいと思います、その枠組みは同じではありません。

世界遺産におけるカルチュラル・ランドスケープは、世界遺産条約の履行上、1992年に導入された概念です。それに先立つ20年前、1972年の条約の採択以来、世界遺産の分野では、文化遺産と自然遺産、2つの枠組みについて、国際協力の枠組みの下に具体的な取組を重ねてきたものですが、このカルチュラル・ランドスケープという概念は、文化遺産の枠組みにおいて説明されています。お手元に「参考資料」を配付しておりますけれども、その一番後ろに世界遺産条約の適用上の文化遺産と自然遺産について、日本語と韓国語と一番下には英語の原文を載せておりますので、それをご参照いただければと思います。この世界遺産の分野では、カルチュラル・ランドスケープは「参考資料」にお示した条約第1条の「文化遺産」の定義にある「自然と人間の共同作品」(the combined works of nature and man)、そう

いうものを代表するものであって、このカルチュラル・ランドスケープという用語は、「人類と人類を取り巻く自然環境の間の相互作用のあらわれの多様性」であると、こういうふうの説明されています。

この世界遺産の分野では、このカルチュラル・ランドスケープは、大きく、3つの類型、そして2つ目の類型はさらに2つの小区分に分類されています。

例えば、第2類型の第2分類について、先ほどのスライドでいえば、「継続する景観」といっている類型ですが、その代表的な事例の1つは、これは純粋に文化的景観の事例として、はじめて、世界文化遺産に登録をされた「フィリピン・コルディレラの棚田」です。このような遺産こそが、1980年代以来、議論が重ねられてきたカルチュラル・ランドスケープの特質を示す重要な事例ということになります。

これ以外の類型については、日本においては、主として「記念物」の分野の守備範囲の中で大体カバーされていたものもありますが、中でも、それまでの体制では適切に対応できないものがあるというので、2004年の文化財保護法の改正によって、文化的景観の保護制度が創設されたわけです。

一方、日本にも、カルチュラル・ランドスケープとして登録されている世界文化遺産が2つございます。その

ひとつが、先ほどの棚田と同じ第2類型のもうひとつの方の第1分類、「残存する景観」の事例としてある「石見銀山遺跡とその文化的景観」です。これは、世界遺産において、カルチュラル・ランドスケープとして登録されていますけれども、その構成資産は、日本の文化財保護法下において、史跡と重要伝統的建造物群保存地区などから成っています。

この登録の重要な観点としては、日本を銀の島と呼ばせたほどの国内産銀の増産を導き、緩やかな変化を受容しつつも、土地利用のあり方を大きく変容させることなく存続した記念碑的鉱山、そういうものの総体が、回復した周辺の自然と調和した形として顕著な普遍的価値を有する、こういうふうにされています。

ここにお示しした図で、うぐいす色の部分が構成資産、いわゆる世界遺産に登録されている物件が含まれる地域、もしくはその区域そのものが構成資産 (property) ですけども、水色の部分が、いわゆるバッファゾーン (buffer zone) と呼ばれる緩衝地帯です。先ほどの写真からもおわかりいただけますように、ほとんどが山林から成っています。すなわち、この遺産の構成からすれば、その要素は、自然的な諸要素が卓越しているわけですけども、これは自然遺産ではなくて文化遺産として登録されているわけです。

この石見銀山については、一昨年の研究集会において、大田市の中田さんからご報告いただいておりますので、その報告書を受付に置いておりますので、必要な方はご記名の上、ご持参いただければと思います。

それから、もうひとつ、第3類型の事例として、「紀伊山地の霊場と参詣道」が登録されています。これは、自然に対する信仰を基盤とする文化遺産で、日本の文化財保護法下では、史跡・名勝・天然記念物、それから文化財建造物、そういうものから構成されています。石見銀山の場合と同様に、というか、石見銀山以上に、広域の範囲が1つの世界文化遺産として登録されていますけれども、地域の構成としては、自然的な諸要素が極めて卓越しているわけです。

このように、人間との関わりにおいて、自然を文化的な資産として把握する枠組みは、この二、三十年で国際的にも国内的にもかなり共有されてきています。

国際的には、特に「生物多様性 (Biodiversity)」と、こういったいろいろな文化のあらわれである「文化多様性 (Cultural Diversity)」、それらが相互に密接な関連の下に存在しているということが、最近、特に強く認識されています。この点は、前回の研究集会の報告書で私の書いた文章の中にも少し包括的な事項に触れましたの

世界遺産における〈Cultural Landscape〉

◆ 条約の履行上、〈Cultural Landscape〉の概念は、第16回世界遺産委員会(1992)で導入された。

〈Cultural Landscape〉は、文化的資産であって、条約第1条に示された文化遺産の定義のうち、「自然と人間の共同作品」を代表するものであり、〈Cultural Landscape〉の用語は、**「人類と人類を取り巻く自然環境の間の相互作用の現れの多様性」**を表現する。

人間社会又は人間の居住地が、自然環境による物理的制約のなかで、社会的、経済的、文化的な内外の力に継続的に影響されながら、どのような進化をたどってきたのかを例証するものである。

**「世界遺産条約履行のための作業指針」
の添付資料に示された〈Cultural Landscape〉**

cf. Guidelines on the Inscription of Specific Type of Properties on the World Heritage List

1. **landscape designed and created intentionally by man**
人間の設計意図の下に創造された景観で、庭園や公園など。
2. **organically evolved landscape**
有機的に進化してきた景観。2つのサブカテゴリーに分類される。
 - (i) **a relict (or fossil) landscape**
残存している (又は化石化した) 景観
 - (ii) **a continuing landscape**
継続している景観
3. **associative cultural landscape**
自然的要素の強力な宗教的、芸術的又は文化的な関連性によって定義される景観。

で、ご参照いただければと思います。

しかし、こういった考え方は、まったく新しい着想であるかという、そういうわけでもないというのが、私のいろいろ調べたりしてきた感触です。

では、それらの着想がどこにあるかという、日本の場合は、それは1919年に制定された史蹟名勝天然紀念物保存法、そういうものの発想の基盤に通じていると考えられます。

ここで、それについて詳しく述べる余裕はございませんけれども、いまの文化財保護法で「記念物」と総称されている文化財のことです。それは、有形、無形の「自然の営為」と「人間の行為」の総合によって成り立ってきた国土の特徴と歴史をどのように把握し、理解するのか、そういうことに着目する文化的資産の捉え方であるとする事ができるかと考えます。

先ほどの越中五箇山の集落や石見銀山、それから寺社の境内地の樹叢、こういうものを含めて考えれば、名勝や天然記念物に限らず、もともと記念物の概念一般に、自然的要素が含まれるのは、着想の重要な根本を成すことと言えます。

しかし、特にこの半世紀余りにおいて、自然保護や公害の関係に対する環境保全、そういう問題が社会的にもかなり大きく、強く意識されてくる中で、そのような自然的な対象が「文化財」であるというふうに取り扱われることの違和感が世の中に定着してきたのではないかと思います。

一方、最近の動向で、特に注目されることがあります。それは、自然と人との関係において、近年特に注目をされて、国内的もこの二、三年のうちに相当普及してまいりましたけれども、「ジオパーク」でありますとか、「世界農業遺産」というようなものがあります。こういうものは、大地そのものとか、大地からの恩恵あるいは制約の中で、長く営まれてきた人々の暮らしに着目するものです。

それらを構成する要素にも、名勝や天然記念物など、文化財保護法によって指定されているものが、不可欠の要素として組み込まれています。特に、こういうことに関連したことにつきましては、あす、松井さんや竹之内さんからご報告いただきます。

それから、さらに、日本と同様の文化財保護制度の枠組みを有する韓国において、(法律の名前も同じ「文化財保護法」になりますが、)このような文化財と自然との関係について、この10年余り活発に議論をされてきました。2006年に、国立文化財研究所に自然文化財研究室が設置されて、特に名勝については、韓国、中国、



日本とに通じる重要なテーマとして検討が重ねられてきました。この「自然文化財研究室」というのは、奈文研でいうところの文化遺産部のような、「部」レベルの部局になります。

2009年と2011年には、名勝について、韓中日で重要な会合が行われました。このことに関連しては、本日最後の講演で李先生から講演いただきますし、また韓国の天然記念物の新しい取組の「村の森」について、あす、張先生からお話をいただきます。

それから、日本の天然記念物の保護の取組についても、この十数年来、いろいろな新しい取組が重ねられてきています。そのことを踏まえて、いま、日本の天然記念物が目指す方向性などに関する事を、文化庁記念物課天然記念物部門の桂主任文化財調査官にご講演いただきます。

そういったことを踏まえつつ、この研究集会では、日本と韓国、双方から自然的文化財のマネジメントについて、自然の文化性でありますとか、地域の自然と歴史、それから現在と将来における人と自然との関係、いろいろな観点を深めて、今後の理解と行動の方向性などを、検討できればと思っております。

その根本となる「文化財と自然」ということについて、この研究集会では、文化審議会の文化財分科会第三専門調査会名勝委員会の前の委員長でいらっしゃいました亀山章先生に基調講演をお願いいたしました。

こういうテーマについて、日韓国際研究集会のようなかたちで、日本において開催されるのはおそらく初めてですので、情報の共有と活発なご議論をいただけると思っております。

また、ご参加いただいた皆さまそれぞれに有意義なものとなりますよう、質問票をお配りしておりますので、会場からも積極的なご質問などお寄せいただけますよう、よろしく願いいたします。(拍手)

(2) 講演・報告概要 (平成24年2月17日)

【青木】 昨日・今日と、6つのご講演・ご報告をいただきましたので、午後の討論のため、ここで私から要点を申し上げたく存じます。その後、お昼休みをとっていただくことといたします。

まず、昨日におきましては、亀山章先生、桂雄三先生、それから韓国の李偉樹先生、3名の先生方にご講演いただきました。

基調講演として、亀山先生に、自然的文化財の特徴についてご講演いただきました。

自然的文化財の多義性、それから歴史的背景についてお話をいただきました。その後、文化財の総合的把握ということに関連して、自然的文化財に限らず、文化財というものはそもそも地域性を持つものであって、それらを時間と空間の両面から総合的に把握して保存、活用していくことが大切であるというお話をいただきました。

次に、桂先生からは、文化財が示す地域のあり方ということで、ご講演いただきました。地質がご専門ということで、日本列島の成り立ちから自然、地域といったことに触れられ、自然と文化、文化財、それから地域と文化財、こういったものが非常に深いかかわりを持っているということについてお話をいただきました。後半部分では災害の記憶を伝える文化財ということで、それはハードの面だけではなくて、ハードにソフトの面を加えて総合的に災害の記憶を伝えていく必要があるというお話をいただきました。

続きまして、李先生からは、最初に、韓国における自然文化財に関する制度の変遷をご紹介いただきました。そして、韓国の自然文化財の種類、指定基準などをご説明いただいた上で、現在、韓国の自然文化財が直面している課題、問題点とそれに対する解消方法、対策、そして今後の目標などについて、ご講演いただきました。韓国にも地域に根差した文化財が、地域の住民の方々にとってプラスになるような文化財の活用ということは非常に重要であるということで、これは韓国だけではなく、日本と共通するところであるかと思われます。

本日は、事例報告として、豊岡市の松井敬代様、韓国の張美娥様、糸魚川市の竹之内耕様、3名の方に具体の事例を中心にご報告いただきました。

最初に松井様から、豊岡市の取組として、コウノトリを中心とした自然環境と文化環境の保存、再生、創造ということでご報告いただきました。

また、オオサンショウウオや玄武洞に関する取組についてもご説明いただきました。自然遺産と文化遺産というテーマはそれぞれ深く結びついているということ、そして、生活と結びついた文化財の活用ということについて、お話しいただきました。

次に張様からは、韓国の「村の森」についての事例をご報告いただきました。

韓国の「村の森」は天然記念物として新しい取組であること、その実際の管理や活用の状況についてご紹介いただきました。活用の状況としては、民俗信仰などの伝統的な活用、それから教育行事などへの現代的な活用ということで、それぞれ事例を挙げて説明していただきました。そして、現在の「村の森」に、住民がどのように関わっているのか、また、どう取り組んでいるのか、ということで、その保護・保存・活用と地域住民の取組のことについて、お話しいただきました。

そして、ただいま、竹之内様からは、糸魚川のジオパークを事例として、自然的文化財の保護と活用についてお話をいただきました。

フォッサマグナや糸魚川が、東西日本の接点であり、日本列島の成り立ちを実際に目で見て感じる場所ということで、そういった特徴を持つ糸魚川のジオパーク、これをどう地域振興に役立てていくかということで、ジオパークと地域や地元特産品を結びつけたさまざまな取組、ジオパークを活用した地域振興といったことについて、お話しいただきました。

昨日・本日も、ご講演・ご報告いただきました概要は以上のおりでございます。

この後、総合討論は午後2時からの予定で、ご講演・ご報告頂きました先生方には総合討論のための事前打合せをしていただく関係もありまして、お昼の休憩を長めにとってございますので、こちらの資料館のほうなど、ご覧いただければ幸いと存じます。それでは、午後は2時開始ということでお願いしたいと思います。



(3) 総合討論（平成24年2月17日）

【平澤】 少し長いお昼休みを設定いたしましたので、その間、討論に先立って、会場からいただきました質問票をもとに、パネリストの皆さんと事前に打ち合わせをさせていただきました。そのことを踏まえて、これから議論を組み立てていきたいと考えております。

■本討論の進め方と冒頭所感

【平澤】 まず、この討論の進め方について、ひとつお願いを申し上げておきたいと思えます。いただいたご質問について、ひと通りこちらで読み上げますが、質問いただいた方には、少しコメントというか、補足などしていただければと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。質問票は、全部で6ついただいております。

この質問票に基づく討論の前に、まず、「自然的文化財」ということについて——この「自然的文化財」というのは今回の研究集会の企画に際して採用した造語で、こういう表現を今後どう取り扱っていくのかというのは、また別の問題ですが——講演・報告していただいた先生方から、今回の研究集会の所感というようなことを含めて、コメントをいただければと思います。そうしましたら、亀山先生からお願いできますでしょうか。

【亀山】 韓国の自然的文化財について、私はほとんど知りませんでしたので、知ることができたことが私自身にとってはとてもよかったと思います。皆さんも、そういうことを感じられたかと思えます。

基本的には、非常によく似ているというか、同じような問題を抱えているということもわかりました。ただし、少し違うと思えたのは、私の話のときにも言いましたけれども、日本の場合は、いろいろな制度が重なって使われているということがよくありますので、文化財と国立公園が重なっているのが結構あるのですけれども、韓国は、重ならないようになさろうとするという



ところに若干違いがあって、それは、たぶん、より厳密にやろうとすると重ならないほうがよいという考え方もあるのかな、という制度のあり方についての違いというのが、私には興味深いですかね。

【平澤】 ありがとうございます。続けて竹之内さんまで、一言ずついただいたあと、いまの亀山先生のお話はいかがですか、李先生からコメントをいただきますか。制度的な措置を重ねて取り組むのか、重ねないのかというところについては、李先生からでよろしいでしょうか。では、また、それは最後をお願いいたします。

それでは、続けて、桂さんから、ひと通り、竹之内さんまで、総括的な感想のようなことでも結構ですので、よろしく願います。

【桂】 いまの亀山先生の質問の答えは、私も知りたいところではありますが、それはさておき、私は独善的な人間で、あまり人の話を聞いていないところがあるので、いま困ったなと思っていて、ここで再度、私の主張を述べることのでかせさせていただきたいと思えます。

だいたい、この「自然的文化財」などという変な言葉を平澤さんがつくったこと自体、私はあまり気に食わないんです。「文化財」に自然も文化もありはしない。はなから「文化財」って言っているじゃないかというのが、私の前提としてあります。だから、そもそも自然と文化





なんて、いったい、いつのころからか、どこのだれがそんな区分けをしたのか分かりませんが、そんな区分けは無しにしましょう、というのを改めて申し上げて、最初の言葉とさせていただきたいと思います。

【平澤】では、李先生、よろしくお願ひいたします。逐次通訳で、お願ひします。

【李】今回、この研究集会では「自然的文化財」という用語が使われていて、そして、韓国では「自然文化財」という言葉が使われています。我々にとっても、このような「自然文化財」という言葉が一般化されているわけではなく、どちらかというところ「自然遺産」という言葉が一般化されていると言えるでしょう。

しかし、その「自然文化財」という言葉は、無理矢理といいますか、いわば、窮地にあつてつくり出した言葉ということが出来ます。ですから、いま議論の対象としている名勝や天然記念物をまとめて呼ぶ場合には、どちらかというところ「自然遺産」という用語が相応しいのではないかとお願ひしています。

「文化財」(Cultural Property)という用語は、国際的には、1970年の「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」のときに使われ始めたものだと思います。その次に、1972年の世界遺産条約において、そのPropertyという用語に代わって、Heritageという用語が採用されました。そのときに初めて「遺産」(Heritage)という用語が一般化されたわけですが、その「遺産」という言葉が世界的に通用するようになって以降、「Property」という言葉がだんだん使われなくなるんですね。韓国では、いま、このような国際的な趨勢に合わせて、国内の「文化財」ということを「国家遺産」という用語で表現するようになっていきます。

各省庁において重複して指定などがあるというお話がありました。それに対する質問への答えは後ほど申し上げることにいたします。



【平澤】ありがとうございます。つぎに、張さん、お願ひいたします。

【張】いま、この研究集会のテーマが「自然的文化財」ということですが、これに対応することとして、韓国では「自然文化財」という用語を使っています。でも、私は、最初、とても変な用語だなと思ったわけですが、先ほどお話ししたような研究に取り組むようになりました。政策的なことについてはあまり深く考えずに、こういう用語もあるのかなというくらいに思っていました。

しかし、いまでは、「自然文化財」とはどういうことかということをしつかりと考えるてはいけないというふうに、この研究集会でも取り扱っているわけですが。私は、「村の森」の研究を通じまして、「自然的文化財」が、人と自然が非常に密接な関係にあるということ、自然が私たちの文化に優先して存在しているということ、非常に強く感じるようになりました。その「村の森」という森を維持するためには、自然環境や生態系の維持というものが優先されるわけで、自然を優先視してもおかしくないのだということ、私はこの「村の森」の研究などを通じて知るようになったのです。

【平澤】ありがとうございます。松井さん、お願ひいたします。

【松井】豊岡市では、今回ご紹介した特別天然記念物のコウノトリとオオサンショウウオ、そして天然記念物の玄武洞などがジオパークの素材として取り扱われ、また、市の戦略、地域活性化の材料として使われてきたということが、既に先行してありました。

文化財の立場では、それらをきちんと性格づけをするという立場で仕事をしています。

一般の人にとっては、こういった天然記念物や名勝などは、そういう分野を分けて考えるのではなく、おもしろいもの、興味のあるもの、楽しいものということで注目するわけです。言い換えると、人々はそういう自分の身の回りにある自然や文化を学び親しみ、そして、楽し



むという手段をとっているわけで、その手助けや、市民が活用しやすいように行政が手助けするというかたちで、豊岡市の場合は、どちらかという、あとから教育委員会が意義付けしていくという感じだと思います。でもこれは、ほかの市町村などでもそういう方向になっていくだろうという感想を持ちました。今回、私をここに呼んでいただいたのは、こと、そういったものに乗っかって楽しんでいるまちが、どのようにやっているのかということを発表するためなのだろうと思います。ですから、「自然的文化財」という言葉には、身近に存在しているものが含まれていると思いますし、天然記念物や名勝などは、まず見て、学んで、それに親しんで、活用していくということが大事なんじゃないかなと思います。

【平澤】 ありがとうございます。竹之内さん、お願いいたします。

【竹之内】 私は文化振興課の職員なのですが、あまり文化財について深く考えることはなくて、少しお恥ずかしいところですが、きのう、きょうといろいろ勉強させていただくことができて、大変有意義でした。若干の感想ということで、コメントいたします。

まず、「文化財」には、単独の価値というのは必ずありますよね。動物、植物、地質鉱物とかですね。そうした単独の価値はあるのですが、その相互関係の中での価値というのも、確実にあると思うんです。私は、そういうものが重要だなと思っています。

まさに、ジオパークは、そういった考えでもありますので。ただ、では、実際どうやってそれらを評価していくのか、ということも少し気になっていて、文化財の場合は、文化財保護審議委員の方々がいろいろ評価していただいていますけれども、糸魚川市の場合、いまの審議委員の構成を考えると、そういう限られた分野の専門家の方々はたくさんいるわけですが、では、そういう相互関係の中に見出される価値、言い換えれば、学際的な価値というものはどのように認めるのかということになると、専門家を増やすよりは、そういう相互論的な価値の



発想を持った審議委員を増やしていかなくてはいけないのかなといったことを感じた次第です。

【平澤】 ありがとうございます。

1つ、私も補足をしたいと思いますが、桂さんがおっしゃったみたいに私もこのタイトルには相当違和感を持っています。私は、例えば指定された史跡、名勝、天然記念物に代表される「記念物」というのは、文化財ということの中で、桂さんがおっしゃるような自然的なものも文化的なものも全部含めて一体的に考えるべきだという点で、桂さんと立場を同じくしていることを一応ここでお断りしたいと思います。

ただ、冒頭の趣旨説明のときにもお話いたしました。が、一般に「文化財」というと、人工的につくられたものを中心としたイメージがあるようですから、今回、この研究集会を開催するに当たって、文化財における自然的な側面、その自然的な要素に重点を置いて検討すること。これを表題に表そうと考えた時に、韓国の国立文化財研究所においては「自然文化財研究室」（※この場合の「室」は、日本において「部」のイメージに近い。）という部局があるということでしたので、「文化財」に「自然」という言葉を付したほうが、ご参加いただく皆さまには、誤解無くお伝えできるかと思ったところで、「自然的文化財」とさせていただいた次第であります。もっとも、先ほどの李先生や張さんからのお話では、韓国においても実際には違和感があるとのことでしたし、私のほうで、これを英語で表現することを考えた場合、Natural Heritage as Cultural Propertiesとしてみて、果たして、これはどういった印象を受けるのかという気もしています。

それから、いま、李先生がおっしゃった「文化財」の言葉の定義の関係で条約を取り上げられたことに関連して、昨年の研究集会報告書の76ページと77ページにわたってお示ししてありますけれども、先生のおっしゃった条約に先んじて1964年に関連する勸告（「文化財の不法な輸出、輸入及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に



関する韓国)をユネスコが出していて、また、1968年の勧告(「公的又は私的の工事によって危険に晒される文化財の保存に関する勧告)などにおいて、それぞれの勧告の目的上、「文化財」(cultural property)ということ定義しています。さらに、世界遺産条約の対象とする遺産についてはお配りした参考資料の一番後ろに載っているように、それぞれ勧告なり条約の目的に応じて、これまで何回となく議論されて、整理されてきたというのがあります。

ご参考までに補足いたしました。

さて、最初に亀山先生がおっしゃいましたように、日本では例えば、国立公園と天然記念物や名勝が重複して指定されていたりとか、同じ文化財の中でも重要文化財と名勝が重なっていたりとか、いろいろなケースが普通にあるわけですね。

韓国では、その辺について、どういった考え方でいらっしゃるのかをまず、改めて教えていただければと思います。李先生、よろしくお願ひします。

【李】韓国での実情からすると、できるならば避けるほうがよいと考えております。しかしながら、私の説明は若干言葉が足りなかったようにも思いますので、補足いたします。

重複ということに関して、特に避けるようにしているのは、例えば、絶滅危惧種、すなわち、野生動植物に限る内容となっています。実際に、国立公園の指定を受けている区域の中にも、自然文化財として、天然記念物や名勝が同じように指定されているものもあります。日本でも一元化すべきという論議があったと聞いておりますけれども、韓国においては、やはり国立公園の中の一部、その内容は文化財庁が管轄するべきではないかという論議もあります。また、重ねて申し上げますけれども、史

跡や名勝、天然記念物に関して、多くがこの国立公園に含まれています。ですので、先ほど申したように野生動物植物、絶滅危惧種にのみ限り重複を避ける傾向にあるということ申し上げます。

さらに、環境部——日本でいう環境省ですけれども——と文化財庁とが連携をとっている事例もあります。国立公園内で文化財管理を文化財庁が担当する協定を結ぶような事例もありますし、国立公園内は環境部が所管するわけですが、経費的な支援を文化財庁に対して要請をするような事例もあります。このような事項については、現在、文化財庁でも検討を進めているところです。

【平澤】ありがとうございます。

■「自然的文化財」の把握と評価

【平澤】ひと通り先生方からコメントをいただきましたので、ここからは、質問票に沿って議論を進めたいと思います。

ご質問いただいたことについては、4つの枠組みで討論していきたいと思ひます。

最初は、「自然的文化財」の「把握と評価」ということ、つぎに「調査研究と保護対策」、それから、「活用」の関係、そして、「管理、運営等の体制」について、という4つの柱の下に、これから議論を進めてまいりたいと思ひます。

まず、1つ目の質問ですけれども、長野県教育委員会の遠藤さんからいただいています。質問を読み上げますと、「今回のご趣旨もそれぞれのご講演も興味深く受け止めました。その上で少し名勝的な文化財に寄せて質問します。自然的要素の強い名勝候補の掘り起こしなどでは、しばしば『名勝(景観)は難しい』という声が市町村の担当者からも寄せられています。このようなときに

『文化財のストーリー』の考え方でアドバイスしても、もう1つ反応が鈍い場合が多く見られます」ということです。これに、「(現場で一緒にやっているともう少しこの部分は改善できるのではないか)」という括弧書きがついています。

そして、「これは、事象の関係性におもしろさがある天然記念物や文化的景観に比べて、名所や霊場の景観では因果関係などをデータで示しにくいことなどが原因かと考えます。そこで、『自然景観の中の文化財』や『文化財としての自然景観(景観の認知)』の見出し方や切り取り方について、もう少しご示唆をお願いします」ということです。

長野県の遠藤さんは、補足で何かございますか。いらっしゃいますよね。このご質問に関して何か補足をいただけますか。

【遠藤】 先生方、大変興味深いお話をいただきましてまことにありがとうございます。まさかこんなコメントなどという返し技があると思いませんでしたので、いまここで、逆に質問票に書かせていただいたことに関連して、最近経験した事例を簡単にお話ししてアドバイスをいただければ助かります。

亀山先生のご講演の前半の方にありましたように、長野県は非常に山岳景観が豊かなところです。非常に切り立った山が多いのですが、長野県の真ん中あたりにおまんじゅうを真っ二つに切ったような、少し変わった「ひじりやま聖山」という山がございまして、その断面が南に向いているとお話を聞いていただきたいのですが、この山のふもとに福満寺というお寺さんがありまして、そこには2件5軀に及ぶ平安期の重要文化財の仏像があります。指定されているのは実はそれだけなのですが、この福満寺さん、よく見ますと参道が正面に数百メートル、それから、背後の山の中にも同じぐらい一直線に上っているようでして、その背後の山の中には、どうもお寺の遺構があるようです。「ようす」というのは、私はまだ現地を踏んでないので、この雪が解けたら行こうと思っていますが、そういうところでした、どうもこの直線の参道の周辺の地番や地名を見ると、相当な、「宗教都市」といってもいいものが埋もれていたようなところがございまして。

その名勝の調査というのをやっている中で、当該の「麻績村」というところなのですが、村の方があれどうしようという感じでご質問されたものですから、いまのような要素がいろいろあるのではという話をしまして、面白いじゃないですかという話をしましたら、確かにそうですねとは言ってくださいだったので、はたと自



分で気がついたのは、そういうお話をしていく中で、自分自身が「聖山」という景観そのものについてきちんと具体的に語れていないなと思って、特に芸術上、観賞上の価値という意味の主観的な景観の部分なのですが、そういうところをうまく語れていないなと自分で気がつきまして、そこに含まれる文化財群だけではなくて、自然景観というものをもう少し上手く分析的に提示できないのかなということも迷っております。

【平澤】 わかりました。これは、いわば文化財をどのように把握するか、理解するかというお話ですけれども、亀山先生、その辺はいかがでしょうか。

【亀山】 いまのような話が最近だんだん多くなってきて、いままでは自然の文化財というのは、見てわかるものが多かったですね。視認性があって、しかも、見るとただで感動するようなものが多かったのですが、最近はそうでもなくて、いまおっしゃられたようなものが大事なものとして見られるようになってきているなというのは感じています。そういうときに、やはり、要は、歴史的な背景だったり、自然的な背景だったりするのですが、その「背景」がわかると初めてそのものの持っている価値がわかるような、最近、そういうものと結構いろいろなところで出会うことがあります。これは、やはり、そのことをきちんと皆さんにわかってもらうと、ものすごくよいものだということが理解されるわけですから、そこはとても大事なことになっているという気がしています。

少し話が違うかも知れませんが、私の友人が動物園の飼育課長であったときに、その飼育課長と動物園をまわらせてもらって、ものすごくおもしろかったですね。というのは、飼育をしている人が動物の話をしてくれると、動物の1つ1つの行動の意味がみんなわかるんです。だから、動物園がものすごくおもしろいのです。普通に動物園に行くと、私なんかはそういうことが大してわかんないのですよね。シロクマがいたということはわ



かるのですけれども、それ以上の意味が全然わからないのです。でも、動物の行動というのは1つ1つすべてに意味があって、そこをちゃんと教えてくれる人とまわると、とてもおもしろいのですね。要は、そういう対象に対して、しっかりそれを見て、紐解いてくれるような人がいたり、ものがあつたりすれば、ものの見え方が随分違ってくると思うのです。やはり、これからの時代は、そここのところに力を入れて取り組んでいくことが大切だと思っております。あまり答えにはなっていないのですけれども……。

【平澤】 ありがとうございます。いまの先生のお話からすると、まず遠藤さんなり、ほかの誰かなりが、いわゆる「インタープリター」の1人になって、そこにある遺産の内容や魅力を紐解いて、村の人々に伝えていくというのが大事なのかなと思えました。

いまの件に関して、どなたか追加してコメントございますか。

では、桂さん、お願いします。

【桂】 「ものの見方」がだんだんグレードアップしてきたことのあることによって生じてきた悩みみたいなので、私はとてもうれしい質問と感じました。そして、そういうことに悩むこと自体が、いままでの文化財の見方とか保存の仕方よりもワンランク上がることを示唆してくれているようで、とてもうれしいなという感想を持ちました。

【平澤】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。いまの遠藤さんからのご質問からは、文化財をどういうふうにするかを理解して、それを伝えるかということの視点の重要性に関することについてコメントいただきました。

つぎに、どうやって把握して、どういうふうにするかという1つ目の柱と2つ目の柱にまたがったようなご質問を、こんどは、富山県の魚津市教育委員会の高山さんからいただいています。



高山さんからの質問には大きく2つの柱がありますので、1つずつ読み上げたいと思います。

まず1つめは、「生物多様性の立場からレッドデータブックに掲載する種の選定にかかわっているが、生息地を公表すると採集される危険性が高く、非公表のものも多い。天然記念物指定で保護することもできると思うが、あまり種が増えることも問題かと思う。レッドデータブックの種から天然記念物に指定する際に何を重要視すればよいのか教えてほしい」ということです。

それから、もう1つは、「魚津市ではジオパーク認定でまちおこしができないかとの動きがある。これから地域の資源の洗い出しからはじめる予定であるが、豊岡市や糸魚川市においては、申請にあたってまず何から着手したかについて教えてほしい」とのことです。

レッドデータブックの関係については、亀山先生と桂さんと、それから松井さんと李先生からコメントをいただければと思います。どうしますか、桂さんからですか。亀山先生からでしょうか。それでは、桂さんから。

【桂】 「絶滅危惧種」というのは、環境省さんの目玉となる所管事項のひとつで、いわゆる「レッドデータブック」に掲載された野生生物種のことをいいます。この枠組みにおいて、要件が整ったものについては、「種の保存法」[絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律；平成4年(1992)6月5日法律第75号]の下に措置が講じられる仕組みがあります。環境省(2001-)、環境庁(1971-2001)が設置される以前は、そういったことも天然記念物が背負っていたということです。

このようなことは、韓国でも同じような状況だったと思います。時代や社会の変遷の中で、天然記念物はそういった性格も帯びていった事実があります。ご指摘のように、天然記念物に指定されると、何か却って世に知られてしまっていて、その生息が危うくなるのではないかとのご心配の声も、伝統的によく聞かれてきた声です。これに対して、天然記念物が取り組むスタンスとし



ては、この節、情報については非常に汎濫していますから、天然記念物に指定しようがしまいが、絶滅の危機に瀕した野生生物を採取しようとする人にとっては、そういう情報にアクセスするのは容易なこととなっているので、むしろ指定することによって、その保護の重要性を明らかにして、監視の目を強めるという効果のほうに期待しようという方向に切りかえております。

【平澤】 ありがとうございます。

ここで、魚津市の高山さんに一言、ご質問の補足をいただきたいと思います。高山さんから、2つの柱の質問、両方について、よろしく願います。

【高山】 まず、前段の絶滅危惧種の話ですが、ちょうど10年前に、富山県においてはレッドリストを一度作成しております。しかし、そのレッドリストを参照して絶滅危惧種の生息地として確認されていた場所に行きますと、この10年間にかなり状況が変わっているという実態があるので、現状に合わせていま改訂を行っているところです。確かに、いま、桂先生からのお話にありましたように、公表することによって、ある程度の保護がかけられるということなど、いろいろあるかと思えます。ただ、その点では、私どもの仲間の中では、蝶を専門とする人たちが乱獲にあって一番よく失敗をしているところです。私の専門の軟体動物は、比較的保護されていますが、それ以外のものは、どちらかというと、ちょっとなおざりにされているなど感じています。

いま少し気になっている種があります。シジミです。シジミは食文化のほうにとっても関わりの深い種ですが、外来種のシジミとの交雑が起り、在来のシジミがいなくなってきました。シジミのレベルのものを天然記念物に指定するというのもなかなか難しいと思いますので、レッドリストとして選定する私どもの仕事かなと思っています。公開ということも含めて、絶滅の危機にある、しかし、あまりにも一般的な種というものをどういうふうに扱っていけばいいのかを、自然的文化財とい

う視点からどう考えられるのかと思って、1つご質問させていただいたわけです。

それともう1つ、第2点目のジオパークに関しましては、以前、竹之内さんに一度お伺いして聞いたこともありますが、魚津市議会の中でジオパークというものを持っていたらどうかという質問がございました。議会ですとあまり不義もできませんから、いろいろと考えているところです。その中で、ジオパークの認定に向けて、どういう取り掛かりをすればいいかというのが、分からなかったものですから、この機会に教えていただければと思いました。

【平澤】 わかりました。それでは、1つ目について、続いて、亀山先生のほうから、コメントをお願いします。

【亀山】 私もレッドデータブックに載るような種というのは、あまり文化財に馴染まないという感じはしますね。そこは、あっさり切り分けたほうがよいのではないかという気はしております。1つには、やはり、「文化財」というのは人とかかわりで常に考えるべきだろうと思うので、ほんとうにだれも見ることがないものや、山の中にポツンとあるものが、果たして文化財なのかと考えたときに、あまり人との関係で文化財として論じにくいものですから、それはもう環境行政などの範囲ではないかと思っております。

最近、私は、長野県の長野市で「大切にしたい長野市の自然」というのを、ミレニアム事業というので10年前からやってきたのですけれども、これは、絶滅危惧ではなくて、でも、比較的少なくなってきており、みんなが大事だと思うような動物、植物をリストアップして、それを大事にしようとしています。それから、場所に関しても、この場所は大事なものがいっぱいあるから大事にしようというような考え方でやっています。それは文化財として意識しているわけではないのですけれども、むしろ、ほんとうに絶滅危惧というようなものではなくて、もうワンランク下のものでもいま大事にしなければならないものがたくさんある、そんなふう思っております。

【平澤】 ありがとうございます。

松井さんのほうからはいかがでしょうか。

【松井】 豊岡市には、絶滅危惧種に指定されているアベサンショウウオの生息保護区があります。これは、高い山の上にあるのですが、その契機になったのは、名勝「旧大岡寺庭園」の整備中にアベサンショウウオが発見されたことでした。整備事業を実施するに当たって、その地域の調査をして、その指定区域を含んだ広い範囲にアベサンショウウオがいるということが分かりました。全国には、アベサンショウウオの保護区が2カ所あります



が、そのうちの1カ所として、去年、京丹後市にもう1カ所指定されました。そこは絶滅危惧種の生息保護区と名勝庭園の保護とが重複しています。

アベサンショウウオについては、天然記念物には指定されておられません。人里離れた山の上にあるということもありますし、保護の立場からいうと旧大岡寺庭園の見回りでなんとかカバーできるのではないかと、また、旧大岡寺庭園の案内看板にはアベサンショウウオの生息保護区であるということは明示していませんし、アベサンショウウオ自体は全長12センチメートルくらいの小さな小型のサンショウウオで、ふだんは落ち葉の下のように棲んでいますので、なかなか素人では見つけにくいということがあります。困っているのはイノシシによる被害です。イノシシがその一帯を荒らし回っていて、もしかするとアベサンショウウオも食べられているのではないかとこの危惧も持っています。電気柵を仕掛けていますが、なかなか広大な範囲ですので、悩みの種のひとつです。そういうことからして、文化財の範疇とは分けて考えて管理しています。

【平澤】 ありがとうございます。

そういたしましたら、韓国のレッドデータブックに掲載の野生生物種と文化財の関係について、李先生からお願いいたします。

【李】 レッドデータブックについては、韓国においても、動植物に関しては環境部（※日本における環境省に相当する政府組織）が担当しております。これに関しては、文化財とは全く関連がないというふうになっておりますし、私個人から考えますと、このレッドデータブックに登録されるものがなければいほど環境的にはよいのではないかと考えています。そして、この天然記念物指定とレッドデータブックへの登載、いわゆる絶滅危惧種の指定はまったく別物であるという考えであります。

この絶滅危惧種というのは、数によって判断をするわけですが、絶滅に瀕しているのかいないのかというのが判



断の基準になるわけですが、天然記念物に関しては、人間に対して文化的感動を与えるのか、もしくは、その生物学的な感動を与えるのかというのが指定の尺度にもなります。ですので、文化財庁の立場としては、絶滅危惧種と天然記念物とは重複することはないという考えの立場にあるわけです。また、絶滅危惧種については、例えば、数が増えればレッドデータブックから解除の対象となりますけれども、その絶滅危惧という観点から解除になったとしても、文化財庁における天然記念物は判断の基準が違いますので、解除する対象にならないわけです。

以前、この動植物に関する指定については、文化財の指定をしながら絶滅危惧種としても指定するという重複した状況もありましたけれども、現状としては、できるならば文化財の価値があるものは指定するけれども、絶滅危惧種であるといった尺度をもって指定するといった傾向にはないわけです。

【平澤】 よろしいですか。ありがとうございました。

どうぞ、桂さん、お願いします。

【桂】 日本の天然記念物も全く同じスタンスです。ですから、数の多い少ないは、文化財としての天然記念物の評価軸にはないということです。多かろうが少なかろうが文化財として価値を見出せば指定をする、それだけのことであって、絶滅危惧とは別の観点というスタンスでいきたいと思っています。そういう意味では李さんと全く同感です。

【平澤】 ありがとうございます。絶滅危惧種のことについては、これくらいにさせていただきます。

2つ目のジオパークの件に関しては、李先生も非常に関心を持たれていらして、先ほどの事前打合せでのご質問をもう1度していただいて、竹之内さんからコメントいただき、そして、山陰海岸ジオパークにおける豊岡の関わりについて松井さんにもしていただくことで、お願いしたいと思います。

李先生お願いします。

【李】 現在、韓国においてもジオパークということが話題となっています。大変さまざまな場所で論議されています。そういった状況にあるわけですが、本日お伺いしたジオパークに関してですが、ジオパークの運営組織というのはどういったものなのか、また、その組織、日本ジオパーク、もしくは世界ジオパークの認定を受けるにあたって、どのような申請を行い、認定に至るのかといったことを教えていただければと思います。

【平澤】 そういたしましたら、竹之内さんから、まず「ジオパーク」の概説というか、補足をお願いします。

【竹之内】 ジオパークにおいて、どこが主体かということで、よろしかったですね。

【平澤】 そうですね。認定されるまでの道のりというか、そういう内容も含めて、補足していただければと思います。

【竹之内】 糸魚川ジオパークの場合は、1市でやっているジオパークです。どこが主体かというのは、「糸魚川ジオパーク協議会」というのがあります。それがジオパークを代表する組織になっています。

その協議会には、いろいろな組織が参加しています。まず、糸魚川市の行政、それから、商工会議所とか、農協（農業協同組合）とか漁協（漁業協同組合）とか、あと学校とか地域の代表とか、あるいは県とかですね。そういういろいろな組織が参加して、運営組織としての「ジオパーク協議会」を構成しております。そこで、総会を開いて年間の方針、予算などを含めて決定しているということになっております。

これが、1点目でよろしいですか。

【平澤】 はい。つぎに、2点目については、高山さんからのご質問も含めて、糸魚川市においてジオパークの取組を進めて行く上で、何から着手されたのかとか、その流れとか、そういうことをお願いいたします。

【竹之内】 高山さんの質問に関しては、先ほどの私の報告の中でお話しした「ジオパークの3要素」ということをよく把握することが重要だと言えます。



まず、「大地の要素」というのが一番大事なんです。地形とか地質の要素が無いと、従来の自然公園や歴史公園と変わらないので、「大地」をしっかり位置づけて、それと上部構造、動植物とか、歴史・伝統・文化のかかわりを示すという、それが「ジオパーク」なので、とりあえず魚津市さんとしては、いわゆる狭義の地形・地質のデータを検証して、どういう意味があるのか、例えば、地元の大学、富山大学さんとか一緒に検討して、こういった「大地」の特徴があるのかを、まず明らかにすること、それが先決だと思います。

それと並行して、「文化財」については蓄積があるので、それと大地とのかかわりを科学的に吟味して、着目すべき因果関係があれば、それをジオパークのネタとして使っていく、そういった作業ですね。その上で、観光客にめぐってもらうための仕組みを検討するために、そういった素材について、ある程度ラフなゾーニングをするというのがとりあえずの作業かなと思います。

あともう1点は、ジオパークというのは「マネジメント」そのものなので、魚津市さんのあるところに、例えば、ジオパーク推進室とかジオパーク推進係みたいなそういった事務局になるような組織をまずつくって、予算づけを行ったり、あるいは人を動かしたりするような算段をとっていくことが、最初の段階で取り組むべきことかなと思います。

よろしいですかね。あとは、その日本ジオパークの仕組みについてですか。

【平澤】 そうですね。李先生からのご質問の延長で言えば、そういうことになりますね。日本ジオパークとして認定を受けるのと、それから世界ジオパークの認定を受けるという、それらのステップについてお願いします。

【竹之内】 まず、日本にはジオパークに2つの格付があって、「世界ジオパーク」とそれを支える「日本ジオパーク」があります。「世界ジオパーク」になるためには、最初に「日本ジオパーク」にならないといけないんです。その評価をするのが「日本ジオパーク委員会」という、主にアカデミックな人々から成る評価組織があって、そ



ここに審査をしてもらって合格すれば、「日本ジオパーク」になります。

さらに「世界ジオパーク」への認定に申請する場合は、もう一度「日本ジオパーク委員会」に、これで「世界ジオパーク」に申請したいんですけどもいいですかというお伺いを立てて、同様に書類審査と現地審査で合格すれば「世界ジオパーク」に申請していいということになります。そして、最終的に「世界ジオパーク」認定の審査を受けて合格すれば、晴れて「世界ジオパーク」に……といった手続きを踏む流れとなります。

【平澤】 さらに、補足でコメントいただきたいのですが、その「世界ジオパーク」の認定をする組織は、どういう組織になるのでしょうか。

【竹之内】 「世界ジオパーク」は、「世界ジオパークネットワーク (Global Geopark Network)」という組織が推進しています。この「世界ジオパークネットワーク」というのは、「世界ジオパーク」になった地域が参加してそういう組織をつくっています。「世界ジオパークネットワーク」の事務局は、パリのユネスコ本部にあります。

【平澤】 私も細かいことをきちんと理解していない部分がありますけれども、例えば世界遺産との比較で言えば、「世界遺産」の場合は、ユネスコの中に「世界遺産センター」という世界遺産委員会の事務局があるんですけども、「世界ジオパークネットワーク」の場合は、最初は世界遺産のような、やはりユネスコに事務局を置いてというところで検討されたようですけども、結局、現在は、ユネスコがそれにサポートするというかたちを取っていると聞いています。申請書類はユネスコではなく、世界ジオパークネットワークの事務局に提出されると理解しております。

【竹之内】 世界ジオパークの調査自体は、「世界ジオパークネットワーク」自身がやります。世界ジオパークから、2名の専門家が派遣されて、それで4泊5日ぐらいの現地調査をやって、それで評価します。

【平澤】 その認定については、どうでしょう。ユネスコが認定するというのでしょうか。

【竹之内】 「世界ジオパーク」は、ユネスコの正式なプログラムじゃないんですよ。

【平澤】 ないですよ。

【竹之内】 ユネスコは、「支援する」というスタンスに留まっているので、「ユネスコの世界ジオパーク」という言い方ではなく、「ユネスコが支援する世界ジオパーク」という言い方をしています。

【平澤】 そうすると、主体は、世界ジオパークネットワークに加盟したそれぞれのジオパークのメンバーから

成っていて、全体のネットワークを維持するということですね。

【竹之内】 そうです。

【平澤】 横の繋がりから出来ている組織なんですね。

【竹之内】 そういうことですね。

【平澤】 ありがとうございます。

そうしたら、松井さんのほうからも豊岡市でのジオパーク関係の話をお願いします。

【松井】 山陰海岸ジオパークは、京都府と兵庫県と鳥取県の3市3町にまたがった広いエリアのジオパークです。その協議会の事務局は、それぞれの府県にあって、年に1回、関係自治体の首長が集まって意見を交換しています。現在、その協議会の委員長は、豊岡市長です。

山陰海岸ジオパークの場合にも、竹之内さんがお話しされた3つの要素がもちろんあるのですが、ここは「山陰海岸国立公園」のエリアに重なっています。一方、兵庫県内の海岸域には、国の天然記念物や名勝がかなりの数で指定されていて、奇岩から成る海岸線が続いています。そういう要素を組み込んだことも基本としてありました。先ほどの報告の中でも申し上げましたが、「世界ジオパーク」で委員の方が豊岡への現地調査に来られたときに一番インパクトを与えたのは、コウノトリに対する取組でした。つまり、水鳥などが集まる場所が、沿岸線から少し入ったところまで、玄武洞から豊岡盆地にまで広がっているのだという、自然環境が、人の暮らしの中に溶け込んでいるということなどが評価されたと聞いています。

そういうことを含めて、コウノトリなども人々の暮らしの中で市民権を得ているということが評価されたということです。「山陰海岸ジオパーク」の認定では、少し足踏みがありましたけれども、最終的には、そういった取組が、「世界ジオパーク」の認定に大きく影響を与えたのだと思います。

大変なのは、決まった後は4年に1度審査がある中で、糸魚川市のように1つの自治体で対応していくことが難しいということがあります。3つの県、6つの市町が意思の疎通を図っていく必要があるので、それぞれの温度差がどうしてもありますから、それをいかに調整し、持続させていけばいいのか、という課題があると考えています。

【平澤】 はい。ありがとうございます。

李先生、何か補足してご質問されたいことはございませんか。

【李】 特にございません。

【平澤】 ありがとうございます。

■「自然的文化財」の調査研究と保護対策

【平澤】 つぎに、調査研究ということも含めて、保護の考え方、あるいは、それに関わる対策の関係の一連で、まず、奈文研の名誉研究員の高瀬さんから、先ほどの事前打合せの席でご質問いただいたことについて、コメントをお願いしたいと思います。

【高瀬】 奈文研のOBの高瀬と申します。私、今回のこのテーマ、「自然的文化財のマネジメント」というテーマを聞いて、真っ先に思い浮かんだのは、カモシカの食害問題でした。

カモシカは、特別天然記念物に指定して手厚い保護を図ったことによって数が増え、それによって各地でいろいろ食害が起こったということで、大分前から数をコントロールするために、はっきり言えば殺すということをやっているわけですね。ですから、文化財として動物を指定して、それに対して我々はどういう考え方で接していったらいいのかなというのは、私の中でよく理解できないところでした。

カモシカだけではなくて、最近はイノシシも増えているという話はよく聞きますし、シカも増えていると聞きます。こういう動物が増えていって、いろいろ我々の生活に被害が及んできているわけですが、その原因は何なのかということにも思いを到らせたいところです。そういうことに対して我々はどういうふうに基本的なスタンスで接していったらいいのかということについて、先生方のご意見をお聞きしたいと思います。

【平澤】 ありがとうございます。

これは、間接的には「絶滅危惧」とかということの裏返し、というか逆みたいな話のように思いますが、この点については、日本のことについて桂さんから、それから、韓国のことについて李先生からいただいて、もう一つ、亀山先生にもコメントをいただければと思います。

それでは、桂さん、お願いします。



【桂】 難しい問題ですよ。

「絶滅危惧」とも、ある意味絡むのかもしれませんが、きのう私がお話しさせていただいたスライドの中で、明治時代、あるいは産業革命以降、人口が爆発的に増えてきていることをお示しました。それによって、私たちがそれ以前とっていたような社会状況とか暮らしぶりが、その間ものすごく変化しているわけです。それ以前は、結構、カモシカ、サル、イノシシ、シカ、そういった野生鳥獣とはうまく折り合いをつけて、ある一線というものがあつたような気がしています。そういうものが崩れていって、簡単に言うと、人間のほうが動物のテリトリーに対して、どんどん都市のほうに撤退していったということが言えると思います。そういう中で、彼らはテリトリーを広げていって数を増やしてきた。なおかつ、その人間の側の最前線というのは、どんどん若い人たちが流出して都市へ行ってしまうと、動物に対抗する力が落ちてきている。その場所で暮らすような職もなくなってきている。そういう構造的なものが根本的であつての話だろうと思います。

そうはいっても、現実に天然記念物の動物が被害を与えているという問題があるので、役所の立場から言えば、カモシカについては、被害補償みたいな事業を補助金でやっていますし、下北半島ではサルの被害に対して柵をつくったり、追いかける犬の訓練をする費用であるとかいったものを支援したり、という作業を行ってきています。でも、根本的なことを言えば、日本の暮らしぶりの構造みたいなところから考え直さないと、抜本的には解決しない問題ではないかなというのが私の考えです。

【平澤】 ありがとうございます。

それでは、李先生、お願いします。

【李】 コメントの中で、先ほどイノシシの話がありましたけれども、韓国の場合は、イノシシは野生動物に入りますが、環境部が管理しております。環境部におきましては、このイノシシの被害などについては、最近、補償の規定ができました。





天然記念物に関しましては、これまでそういった補償の規定というものはありませんでした。被害自体があまり多くなかったためです。しかしながら、最近では、ワシミミズクとか、カワウソとかいう動物が増えてきておりまして、被害がだんだん増えてきております。ワシミミズクは養鶏場を襲って被害を及ぼしておりますし、カワウソは漁場を荒らしたりしています。

文化財庁におきましても、そういった被害に対する補償制度というものをつくる必要性がますます強く認識されておりまして、体系的に補償する制度の導入を考えております。

【平澤】 ありがとうございます。

亀山先生、お願いいたします。

【亀山】 少し違った観点からですが、私は「動物観研究会」という研究会をやっております。

これは、日本人が動物に対してどういう意識を持っているかということ調べている研究会です。実際には日本人ということに限らずに、いろいろな研究発表をいただいています。

これも「動物観」の問題ですが、カモシカは絶滅危惧種だったので、それを救う手段として特別天然記念物に指定したわけですね。そのときに、それによってカモシカは、言ってみれば「国宝」みたいなものにされてしまった。おかげで、だんだん増えていったという経過がありますが、そのことによって、カモシカに対する「動物観」が、国民の間に植えつけられたのですね。「これは大事な動物だ」ということになってしまった。

ほかの動物をも含めて全部共通して狩猟動物であったらよかったわけですが、そういう扱いをしてこなかったのですね。カモシカをこんなに増やしてしまっただけで、狩猟もさせてくれなくなってしまったのは、天然記念物に指定した行政がいけないとは言えないのですが、天然記念物に指定してしまっただけで、これを外そうとしてこ

なかったということによって、狩猟動物にならなかったのですね。

このような問題は、非常に重要なことだと思います。つまり、日本では明治以降ずっと、狩猟というものが肯定的に考えられるということが非常に少なかったのです。明治につくった狩猟法でも、最初に職業的猟師の問題と、それからもう1つ、遊猟というレクリエーションの狩猟という2つをつくったのです。

ところで、これは何のためにつくったかというところ、遊猟というのは、王侯貴族たちがやる非常に高級なレクリエーションなので、これを日本でも華族や皇族にやらせてもらって、欧米並みに日本も高級レクリエーションである「狩猟」をする一等国なんだというふうにして、つくったのに、あまり流行らなかったのですね。それで、途中で、遊猟についての取扱いはやめてしまうのです。そのあたりから、遊猟に対する考え方が徐々に消えてしまっただけで、つまり、ゲームハンティングという、狩猟するということは高級なレクリエーションだということから外されていくのですね。そのために狩猟者が増えないことになってしまったのです。

だから、そうやって「動物観」が形成されていって、結局ヨーロッパは野生動物が狩猟対象になっていますから、彼らはわりととって、よく食べていますけれども、日本ではそういう文化をかなり抑え込んでしまった。だから、もし考えることとしたら、やはり狩猟というものを、もう一度、肯定するような文化をつくっていかない限り、なかなかこの問題は解決できないのかなと、そんなふうには思っています。

【平澤】 ありがとうございます。

自然的文化財のうちでも、特に動物の話で、人間との直接的な関係において、人間の側の社会構造や生活環境の変化によって生じてきた問題ということの観点をいただけたかと思えます。



それでは、今度は、植物の話で、質問のほうに戻りたいと思います。

佐賀県武雄市教育委員会の草場さんからご質問いただいております。「巨樹・巨木の保存と活用について、現状の課題と対策などについてご教示いただきたい」ということですが、草場さんから、何か補足のコメントをいただければと思います。

【草場】 佐賀県武雄市の草場といます。私どもの武雄市には、国指定天然記念物「川古のクス」をはじめ、市指定天然記念物の2本の大クス（武雄の大楠、塚崎の大楠）がありまして、どれも樹齢2,000年から3,000年と推定されているものがあります。現在この3本の大クスの市内ウォーキングルートをつくったり、同じ九州内で、鹿児島県にある特別天然記念物「蒲生のクス」や、熊本県にある天然記念物「藤崎台クスノキ群」などといった、大クスを持つ近県の自治体と交流を進めたりしているところでございます。

おかげをもちまして、近年観光客が増えてきておりますけれども、観光客が増えてきたことによって逆に木の保護と申しますか、木の周辺、特に根元の部分に立ち入ったりするとかいう場面も見受けられるようになってきました。全国的にこういう巨樹・巨木があるところは多々あると思うのですが、同じようなケースがあれば教えていただきたいということがひとつです。それから、観光資源としての活用の仕方と文化財としての保護を図る上で、現状の対策と今後の展望と申しますか、今後の課題などを教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

【平澤】 ありがとうございます。

これは、調査研究と保護対策に関する総括的な話でもあります。日本のことについては桂さんから、それから、韓国のことについて李先生からいただいて、そして、先ほどのプレゼンテーションの事例としては、植物関係のことを張さんからお話いただきましたので、張さんから

もコメントをいただければと思います。

それでは、桂さんから、お願いします。

【桂】 国の天然記念物は、大ざっぱに言うと1,000件くらい指定されていて、そのうちの半分が植物関係です。さらに、その植物関係の半分がこの巨樹・巨木のたぐいです。ですから、天然記念物の4分の1は巨樹・巨木です。ですから、そういう意味では一番地域で大切に思われているような存在の天然記念物です。当然、巨樹ですし、巨木であるということは年とった木なので、いろいろと傷みが出ている。具合の悪いことも多くて、私どもも毎年補助事業といって補助金を出して修理など、いろいろな案件を取り扱っていますけれども、その事業として一番多いのもこの巨樹・巨木のたぐいです。

そういう意味である程度、ご質問いただいたようなケースに対する手当てのノウハウは蓄積しています。クスノキは九州では一番シンボリックな木ですし、大きな木も多いので、種類もたくさんあります。佐賀県や熊本県、鹿児島県のほか、福岡県においても、私どものほうでたくさん事業をやらせていただいていますので、そういうところで技術的な蓄積は、随分聞いていただけたところがあるのではないかなと思います。

大まかな話をすれば、大体枝を張っている範囲が根回りぐらいのイメージですから、その範囲にはあまり人が立ち入らないような仕掛けをつくってあげるといいだろうというのがあります。あと、時々踏み固められたところをやわらかくしてあげて、少し栄養補給してあげるとか。あと、いろいろな病気にかかっているとか、そういうことの対策をしてあげるとかいうことを考えてあげるのがいいだろうと思います。あとは、いま、数千年の歴史とおっしゃいましたけれども、数千年とまでいかなくとも数百年ぐらいの歴史は、たぶん、優に持っていて、その間にその地域で起こったいろいろなストーリーと絡み合っているような木であるに違いないと思いますので、そういったことも大切にして皆さんにお伝えした上で、その木をその地域のシンボル、ランドマークとして維持されるような方法がいいのかなと考えています。

【平澤】 ありがとうございます。

李先生のほうからは、いかがでしょうか。

【李】 武雄市には大きなクスノキが3本あるということで、1,000年以上の樹齢を持つということですが、相当大きな木ではないかと思えます。韓国にも同様の大きな木がありますけれども、先ほどのお話を伺いますと、保存面、それと観光面、それが衝突するといいたまいますか、それが相まみえて問題を生じることもあるのだということをお伺いしました。

韓国においては、これまで天然記念物の巨木とかいったものに対しては、規制する側面が強かったんです。どのようにしたかといいますと、木の周りを柵で囲んで、観光客はその外側から木を見つめるというような規制を一時期やっておりました。しかし、そういう規制のやり方にしてしまうと、問題点が発生してしまうわけです。すなわち、天然記念物とその地域の住民が分離されてしまうという状況になったわけです。

それで、この分離現象を解決するためにさまざまな方法を考えました。最近においては、その木の根の幹に近い部分を何とか活用すべく、デッキのようなものをつくって上がれるようにするような、台をつくるような形、つまりは、住民に巨木に戻すというような措置を考える方向になっています。それも難しいといった場合には、柵を低く設置して、その近くに四阿のようなものをつくってそこから見るような、いわゆる便益施設といえましょうか、そういう建物をつくって、観光客なり地元住民なりが活用できるような施設づくりを行っています。住民にとってのその存在が、天然記念物という文化財に指定されることで天然記念物と住民が離れることがないように関心を持って進めている状況です。関心がなくならないようにやっております。

返事になりましたでしょうか。

【平澤】 どうもありがとうございます。天然記念物と地域との繋がりを大切にするととても重要な、踏み込んだお答えをいただきました。

そうしましたら、報告でも最もこの方面に関する分野のお話をいただきました張さんのほうからお願いします。

【張】 先ほどの発表で、古い木に穴ができていたときに外科手術でそれを埋めるという話をしましたけれども、これまでは、文化財庁のほうで木1つ1つを非常に重要視していたため、そういう方法をとったんですけれども、現在では2つの方法があります。つまり、それが1本の単独の木である場合、そして、森に群生している場合とで違う扱い方をしています。

林である場合は、環境的、生態学的、そして、動物たちの生息場であるという特徴を生かすために、そういっ



た特徴があるので生物が生きられる環境をそのまま残すために穴を埋めたりはしません。単独の木の場合は、村を守る神木の役割を果たしている場合があって、長い場合には600年、700年にわたって村を守護してきた木もあるわけです。そういった単独の木の場合には、生態学的、そして、自然科学的な関係というよりも、人との関係というものが大きくなります。神木として祭祀を行ったりする、そうした文化的な背景のほうが大きいため、その木を長く保存するために空洞があれば埋めるといった外科的な手術もしているわけです。

外科手術に関連しましては、文化財庁のほうから要請ということもありましたので、過去20年間にわたって協力を続けてきました。樹木医という人たちが、木の外科手術をすることになりますけれども、その木の外科手術の技術といったものを長く伝えるために人材の育成、教育に取り組んできました。

【平澤】 どうもありがとうございます。

いまの件に関して、何かコメントがある先生方いらっしゃいますか。よろしいですか。

ありがとうございます。

少し私のほうで時間を結構悠長に使ってしまったので、残りあと30分しかないんですが、引き続き、いただいた質問について、1つは「活用」の観点と、もう1つは「体制」のことで、あとそれぞれ1件と2件、ありますので、それらに関するご検討を引き続きお伺いしたいと思います。

■「自然的文化財」の活用

【平澤】 4つ目のご質問ですが、これは桂さんということでご指名いただいたもので、「野島断層玉ねぎパイについて、ご見解を伺えますか」とあります。桂さんのご講演の中でもひととお話いただきましたことで、そこにさらに突っ込んでということだと思いますけれども、市原さん、補足のコメントお願いできますか。





【市原】 まったくの素人なので、それを前提にお聞きいただきたいんですが、昨日桂さんから話がありまして、きょう、また、ほかの方からの話を聞きまして、私なりに、やはり現在の私どもが生きておる「なりわい(生業)」と文化財との関係、これが非常に重要じゃないかと思っています。

先ほど、また桂さんから、抜本的な対策が必要だという問題提起をされたのですが、素人の私としましては、その抜本的な対策についてどう考えておられるのかということ、その「野島断層玉ねぎパイ」、それから、きょう話題に出ました「ブラック焼きそば」と「断層かまぼこ」ですか、そういうようなものにも象徴的にあらわれているように思うんですね。

それで、これは、私個人は、現在の私どもの「なりわい」を最重視すべきだという考えで、文化財は保護すべきだけれども、いま出ているいろいろな弊害については、これは、私ども自身の生活を守るためには、あまり遠慮しすぎる必要はないんじゃないかと思うわけです。少し言い過ぎかもわかりませんが、この点が非常に大事なことだと考えておるわけですが、そういうようなことも含めて、この「野島断層の玉ねぎパイ」というのは非常に大きな問題を含んでいるなど感じまして、ご質問させていただきました。よろしくお願ひします。

【平澤】 なかなか難しいことを含んでいると思いますけれども、桂さん、いかがでしょうか。

【桂】 何をお答えすればこのご質問の答えになるのかわかりませんが、少し何か思いつくままにコメントしたいと思います。

私がお話ししたスライドの中で、資料集に載せたような、地球発生からいまの暮らし方に結びつくようなグルグル巻きの図があって、そういった仕組みの節目、要点に当たるようなものを文化財として私たちは保存して、それらが教えてくれる知恵や知識を皆さんにお伝えしていきたいということでした。私たちは、そういった仕組

みの中で、長い歴史の中で暮らしてきたし、現在もそうであるし、将来もその路線から外れることはできないと思っています。だから、文化財をきちんと大切に思う、その語るところの意味合いを理解していくことが、現在の暮らし、そして、将来の暮らしにとって役に立つのではないかというスタンスです。

そういったことを継続的にやっていくためにいろいろなところでいろいろな取組がなされている。そういうようなあらわれの1つとして、ご質問されたことに関連するようなこともされているようなところもありますという例として紹介させていただいたのです。

これが答えになっているのかわかりませんが、そういうことでございます。

【平澤】 いかがでしょうか。市原さん、かゆいところが手が届きましたか。

【市原】 地球規模で見れば、人口の爆発的な増加、これはもう絶対避けられないですね。それから、生活レベルがどんどん変わっていく、生活環境が変わっていく、その中で文化財保護ということ。自然的かどうかは別にして、どのように保護していくかということに対して、抜本的な対策が必要だという認識にお立ちだ思うんですね。そここのところの具体的な案を聞かせていただければと思うわけです。お話いただける範囲で結構でございますので、もう少し補足してお願いできればと思います。ただ時が来れば、それに合わせて保護と両立を図っていくということでは、少し間に合わないような感じが、素人としてはしているということです。

【平澤】 桂さん、いかがでしょう。

【桂】 そういうことにズバッと答えられたら、この国は直ちにいい国になっていると思いますし、いい答えが見つけれることがあれば、世界は平和でもっと豊かで、皆さん、心豊かに直ちになれるような気がします。

ただ、以前よりは、そういった問題意識が、皆さんがそれぞれ持たないといけないというふうには少しなってきた感じがします。そういうときに、考慮するときのベースになるようなものとして文化財的なものを見方みたいなものを、きっとそのことに役に立つヒントとなるようなことが隠されているのではないかと、私たちは信じておりますので、そういったことも大切にしませんか、という私からの呼びかけと考えていただければと思います。私1人が直ちに答えられるような質問でないことは、たぶん、ご質問者も重々承知の上でお尋ねと理解しております。

【平澤】 いまのお話を聞いていて、私は思うんですけども、例えば、淡路島の「野島断層玉ねぎパイ」みたい

な、大震災という非常に厳しい局面に当たって、これからまた立ち上がって頑張っていくんだというときに、いま、私たちがいう「文化財」に相当するものが、こうやってモチーフとして上がってくるということで、やはり、いままであまり目立たなかったような意識が浸透してきているという意味で、この「野島断層玉ねぎパイ」の例が挙がってくるのだと思います。

この関連で、打合せのときに、亀山先生から「あやかりもの」ということのお話をいただきましたし、また、竹之内さんのところの「断層かまぼこ」ということに関連して少しお話されたことがあるので、亀山先生からも一言お願ひできますか。

【亀山】 それほど深く考えていたわけではないのですけれども、いろいろなところにいるいろいろなお土産物がありますよね。例えば、草津温泉に行ったら「温泉まんじゅう」とかあります。「温泉まんじゅう」というのは、おそらくどこに行ってもあります。何かがあったときに、それにあやかって、いろいろなものを売ったりなんかするじゃないですか。これもそれだと思うのです。この「野島断層玉ねぎパイ」も、そういう「あやかり文化」みたいなことをどう捉えたらいいかというのは、少し考えるべきことかなと思います。いまの段階で、あまり深く考えてはいないのですが、とても興味深いことだと思います。

【平澤】 その「あやかりもの」の関係で、先ほどのジオパーク関係ではどう考えるのかというお話を、打合せのところで竹之内さんから少しいただきましたが、ジオパーク関係の「あやかりもの」というと、それこそ「断層かまぼこ」とか、ほかのいろいろなそういう商品、地域がその取組を続けるための経営的手段として、積極的にマネジメントの中で全部組み込んでいるわけですね。そのことについて、補足やコメントをいただけますか。

【竹之内】 実はお土産づくりというのは、世界ジオパークネットワークのガイドラインの中で奨励されていることです。積極的にお土産物をつくりなさいとか、特産品を開発しなさい、というふうに言われています。

糸魚川ジオパークでも一生懸命つくっていて、先ほど紹介した「断層かまぼこ」のほかに、「ひすいウォーター」というペットボトルもつくっていますし、それから、あと地すべり地帯には棚田ができるんですが、結構水持ちがよく、かつ田圃を自動的に耕してくれるので土壌が肥えて、おいしい米がとれるんです。そういったような意味づけでお米のブランド、例えば「地すべり米」なんかをつくらうとか、そういうことを考えています。

だから、そういうお土産とか特産物を通して、そうい



う大地の歴史に関心を持ってもらうとか、さっきの「野島断層玉ねぎパイ」にしたって、あのお菓子の存在が「野島断層」の記憶を風化させませんよね。だから、そういうふうな使い方も、各地のジオパーク的にはありなのかなと思います。

【平澤】 ご報告の中で松井さんも同様のことをおっしゃっていましたが、松井さんから、いまのことに関連してコメントいただけますか。

【松井】 ジオパーク絡みでは、「玄さん」というキャラクターが、いわゆる「ゆるキャラ」というよりも、「渋キャラ」といった方がふさわしい「おじさん」のキャラクターで、玄武岩の「玄さん」ということで売り出しました。今年の全国「ゆるキャラ」サミットで、22番目の投票数も得たので、「玄さん」を使ったいろいろなものができています。キーホルダーやストラップ、それから、顔の真ん中に「玄さん」の焼印を押すお餅やお煎餅も出てきています。結構これがよく売れていまして、玄さんのお土産、何かないかと思ったら、そのお餅やお煎餅を買って帰られるということもあるようです。

先ほどお米の話が出ましたが、お米に関しては、J A（全国農業協同組合連合会）がバックアップして、「コウノトリ育むお米」というブランドを奨励していて、広域に普及しているようです。最初は、コウノトリという「特別天然記念物」を全国に宣伝するために始めたのですが、一歩進めて「環境」に「経済」も含めた、地域の生産業としての取組に力を入れています。

【平澤】 ありがとうございます。

きのう、きょうのご講演・ご報告の中に通じていたところで、このテーマはあると思うんですけれども、まずは、いろいろなライフスタイルや年齢層、それから、いろいろな地域に住んでいる人、中に住んでいる人も外に住んでいる人も、とにかくいろいろな形で「知ってもらう」ということが、一番根本になるということ、そういうことにも関連する重要なテーマであると思いますので、また、別の機会に深めることができればと思います。

■「自然的文化財」の管理、運営等の体制

【平澤】 さて、残り2つ、「管理、運営等の体制」のことについてご質問をいただいています。

1つは、三重県の桑名市教育委員会の石神さんから「韓国では、天然記念物などの所管について環境部との争いがあったようですが、日本において同じようなことがあったのか。また、文化庁と環境省で自然保護、天然記念物保護についてどのように調整しているのかを教えてください」ということで、石神さん、一言いただけますか。

【石神】 桑名市の石神です。貴重なお話をありがとうございました。いま読んでいただいたとおりですが、韓国のお話を聞いて、日本ではそういうやりとりというのがあったのかどうかということを知りたかったものですから質問させていただきました。

【平澤】 ありがとうございます。

この点は、桂さんから、よろしく願います。

【桂】 同じようなことがありました。ゆうべ、李さんと飲みながらその話をしていた、まったくうちと同じだよといって意気投合していたところですが、日本では1971年に環境庁が設置されました。それに先立って国会なんかでもだいたい、橋本龍太郎さんが総理大臣になる前にただの議員だったころにそういう質問をされまして、天然記念物は環境庁に一元化されるべきであるという質問をいただきまして、その当時での簡単な事業仕分けみたいなものを行っています。そういったものが生きています。要するに、環境省が所管するような動物と天然記念物で指定している動物が重なっているようなものがあるんですね。そういったものに対して、役所が手当てをするために補助金を出すときに両方で重複して出てしまうだろうということを言われまして、では、それは重複しないように仕分けしますということを当時やりました。

また、環境庁が環境省に格上げされるときにも、天然記念物と自然名勝の一部も環境省が所管すべきだろうという質問がございまして、それも、これは総務省が行司みたいになって、文化庁と環境省が向かい合ってやりとりをするような会議が何度かありました。そのときは、結局、個々のものをどうこうという各論に入らずに、文化財保護行政の一部として天然記念物はあるということを確認することになりました。つまり、文化財の指定で天然記念物はもう内包されているもので、一体として考えなければならないという主張をしました。ですから、個々のこの動物について、環境省でも扱えるし、天然記



念物にもなっているということは、それは切り口が違うんだから重複しても構わないということを主張して、行司役の総務省はそれで納得してくれて、環境省さんは引き下がったというような経過がありました。

別に環境省とうちは仲が悪いわけじゃなくて、日常的にいろいろなところで重なりますので、わりとコミュニケーションを密にとるようにしています。昨年の鳥インフルエンザなんかの際も、頻繁にコミュニケーションをとって、こういうふうにやろうとか、プレスにどういふふうに話したらいいとか、緊密に連携をとっておりますし、予算執行上も重複がないように努めているというのが現実でございます。

【平澤】 ありがとうございます。

あと1つ質問がございまして、これに関連して、最後にまたおひとりずつ伺ってまいりたいと思います。

その質問を最後に読み上げたいと思います。和歌山県教育庁文化遺産課の高橋さんからいただいた質問ですが「自然的文化財は、文化財保護、環境保護等の複数の側面を持っていると思いますが、保護、活用面で、どのように部局の住み分けや連携をされているのでしょうか。課題も合わせて教えていただきたいと思います」ということですが、桂さんのお答えにすでに含まれている感じで、質問にプラス、詳しい解説がついて、いまもう高橋さんの質問に答える形になってしまいましたので、実際の現場の立場から、松井さんと竹之内さんのほうに少しコメントしていただければと思います。よろしく願います。

【松井】 豊岡市では、実はコウノトリに関する部署として「コウノトリ共生課」という課が市長部局にあります。コウノトリに関しては、特にこの「コウノトリ共生課」に一元化しておりますので、教育委員会は届け出などの事務のみを行っています。「コウノトリ共生課」というのは、「コウノトリ共生部」の下にあって、もう一課「農林水産課」も傘下にあります。環境と農業とのつながりで、

そちらの部局に分けられています。

環境省の関係は、ラムサール条約もそうですが、基本的には「コウノトリ共生課」のほうで取り扱います。ただ、文化財として指定されている物件に関しては、教育委員会の文化振興課で、という住み分けはしていますが、やはり環境省と文化庁と同じような関係で、庁舎では上下に事務室がありますので、毎日のように情報交換をして、いい関係ができています。コウノトリに関しては一歩引き、何かあったら、コウノトリ共生課にも情報を提供しています。

それから、アベサンショウウオに関しても環境省所管の絶滅危惧種ですので、コウノトリ共生課が主体になっていますが、実は、旧大岡寺庭園という名勝の中での取扱いですので、こちらに関わらないといけません。また、アベサンショウウオに関しては、合併する前に日高町教育委員会で担当していましたので、その担当者だった職員は、環境省から希少野生動植物種保存推進員として任務を任命されているという、少し複雑な事情もありますが、小さなまちですので、うまく住み分けをしながら進めています。

【平澤】 ありがとうございます。

それでは、竹之内さん、お願いします。

【竹之内】 私のほうから保護と活用の課題ということで、二、三の例を紹介させていただきます。糸魚川ではないんですけども、日本ジオパークになっている南アルプスジオパークというのが長野県にあります。そこには、中央構造線という大きな断層があるんですけども、分杭峠という峠があって、だいぶ昔に中国から有名な気功師さんと呼んで、ゼロ磁場だということがわかって、ゼロ磁場は体にいいということになって、すごくたくさんのお客さんが詰めかけることになったんです。それをジオパークの素材として扱っていいかどうか議論になりまして、評価委員会である日本ジオパーク委員会は、それはダメだということになりました。つまり、そういう科学的な因果関係が明らかでないものは、もう使ってはダメということに、いまのところなっております。だから、宗教的な世界観とかいうのはどうなのかなというのはいらないんですが、そういう超自然的なことは使ってはいけないという、いまのところの見解。それが1点ですね。

それから、次は糸魚川の例ですが、実は、私どもの博物館にミュージアムショップというのがあって、ブラジルの水晶とか中国のアンモナイトを売っていました。そのときに世界ジオパークの審査員が来て、いや、実はこれ、売ってはいけないんだと言われて、「世界ジオパー

クになるということは、地球的な保護を考えなくちゃいけない。だから、あなた方がここでブラジルの水晶を売るといことは、ブラジルの水晶の産地の消滅に一役買っているんだ」と言われて、そういった地質用具の販売は、もうやめろと言われてましてやめました。ただ、そのときに「じゃ、ヒスイはどうなんだ」という話になったんです。ヒスイだって守るべきだという話になったわけですが、そう言われたときに私たちは非常に困りまして、実は縄文時代から続いている伝統工芸なんですと言ったらわかってくれたんです。「では、例外にします」と言っていただきまして、それでヒスイの加工販売はいいよと、そういうことになっています。つまり、地元のヒスイは許されるということです。でも、海外のミャンマー産のヒスイはやってはダメと言われたわけで、地元のヒスイを小規模に加工して販売する。要するに滅失ないように販売するのはジオパークでやっていいということを言われました。

あと最後に、鉱山問題というのがありまして、糸魚川に石灰石鉱山が大きなのが2つあって、世界ジオパークになったら、石灰石の採石場にマイクロバスを入れて、大規模に爆発して採掘するところを見せようと思っていたんです。ところが、世界ジオパークの見解は、鉱山会社というのは世界ジオパークの範囲に入れちゃいけないんだと言われました。それは何故かという、企業というのは儲けが第一ということで、だから、儲けを優先させて保護を蔑ろにするのが鉱山だと決めつけられて、鉱山の採石場を糸魚川ジオパークから外せと言われました。かつ、鉱山会社の人たちは、ジオパークのマネジメントの組織には入れるなどと言われて、まったく線を引いて関係を断っている状況です。そういうのが、保護、活用の課題で、これからどうしようかなと思っております。

【平澤】 ありがとうございます。

最後にとっても具体的な例があって、ここでまた議論をしたいところですが、時間が迫ってまいりますので、一応ご質問については、これでひと通りお答えできたというので討論を収束させて参りたいと思います。

先生方からの回答に関連して、高橋さんから、コメントいただけますか。

【高橋】 和歌山県教育委員会で記念物を担当しております高橋と申します。お答えいただきましてありがとうございます。

私どものほうでも世界遺産の紀伊山地の霊場と参詣道というのがございまして、そもそもこれ自体が三重県、奈良県、和歌山県と3県に分かれているというところもある上に、和歌山県内の世界遺産の管理、活用に関して



は、いわゆる保護の部分ですが、先ほど松井さんがおっしゃっていたように教育委員会の部局が担当しているのですけれども、いわゆる活用の部分というのは、知事部局の観光振興課がやっているといったような状況があります。いまのところは何かうまいぐあいに調整はとれているかなと思うのですが、それが未来永劫続いていくのかなという点については、実は少し不安なところがあります。

それから、ジオパークについては、つい最近ですが、私どもの自然環境室という知事部局の部署の方から、ジオパークに取り組もうという話が出てきております。竹之内さんとかは教育委員会のほうで担当をされていると思うのですが、和歌山県では教育委員会ではなくて、自然保護部局のほうで対応していくということになっているということで、ご紹介だけさせていただきます。

【平澤】 ありがとうございます。

先ほど、竹之内さんのほうから「ジオパークはマネジメントである」ということをおっしゃっていただきました。それは人と自然との関係構築のことだと思います。

前回、遺跡整備活用研究集会の第5回目のテーマが「地域における遺跡の総合的マネジメント」ということでした。それに続く展開として非常にふさわしい議論の内容になったと思っております。前回、この研究集会を開催したときには少し違った形式で取り組みましたが、アンケートなどからは、なかなか片仮名言葉ばかりで難しいというので、今回お配りした平成22年（2010）度研究集会報告書の125ページに、いろいろな最近の動向に関する情報や各種の辞書などを見て、そして、私の頭の中でガラガラポンして、一応用語の解説みたいなものをお示しいたしました。

とても小さい字で大変恐縮ですが、その最初に取り上げている「マネジメント」という言葉について、そもそもこれは一般に組織や企業などの経営上の管理のことをいうわけですが、それは、「目的・目標を実現、達成するためにとる組織の行動の総体である」ということで、いろいろな見解を読んで、私がこういうふうにとまとめら

れるのではないかなということでお示ししています。この場合は、「遺跡・遺産のマネジメント」というくくりで整理をしていますので、そのまま読ませていただければ、「遺跡・遺産のマネジメントという場合の目的・目標の基本は、遺跡・遺産が有するさまざまな内容と価値を明らかにして、それらを保護・継承し、そして、社会の重要な存立基盤の1つであることを広く普及することにある」。こういうイメージというか、ここでは用語の解説なので、抽象的に書いてありますが、私が「自然的文化財のマネジメント」というふうに6人の先生にお願いをしてここに集まっていた、そのマネジメントというのは、自然的な要素から成る文化財、あるいは、文化財の自然的な側面に対して、何らかの目的・目標を達成するためにとる行動ですね、どうしてやるのかということ、そのようなことについて、深く考えるひとつの機会を設けたかったわけです。

■「自然的文化財」のマネジメント

【平澤】 最後に、この研究集会全体を通じて、先生方1人ずつ、それぞれ「自然的文化財のマネジメント」という今回のテーマに関連して、コメントいただいて終わりにしたいと思います。

それでは、亀山先生、よろしくお願ひします。

【亀山】 先ほど「動物観」という話をしました。私がつくった用語で「法定動物」という言葉があります。あまり流行っていないので、ここにいらっしゃる皆さんは、だれも知らないと思いますけれども。この「法定動物」という言葉は何かというと、動物が何の法律の対象になっているかという問題です。例えば、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）の対象動物は、もうまったくブラックリストの動物です。鳥獣保護法（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）で考えると、殺していいときは、有害鳥獣を狩猟で殺すということですよね。それ以外に、例えば、野犬とか野猫は、野生動物ですから殺してはいけないですし、野良犬とか野良猫は、これは人に依存して生きているのだから、動物愛護法（動物の愛護及び管理に関する法律）の対象になっているから、かわいがらなければいけない、というふうになっている。さらに、文化財で天然記念物に指定しているような山猫になると、もうこれは国宝級の動物になっています。つまり、動物は、我々人間の都合でいろいろランクづけされている。そういうことを「法定動物」という言葉で、私はいつも説明するのです。

その「動物観」研究をやっている、文化行政というの

は、国民に価値観を押しつける、という言い方は変ですけども、よく言う「価値観の形成」に役立てるようなことをやっているわけです。だから、何が大事かというと、何を文化財にするかというのが、自然的文化財のマネジメントの中で一番大事なことだろうと思いますし、そのときに時代を先取りして考えることが大事で、文化財は後追いでないだろうと思います。先取りをして何を文化財にしていくかということがこれから大事なことになるのではないかと思いますし、マネジメントというのはそれをどうするかという問題だろうと思っています。

【平澤】では、続けて、桂さん、お願いします。

【桂】マネジメントというのは、あまり得意ではないですけども、私たちができることは、たぶん、文化財という枠組みの中で、私たちは霞が関の中央にいて、竹之内さんや松井さんやらは地域で、最前線でやられているから、そういうところと、緊密なコミュニケーションをとりつつ、どのようなアクションを起こしたらいいのかということをおえずフィードバックしながら、最善の施策を打っていくことだと思います。根本になる考え方としては、私たちは私たちの考えを示しつつ、そういうところのフィードバックの中で修正しながら続けていく。そういうのがマネジメントかなと思います。自然的文化財に特化したことではなくて、そういうことをやっていくのかと感じました。

【平澤】李先生、お願いします。

【李】今回の「自然的文化財のマネジメント」の研究集会におきまして、非常に多くのすばらしいご意見を伺うことができました。私がお場で申し上げていいのかわかりませんが、結局、自然は人がいるから大事なんだと言えるのではないのでしょうか。天然記念物や名勝といった自然の文化財は人に感動を与えるものであり、人のためにあるべきものではないかと思っています。結局、韓国の国民たちにとってもそうですけれども、地球にいるすべての人々が生きていく上でプラスになる重要な大切な資源ではないかと思っています。遺産として重要な資源ではないかと思うわけです。

本日、このようなすばらしい集会にお呼びいただきましたことを感謝申し上げながら、私の発言を終わりたいと思います。ありがとうございました。

【平澤】張さん、お願いします。

【張】今回の集会のテーマであります「自然的文化財のマネジメント」ですけども、自然的文化財の総括的な枠組みについては、私は深く考えたことはありません。私の研究の対象の中心となった「村の森」については、

村の人々がいろいろな目的に従って、それをつくって管理して保存しようという意識が非常に強いことを知ることができました。その森が200年、300年というふうに長い時間が経ちますと、そのときどきの人々の目的が変わります。そのときどきによって、森を縮小したり拡大したりしてきたわけです。森をつくって維持していくことは非常に難しいことです。しかし、人々はそれを一生懸命してきたわけです。文化財の価値というものは、人の能力と非常に密接に関係を持っているのですが、森を維持するためには非常に強い意志を持って維持していくことが必要であったわけです。

ですから、人と自然との関係、そして、文化財と人との関係のもとに、その研究を続けていかなければならないと思っています。

【平澤】松井さん、お願いします。

【松井】豊岡市の場合は、特別天然記念物であるコウノトリという鳥を取り上げ、目指すまちの姿を「コウノトリ 悠然と舞うふるさと」という基本構想に掲げて、まちづくりを進めています。例えば、「環境経済戦略」だとか「豊岡エコバレー」だとかいうように、コウノトリからいろいろな展開ができるということを今回発表させていただきました。

自然の文化財に限らず、ほかの文化財でも地域に力を与えるものではないかということをお改めて考えました。文化財というのは、まちを元気にするものだということをお誰かが言っていましたが、豊岡市は、これで小さな世界都市を目指してやっています。たった1つのコウノトリから、こんなに大きな戦略が持てるんだということをお示せたのではないかと思っています。

【平澤】竹之内さん、お願いします。

【竹之内】文化財のマネジメントということなんですけど、私自身は、今回の研究会を通して、未来の人間社会のために文化財を役立てるあらゆる算段のことだと思いました。まさに、いま私たちがやっているジオパークもその算段のうちの1つなんだと思ったということが、今回大変よかったと思います。ありがとうございました。

【平澤】ありがとうございました。

今回、自然的な文化財、基本的には名勝や天然記念物などに関連する題材をテーマに企画しました。亀山先生からも、「何を文化財とするのか」という、対象そのものへの論究だとか、認識だとかいうことがありました。そういうことを深めて、また第2回の研究集会を進めたいと思いますので、またよろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。(拍手)

— 了 —

a 유적 등 매니지먼트 심포지엄 (제 1 회) 개최개요 (실적)

(1) 테마 : “자연적 문화재의 매니지먼트”

(2) 개최 시일 : 2012년 2월 16일 (목) 13:30~17:15 ~ 17일 (금) 9:30~16:15

(3) 개최 장소 : 헤세이궁 [平城宮] 유적자료관 강당 (나라 [奈良] 시 / 사키 [佐紀] 마을)

(4) 사무국 : 나라문화재연구소 문화유산부 유적정비연구실

(5) 프로그램 (실적) :

2012년 2월 16일 (목)

개회사 오노 겐키치 [小野 健吉] (나라문화재연구소 문화유산부장)

【취지설명 등】 “자연적 문화재의 매니지먼트” 에 대하여

히라사와 츠요시 [平澤 毅] (나라문화재연구소 유적정비연구실장)

【기조강연】 문화재와 자연

가메야마 아키라 [亀山 章] (도쿄농공대학 명예교수)

【강연①】 천연기념물이라는 문화재

가쓰라 유조 [桂 雄三] (문화청 기념물과 천연기념물부문 주임문화재조사관)

【강연②】 한국의 자연 유산의 현황 및 최근 동향

이 위수 [李 偉樹] (전·국립문화재연구소 자연문화재연구실장)

2012년 2월 17일 (금)

【사례연구①】 황새가 유유히 춤추는 고장 [〈일본의 사례 ①〉 효고현 도요오카시]

마쓰이 다카요 [松井 敬代] (도요오카시 교육위원회 문화진흥과 주간)

【사례연구②】 한국의 마을숲에 대하여 〈한국의 사례〉

장 미아 [張 美娥] (사단법인 생명의숲 전문위원)

【사례연구③】 이토이가와 지오파크 자연적 문화재의 보호 및 활용

[니가타현 이토이가와시 〈일본의 사례 ②〉]

다케노우치 코 [竹之内 耕] (이토이가와시 교육위원회 박물관 부참사·학예계장)

강연 요약 [사무국 (아오키 다쓰지 [青木 達司] / 나라문화재연구소 문화유산부 주임연구원)]

【종합토론】 《자연적 문화재의 보호》

히라사와 츠요시 / 가쓰라 유조 / 이 위수

마쓰이 다카요 / 장 미아 / 다케노우치 코

좌장 : 히라사와 츠요시

b “자연적 문화재의 매니지먼트” 개최 취지

금년부터 개최되는 『유적 등의 매니지먼트에 관한 심포지엄』은 이전에 개최되었던 『유적 정비 및 활용에 관한 심포지엄』의 성과를 이어받고, 기념물(유적 포함) 및 그 밖의 유산 보호에 대하여 종합적이고, 포괄적이며, 중형적인 관점에서 올바른 추진방향을 모색하고자 기획되었습니다.

심포지엄의 제1회 테마는 「자연적 문화재의 매니지먼트」로서 개최 배경은 다음과 같습니다.

문화유산 보호에 대한 일본의 최근 경향은 지역에 산재되어 있는 문화재를 종합적인 맥락에서 검토하는 것입니다. 지금까지 검토되었던 각종 문화유산 보호사업은 문화재 행정 정책의 「역사문화 기본구상」이나 지역활성화 정책의 「역사적 풍치 유지 및 향상 계획」으로 종합되어 서서히 정착되고 있습니다. 유적 정비의 여러 가지 문제점도 유적의 보존·활용 측면에만 머무르는 것이 아니라 지역의 종합적인 맥락 속에서 검토되고 있는 추세입니다. 다시 말해서 지역 사회와 밀접한 관계를 맺고 있는 문화적·자연적 자산과의 총체적 검토를 추진하는 것입니다. 그러나 그러한 검토는 사적이나 건조물 등 비교적 사람들에게 인지되기 쉬운 역사적 문화재를 대상으로 하는 경우가 대부분으로, 지역이 근본적인 성립 배경으로 여겨 온 자연적 요소, 또는 지역의 풍토를 대표하는 자연적 자산과의 관계를 부속적인 것으로 취급하는 경우가 적지 않습니다.

이러한 지역의 자연적 자산의 파악과 보전은 문화적 자산과의 연관성을 염두에 두고, 국제적 정책의 여러 가지 관점이 도입되고 있습니다. 예를 들면 2010년 10월 「산인해안 지오파크」가 가맹 인정된 『세계 지오파크 네트워크(GGN: Global Geopark Network)』, 2011년 6월 「노토의 사토야마사토미」와 「따오기와 공생하는 사도의 사토야마」가 등록 결정된 『세계중요농업자원시스템(GIAHS: Globally Important Agricultural Heritage Systems)』(세계식량농업기구(FAO)가 제창함) 등이 있습니다. 이것들은 2010년 국제생물다양성의 해(國際生物多樣性年, International Year on Biological Diversity)에서도 그 중요성이 논의된 것 같이 생물다양성, 자연환경보전, 지역의 생활과 문화(또는 표상적인 문화적 자산)와의 밀접한 연관성을 보여주는 정책으로 주목 받고 있습니다. 뿐만 아니라 국제적 협력 하에서 문화와 자연유산의 일체적인 보호를 목적으로 하는 『세계문화유산 및 자연유산의 보호에 관한 조약』과도 일맥상통하는 것입니다. 이제는 지역의 문화와 자연보호에 관한 검토는 이들의 상호관계를 전제로 검토되어야 한다는 이해가 보편성을 갖고 확산되고 있습니다. 그 배경에는, 예를 들면 세계의 지속적인 발전을 가능케 하는 요소로서 매우 중요한 생물다양성과 문화다양성이 본질적으로 밀접한 관계를 맺고 있고, 지역문화가 자연환경 보전과 불가분의 관계를 맺고 있다는 인식 등을 들 수 있습니다.

한국의 경우, 2000년 이후 문화재 보호에 관한 포괄적인 협의를 거쳐 종래의 문화재(Cultural Property)를 국가유산(National Heritage)으로 개칭하게 되었고, 근년에는 국내외의 다양한 요구와 급변하는 사회적 상황에 발맞춰 새로운 시도가 실시되던 중 문화유산과 자연유산을 분리하게 되었습니다. 한국의 문화재청에서는 특히 문화유산과 자연유산을 이어주는 가교로서 중요한 명승의 지정과 보호에 대한 검토가 강력히 추진되고 있습니다. 이러한 흐름 속에서 국립문화재연구소에서는 자연유산에 관한 연구를 중점적으로 추진하기 위해 2006년 「천연기념물센터(Natural Heritage Center)」를 설립하고, 자연문화재연구실을 신설하여 다양한 활동을 하고 있습니다.

일본의 경우 문화재로 다루지는 것에 위화감이 있는 천연기념물이나 자연명승 등의 자연적 문화재 보호에 대하여 근년에 그 시책이 크게 발전되고 있습니다.

위와 같은 양국의 흐름을 바탕으로 이번 심포지엄에서는 천연기념물과 자연적 명승의 보존과 활용에 관한 일본과 한국의 검토를 주축으로 양국을 비교 검토함으로써 「자연적 문화재(또는 문화재로서의 자연적 자산)」의 매니지먼트에 대한 심도 있는 논의를 펼치고자 합니다.

2012년 2월 나라(奈良) 문화재연구소 문화유산부 유적정비연구실

1. 머릿말

나라문화재연구소 문화유산부 유적정비연구실에서는 “유적 등 매니지먼트 심포지엄 (제1회)” (이하 ‘심포지엄’)의 테마로 ‘자연적 문화재의 매니지먼트’를 선정하고, 2012년 2월16일 (금)과 17일 (토) 양일간에 걸쳐 강연, 보고, 토론을 진행하였다. 개최 취지에 관해서는 다른 지면을 빌려 설명하였으므로 여기서는 심포지엄의 구성과 토론 개요를 보고한다.

2. 심포지엄의 구성

심포지엄의 구성은 개최 취지에서 밝힌 바와 같이 현재의 동향을 토대로 한국과 세계지오파크의 사례를 포함한 강연 3개, 보고 3개, 그리고 토론으로 구성하였다.

또한 한국에서 2명의 연구자를 초빙하여 일본어 및 한국어를 병행표기한 강연과 보고 자료집, 통역을 갖추어 의사소통에도 만전을 기하였다.

심포지엄의 순서는 다음과 같다.

가장 먼저 히라사와 (이하 존칭 생략)가 심포지엄의 개최 취지, 문화재와 관련된 자연의 중요성, 자연적 문화재의 매니지먼트 등에 대해 설명하였다. 개최취지에서는 ‘문화재’ 및 ‘자연적 문화재’의 여러 관점들을 소개하였고, 문화재와 관련된 자연의 중요성에서는 문화재 수리에 필요한 재료 및 조달의 근원인 자연의 존재방식, 인간·자연과 문화재, 사적·명승·천연기념물의 보존 등에 대하여 언급하였다. 그리고 심포지엄 테마인 자연적 문화재의 매니지먼트에 대해 설명한 후 심포지엄의 기획과 방향성을 제시하였다.

심포지엄 첫째 날인 16일에는 ‘문화재와 자연’ (기조 강연: 가메야마 아키라/도쿄농공대학 명예교수), ‘천연기념물이라는 문화재’ (강연1: 가쓰라 유조/문화청 문화재부 기념물과 천연기념물부문 주임문화재조사관), ‘한국의 자연 유산의 현황 및 최근 동향’ (강연2: 이 위수/(전) 대한민국 국립문화재연구소 자연문화재연구소장)의 세 강연을 통해 심포지엄 논의의 기반 (프레임)이 갖추어졌다.

둘째 날인 17일에는 ‘황새가 유유히 춤추는 고장’ (보고1: 마쓰이 다카요/효고현 도요오카시 교육위원회 문화진흥과 주간), ‘한국의 마을숲의 개념과 현황’ (보고2: 장 미아/사단법인 생명의숲 전문위원), ‘이토이가와 지오파크 자연적 문화재의 보호 및 활용’ (보고3: 다케노우치 코/니가타현 이토이가와시 교육위원회 박물관 부참사 겸 학예계장)의 3가지 보고를 통해 동물, 식물, 지질광물 등 3가지 사례가 보고되었다.

기조강연에서는 ‘자연적 문화재의 특징’을 명승 및 천연기념물, 자연공원, 삼림생태계 보호지역의 3가지로 정리하고, 일본의 가미코치 지역을 예를 들어 다양한 유산의 개념이 적용될 수 있는 곳일수록 자연적 문화재의 특징이 선명하게 드러난다고 주장하면서 그 특징을 자연

성·역사성·심미성의 측면에서 평가하였다. 그밖에 사적·건조물 등의 역사적 문화재를 포함한 ‘지역 문화재의 종합적 파악’의 방법에 대한 언급도 있었다. 이것은 인간과 자연이란 관계 속에서 파악되는 경관으로서 문화재의 지역성을 언급한 것인데 사례로 도쿄의 니시타마군 히노데마치를 들어 지역문화의 특색은 그 장소의 지형·지질·기후·생물·인간, 그리고 이들의 상호작용의 결과로서 오랜 세월 동안 형성되어 온 것이라는 점을 강조하였다.

강연1에서는 ‘문화재군이 보여주는 지역의 바람직한 모습’으로 지구·지질→지진·화산·기후·기상→지형·토양→식물→동물→인간→역사→문화→생활 등 인류에 대한 모든 특기할 만한 장면을 기념하는 천연기념물의 특징에 대해 언급하였다. 또한 자연을 토대로 모든 문화재가 성립되어 있으며, 지역의 지식과 지혜의 전통을 이어가는 것은 장래 우리들의 행동과 선택의 기준이 된다고 주장하였다. ‘재해의 흔적을 전하는 문화재’에 대한 견해도 피력하였는데 지난 동일본대지진을 중심으로 다양한 사례를 제시하면서 재해열도에서 살아온 우리들의 지혜를 계승한 상징으로서 문화재 보존과 종합적 활용이 요구된다고 하였다.

강연2에서는 먼저 한국의 자연문화재 정책의 변천과정을 설명하면서 특히 1990년대 이후 환경정책과의 갈등 속에서 문화재 정책의 전환 및 보완이 필요했던 배경과 그 방향에 대하여 소개하였다. 또한 한국의 자연적 문화재의 유형과 자연문화재 보호의 목표 등에 관해서는 천연기념물 및 명승의 지정과 보호 현황과 그에 따른 여러 가지 시책의 다양한 내용이 소개되었다. 과거에 지적되었던 여러 가지 문제점의 해결을 염두에 두고, 문화·자연사 자료의 보존을 통한 문화애호 기회의 확대, 전통적 경관 보전을 통한 국토경관 특성의 활성화 도모, 자연문화재 관련 학술분야의 발전, 전통적 생물자원의 보존 및 활용 기반 구축, 자연유산의 국민적 합의 및 홍보 등에 대해 언급하였다.

보고1에서는 효고현 도요오카시의 사례가 보고되었다. 도요오카시 이즈시강 [出石川]에서 서식하는 일본장수도롱뇽의 보호, 황새와의 공생, 권부도 동굴의 정비, 산인해안 지오파크 등의 여러 가지 사례를 대상으로 자연적 문화재와 지역진흥과의 깊은 연관성을 소개하였다.

보고2에서는 한국에서 천연기념물 보호대상으로 최근 부상하기 시작한 ‘마을숲’에 대하여 그 개념·특징·유형을 소개하고, 각각의 구체적 사례를 보고하였다. 또한 ‘마을숲’의 관리 및 활용 현황, 지역 주민의 반응, 정부기관 (문화재청·산림청·농림수산식품부)의 정책 등을 소개하였다.

보고3에서는 대지를 기반으로 한 지역의 종합적 이해가 지역진흥과 연결된다는 ‘지오파크’의 이념과 구조가 소개되었다. 이토이가와 지오파크를 사례로 ‘재료’ (대지·생태계·문화)와 ‘활동’ (보호·교육·지오투

어리즘) 등의 내용이 구체적으로 소개되었다.

이번 강연과 보고에서 나타난 공통점은 자연과 문화 유산은 매우 밀접한 관계를 맺고 있고, 지역주민의 생활과 떼어놓을 수 없으며, 천연·인공의 여부를 불문하고 사람과의 관계 속에서 존재한다는 것이다.

3. 토론의 논점 및 성과

둘째 날 오후 심포지엄 토론에서는 참가자가 제출한 6개의 질문표를 토대로 강연자 및 보고자 등과 사전협의를 거쳐 자연적 문화재의 ‘파악과 그 평가’, ‘조사연구와 보호대책’, ‘활용 대책’, ‘관리운영 체제’ 등의 논점으로 진행하기로 하였다.

토론에서는 먼저 강연자 및 보고자들에게 심포지엄 주제에 대한 소감을 들어보았다. 공통적으로 언급된 것은 “문화재는 자연과 문화의 양측면을 포함하고 있으며, 인간과 자연의 유대관계 또는 일반인들이 지역에 대한 생각을 염두에 두고 종합적으로 다뤄져야 하는 것이 본래의 모습이다” 라는 것이다.

심포지엄 토론 당일 현장에서 직접 받은 질문에 대해서는 현장의 질문자가 코멘트를 하고, 강연 및 보고자들이 다양한 관점에서 답변과 추가설명을 하였다.

구체적으로 ‘자연적 문화재의 파악’ (엔도 기미히로/나가노현 교육위원회), ‘멸종위기종의 보호와 자연적 문화재 (특히 천연기념물)의 보호와의 관계’, ‘지오파크 자원의 파악’ (이상 2건, 다카야마 시게키/도야마현 우오즈시 교육위원회), ‘동물의 식해(食害) 문제’ (다카세 요이치/나라문화재연구소 명예연구원), ‘거목·노거수 등의 보존 및 활용’ (구사바 아키노리/사가현 다케오시 교육위원회), ‘자연적 문화재가 주는 혜택의 대처 방안’ (이치하라 이시즈에/자유업), ‘천연기념물·명승 보호와 자연환경 보호의 행정적 차이점과 체제’ (이시카미 노리치카/미에현 구와나시 교육위원회, 다카하시 도모야/와카야마현 교육위원회) 등이다 (필자주: 괄호 안은 질문자의 성명/소속 등)

위의 코멘트와 답변 내용을 정리해 보면, 자연적 문화재란 과거에는 눈 앞에 보이는 걸출한 자연의 조형이나 현상만을 대상으로 생각하여 왔지만 근년에는 사회구조적으로 자연에 대한 시각과 생각의 깊이가 더해지게 되었고, 단순히 눈 앞에 보이는 자연이 아닌 그 배경적 구조에 더 관심을 쏟게 되면서 자연적 문화재의 대상은 단순하게 특정 지을 수 없이 복잡하게 되었다고 지적하고 있다. 따라서 보존과 활용의 대책도 복잡하게 진행되는 경향에 있음을 확인할 수 있었다. 또한 절멸위기종과 천연기념물의 보호 대책에서도 판단 기준이 틀리는데 전자는 서식 개체수에 따른 보호 대책, 후자는 인간과의 관계가 중요한 것으로 작용하며, 이것은 한국에서도 일본에서도 동일한 경향에 있다는 사실이 밝혀졌다. 동물에 의한 식해(食害) 문제는 최근 반세기 동안 인구가 폭발적으로 증가되어 사회구조나 생활환경이 급속히 변화됨으로써 동물과 인간의 조화가 깨져 혼란스럽게 변한 부분에 본질적 문제가 있다고 강조되었다.

심포지엄 토론의 마지막으로 강연자 및 보고자들에

게 토론을 마무리하면서 ‘매니지먼트’ 라는 의미에 대해 코멘트를 부탁하였다.

가메야마는 일본국민이 갖고 있는 ‘동물관’ 이 법률에서 대상으로 하는 동물 문제에 비추어 형성되어 온 것을 지적하면서, 자연의 여러 가지 요소들에 대한 우리들의 사고 방식은 관점에 따라 바뀐다고 하였다. 이러한 비유에서 문화행정이 ‘가치관 형성’에 중요한 영향을 미치며, 무엇을 ‘문화재’로 공유해 나갈 것인가를 항상 주의 깊게 생각하는 것이 중요하고, 그것을 앞으로 어떻게 해 나갈 것이냐가 바로 ‘매니지먼트’라고 언급하였다.

가쓰라는 중앙정부와 지방자치단체의 역할에는 차이가 있음을 강조하면서 그럼에도 불구하고 서로 면밀한 커뮤니케이션이 필요하다는 것을 지적하였다. 문화재 행정 정책에 있어서는 계속적인 피드백이 필요하고, 문제점을 순차적으로 시책에 반영하고 수정해 나가는 것이 매니지먼트에서 중요한 포인트임을 지적하였다. 이 위수는 자연이란 인간이 자연을 이해함으로써 처음으로 그 소중함이 생기다는 명제(命題)를 제시하면서 자연은 한국과 일본 국민뿐만 아니라 이 지구상의 모든 사람들의 삶에 중요한 자원이며, 인간과의 관계 속에서 자연은 ‘유산’으로서 중요한 의미를 갖는다고 언급하였다.

장미아는 ‘마을숲’을 유지하기 위해서는 사람들의 강한 의지가 필요하며, 문화재의 가치는 사람들이 그것을 어떻게 관리하느냐에 달려 있다고 언급하였다. 마쓰이는 단 한 마리의 황새가 지역 전체를 좌지우지할 만큼 발전한 사례를 들면서 문화재의 힘이 얼마나 큰 것인가를 강조하였다. 다케노우치는 이번 심포지엄을 통해 문화재 매니지먼트란 ‘미래의 인간사회를 위해 문화재가 유용하게 쓰일 수 있게 하는 모든 방법’이라고 언급하였다.

이상을 정리하면 ①문화재로서의 자연은 항상 사람들의 생활 속에서 인지된다는 점 ②시대와 사회의 발전에 따라 자연과 문화에 대한 사람들의 관점이 심화되어 왔기 때문에 그 배경을 이해하고 가치를 인지하려는 경향이 정착되어 가고 있는 점 ③한국과 일본은 역사적으로 인간과 자연이 매우 오래 동안 조화롭게 살아왔는데 사회구조와 생활환경이 급속하게 변화하면서 자연과 인간의 관계가 혼란스럽게 된 것이 자연과 인간 문제의 본질이라는 점이다.

4. 앞으로의 과제

지역의 자연은 그 지역의 생활과 문화의 원천이며 다양한 유산은 지역의 생활과 문화와 함께 생명력을 발휘한다.

이같은 사실을 근거로 향후 “유적 등 매니지먼트 심포지엄”에서 검토해야 할 사항은 유적을 비롯한 문화와 자연유산이 어떻게 사람들에게 인지되며, 문화와는 어떠한 관계 속에 있는가 하는 것이다. 이들의 개별적이고 구체적인 보존 및 활용, 그리고 지역진흥을 위한 계획의 입안과 대책, 그 외에도 지역사회의 장래에 관련된 사항들이 중요한 주제가 될 것으로 생각된다.

히라사와 츠요시(나라문화재연구소 유적정비연구실장)

○文化財保護法（抜粋）

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

〔※有形文化財、無形文化財、民俗文化財を定義した第一号から第三号までは省略した。〕

- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

○문화재 보호법（발췌）

（문화재의 정의）

제 2 조 이 법에서 "문화재"란 다음 각호의 것을 말한다.

〔※ 유형문화재, 무형문화재, 민속문화재를 정의한 제 1 호부터 제 3 호까지 생략했다. 〕

- 제 4 호 패총, 고분, 도성터, 성터, 고택 등 기타 유적에서 역사상 또는 학술상 가치가 높은 것, 정원, 교량, 협곡, 해변, 산악 등 기타 명승지에서 예술상 또는 관상상 가치가 높은 것과 동물(서식지, 번식지, 도래지 포함), 식물(자생지 포함), 지질광물(특이한 자연 현상을 발생시키는 토지 포함) 등으로 학술상 가치가 높은 것(이하 '기념물'이라고 한다)
5. 지역주민들의 생활과 생업, 해당 지역의 풍토에 의해 형성된 경관지로서 국민 생활 또는 생업의 이해를 돕기 위해서 없어서는 안 될 것(이하 '문화적 경관'이라 한다)
6. 주위 환경과 일체화되어 역사적 풍치를 형성하고 있는 전통적 건조물군으로 가치가 높은 것(이하 '전통적 건조물군'이라 한다)

○The Law for the Protection of Cultural Properties, JAPAN [Excerpt]

(Definition of Cultural Properties)

Article 2. "Cultural properties" in this Law shall be the following:

〔*Abbreviation from (1) to (3) which define tangible, intangible and folk-cultural properties〕

- (4) Shell mounds, ancient tombs, sites of palaces, sites of forts or castles, former residences, and other sites, which possess a high historical and/or scientific value for Japan; gardens, bridges, gorges, sea-shores, mountains, and other places of scenic beauty, which possess a high scenic or artistic value for Japan; and animals (including their habitats, breeding places and summer and winter migration sites), plants (including their habitats), and geological features and minerals (including land where unique natural phenomena are found), which possess a high scientific value for Japan (hereinafter referred to as “**monuments and sites**”);
- (5) Landscapes that have developed in association with the lifestyles and livelihoods of the people together with the local features, which are indispensable to the understanding of the lifestyles and livelihoods of the people of Japan (hereinafter known as “**cultural landscapes**”).
- (6) Groups of historic buildings of high value which form historical scenery in combination with their environs (hereinafter referred to as “**group of historic buildings**”);

日本の文化財保護法における文化財の類型

일본의 문화재 보호법의 문화재의 유형

Categories of Cultural Properties under the Law for the Protection of Cultural Properties in Japan

文化財保護法第2条では、文化財の6類型を示している。

일본의 문화재 보호법 제 2 조에서는 문화재 6 유형을 보여주고있다

The Law classifies Cultural Properties into 6 categories in Article 2.

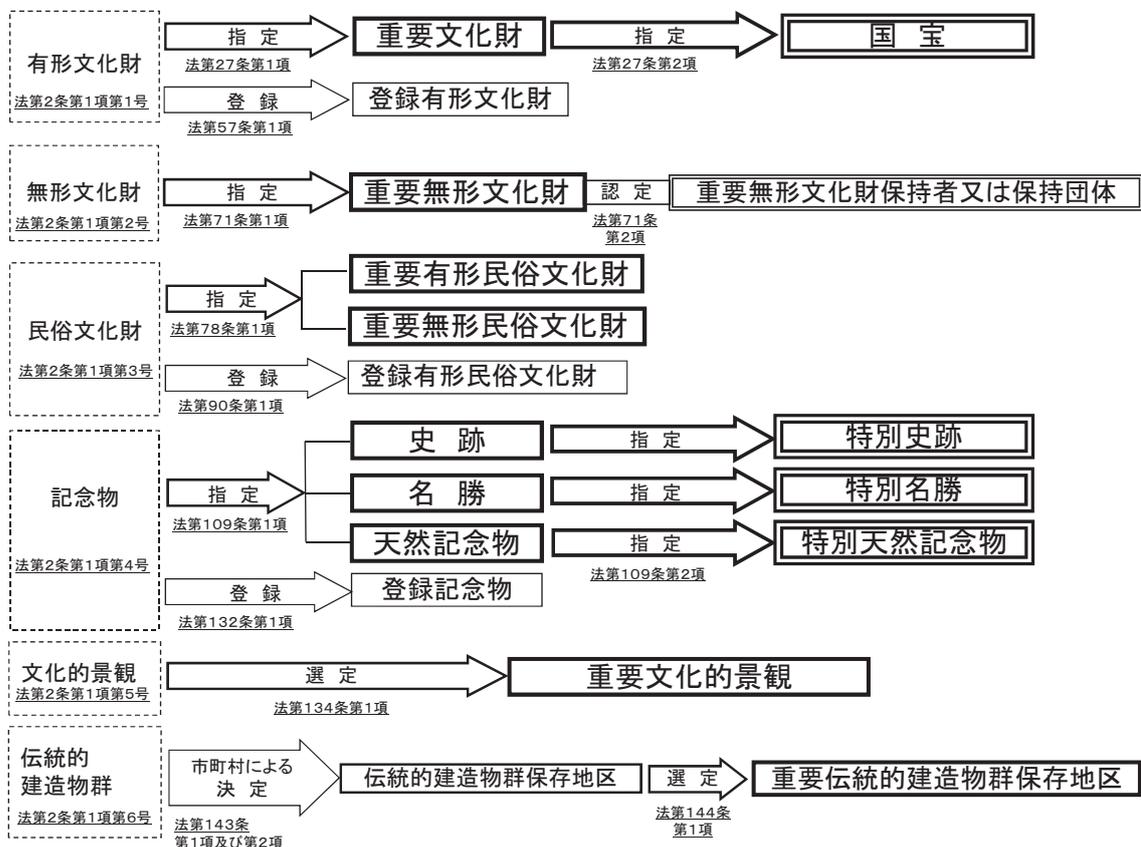
- ▶ 有形文化財 유형문화재
Tangible Cultural Properties
- ▶ 無形文化財 무형문화재
Intangible Cultural Properties
- ▶ 民俗文化財 민속문화재
Folk-Cultural Properties
- ▶ 記念物 기념물
Monuments and Sites
- ▶ 文化的景観 문화적경관
Cultural Landscapes
- ▶ 伝統的建造物群 전통적건조물군
Groups of Historic Buildings

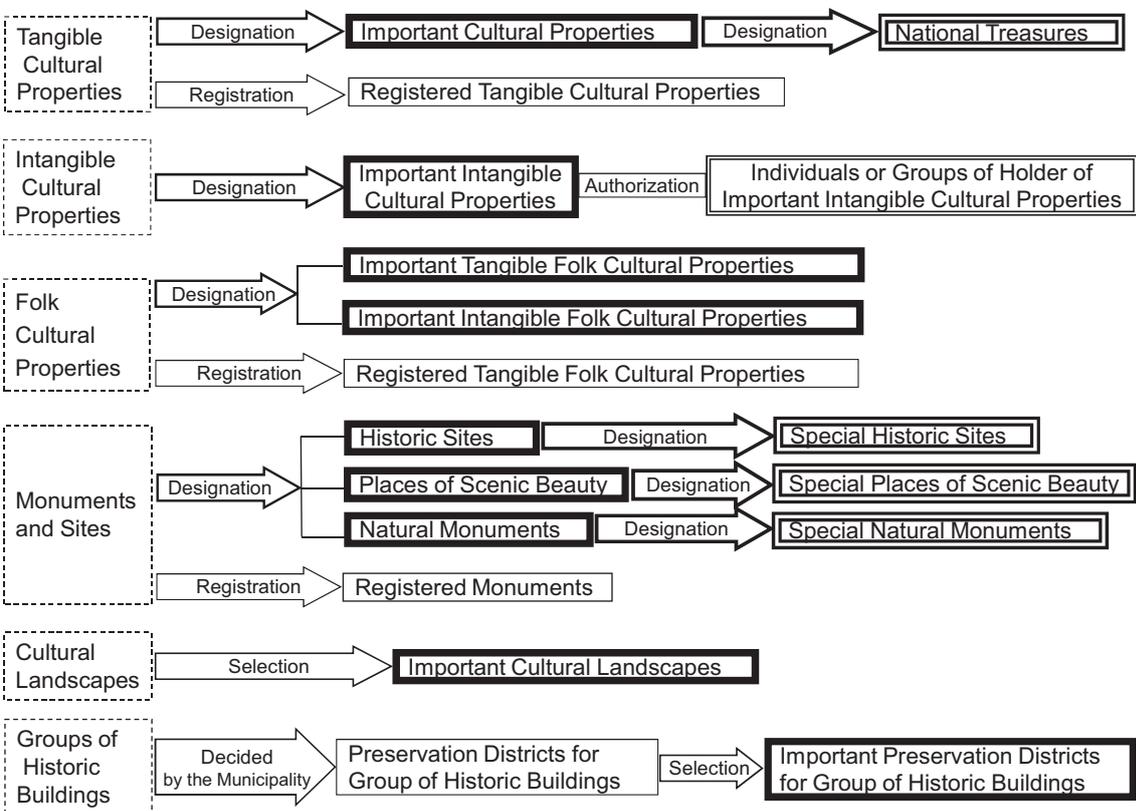
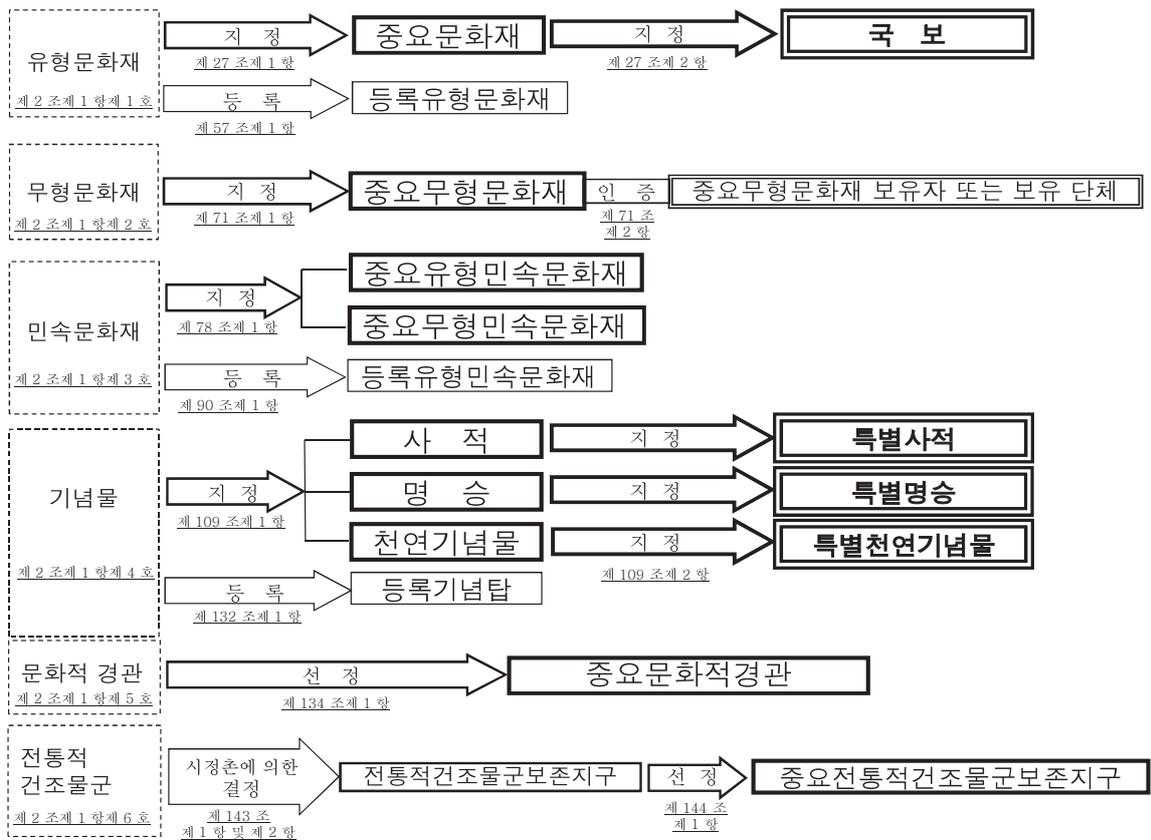
文化財保護法では、文化財を保存する技術の保護[第147条]及び埋蔵文化財の保護[第92条・第93条]についても規定している。

일본의 문화재 보호법은 문화재를 보존하는 기술 보호 [제 147 조] 및 매장 문화재의 보호 [제 92 조 · 제 93 조]에 대해서도 규정하고있다.

The Law also sets out to protect traditional conservation techniques and skills [Article 147.], as well as archaeological finds that remain buried in the earth [Article 92 & 93.].

- ▶ 文化財保存技術
문화재보존기술
Traditional Conservation Techniques
- ▶ 埋蔵文化財
매장문화재
Buried Cultural Properties





○日本における名勝と天然記念物の指定基準

(「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」より抜粋；原文縦書き)

名勝

左に掲げるもののうち我が国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの

一 動物

- (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (二) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- (三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- (四) 日本に特有な畜養動物
- (五) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (六) 特に貴重な動物の標本

二 植物

- (一) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (二) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (四) 代表的な原野植物群落
- (五) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- (六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (七) 洞穴に自生する植物群落
- (八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (十) 著しい植物分布の限界地
- (十一) 著しい栽培植物の自生地
- (十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

三 地質鉱物

- (一) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (二) 地層の整合及び不整合
- (三) 地層の褶曲及び衝上
- (四) 生物の働きによる地質現象
- (五) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (六) 洞穴
- (七) 岩石の組織
- (八) 温泉並びにその沈殿物
- (九) 風化及び浸食に関する現象
- (十) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (十一) 氷雪霜の営力による現象
- (十二) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又は国家的に価値が特に高いもの

○일본의 명승 및 천연기념물의 지정 기준

["특별 사적 명승 천연기념물 및 사적 명승 천연기념물 지정기준" (발췌)]

명승

다음 중 일본의 아름다움으로 빼놓을 수 없는 것으로 자연적인 것으로는 자연경관이 빼어난 것, 명소적 가치나 학술적 가치가 높은 것, 인위적인 것으로는 예술적 또는 학술적 가치가 높은 것

1. 공원, 정원
2. 교량, 제방
3. 화수, 꽃 잔디, 단풍, 수목 등의 군생하는 장소
4. 조류, 동물, 물고기, 벌레 등이 서식하고있는 장소
5. 암석, 동굴
6. 협곡, 폭포, 계류, 심연
7. 호수, 습지, 우키시, 용천
8. 사구, 사주, 해변, 도서
9. 화산, 온천
10. 산악, 구릉, 고원, 평원, 하천
11. 바라 보는 곳

특별명승

명승 중 가치가 특히 높은 것

천연기념물

다음에 열거하는 동물, 식물 및 지질 광물 중 학술상 귀중하며, 우리나라의 자연을 기념하는 것

1. 동물
 - (1) 일본 고유의 동물로 유명한 것 또는 그 서식처
 - (2) 일본 특유의 동물은 아니지만 일본의 유명한 동물로써 보존해야하는 것 또는 그 서식처
 - (3) 자연 환경에서 특유의 동물 또는 동물 군중
 - (4) 일본 특유의 가축
 - (5) 가축 이외의 동물에서 해외에서 우리나라에 도입되어 현재에서 야생 상태에있는 지명한 것 및 그 서식지
 - (6) 특히 귀중한 동물의 표본
2. 식물
 - (1) 유명한 나무, 큰 나무, 오래된 나무, 기형적인 나무, 재배식물의 원목, 가로수, 풀숲
 - (2) 대표적인 원시림, 희귀한 삼림식물
 - (3) 대표적인 고산 식물 지대, 특수 암석 땅 식물 군락
 - (4) 대표적인 들관식물군락
 - (5) 해안과 모래 땅 식물 군락의 대표적인 것으로
 - (6) 뗏장 형성 식물의 발생 지역의 대표적인 것으로
 - (7) 동굴에 자생하는 식물 군락
 - (8) 연못, 온천, 호수, 강, 바다 등에서 희귀 수초 류, 해조류, 이끼류, 미생물 등이 생기는 지역
 - (9) 착생초목이 많이 자라는 암석 또는 수목
 - (10) 현저한 식물 분포 한계 지역
 - (11) 현저한 재배식물 자생지
 - (12) 진기한 또는 멸종 위기 식물의 자생지
3. 지질광물
 - (1) 암석, 광물 및 화석 산출상태
 - (2) 지층 정합 및 부정합
 - (3) 지층의 습곡 및 상층
 - (4) 생물의 작용에 의한 지질 현상
 - (5) 지진단층 등 지괴운동에 관한 현상
 - (6) 동굴
 - (7) 암석 조직
 - (8) 온천 및 그 예금
 - (9) 풍화와 침식에 의한 현상
 - (10) 용암에 의해 생긴 구멍 및 화산활동으로 생성된 것
 - (11) 얼음, 눈, 서리에 의한 현상
 - (12) 특히 귀중한 암석, 광물 및 화석 표본
4. 보호해야할 천연기념물이 풍부한 대표적 구역 (천연보호구역)

특별천연기념물

천연 기념물 중 세계적으로 또는 국가적으로 가치가 특히 높은 것

○ Criteria for Designation of Place of Scenic Beauty and Natural Monument in Japan

(Criteria for Designation of Historic Site, Place of Scenic beauty, Natural Monument, Special Historic Site, Special Place of Scenic Beauty and Special Natural Monument [Excerpt])

Places of Scenic Beauty includes the following natural or man-made properties which are essential components of the beauty of Japan and excellent in terms of scenic beauty, sight-seeing or scientific value (natural objects) or in terms of artistic or scientific value (man-made properties).

1. Parks or gardens;
2. Bridges or embankments;
3. Places where plants or trees grow characterized by outstandingly beautiful flowers or autumn leaves;
4. Habitats of wildlife including birds, fish and insects;
5. Rocks, stones or caves;
6. Valleys, waterfalls, streams or deep pools;
7. Ponds, lakes, wetlands, floating water plants or fountains;
8. Sand dunes, sand bars, seacoast or islands;
9. Volcanoes or hot spas;
10. Mountains, hills, highlands, lowlands or rivers;
11. Viewpoints.

Special Places of Scenic Beauty are Places of Scenic Beauty which exhibit an especially high value

Natural Monuments includes the following animals, plants, geographical features and minerals which represent typical characteristics of the nature of Japan.

1. Animals
 - i) Animal species unique to Japan which possesses outstanding value and its habitat
 - ii) Animal species (not unique to Japan) of outstanding value which is in need of protection and its habitat
 - iii) Animal species or community unique to specific natural environment
 - iv) Livestock animal species unique to Japan
 - v) Other foreign animal species transferred from outside Japan but eventually naturalized in the ecosystem of Japan which possesses outstanding value and its habitat
 - vi) Animal specimen of outstanding value
2. Plants
 - i) Tree outstanding in reputation, size, age or shape; specimen tree of an ornamental species, a set of trees along a street or temple / shrine forest
 - ii) Typical primeval forest or rare forest plant flora
 - iii) Typical alpine plant zone or plant community unique to special stone environment
 - iv) Typical plant community unique to wilderness area
 - v) Typical plant community unique to seacoast or sand area
 - vi) Typical area where peat-forming plants occur
 - vii) Plant community naturally occurring in caves
 - viii) Fountain, hot spa, pond, lake, river, sea or other area where rare species of aquatic plant, algae, moss or micro-organism occurs
 - ix) Rock or tree with outstanding occurrence of epiphytes
 - x) Outstanding boundary area of plant distribution
 - xi) Outstanding area where ornamental plant species naturally occurs
 - xii) Place where rare or endangered plant species naturally occurs
3. Geological features and minerals
 - i) Rocks, minerals and fossils
 - ii) Geological conformity and unconformity
 - iii) Geological folding and thrust
 - iv) Geological phenomena caused by biological processes
 - v) Block movement such as earthquake fault
 - vi) Cave
 - vii) Rock composition
 - viii) Hot spa and sediment thereof
 - ix) Weathering and corrosion phenomena
 - x) Phenomena of fumarolic and volcanic activities
 - xi) Phenomena driven by ice, snow or frost
 - xii) Specimen of outstanding rocks, minerals or fossils
4. Area abundant in Natural Monuments which should be protected. (Natural Monument Protection Area)

Special Natural Monuments are Natural Monuments which exhibit an especially high national or international value

○重要文化的景観選定基準

- 一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地*のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの
 - (一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地
 - (二) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
 - (三) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
 - (四) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
 - (五) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
 - (六) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
 - (七) 道・広場などの流通・往来に関する景観地
 - (八) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地
- 二 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

* 注釈：「景観地」とは、文化財保護法が保護対象とする文化的景観が存在する地域の範囲（土地）のことをいう。これは、法令上、文化的景観を「有体物」として適用対象を特定するため、土地の範囲を以て規定したことを明らかにする趣旨から、「景観」ではなく、「景観地」の用語を充てたものである。なお、日本における文化的景観の保護制度では、『景観法』（2004）の規定に基づく「景観計画区域」又は「景観地区」内に所在する文化的景観のなかから、「重要文化的景観」を選定する仕組みとなっている。

○중요문화경관의 선정 기준

1. 지역주민들의 생활 또는 생업, 그리고 해당 지역의 풍토에 의해 형성된 다음과 같은 경관지* 중 일본국민의 기반이 되는 생활 또는 생업의 특색을 보여주는 것으로 전형적인 것 또는 독특한 것
 - (1) 논·밭 등 농경에 관한 경관지
 - (2) 역새밭·초지 등 건조지·방목에 관한 경관지
 - (3) 용재림·방재림 등 삼림의 이용에 관한 경관지
 - (4) 양식시설·김양식장 등 어로(漁撈)에 관한 경관지
 - (5) 저수지·수로·항구 등 물 이용에 관한 경관지
 - (6) 광산·채석장·공장지대 등 채굴·제조에 관한 경관지
 - (7) 도로·광장 등 유통·왕래에 관한 경관지
 - (8) 울타리·옥부림(屋敷林) 등 거주에 관한 경관지
2. 전항 각호에서 규정한 것이 복합된 경관지 중에서 일본국민의 기반적 생활 또는 생업의 특색을 나타내는 것으로 전형적 것 또는 독특한 것

* 주석: '경관지'는 '문화재보호법'이 보호 대상으로 하는 문화경관이 소재한 지역의 범위(토지)를 말한다. 이는 법률에서 문화적 경관을 '유체물'로서 적용 대상을 특정하였기 때문에 토지의 범위가 규정하는 의미를 명확히 하자는 취지에서 '경관'이 아니라 '경관지'의 용어를 사용한 것이다. 또한 일본의 문화적 경관 보호제도에서는 '경관법'(2004)의 '경관계획구역' 또는 '경관지구' 안에 소재하는 문화적 경관 중에서 '중요문화경관'을 선정하는 구조로 되어 있다.

○Criteria for the Selection of Important Cultural Landscapes

Important Cultural Landscapes consist of

1. One of the following cultural landscapes which have developed in association with the modes of life or livelihoods of the people and the natural features of region, and as such represent the typical or unique elements of the basic modes of life or livelihoods of our people:
 - (1) Cultural landscapes associated with agriculture such as rice paddies, farmland, etc.
 - (2) Cultural landscapes associated with manmade grassland or livestock ranching such as hayfields, pastureland, etc.
 - (3) Cultural landscapes associated with forest uses such as timber forests, disaster prevention forests, etc.
 - (4) Cultural landscapes associated with fisheries such as fish cultivation rafts, Nori seaweed cultivation fields, etc.
 - (5) Cultural landscapes associated with water uses such as reservoirs, waterways, harbor, etc.
 - (6) Cultural landscapes associated with mining or industrial manufacture such as mines, quarries, groups, etc.
 - (7) Cultural landscapes associated with transportation and communication such as roads, plazas, etc.
 - (8) Cultural landscapes associated with residences and settlements such as stone walls, hedges, coppices attached to premises, etc.
2. A combination of two or more cultural landscapes listed in the above, representing the typical or unique elements of the basic modes of life or livelihoods of our people.

○重要傳統的建造物群保存地区選定基準

伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の各号の一に該当するもの

- (一) 伝統的建造物が全体として意匠的に優秀なもの
- (二) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの
- (三) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの

○重要 전통건조물군보존지구의 선정 기준

전통건조물군보존지구를 형성하고 있는 구역 중 다음 각호에 해당하는 것

- (1) 전통건조물이 전체적으로 의장이 우수한 것
- (2) 전통건조물군 및 그 평면이 옛모습을 유지하는 것
- (3) 전통건조물군 및 그 주변 환경이 지역적 특색을 뚜렷하게 보여주는 것

○The classification standard of important preservation districts for groups of historic building

Those which make up preservation districts for group of historic buildings fall under one of the following.

- (1) Preservation districts for groups of historic buildings whose designs are of especially high value.
- (2) Preservation districts for groups of historic buildings and subdivision, whose original states is well preserved.
- (3) Preservation districts for groups of historic buildings and the environs which noticeably show local characteristics.

○登録記念物登録基準 (抜粋)

[名勝地関係]

公園、庭園その他の名勝地(名勝及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、原則として人文的なものにあつては造成後五十年以上を経過したもの又は自然的なものにあつては広く知られたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 造園文化の発展に寄与しているもの
- 二 時代を特徴づける造形をよく遺しているもの
- 三 再現することが容易でないもの

[動物、植物及び地質鉱物関係]

動物、植物及び地質鉱物(天然記念物及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、国土の成り立ち、自然の特徴又は人と自然の関わりを知る上で重要なものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 我が国において作り出された飼育動物及び飼育地
- 二 我が国において作り出された栽培植物及び生育地
- 三 動物、植物並びに岩石、鉱物及び化石の標本
- 四 前三号に掲げるもの以外の地域独特の自然物又は自然現象

○등록기념물의 등록 기준 (발췌)

[명승지 관계]

공원, 정원 기타 명승지(명승 및 문화재보호법 제182조 제2항의 규정사항을 지방자치단체가 지정하고 있는 경우 제외) 중 원칙으로서 인문적인 것의 경우 조성 후 50년 이상 경과한 것 또는 자연적인 것의 경우 널리 알려진 것 중에서 다음의 각호 중에 해당하는 것

- 1. 조원문화의 발전에 기여하고 있는 것
- 2. 시대적 특징을 나타내는 조형을 잘 유지하고 있는 것
- 3. 재현하기 쉽지 않은 것

[동물, 식물, 지질광물 관계]

동물, 식물, 지질광물(천연기념물 및 문화재보호법 제182조 제2항의 규정사항을 지방자치단체가 실시하고 있는 경우 제외) 중 국토의 성립, 자연의 특징, 사람과 자연의 관계를 파악하는 데 중요한 것으로서 다음 각호 중에 해당하는 것

- 1. 일본에서 생성된 사육동물 및 사육지
- 2. 일본에서 생성된 재배식물 및 생육지
- 3. 동물, 식물, 암석, 광물, 화석표본 등
- 4. 전항 제3호에 언급한 것 외 지역의 독특한 자연물 또는 자연 현상

○Criteria for the Registration of Registered Monuments and Sites [Excerpt]

[Registration Criteria for places of scenic beauty]

Places of scenic beauty refer to parks, gardens, and other places of scenic beauty (excluding those designated as Places of Scenic Beauty pursuant to the provision of Clause 1 of Article 109 of the *Law for Protection of Cultural Properties* and those esigned by local governments pursuant to the provision of Clause 2 of Article 182 of the *Law for the Protection of Cultural Properties*), that, in principle, have existed for 50 years or longer if human-made and that are widely known to the public if natural, and that fall under any of the following:

- (1) Places that have contributed to the development of landscaping culture;
- (2) Places where structures or designs characteristic of a certain period are preserved in good condition; or
- (3) Places that are hard to reproduce.

[Registration Criteria for animals, plants, geographical features and minerals]

Animals, plants, geological features, and minerals that can be registered as monuments are those that are essential for understanding the formation of national land, natural features, or the relationship between humans and nature and that fall under any of the following (excluding those designated as Natural Monuments pursuant to the provision of Clause 1 of Article 109 of the *Law for Protection of Cultural Properties* and those designated by local governments pursuant to the provision of Clause 2 of Article 182 of the *Law for the Protection of Cultural Properties*):

- (1) Domestic animals developed in Japan and their breeding areas;
- (2) Cultivated plants developed in Japan and their habitats;
- (3) Animals, plants, rocks, and mineral and fossil specimens; or
- (4) Natural objects or phenomena peculiar to certain areas other than those listed in the foregoing three clauses.

○世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（抄）

第I章 文化遺産及び自然遺産の定義

第1条 この条約の適用上、「文化遺産」とは次のものをいう。

記念工物：建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居並びにこれらの物件の組合せであって、歴史上、芸術上又は学術上の観点から顕著な普遍的な価値を有するもの

建造物群：独立し又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上の観点から顕著な普遍的価値を有するもの

遺跡：人工の所産又は人工と天然が結合した所産、並びに考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、観賞上、民族学上又は人類学上の観点から顕著な普遍的な価値を有するもの

第2条 この条約の適用上、「自然遺産」とは次のものをいう。

無生物又は生物の生成物又は生成物群から成る特徴のある自然の地域であって、観賞上又は学術上の観点から顕著な普遍的価値を有するもの

地質学的又は地形学的形成物及び脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地又は自生地として区域が明確に定められている地域であって、学術上又は保全上の観点から顕著な普遍的価値を有するもの

自然の風景地及び区域が明確に定められている自然の地域であって、学術上、保全上又は自然の美しさの観点から顕著な普遍的価値を有するもの

第3条 前二条に規定する種々の物件で自国の領域内に存在するものを認定し及びその区域を定めることは、締約国の役割である。

○세계 문화 유산 및 자연 유산의 보호에 관한 협약（발췌）

I. 문화유산 및 자연유산의 정의

제1조 (문화유산) 본 협약의 목적상 '문화유산'이란 다음과 같은 것을 말한다:

기념물: 건축물, 기념적 의의를 갖는 있는 조각 및 회화, 고고학적 성격을 띠고 있는 유물 및 구조물, 금석문, 혈거 유적지 및 혼합유적지 중 역사, 예술 및 학문적으로 현저한 세계적 가치를 갖는 있는 유산

건축물군: 독립된 또는 연속된 구조물들, 그의 건축성, 균질성 또는 풍경 안의 위 치로부터 역사상, 미술상 현저한 보편적 가치를 갖고 있는 유산

유적지: 인공의 소산 또는 인공과 자연의 결합의 소산 및 고고학적 유적을 포함한 구역에서 역사상, 관상상, 민족학상 또는 인류학상 현저한 보편적 가치를 갖고 있는 유산

제2조 (자연유산) 본 협약의 목적상 '자연유산'이란 다음을 말한다:

무기적 또는 생물학적 생물들로부터 이룩된 자연의 기념물로서 관상상 또는 과학상 현저한 보편적 가치를 갖는 것

지질학적 및 지문학적 생물들과 이와 함께 위협에 처해 있는 동물 및 생물의 종의 생식지 및 자생지로서 특히 특정 구역에서 과학상, 보존상 나아가서 자연의 미관상 현저한 보편적 가치를 갖는 것

과학, 보존, 자연미의 시각에서 볼 때 뛰어난 보편적 가치를 주는 정확히 드러난 자연지역이나 자연유적지

제3조 각 협약가입국은 위의 제1조 및 제2조에 따라 자국 영토내에 위치한 여러 유산을 조사 및 파악한다.

○Convention concerning the Protection of World Cultural and Natural Heritage [Excerpt]

I. DEFINITION OF THE CULTURAL AND NATURAL HERITAGE

Article 1

For the purposes of this Convention, the following shall be considered as "cultural heritage":

monuments: architectural works, works of monumental sculpture and painting, elements or structures of an archaeological nature, inscriptions, cave dwellings and combinations of features, which are of outstanding universal value from the point of view of history, art or science;

groups of buildings: groups of separate or connected buildings which, because of their architecture, their homogeneity or their place in the landscape, are of outstanding universal value from the point of view of history, art or science;

sites: works of man or the combined works of nature and man, and areas including archaeological sites which are of outstanding universal value from the historical, aesthetic, ethnological or anthropological point of view.

Article 2

For the purposes of this Convention, the following shall be considered as "natural heritage":

natural features consisting of physical and biological formations or groups of such formations, which are of outstanding universal value from the aesthetic or scientific point of view;

geological and physiographical formations and precisely delineated areas which constitute the habitat of threatened species of animals and plants of outstanding universal value from the point of view of science or conservation;

natural sites or precisely delineated natural areas of outstanding universal value from the point of view of science, conservation or natural beauty.

Article 3

It is for each State Party to this Convention to identify and delineate the different properties situated on its territory mentioned in Articles 1 and 2 above.

注記： 条約原文(第30条の規定により、アラビア語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により等しく正文として作成されている。)において、それぞれの条文の趣旨等を示す表題は示されていないが、第1条は「文化遺産の定義」、第2条は「自然遺産の定義」、第3条は「遺産の認定と区域の特定」というべきものといえる。

第1条には、「記念工物」、「建造物群」、「遺跡」として項目の名称が示されていて、土地に定着した文化遺産に想定されるそれぞれの諸要素・様態等から、類型上の観点によって定義を示しているといえる。これに対して、第2条においては、内容上3つの項目を立てながらもその名称は示さずに、(1)「無生物又は生物の生成物又は生成物群から成る特徴のある自然の地域」、(2)「地質学的又は地形学的形成物」及び「脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地又は自生地」として区域が明確に定められている地域、(3)「自然の風景地」及び「区域が明確に定められている自然の地域」として、類型上の観点も示されているが、これは諸要素・様態等というよりも、いわば、遺産として保護すべき重点となる観点を示したものといえる。

文化遺産と自然遺産の定義にみられるこのような構造上の違いは、それぞれの遺産の本質とその保護の観点を反映したもので、条約成立の経緯からすれば、文化遺産と自然遺産の保護に関わる国際的な取組が、それぞれに構築してきたスキームにも深い関わりを有しているものと考えられる。

世界遺産条約の第3条は、条約の趣旨が及ぶ遺産について、締約国が主体的に認定し、区域を定めることを規定している。世界遺産条約に示された「遺産」の定義に関する理解においては、しばしば、この第3条に関して十分認知されていない場合も多いように思われるが、条約の章立てにも表れているように、本来、この3つの条文をひとつのまとまりとして理解する必要がある。したがって、少し窮屈な理解を示せば、第1条及び／又は第2条に該当する遺産であっても、第3条の条件を満たさなければ、世界遺産条約の直接的な適用対象にはまったく含まれないと考えるべきである。この第3条は、世界遺産条約の履行上、「遺産」をどのように理解するかという点で極めて重要であり、それぞれの遺産とその保護を講じるための範囲を特定するという主体(世界遺産条約履行上の観点からは、条約に締結した国家等)の措置又はその行為・行動等を含めて、はじめて将来に受け継ぐべき「遺産」として定義するという立場を明確にしているものといえる。

(平澤 毅)

참고： 세계유산협약의 원문(제30조의 규정에 의해 아랍어, 영어, 프랑스어, 러시아어, 스페인어로 동등하게 정문으로 작성되어 있음)에서는 각각 조문의 취지 등을 나타내는 제목은 없지만 제1조 ‘문화유산의 정의’, 제2조 ‘자연유산의 정의’, 제3조 ‘유산의 인정과 구역의 특정’으로 파악할 수 있다.

제1조에는 ‘기념물’, ‘건조물군’, ‘유적지’ 등의 항목 명칭이 기재되어 있는데 이것들은 토지에 정착한 문화유산에서 상정(想定)할 수 있는 여러 가지 요소 및 양상 등을 고려한 유형의 관점에서 내려진 정의라고 할 수 있다. 제2조에서는 내용을 3부분으로 나누고 있는데 제1조와 같은 항목 명칭은 없다. 내용은 (1) ‘무기적 또는 생물학적 생성물들로부터 이룩된 자연의 기념물’, (2) ‘지질학적 및 지문학적 생성물’ 및 ‘위협에 처해 있는 동물 및 생물의 종의 생식지 및 자생지’로서 구역이 명확히 정해진 지역, (3) ‘정확히 드러난 자연지역이나 자연유적지’이다. 제2조의 내용은 유형상의 관점도 포함되어 있지만 제1조와 같이 여러 가지 요소 및 양상을 고려한 것이라기 보다는 유산으로서 보호해야 할 중점(重点)이 되는 관점을 제시한 것이라 하겠다.

문화유산과 자연유산의 정의에서 볼 수 있는 이러한 구조상 차이는 각각의 유산의 본질과 보호의 관점을 반영한 것이라고 할 수 있다. 협약이 성립된 경위로 보아 문화유산 및 자연유산의 보호와 관련된 국제적인 시책이 각각 구축해 온 기획과도 깊은 연관성을 가지는 것으로 생각된다.

세계유산협약 제3조는 협약의 취지가 적용되는 유산에 대하여 체약국이 주체적으로 인정하고, 구역 지정을 실시하도록 규정하고 있다. 세계유산협약에서 제시된 ‘유산’의 정의에 대한 이해는 이 제3조를 불충분하게 인지한 경우도 많다고 생각되지만 조약의 항목 구성에서 보이는 것과 같이 본래 3개의 조문을 하나의 내용으로 생각해야 할 필요성이 있다. 따라서 여기에 좁은 견해를 피력하자면 제1조 및/또는 제2조에 해당되는 유산이라 하더라도 제3조의 조건을 충족시키지 않으면 세계유산협약의 직접적인 적용 대상에는 절대 포함되지 않는다고 보아야 할 것이다. 이 제3조는 세계유산협약의 이행상 ‘유산’을 어떻게 이해해야 되는냐는 점에서 매우 중요하며, 각각의 유산과 그 보호책을 강구하기 위한 범위를 특정하는 주체(세계유산협약 이행의 관점에서 언급하자면 협약체결 등을 행한 국가 등)의 조치 또는 그 행위・행동 등을 포함시켜야 미로소 미래에 계승해야 할 “유산”으로 정의한다는 입장을 분명히 하고 있다.

(히라사와 츠요시)

Note: While any title for each Article are not mentioned in the original text of the World Heritage Convention, Article 1 shall be understood as the ‘definition of cultural heritage’, Article 2 as the ‘definition of natural heritage’ and Article 3 as the ‘authorization of properties and decision of their area’.

Article 1 defines three items named “monuments”, “groups of buildings” and “sites”, which could show varieties of immovable cultural heritage on the basis of materials, forms, states and so on. On the other hand, Article 2 also defines the groups of items in the contents, but not named, in the basis of three perspectives. That is, the groups of items as follows; 1) “natural features consisting of physical and biological formations or groups of such formations”, 2) “geological and physiographical formations” and “precisely delineated areas which constitute the habitat of threatened species of animals and plants” and 3) “natural sites” or “precisely delineated natural areas”.

Such different description of cultural and natural heritage could not only be influenced by each approach for ‘heritage’, but also by historical background of international efforts to protect cultural and natural properties on separately, in and before the process of the establishment of the World Heritage Convention..

Article 3 mentions the role of the State Parties which proactively authorize properties with significance in their territory and decide the area for the protection of them. Fundamentally, the definition of the ‘heritage’ in the Convention should be recognized as a whole context of Chapter I, not only with Article 1 and 2. However, it tends to ignore its importance of Article 3, although this article is extremely important in terms of the implementation of the World Heritage Convention. It should be understood the meanings of the definition of ‘heritage’ as for that the items could not be ‘heritage’ without some principal body’s act on authorization of properties and decision of their area.

(HIRASAWA, Tsuyoshi)

Summary Record of the Research Symposium, 2012

on the "Management of Natural Heritage as Cultural Properties"

1. Introduction

The Management Research Symposium for Cultural Sites, the first session of which was held on February 16 and 17, 2012, is designed to build on the achievements of the Research Symposiums on the Preservation and Utilization of Historic Sites (FY2006–FY2010) to explore ideal management systems and specific measures for the protection of historic sites and other monuments, from general, comprehensive, and cross-sectional viewpoints. This paper outlines the purpose and the outcome of the first session of the symposium, held under the theme of the "Management of Natural Heritage as Cultural Properties," and indicates the future direction of this meaningful attempt.

2. Reasons for emphasis on "natural heritage as cultural properties"

Recently in Japan, the protection of cultural properties has been widely undertaken under the "Basic Scheme for Historic and Cultural Properties," the "Plan for the Maintenance and Improvement of the Beautiful Historical Scenery in the Region," and other arrangements in which cultural heritage is treated as an integral part of the local community at large. This tendency is also widely observed in the restoration of historic sites, which is generally carried out in a manner that emphasizes the close association of these sites with other local cultural and natural assets, instead of preserving and utilizing the sites independently.

Even in projects designed to preserve cultural properties in a comprehensive manner, however, the main focus is often placed on properties that are easily recognized as "historic heritage," such as historic sites and buildings of cultural value, and only secondary importance seems to be given to their association with the natural environment that constitutes the foundation of the local community and natural assets that represent the community.

On the other hand, various international initiatives have been launched to identify and preserve local natural assets, taking into consideration their close association with local cultural assets, while special importance is placed on ensuring the sustainability of the local community. These initiatives include those carried out by the Global Geopark Network (GGN) and the Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS) that is supported by the Food and Agricultural Organization (FAO).

The importance of the close relationships between biological diversity and the natural environment and between local life and local culture (or cultural assets that represent culture) is now drawing a higher degree of global attention, as indicated by the discussions that took place repeatedly during the International Year of Biological Diversity, 2010. It is no longer an exaggeration to say that understanding is now growing worldwide that close attention should be first paid to the association between local cultural and natural assets when considering measures for protecting such.

Behind this understanding is the recognition of the essential and tight linkage between biological diversity and cultural diversity—two of the most important factors that should be considered when discussing the sustainable development of the world, or, in other words, the inseparability between local culture and the local natural environment.

In Korea, meanwhile, extensive discussions had taken place on the protection of cultural properties since the 2000s, which led to the agreement to rename "cultural properties" as "national heritage" and to roughly group national heritage into two categories: cultural heritage and natural heritage, as part of their efforts toward developing a new framework for cultural policy to better reflect the recent domestic and international situations and the rapidly changing needs of society. Especially, the Cultural Heritage Administration of Korea has been

promoting intensive measures for the designation and protection of important places of scenic beauty that can serve as a bridge connecting cultural heritage with natural heritage. Following such a move, the National Research Institute of Cultural Heritage of Korea established the Research Division of Natural Heritage in 2006 to promote research on natural heritage, while launching various initiatives focusing on natural elements of cultural heritage through its affiliated facility, the Natural Heritage Center.

It is against this backdrop that we adopted the term, "natural heritage as cultural properties," which sounds somewhat strange, as part of the theme of the first session of this research symposium, hoping that the strangeness of this term would emphasize the existence of natural elements in cultural properties.

3. Contents of the Research Symposium

Organized for the purpose mentioned above, the first session of the Research Symposium consisted of three lectures, three anecdotal reports, and a panel discussion, which included presentations of the cases of Korea and Geoparks. As two Korean researchers were invited to this session, a booklet containing the lectures and reports were produced in Japanese and Korean, and an interpretation service was provided to ensure smooth communications.

At the start of the session, HIRASAWA Tsuyoshi explained the aim of this session and outlined the direction of this Research Symposium by discussing the perspectives concerning "cultural properties" and "natural heritage as cultural properties," while talking about such issues as: materials, the process of procuring materials and cultural properties; nature itself and cultural properties; humans/nature and cultural properties; the preservation of historic sites, places of scenic beauty and natural monuments; and the management of natural heritage as cultural properties, in order to emphasize the importance of natural elements in cultural properties.

On the first day of the session (February 16), Dr. KAMEYAMA Akira, professor emeritus of Tokyo University of Agriculture and Technology, delivered a keynote lecture titled Cultural Properties and Nature, which was followed by two lectures: Cultural Property of Natural Monuments in Japan by Dr. KATSURA Yuzo, chief senior specialist for cultural properties, Monuments and Sites Division, Agency for Cultural Affairs; and Recent Developments and Current Status of Natural Heritage in Korea by Mr. LEE Wi-Su, previous director of the Natural Heritage Center, National Research Institute of Cultural Heritage, Korea. Through these three lectures, the basic concept of and attitude toward cultural property management were highlighted.

On the second day (February 17), three anecdotal reports were given: Our Homeland of the Oriental White Stork Flying Sedately by Ms. MATSUI Takayo, Toyooka City Board of Education, Hyogo Prefecture; Forest in Village of Korea by Dr. JANG Miah, committee member of the Juridical Foundation "Forest of Life," Korea; and Itoigawa Geopark (Niigata Prefecture); Preservation and Utilization of Natural Heritage by Dr. TAKENOUCI KOU, Itoigawa City Board of Education, Niigata Prefecture, in which cases of cultural property management focusing around birds, plants, and geology/minerals were presented.

In the keynote lecture, Dr. Kameyama discussed the "characteristics of natural heritage as cultural properties" in light of places of scenic beauty, natural monuments, natural parks, and forest ecosystem reserves, referring to the project implemented in the Kamikochi highlands, and remarked that natural heritage as cultural properties can be best characterized by a tolerance to different concepts of heritage. He then discussed the evaluation of natural heritage in light of naturalness, historical importance,

and aesthetic value. He also made mention of the idea of treating cultural properties, including historic sites and buildings of historic importance, as part of the local community, referring to the case of Hinode-machi, Nishitama-gun, Tokyo, and focusing on landscaping that reflects the relationship between men and nature and the value of cultural properties as local assets. He concluded that the characteristics of local culture have been nurtured over a centuries-long period, affected by local geographical, geological, and climatic conditions, flora and fauna, residents, and the interactions among all these factors.

Next, Dr. Katsura spoke about the “essential nature of local communities represented by groups of cultural properties.” He placed focus on the characteristics of natural monuments that retain the memories of all the critical moments of the Earth’s evolution, along with geological factors; earthquakes, volcanic eruptions, climatic and weather events; geographical and soil evolution; flora; fauna; humans; history; culture; and life in general. He maintained that all cultural properties are based on natural elements, and they play a role in combining the knowledge and wisdom necessary for living in the local community and in providing guidelines for action and selection for the future. He also made mention of the Great East Japan Earthquake, and in this connection, he referred to various cultural properties that have served as reminders of past disasters, thus emphasizing the importance of preserving and making comprehensive use of cultural properties as a symbol of the wisdom handed down for generations in Japan—an island nation so prone to disasters.

This was followed by a presentation by Mr. Lee on the development of Korea’s policy on natural heritage, especially how the policy has been changed and expanded since the 1990s, parallel to the strengthening of the environmental policy. He discussed problems concerning the designation and protection of natural monuments and places of scenic beauty, which are currently categorized “natural heritage as cultural properties,” and enumerated the purposes for protecting such “natural heritage as cultural properties.” These purposes include: increasing opportunities for citizens to appreciate culture by preserving remnants of local cultural and natural history; enhancing the landscape characteristics of the country by preserving traditional scenic spots; promoting academic research on natural heritage as cultural properties; building platforms for preserving and utilizing traditional biological resources; and achieving a greater national consensus on the preservation of natural heritage.

As the first anecdotal report, Ms. Matsui presented the experience of Toyooka City in Hyogo Prefecture in protecting giant salamanders in the Izushi River, creating a pleasant environment for both people and Oriental white storks, preserving the Genbudo caves, and developing the San-in Coast Geopark. Through this presentation, she showed that natural heritage as cultural properties can effectively contribute to local revitalization.

Next, Dr. Jang spoke about the “Forest in Village” program, a new initiative launched to protect natural monuments in Korea, focusing on its concept, characteristics, and typological classification. She also made mention of three specific activities to show the current status of forest management and utilization, the response of local residents, and the tasks undertaken by governmental agencies (Korea Forest Service, Cultural Heritage Administration, Ministry of Agriculture and Forestry).

The last anecdotal report was given by Mr. Takenouchi, who explained the philosophy and mechanism of the Geopark program, which aims to evoke community-wide interest in local geological and geographical features in order to promote local revitalization. He gave an outline of the Itoigawa Geopark, including local resources used in the program (geological background, ecosystem, and culture) and the activities of the program (protection, education, and geo-tourism).

All the ideas and cases presented in these lectures and reports indicated that nature and cultural heritage are closely associated with each other and that they are an inseparable part of local life. In this sense, we may say that cultural properties, whether natural or human-made, can exist only by virtue of their relationships with humans themselves.

4. Topics of the Discussion, the Outcome, and the Future Direction of the Symposium

Prior to the discussion scheduled for the afternoon on the second day, the lecturers and presenters met together as panelists to determine the topics to be discussed based on the six questions submitted by the audience. These topics included: identification and evaluation of natural heritage as cultural properties; surveys, research, and protection measures; utilization of natural heritage; and the management and administration system.

At the beginning of the discussion, each of the panelists presented his or her view on the preceding lectures and reports as a whole, and it turned out that all of them shared the recognition that cultural properties consist of both natural and cultural elements and that these elements should, essentially, be treated collectively in light of the relationships between humans and nature, or the emotional attachment that people have to their local communities.

Next, the individuals who submitted the questions were asked to give comments to supplement their questions, to which the panelists offered their opinions as well as additional views from various different angles. To be specific, these questions were related to: the identification of natural heritage as cultural properties; the relationship between the protection of endangered species and the protection of natural heritage as cultural properties (especially natural monuments); the identification of resources in Geoparks; feeding damage caused by wild animals; the preservation and utilization of gigantic and old trees; the treatment of gifts given by natural heritage as cultural properties; and the government’s policy and scheme for protecting natural monuments/places of scenic beauty and the natural environment.

The discussion revealed that in both Japan and Korea, different criteria are applied for the protection of endangered species and for the preservation of natural monuments. In case of the former, the urgency of the protection of specific species is measured based on the current population, while in case of the latter, the importance of the monuments is determined in light of their relationships with humans. The panelists also emphasized that the recent increase of feeding damage caused by wild animals is basically attributable to the explosive increase of the human population during the past 50 years and to the drastic changes in social structures and living environments, which led to the destruction of the harmonious relationship between wild animals and humans.

The most important points raised during the entire symposium were as follows: (1) The significance of natural heritage as cultural properties is recognized always in the context of their relationships with local residents; (2) With the passage of time and the advancement of society, people have developed a deeper insight into natural and cultural heritage, and with a deepening of the understanding of the background behind such heritage, have become increasingly appreciative of their value; (3) In Japan and Korea, the harmonious relationship between humans and nature that had been historically maintained has been largely destroyed due to the rapid changes in social structures and living environments, which is at the root of many of the problems that face us today.

The local natural environment is the foundation of local life and the source of local culture, and various natural heritages are given life when they are connected with local residents and culture. In this light, we may say that one of the topics that have to be discussed at future sessions of the Management Research Symposium for Cultural Sites is the public nature of heritages, namely, how cultural and natural heritages, such as ruins, are recognized by people and how they are associated with culture. Other important themes for future sessions of the symposium include: development of plans for the preservation and utilization of individual local heritages for local revitalization; the arrangements necessary for implementing such plans; and the future of local communities.

HIRASAWA Tsuyoshi
Head of Sites Management Research Section,
Nara National Research Institute for Cultural Properties

Management Research Symposium for Cultural Sites (the 1st)

- a. Theme: "Management of Natural Heritage as Cultural Properties"
- b. Date: 16Thursday-17Friday, February, 2012
- c. Place: Hall in the Material Pavilion of the Heijo Palace site
- d. Secretariat: Sites Management Research Section, Department of Cultural Heritage,
Nara National Research Institute for Cultural Properties

e. Programme

*the 1st day

12:30-13:30 Registration

13:30-13:35 Opening speech

ONO Kenkichi (Director of Department of Cultural Heritage)

Explanation of aim etc.; About "Protection of Natural Heritage as Cultural Properties"

13:35-14:05 HIRASAWA Tsuyoshi (Head of Sites Management Research Section)

Keynote Address Cultural Properties and Nature

14:05-15:05 KAMEYAMA Akira

(Professors Emeritus, Tokyo University of Agriculture and Technology)

Break 15:05-15:20

Lecture 1 Cultural Property of Natural Monuments in Japan

15:20-16:10 KATSURA Yuzo (Chief Senior Specialist for Cultural Properties,

Monuments and Sites Division, Agency for Cultural Affairs)

Lecture 2 Recent Developments and Current Status of Natural Heritage in Korea

16:10-17:15 LEE Wi-Su (previous Director, Natural Heritage Center,

National Research Institute of Cultural Heritages, Korea)

*the 2nd day

Anecdotal report 1 Our Homeland of the Oriental White Stork Flying Sedately

9:35-10:25 MATSUI Takayo (Toyooka City Board of Education, Hyogo Prefecture)

Anecdotal report 2 "Forest in Village" of Korea

10:30-10:30 JANG Miah (Committee Member, Juridical Foundation "Forest of Life", Korea)

Anecdotal report 3 Itoigawa Geopark

11:15-12:00 TAKENOUCHEI Kou (Itoigawa City Board of Education, Niigata Prefecture)

12:00-12:10 Summarization of Lectures and Reports [secretariat; AOKI Tatsuji]

Break 12:10-14:00

14:00-16:15 Integrated Discussion (Coordinator: HIRASAWA Tsuyoshi)

Notes

1. The purpose of this report is to give an overview of the first session of the Management Research Symposium for Cultural Sites, held under the theme of the “Management of Natural Heritage as Cultural Properties” (hereinafter referred to as “the Research Symposium”) on February 16 (Thu.) and 17 (Fri.), 2012, in the auditorium of the Heijo Palace Site Museum.
2. The Research Symposium was planned and organized by the Sites Management Research Section of the Department of Cultural Heritage, Nara National Research Institute for Cultural Properties, while ONO Kenkichi , HIRASAWA Tsuyoshi, and AOKI Tatsuji took charge of the preparatory work and operation of the symposium. The Research Symposium was attended by more than 70 people, including Japanese local government employees, researchers, and individuals involved in relevant projects, as well as Korean researchers.
3. Prior to the Research Symposium, a 50-page booklet titled Lectures and Reports for the FY2011 Management Research Symposium for Cultural Sites (the 1st Session), “Management of Natural Heritage as Cultural Properties” was produced in Japanese and Korean, and published on February 15, 2012 by the Nara National Research Institute for Cultural Properties (hereinafter referred to as “the Booklet”). At the Research Symposium, Japanese and Korean researchers delivered lectures and reports on problems pertaining to natural heritage as cultural properties, their protection, and relevant efforts. Remarks by Korean researchers and Japanese speakers were translated into Japanese and Korean by consecutive and simultaneous interpretation, respectively, so that the contents of their remarks could be fully shared among the participants, including the audience.
4. While the study reports contained in this report were written in FY2012 upon our request, it should be noted that the organizational affiliations are as of the time of the Research Symposium.
5. This report consists of two parts: I. Study Reports and II. Information Documents, and was produced in Japanese, Korean, and English.
6. In the Japanese part of this report, I. Study Reports contains additional commentaries made to reflect the results of the Research Symposium, while II. Information Documents provides a record of the Research Symposium, including the outline of the symposium and a list of participants, as well as an explanation of the purpose of the Research Symposium (February 16), summaries of the lectures and reports (February 17), and summaries of the integrated discussion (February 17). The Japanese text of the report made by Dr. JANG Miah contained in I. Study Reports was translated by Dr. Jang herself.
7. In the Korean part of this report, I. Study Reports contains the Korean abstracts of the lectures and reports contained in the Booklet after some revision, while II. Information Documents provides a record of the Research Symposium, including the outline and purpose of the symposium, as well as summaries of the lectures and reports (February 16 and 17) and summaries of the integrated discussion (February 17). The texts contained in I. Study Reports excluding those of Mr. LEE Wi-Su and Dr. JANG Miah were translated from Japanese to Korean.
8. For the purpose of reference, II. Information Documents also contains: the provisions of Article 2, Clause 1 (4) to (6) of the Law for the Protection of Cultural Properties of Japan that define “monuments and sites,” “cultural landscapes,” and “groups of historic buildings” under the Japanese system for cultural properties protection; the categories of cultural properties in Japan; the criteria for designation of place of scenic beauty and natural monument; the criteria for the selection of important cultural landscapes; the classification standard of important preservation districts for groups of historic buildings; the criteria for the registration of monuments and sites, excluding historic sites; and Chapter I of the Convention concerning the Protection of World Cultural and Natural Heritage, “Definition of the Cultural and Natural Heritage” (Article 1-3), in Japanese, Korean, and English, while comments are added.
9. In the Japanese part of this report, the texts of the explanation of the purpose of the Research Symposium (February 16), the summaries of the lectures and reports (February 17), and the summaries of the integrated discussion (February 17) were compiled by HIRASAWA Tsuyoshi based on the transcript of the audio recording of the remarks. Each speaker was asked to check his or her transcribed remarks for accuracy prior to publication. Some expressions in the remarks were altered only to the extent that the contents of the remarks were not changed.
10. This report is provided with tables of contents in Japanese and Korean, which apply to the Japanese and Korean parts of the report, respectively. At the end of the report, a table of contents and an outline of the Research Symposium are provided in English.
11. Congress Corporation rendered cooperation regarding the translation and interpretation work for the Research Symposium.
12. This report was edited by HIRASAWA Tsuyoshi, assisted by Dr. JANG Miah in the Korean texts.

"Management of Natural Heritage as Cultural Properties"

The Reports of the Management Research Symposium for Cultural Sites (the 1st)

Table of Contents

I. Study Reports (in Japanese and Korean)

Cultural Properties and Nature	006
KAMEYAMA Akira (Professors Emeritus, Tokyo University of Agriculture and Technology)	
To Consider the Management of Natural Heritage as Cultural Properties	016
KATSURA Yuzo (Chief Senior Specialist for Cultural Properties, Monuments and Sites Division, Agency for Cultural Affairs)	
Recent Developments and Current Status of Natural Heritage in Korea	020
LEE Wi-Su (previous Director, Natural Heritage Center, National Research Institute of Cultural Heritages, Korea)	
Our Homeland of the Oriental White Stork Flying Sedately	032
MATSUI Takayo (Toyooka City Board of Education, Hyogo Prefecture)	
Concept and Current Status of “Forest in Village” of Korea	038
JANG Miah (Committee Member, Juridical Foundation “Forest of Life”, Korea)	
Itoigawa Geopark; Preservation and Utilization of Natural Heritage	054
TAKENOUCHEI Kou (Itoigawa City Board of Education, Niigata Prefecture)	
About “Natural Heritage as Cultural Properties”	060
HIRASAWA Tsuyoshi (Head of Sites Management Research Section, Nara National Research Institute for Cultural Properties)	
* Symposium Scene	070
* Presentation Slides	071

II. Information Document

* Summary Record of the Research Symposium	154
* References	144

研究集会開催実績

■遺跡整備・活用研究集会 (2006～2010年度)

第1回 平成19年(2007)1月25日(木)・26日(金)

テーマ「教育面に関する活用」

第2回 平成20年(2008)1月25日(金)・26日(土)

テーマ「遺跡の保存管理・公開活用と指定管理者制度」

第3回 平成21年(2009)1月30日(金)・31日(土)

テーマ「埋蔵文化財の保存・活用における遺構露出展示の成果と課題」

第4回 平成22年(2010)1月28日(木)・29日(金)

テーマ「遺跡内外の環境と景観 ～遺跡整備と地域づくり～」

第5回 平成23年(2011)1月21日(金)・22日(土)

テーマ「地域における遺跡の総合的マネジメント」

심포지엄 개최 실적

■유적 정비・활용 심포지엄 (2006~2010년도)

제1회 2007년 1월 25일(목)・26일(금)

테마 “교육적 활용”

제2회 2008년 1월 25일(금)・26일(토)

테마 “유적의 보존・활용과 지정관리자 제도”

제3회 2009년 1월 30일(금)・31일(토)

테마 “매장문화재의 보존・활용에서의 유구 노출전시의 성과 및 과제”

제4회 2010년 1월 28일(목)・29일(금)

테마 “유적 내외의 환경과 경관 ~유적정비와 지역활성화~”

제5회 2011년 1월 21일(금)・22일(토)

테마 “지역에서의 유적에 대한 종합적 매니지먼트”

The Research Symposiums on Preservation and Utilization of Historic Sites

(Organized by Nara National Research Institute for Cultural Properties, from Fiscal 2006 to 2010)

1st January 25 Thu.- 26 Fri., 2007

Utilization of the Archaeological Site from the Viewpoint of Education

2nd January 25 Fri.- 26 Sat., 2008

Preservation and Utilization of Historic Sites, and the Specified Management System under the Local Autonomy Law

3rd January 30 Fri.- 31 Sat., 2009

Current Issues regarding *In Situ* Exhibition of Archaeological Features from a view point of Preservation and Utilization of Buried Cultural Properties

4th January 28 Thu.- 29 Fri., 2010

Environments and Landscapes of Inside and Outside of Cultural Sites;
Sites Management and Regional Promotion

5th January 21 Fri.- 22 Sat., 2011

Comprehensive Management of Cultural Sites and Heritages

"Management of Natural Heritage as Cultural Properties"

The Reports of the Management Research Symposium for Cultural Sites (the 1st)

Issued on 20 December 2012

Edited and Published by
Sites Management Research Section,
Department of Cultural Heritage,
Nara National Research Institute for Cultural Properties,
(Independent administrative agency) National Institute for Cultural Heritage
2-9-1, Nijo-cho, Nara City, Nara Prefecture, Japan, #630-8577

자연적 문화재의 매니지먼트

유적 등 매니지먼트 심포지엄 (제1회) 보고서

발행일 2012년 12월 20일

편집 및 발행 독립행정법인 국립문화재기구
나라 (奈良) 문화재연구소
문화유산부 유적정비연구실
〒630-8577 나라현 나라시 니쵸쵸 2-9-1

自然的文化財のマネジメント

— 平成23年度 遺跡等マネジメント研究集会 (第1回) 報告書 —

発行日 2012年12月20日

編集発行者 独立行政法人国立文化財機構
奈良文化財研究所
文化遺産部遺跡整備研究室
〒630-8577 奈良県奈良市二条町二丁目9番1号

印刷者 能登印刷株式会社
〒924-0013 石川県白山市番匠町293番地

ISBN978-4-905338-20-8